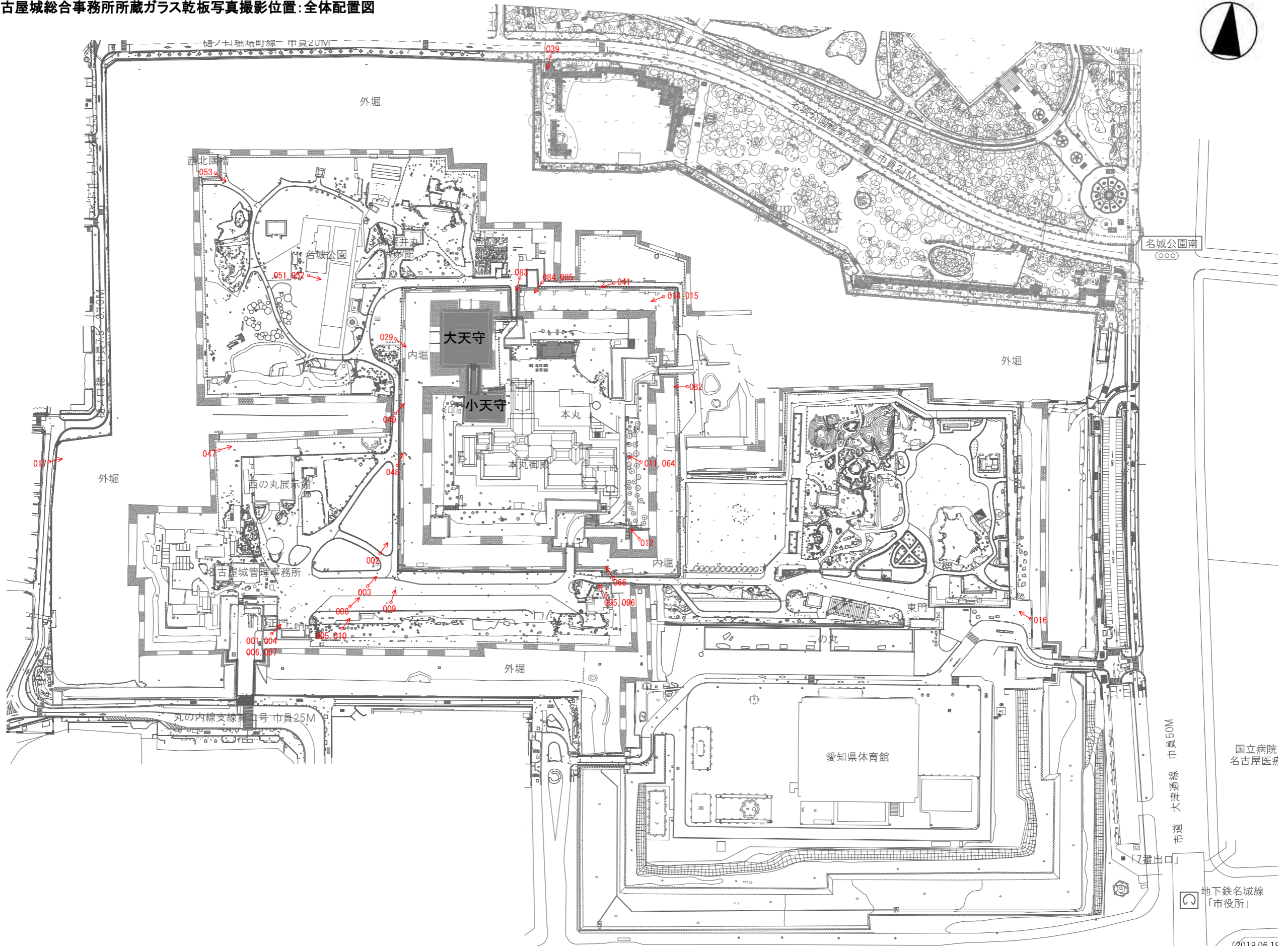


(4)古写真

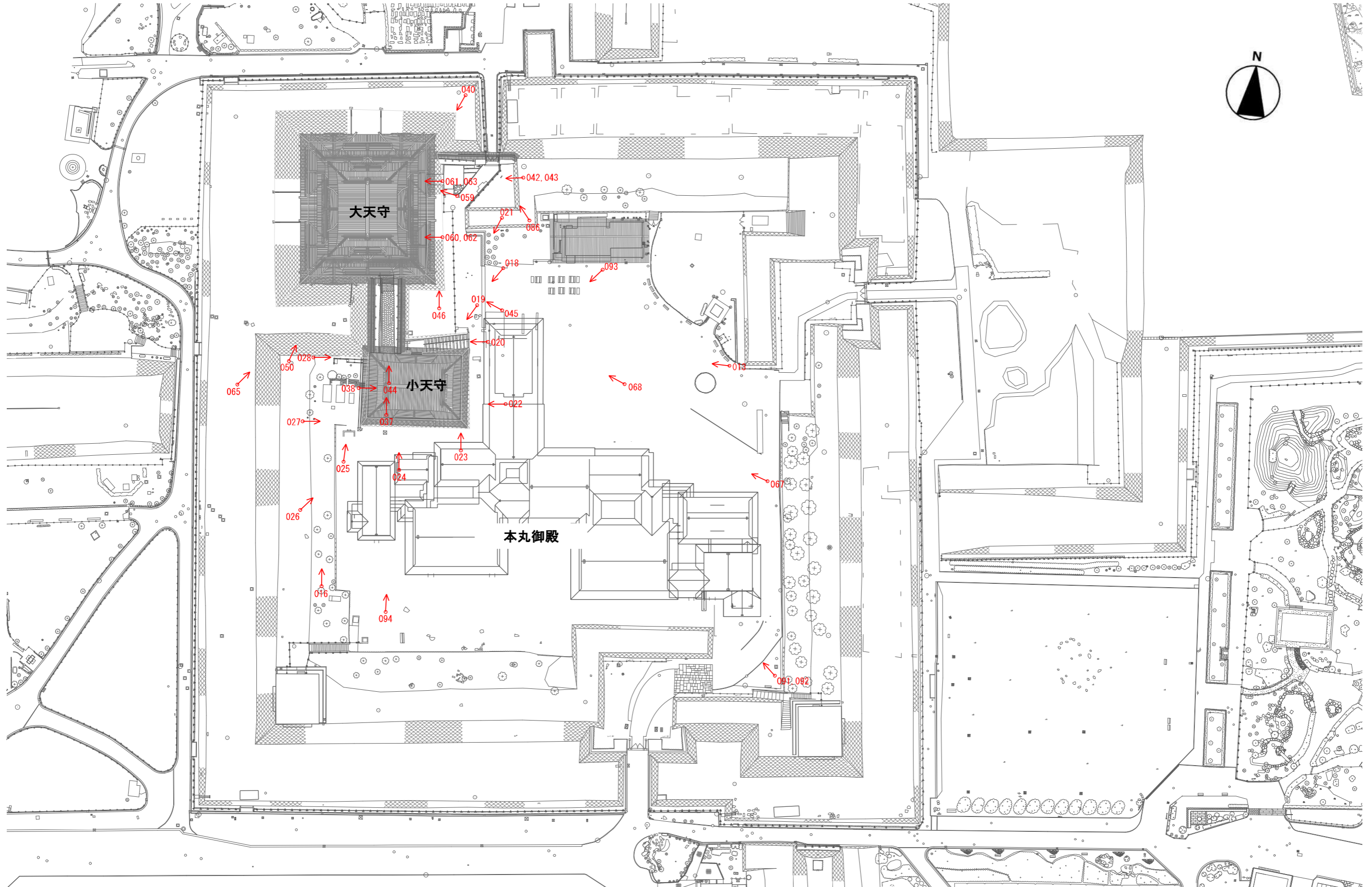
■名古屋城総合事務所所蔵ガラス乾板写真撮影位置:全体配置図



図【資】-4.4.1 名古屋城総合事務所所蔵ガラス乾板写真撮影位置:全体配置図

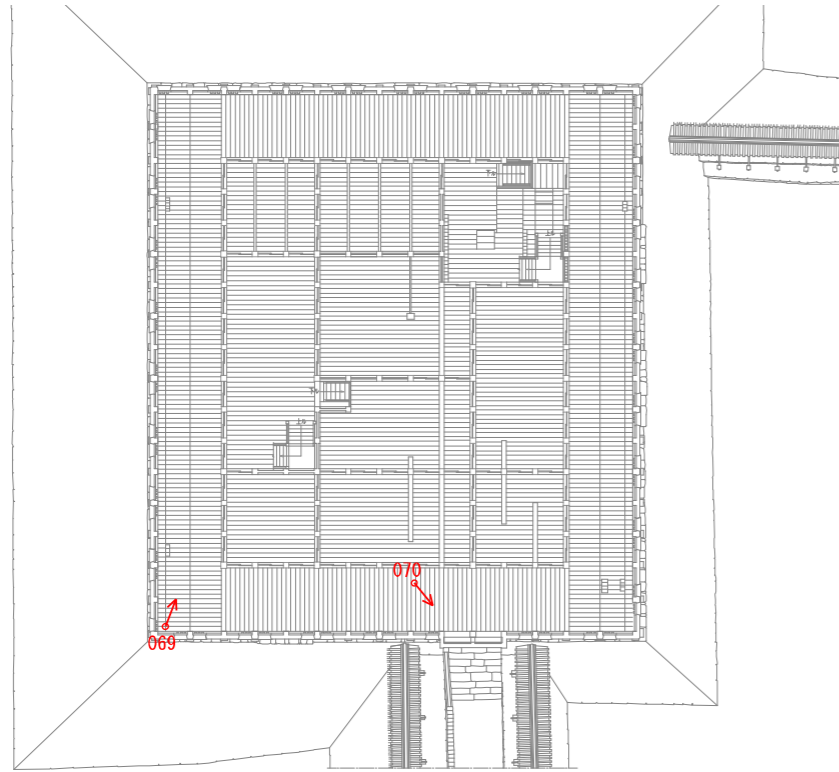
2019.06.16

■名古屋城総合事務所所蔵ガラス乾板写真撮影位置:本丸内苑配置図

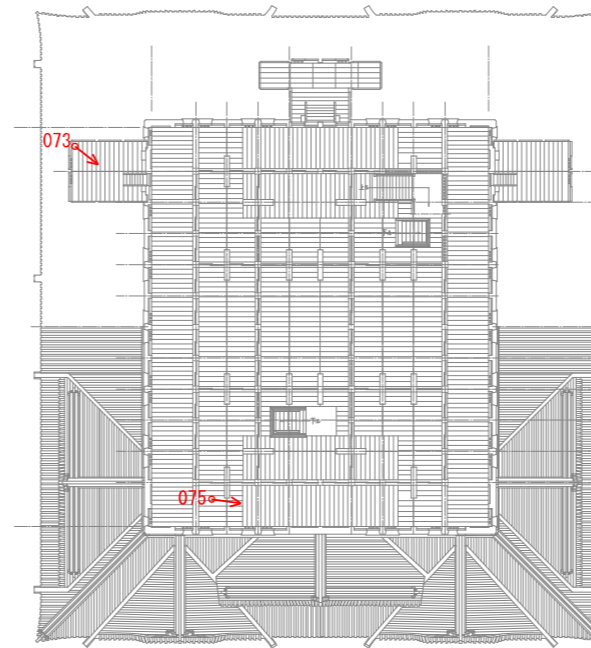


図【資】-4.4.2 名古屋城総合事務所所蔵ガラス乾板写真撮影位置:本丸内苑配置図

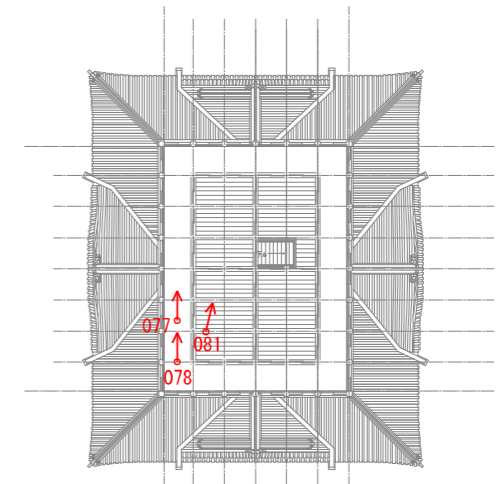
■名古屋城総合事務所所蔵ガラス乾板写真撮影位置:大天守内部



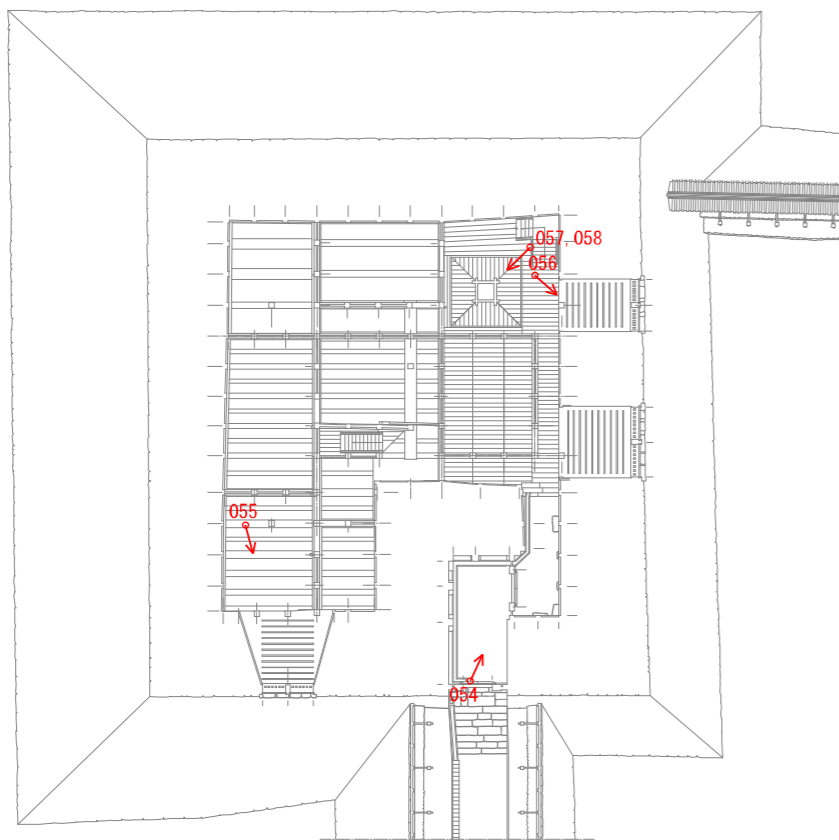
大天守・一階平面図 1/500



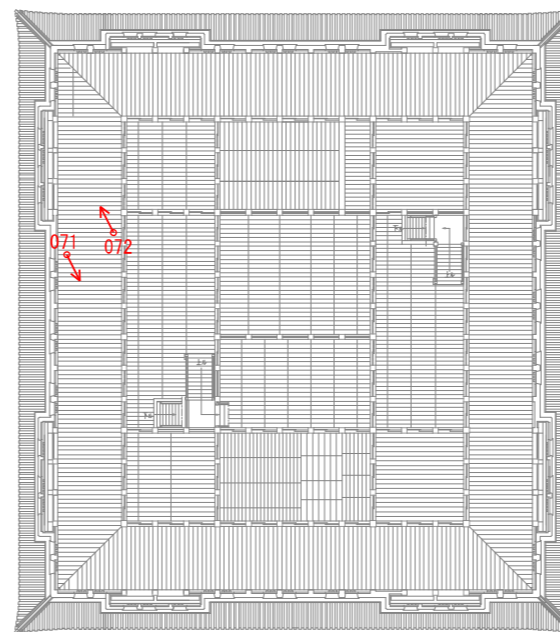
大天守・三階平面図 1/500



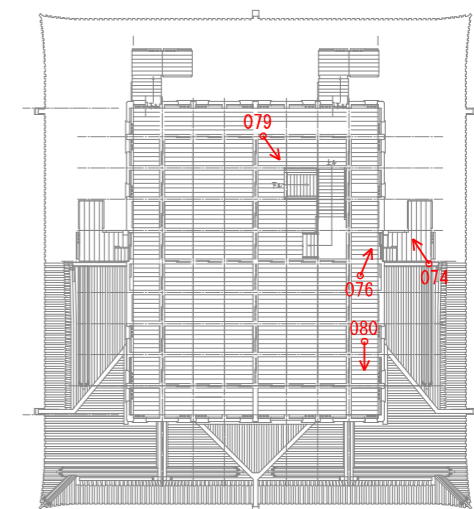
大天守・五階平面図 1/500



大天守・地階平面図 1/500



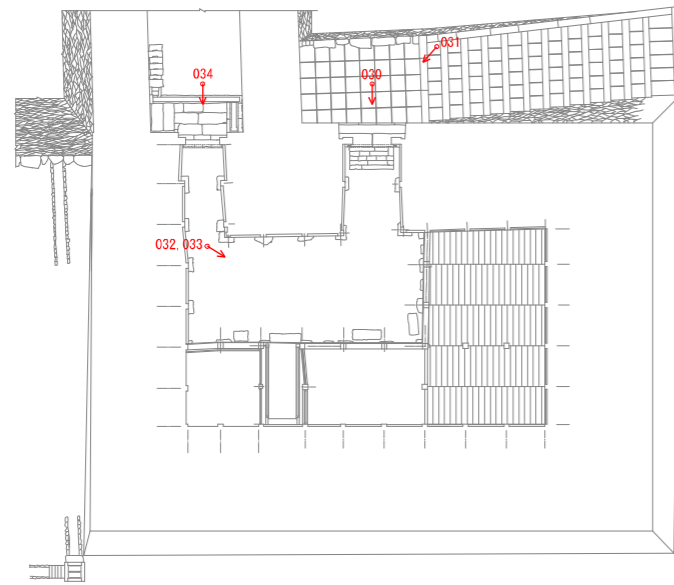
大天守・二階平面図 1/500



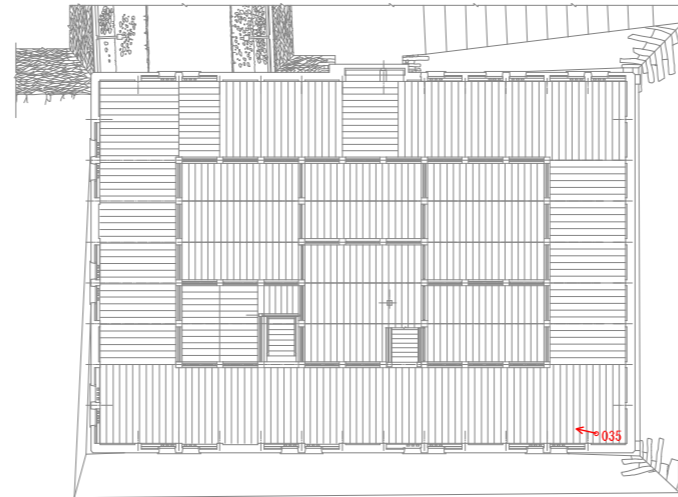
大天守・四階平面図 1/500

図【資】-4.4.3 名古屋城総合事務所所蔵ガラス乾板写真撮影位置(大天守内部):各階平面図

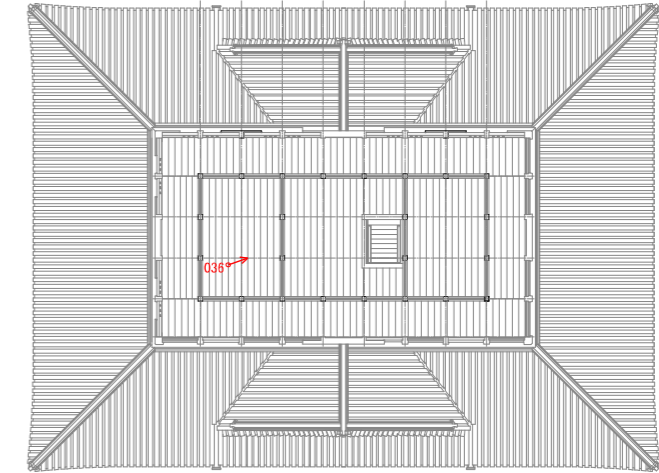
■名古屋城総合事務所所蔵ガラス乾板写真:小天守内部



小天守・地階平面図 1/250



小天守・一階平面図 1/250



小天守・二階平面図 1/250

図【資】-4.4.4 名古屋城総合事務所所蔵ガラス乾板写真撮影位置(小天守内部):各階平面図

■名古屋城総合事務所所蔵ガラス乾板写真抜粋(天守が写されているカット)



001 15-21-14 本丸郭内遠景(南西面)



003 15-32-19 本丸郭内遠景(南西面)



002 15-31-8 本丸郭内遠景(南西面)



004 15-1-11 本丸郭内遠景(南西面)



005 15-1-12 本丸郭内遠景(南西面)



007 15-33-6 本丸郭内遠景(南西面)



006 15-33-3 本丸郭内遠景(南西面)



008 15-33-13 本丸郭内遠景(南西面)



009 15-34-4 本丸郭内遠景(南西面)



011 37-35-4 本丸敷地内建造物(焼失)俯瞰



010 15-34-8 本丸郭内遠景(南西面)



012 37-18-6 本丸敷地内建造物(焼失)俯瞰



013 40-36-1 本丸地内天守閣(焼失)への通路 天守東面



015 42-36-6 大小天守閣(焼失)東面



014 42-18-9 大小天守閣(焼失)東面



016 43-35-14 大小天守閣(焼失)南面



017 44-18-13 大小天守閣(焼失)西面



019 46-36-4 小天守閣(焼失)北面石垣



018 45-35-13 小天守閣(焼失)北面



020 47-33-14 小天守閣(焼失)東北面石垣・石段



021 48-18-19 小天守閣(焼失)東北面



023 51-35-6 小天守閣(焼失)南面石垣



022 49-36-2 小天守閣(焼失)東面石垣



024 50-36-5 小天守閣(焼失)南面



025 52-17-15 小天守閣(焼失)西南面



027 53-34-18 小天守閣(焼失)西面石垣



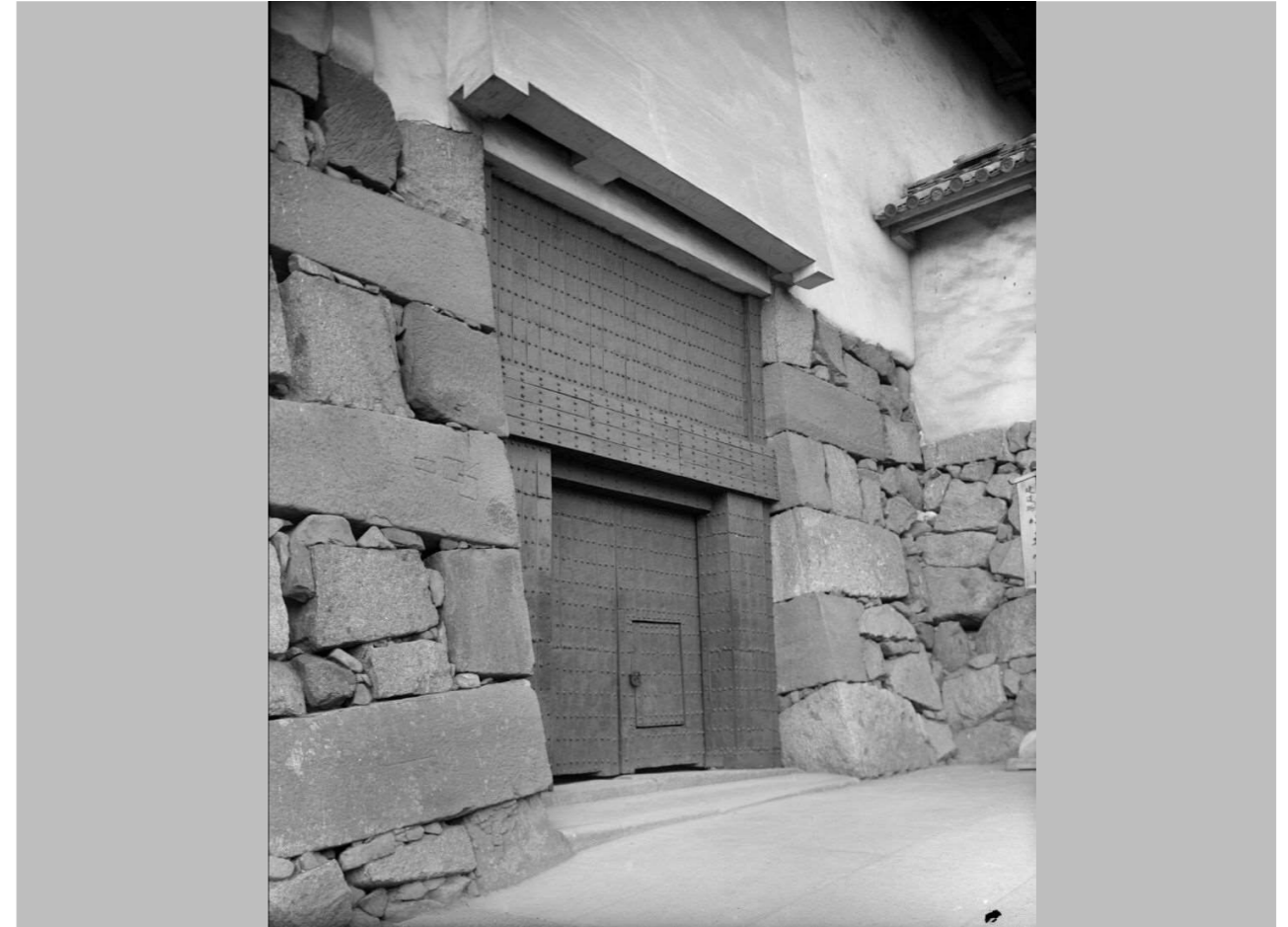
026 52-18-8 小天守閣(焼失)西南面



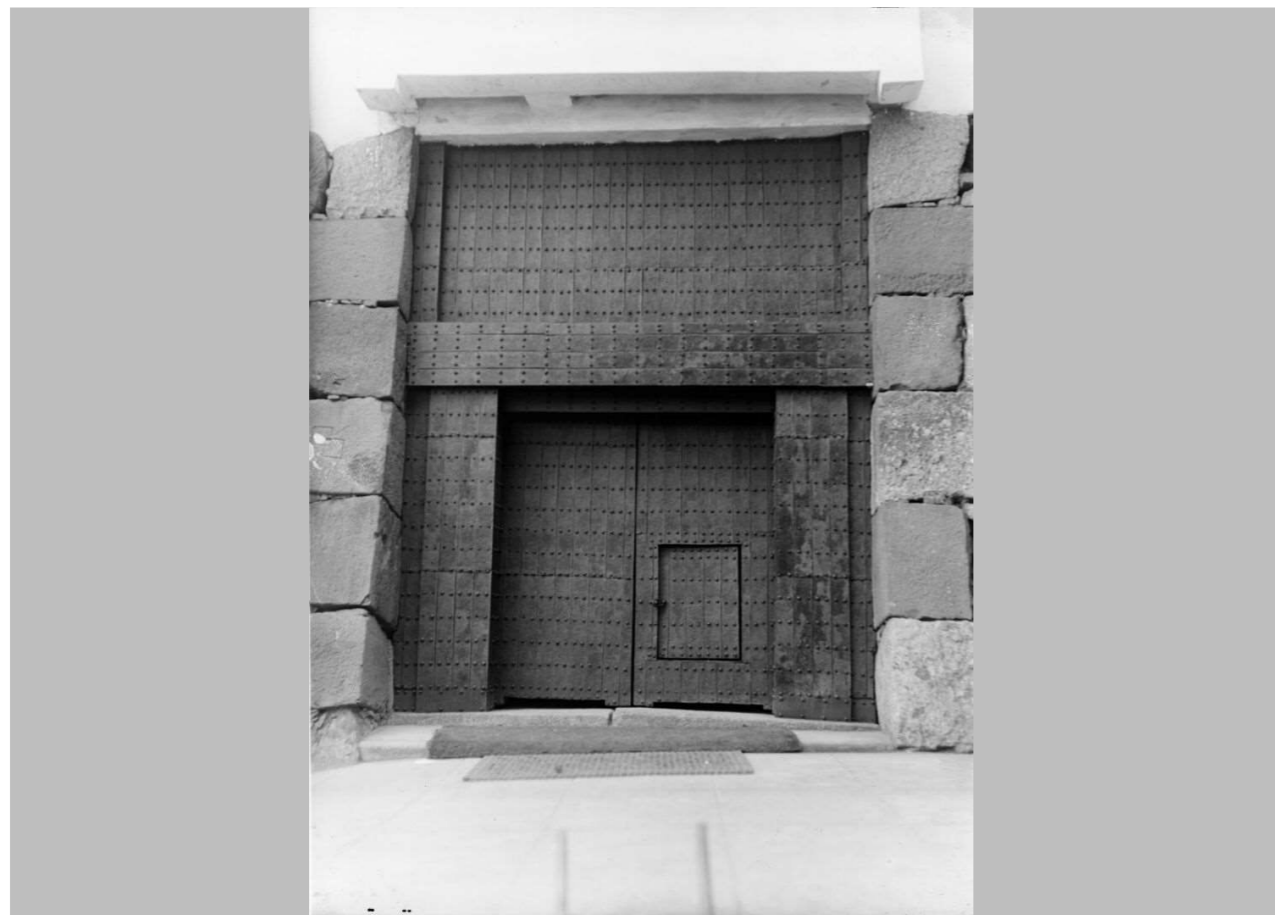
028 54-35-11 小天守閣(焼失)西面



029 55-18-14 御深井丸より小天守閣(焼失)西北面を望む



031 56-18-1 小天守閣表門(口御門)(焼失)北面



030 56-35-16 小天守閣表門(口御門)(焼失)北面



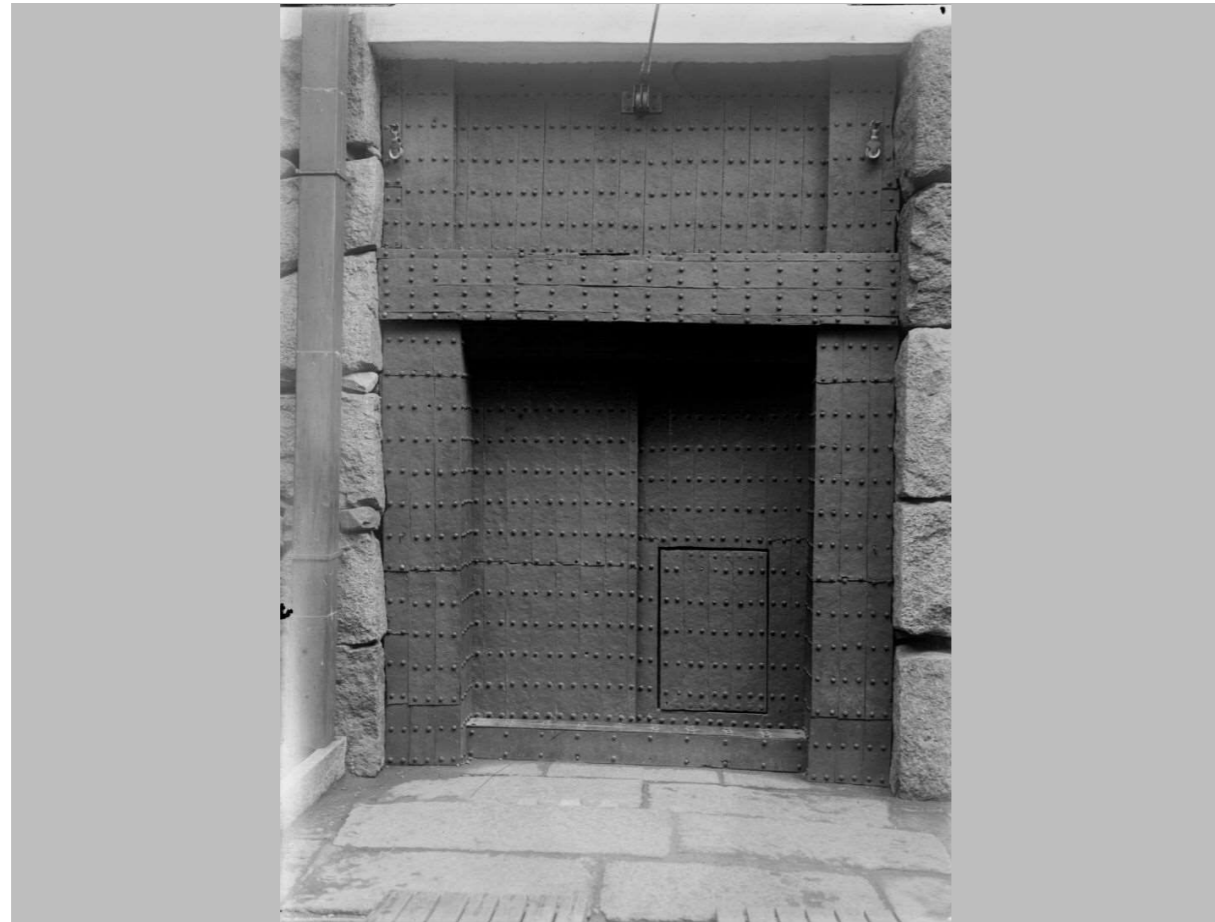
032 57-19-7 小天守閣内地階(焼失)東南側



033 57-36-2 小天守閣内地階(焼失)南東側



035 58-19-2 小天守閣内一階(焼失)南入側



034 75-34-19 小天守閣橋台口門(奥御門)(焼失)北面



036 59-19-8 小天守閣内二階(焼失)東北側



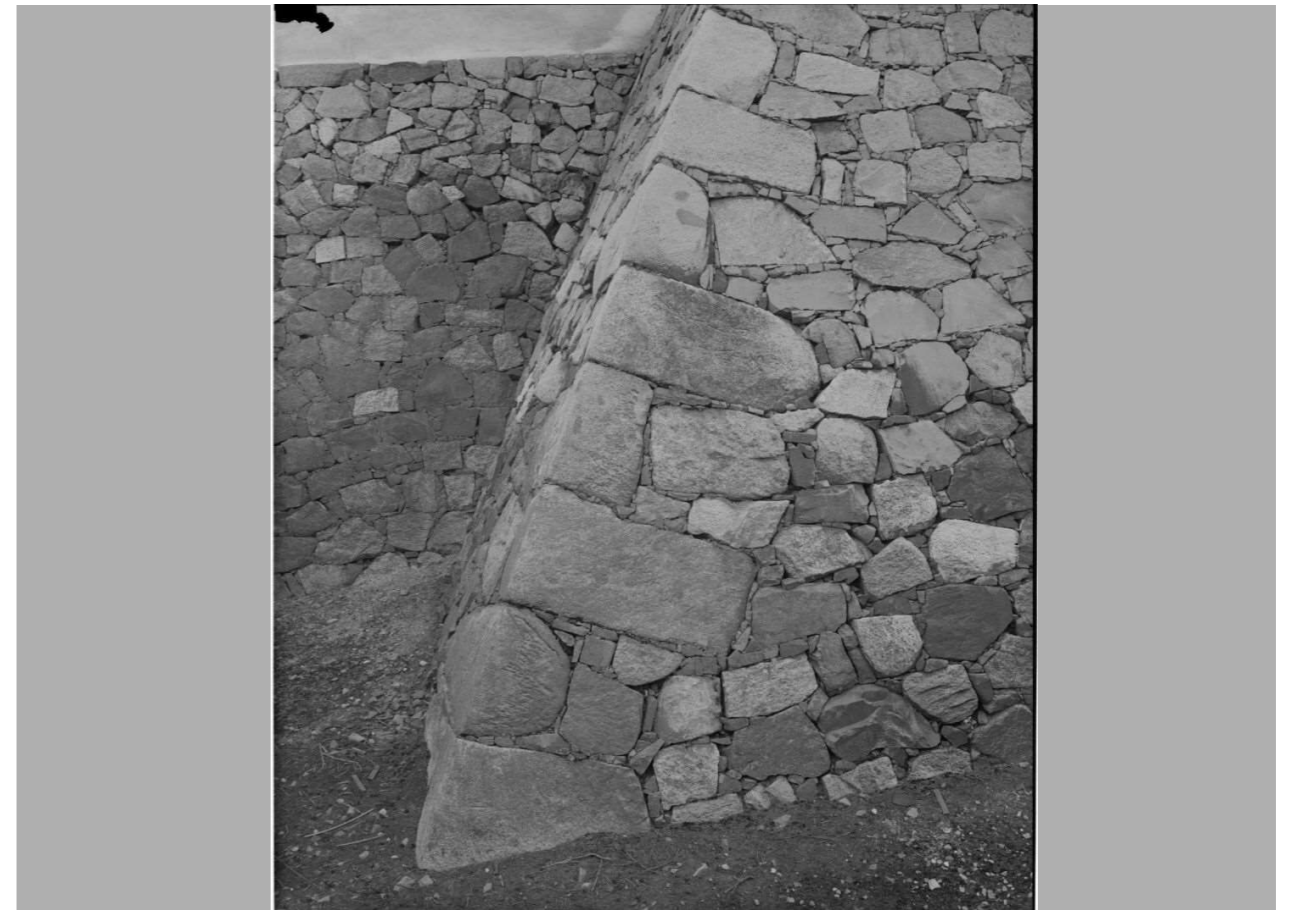
037 61-35-8 小天守閣(焼失)棟上銅鯨(西方)



039 62-18-5 練兵場(現名城公園)より天守閣(焼失)東北面を望む



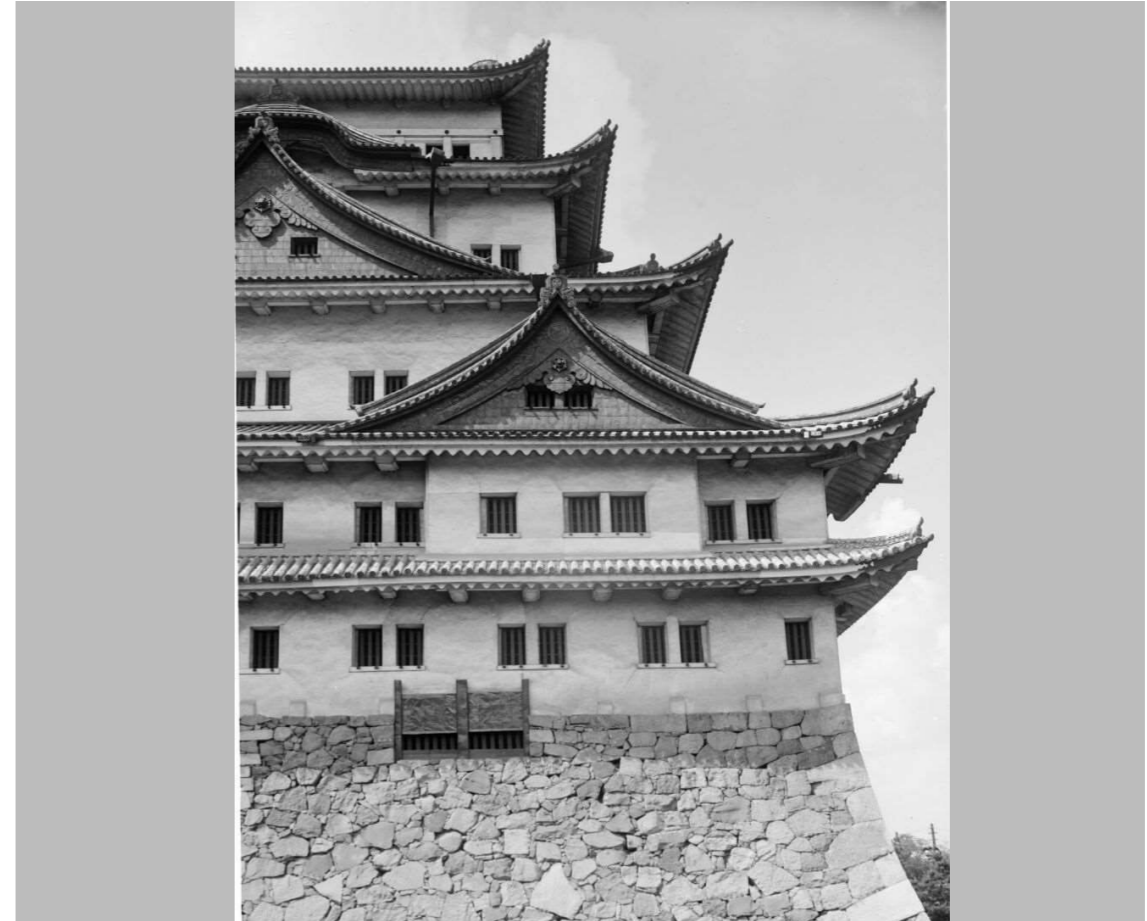
038 60-35-12 小天守閣(焼失)東面妻部懸魚



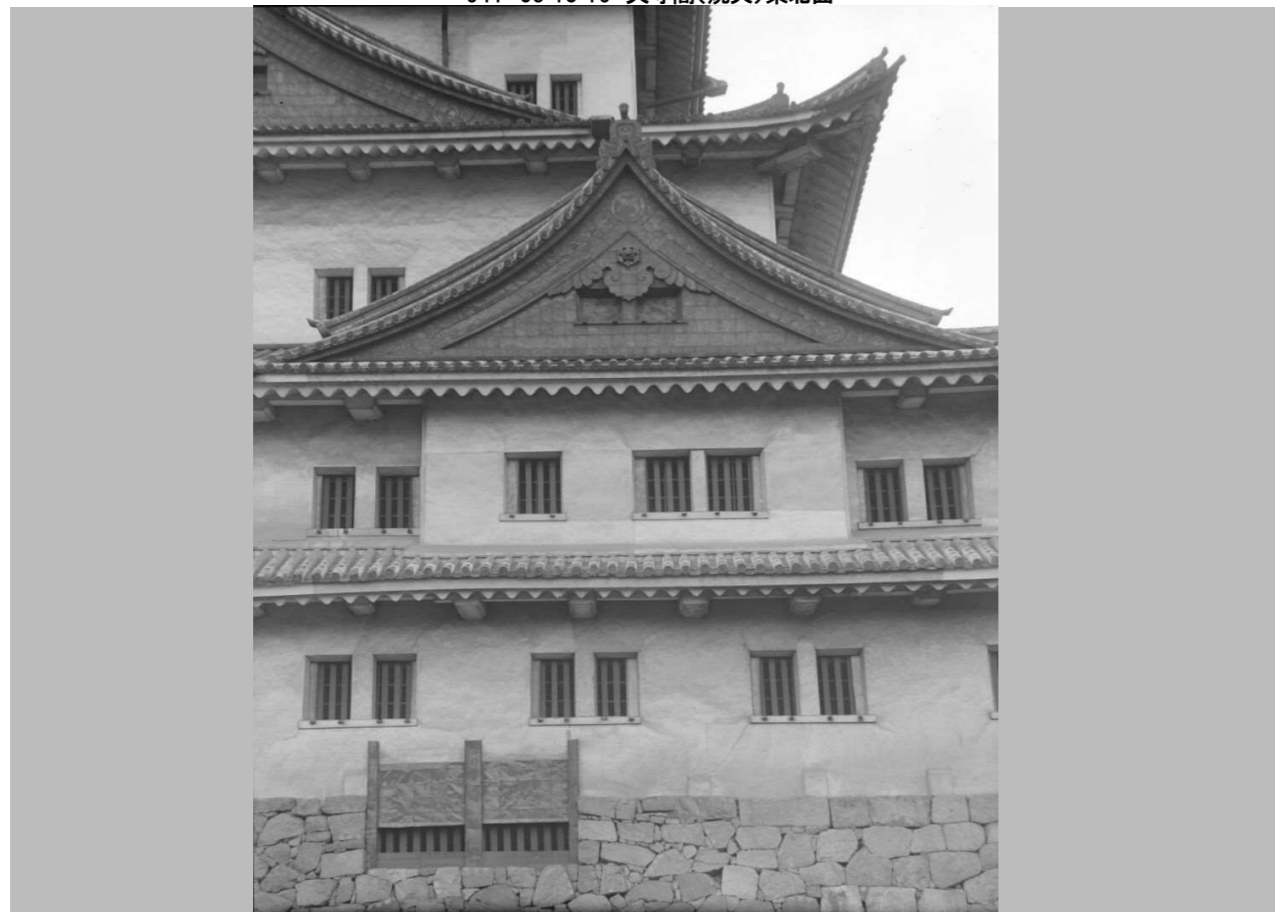
040 64-19-12 天守閣(焼失)東北面隅石垣



041 63-18-10 天守閣(焼失)東北面



043 66-18-15 天守閣(焼失)東面北寄部分



042 66-18-4 天守閣(焼失)東面北寄部分



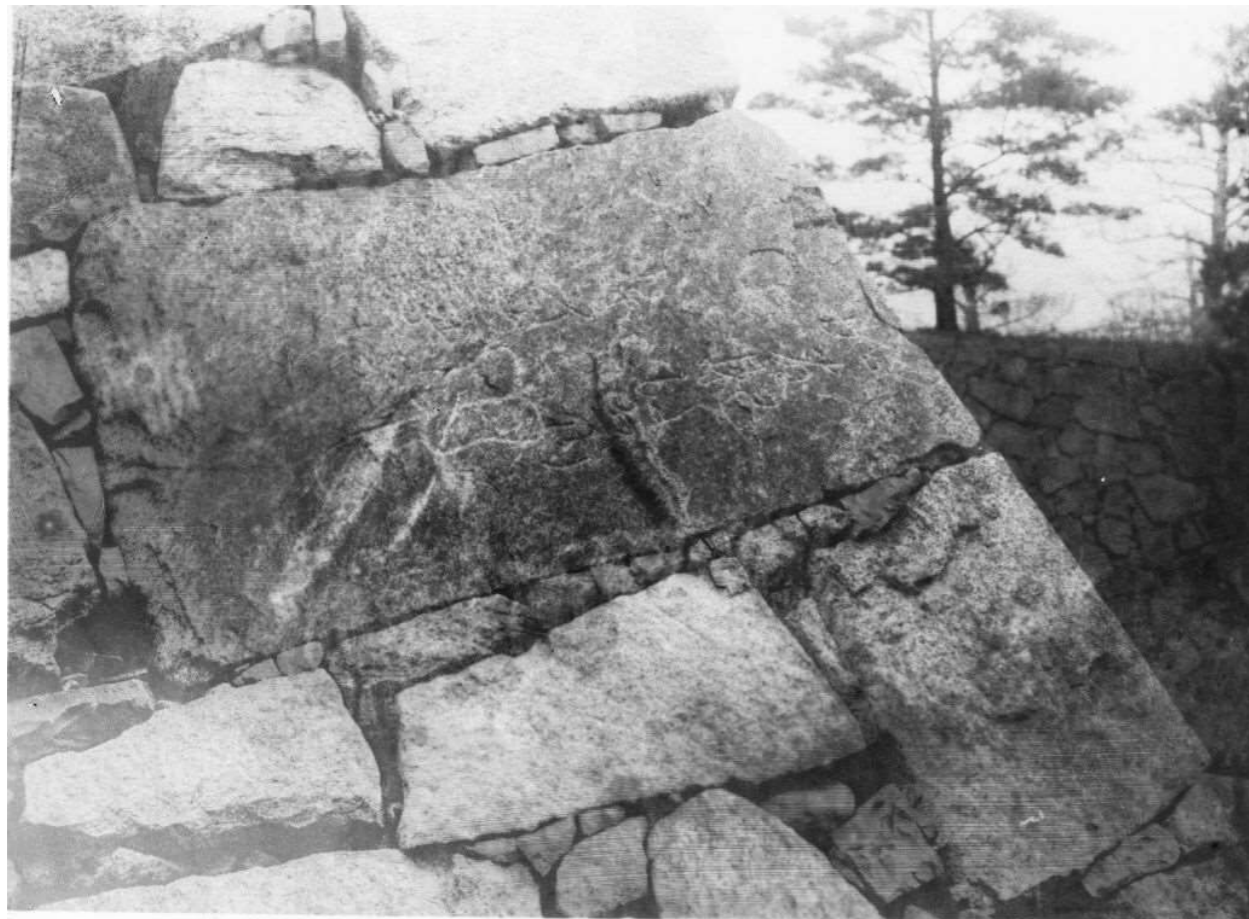
044 67-18-16 天守閣(焼失)南面



045 68-36-9 天守閣(焼失)南面を見上げる



047 70-18-11 天守閣(焼失)南西面



046 69-32-16 天守閣(焼失)南面隅石垣刻紋



048 70-18-17 天守閣(焼失)南西面



049 70-32-8 天守閣(焼失)南西面



051 73-18-12 御深井丸より天守閣(焼失)西北面を望む



050 70-18-18 天守閣(焼失)南西面



052 72-34-17 天守閣(焼失)西北面



053 74-18-7 西北隅櫓より天守閣(焼失)西北面を望む



055 77-19-1 天守閣地階内南側窓(焼失)



054 76-19-3 天守閣地階入口(焼失)内側



056 78-17-19 天守閣地階内東側窓(焼失)



057 79-19-6 天守閣地階内井戸(焼失)



058 79-35-19 天守閣地階内井戸(焼失)



059 65-18-2 天守閣(焼失)東面を見上げる



060 93-20-9 金鯱(南方)(焼失)



061 94-20-10 金鯱(北方)(焼失)



062 93-34-16 金鯨(南方)(焼失)



063 95-35-9 調査時の金鯨(北方)(焼失)



064 96-21-17 焼失後の天守閣石垣東南面



068 42-45-東1 大小天守閣(焼失)東面



065 97-22-5 焼失後の天守閣石垣南西面



069 81-19-4 天守閣一階内西入側(焼失)



071 82-19-5 天守閣二階内西入側より階段を望む(焼失)



070 80-17-18 天守閣一階内橋台上南側の石落及び鉄砲(焼失)



072 83-19-17 天守閣二階内西入側(焼失)



073 84-20-3 天守閣三階内西側千鳥破風室内(焼失)



074 86-20-4 天守閣四階内西側千鳥破風室内(焼失)



075 85-20-14 天守閣三階内南入側(焼失)東側



076 87-19-10 天守閣四階内西側千鳥破風室内入口(焼失)



077 91-35-10 天守閣五階内入側(焼失)



078 90-20-2 天守閣五階内入側(焼失)



079 88-20-15 天守閣四階内階段(焼失)



080 89-19-15 天守閣四階内東入側(焼失)南側



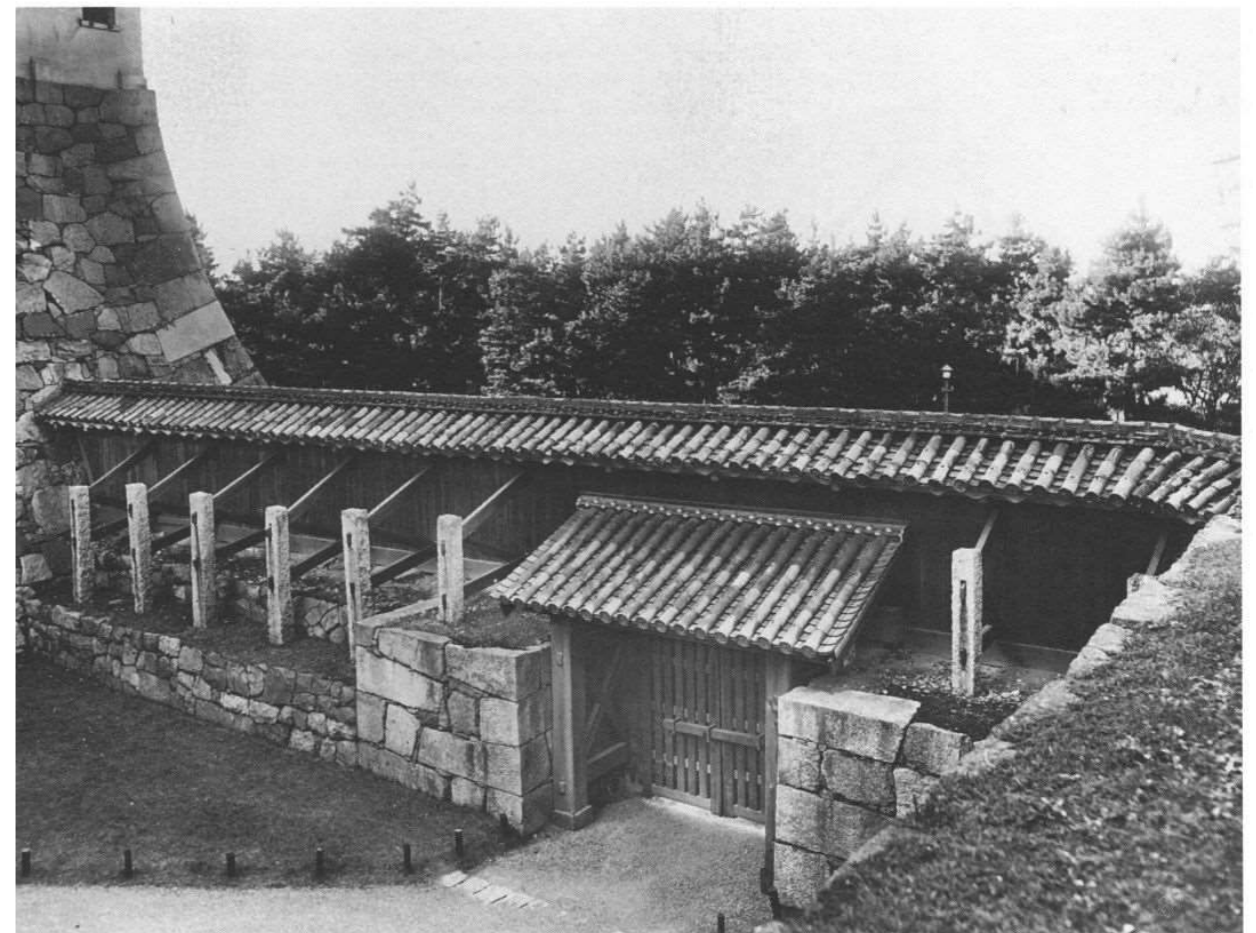
081 92-20-8 天守閣五階内長押上(焼失)



084 145-38-11 不明門(焼失)正面



083 145-36-7 不明門(焼失)正面



086 147-20-16 不明門(焼失)背面

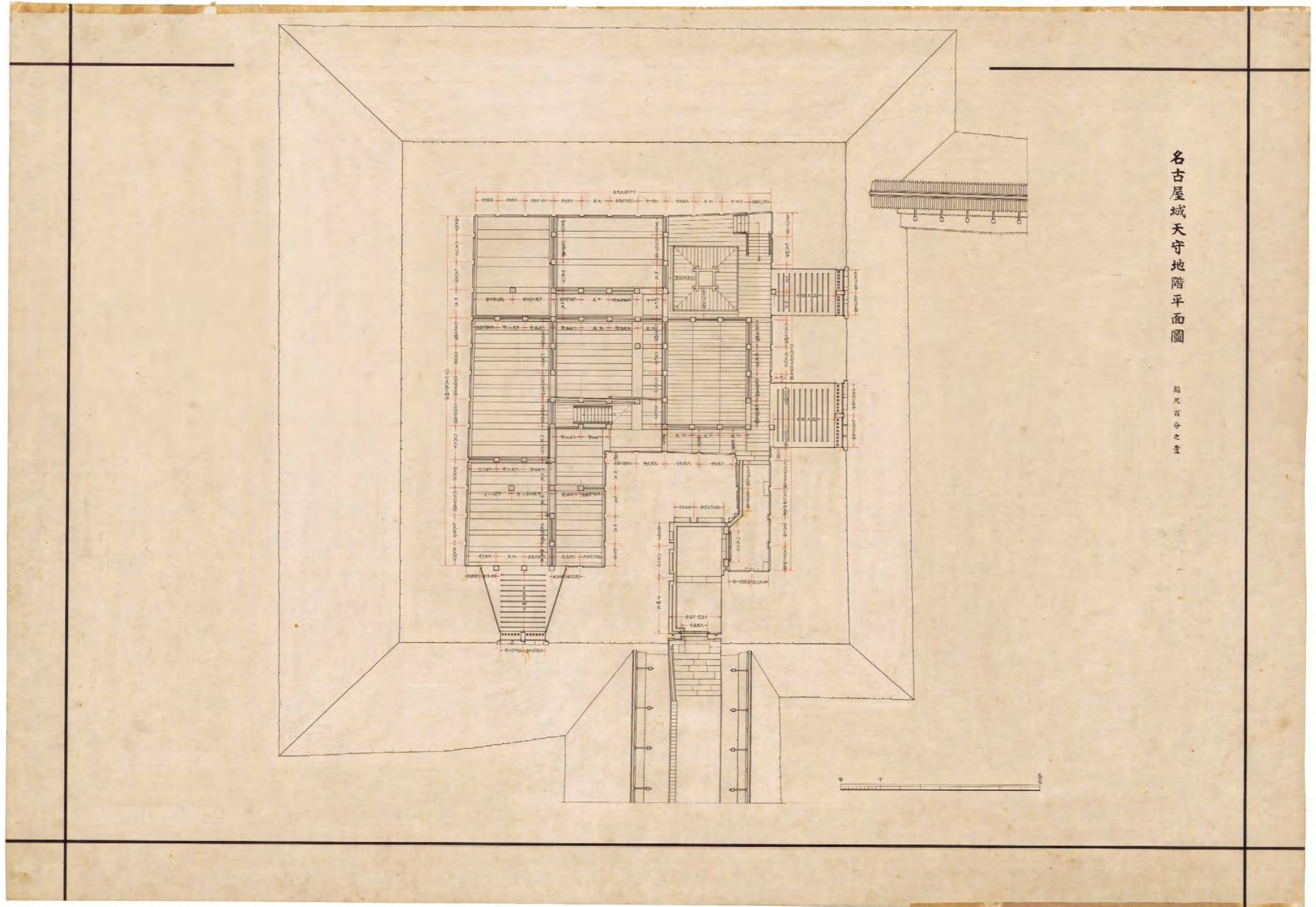
(5)近代実測図

(ア)昭和実測図

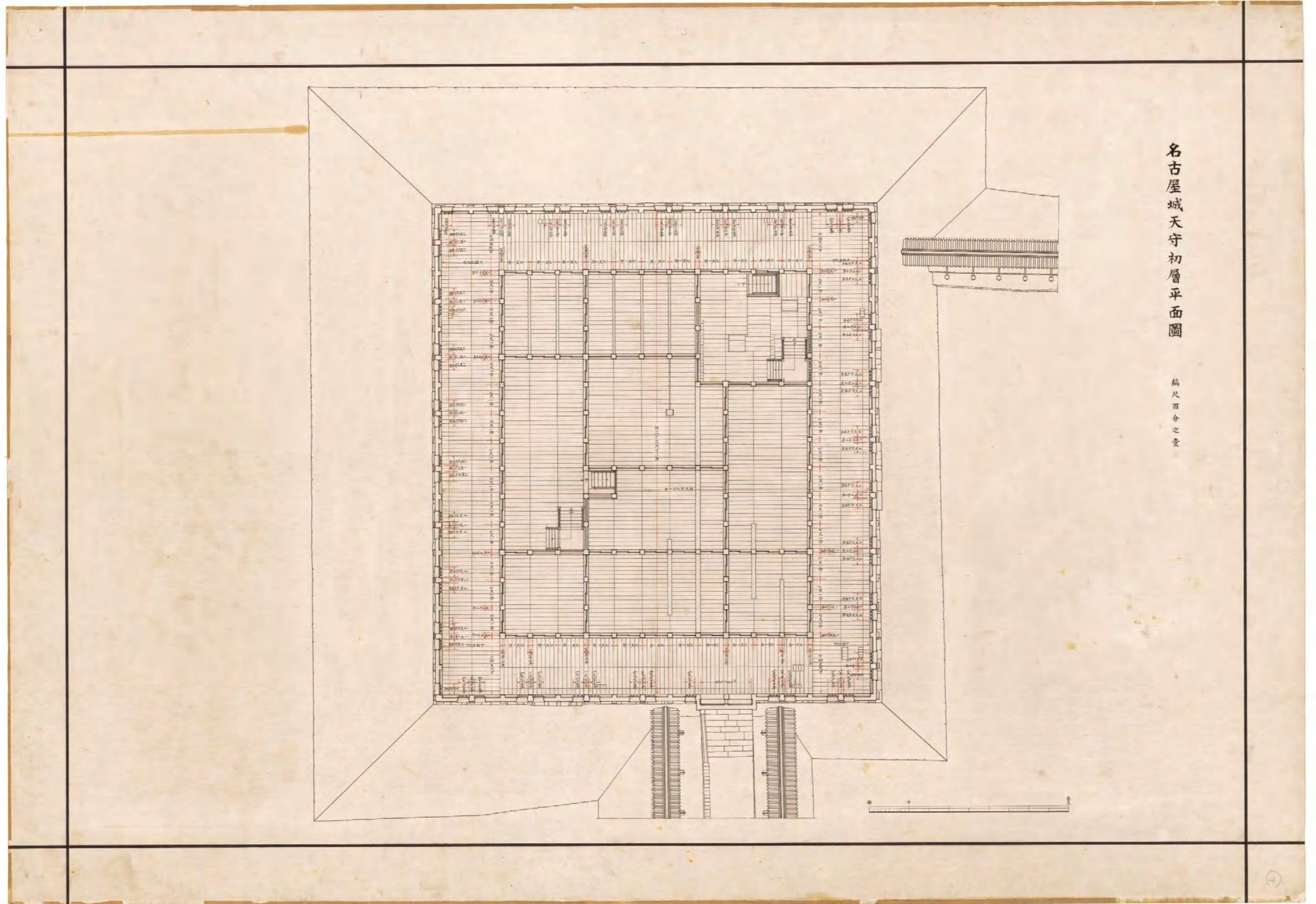
表(資)-4.5.1 名古屋城総合事務所蔵 昭和実測図

通番 昭和実測図	名称 (名古屋市閲覧サービス)	縮尺	備考	マイクロ No.
48	名古屋城天守地階平面図	1/100		B0460100
49	名古屋城天守一階平面図	1/100	図面上は、初層と記載	B0470200
50	名古屋城天守二層平面図	1/100		B0480300
51	名古屋城天守三層平面図	1/100		B0490400
52	名古屋城天守四層平面図	1/100		B0500500
53	名古屋城天守五層平面図	1/100		B0510600
54	名古屋城天守東側立面図	1/100		B0520700
55	名古屋城天守西側立面図	1/100		B0530800
56	名古屋城天守南側立面図	1/100		B0540900
57	名古屋城天守北側立面図	1/100		B0551000
58	名古屋城天守縦断面図	1/100		B0561100
59	名古屋城天守横断面図	1/100		B0571200
60	名古屋城天守地階及初層東側矩計詳細図	1/20		B0581300
61	名古屋城天守二層及三層東側矩計詳細図	1/20		B0591400
62	名古屋城天守四層及五層東側矩計詳細図	1/20		B0601500
63	名古屋城天守初層床伏図	1/100		B0611600
64	名古屋城天守初層見上図	1/100		B0621700
65	名古屋城天守二層見上図	1/100		B0631800
66	名古屋城天守三層見上図	1/100		B0641900
67	名古屋城天守四層見上図	1/100		B0652000
68	名古屋城天守五層見上図	1/100		B0662100
69	名古屋城天守地階東側出窓平面及断面詳細図(平面図・断面図)	1/20		B0672200
70	名古屋城天守地階東側出窓装置詳細図 (内部姿図・内部姿図・伊伊断面・揚戸詳細・滑車詳細・窓断面詳細・棧框断面・外部姿図)	1/20		B0682300
71	名古屋城天守二層東側千鳥破風平面詳細図	1/20		B0692400
72	名古屋城天守二層東側千鳥破風姿詳細図	1/20		B0702500
73	名古屋城天守二層東側千鳥破風縦断面詳細図	1/20		B0712600
74	名古屋城天守二層東側千鳥破風横断面詳細図	1/20		B0722700
75	名古屋城天守二層北側中央千鳥破風平面詳細図 (イ・イ横断面図・ロ・ロ横断面図)	1/20		B0732800
76	名古屋城天守二層北側中央千鳥破風姿詳細図	1/20		B0742900
77	名古屋城天守二層北側中央千鳥破風縦断面詳細図	1/20		B0753000
78	名古屋城天守二層北側唐破風平面及姿詳細図 (槍狭間揚板詳細図・イ印部分詳細図・ロ印部分詳細図・ハ印部分詳細図)	1/20		B0763100
79	名古屋城天守三層西側千鳥破風平面及小屋内部詳細図 (内部イ・内部ロ・平面図)	1/20		B0773200
80	名古屋城天守三層西側千鳥破風四層唐破風詳細図	1/20		B0783300
81	名古屋城天守三層南側千鳥破風平面及小屋内部詳細図 (内部イ・内部ロ・平面図)	1/20		B0793400
82	名古屋城天守三層南側千鳥破風姿及断面詳細図	1/20		B0803500
83	名古屋城天守四層西側唐破風姿及断面詳細図	1/20	図面上は、南側と記載	B0813600
84	名古屋城天守四層西側唐破風断面詳細図	1/20		B0823700
85	名古屋城天守五層南妻破風姿及断面詳細図	1/20		B0833800

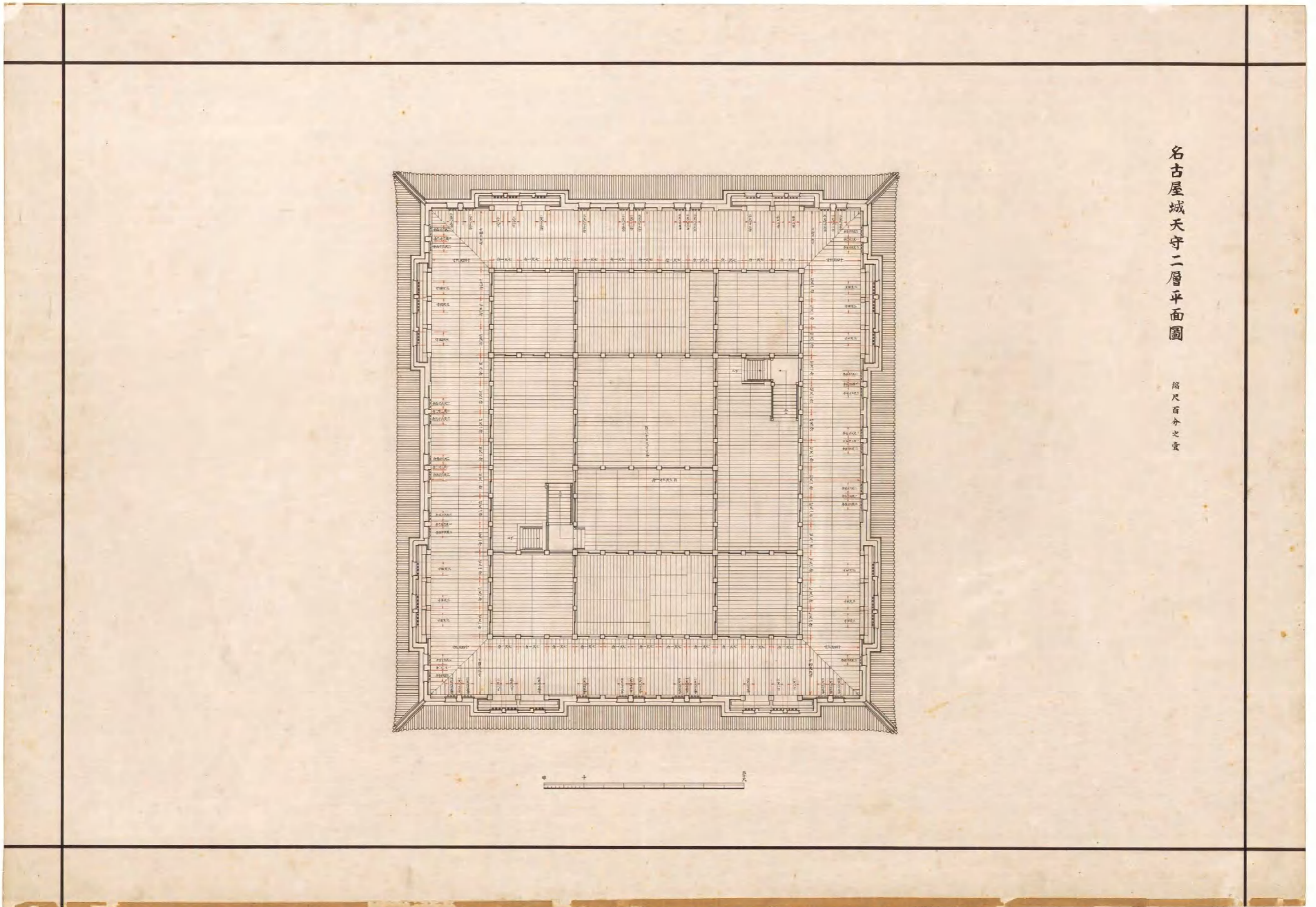
通番 昭和実測図	名称 (名古屋市閲覧サービス)	縮尺	備考	マイクロ No.
86	名古屋城天守地階御口御門平面及見上図并断面図 (断面図・見上図・平面図・金具現寸図)	1/20		B0843900
87	名古屋城天守地階御口御門正面及背面詳細図 (正面図・背面図)	1/20		B0854000
88	名古屋城天守地階奥御門平面及背面詳細図 (平面図・背面図)	1/20		B0864100
89	名古屋城天守地階御門正面及断面詳細図 (正面図・断面図)	1/20		B0874200
90	名古屋城天守地階初層及二層表階段平面詳細図 (地階階段平面図・初層階段平面図・二層階段平面図)	1/20		B0884300
91	名古屋城天守三層及四層表階段平面詳細図 (三層階段平面図・四層階段平面図)	1/20		B0894400
92	名古屋城天守初層及二層表階段平面詳細図 (初層二層口・口断面図・地階々段イ・イ断面図)	1/20	図面上は、天守地階初層～断面詳細図と記載	B0904500
93	名古屋城天守二層表階段断面詳細図(引戸詳細図)	1/20		B0914600
94	名古屋城天守三層表階段断面詳細図	1/20		B0924700
95	名古屋城天守四層表階段断面詳細図	1/20		B0934800
96	名古屋城天守四層表階段矢狭間詳細図 (金具・金具・蝶番詳細図・揚板棧詳細図・揚板裏面・揚板見上図・平面図・伊・伊断面図・手掛金具)	1/20		B0944900
97	名古屋城天守地階御成階段平面及断面詳細図 (平面図・断面図)	1/100		B0955000
98	名古屋城天守初層及二層御成階段平面詳細図 (初層階段平面図・二層階段平面図)	1/20		B0965100
99	名古屋城天守初層及二層御成階段断面詳細図	1/20		B0975200
100	名古屋城天守五層小屋組詳細図	1/20		B0985300
101	名古屋城天守南側銃詳細図	1/10		B0995400
102	名古屋城天守北側銃詳細図	1/10		B1005500
103	名古屋城天守金具詳細図	1/1		B1015600
104	名古屋城小天守地階平面図	1/50		B1020100
105	名古屋城小天守初層平面図	1/50		B1030200
106	名古屋城小天守二層平面図	1/50		B1040300
107	名古屋城小天守東側立面図	1/50		B1050400
108	名古屋城小天守西側立面図	1/50		B1060500
109	名古屋城小天守南側立面図	1/50		B1070600
110	名古屋城小天守北側立面図	1/50		B1080700
111	名古屋城小天守縦断面図	1/50		B1090800
112	名古屋城小天守横断面図	1/50		B1100900
113	名古屋城小天守矩計詳細図	1/20		B1111000
114	名古屋城小天守初層床伏図	1/50		B1121100
115	名古屋城小天守二層床見上図	1/50		B1131200
116	名古屋城小天守二層天井見上及屋根伏図	1/50		B1141300
117	名古屋城小天守東出入口詳細図	1/20		B1151400
118	名古屋城小天守西出入口及窓廻詳細図 (西出入口詳細図・初層北側西寄窓詳細図・二層東側北寄窓詳細図)	1/10 1/20	図面上は、(西出入口詳細図・初層北側西寄窓詳細図・二層東側北寄窓詳細図)の記載無し	B1161500



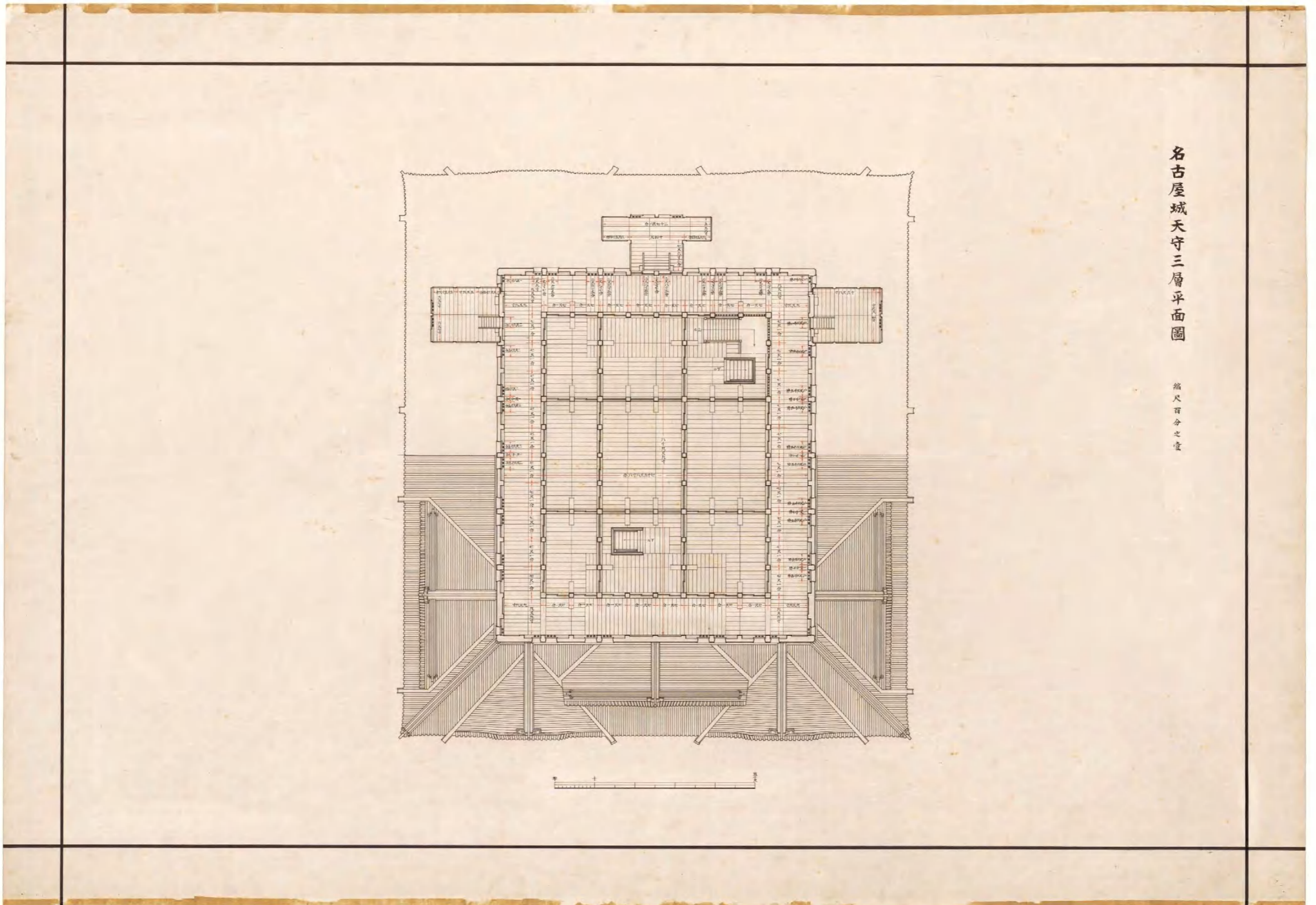
図(資)-4.5.1 名古屋城天守地階平面図



図(資)-4.5.2 名古屋城天守一階平面図



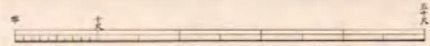
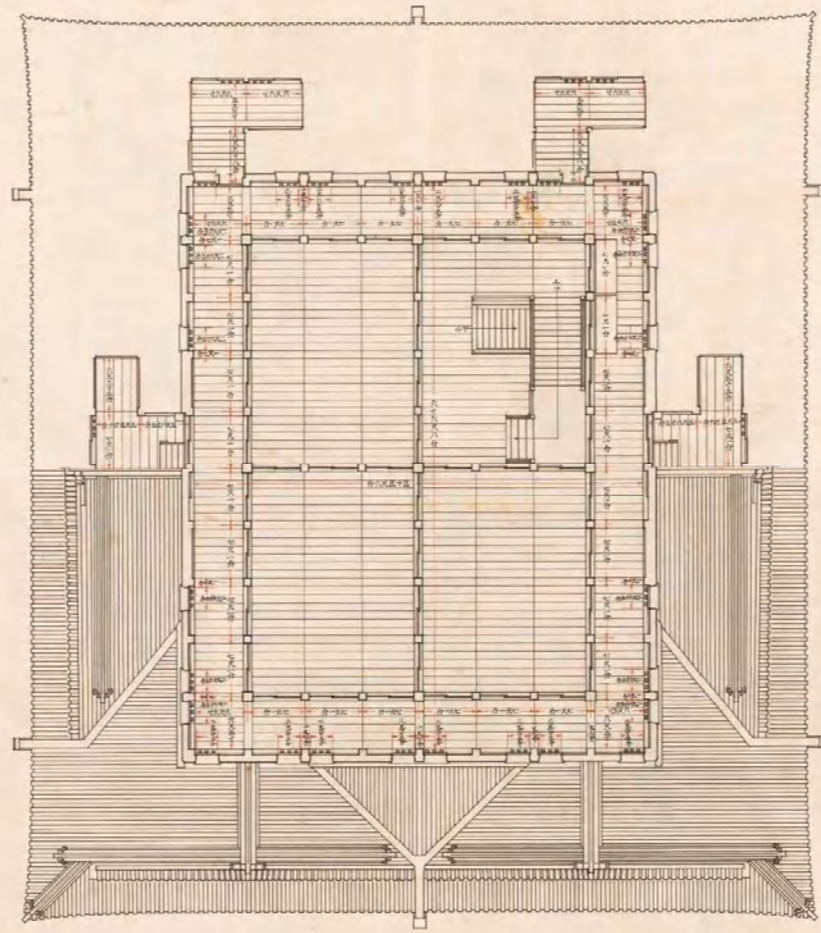
図(資)-4.5.3 名古屋城天守二層平面図



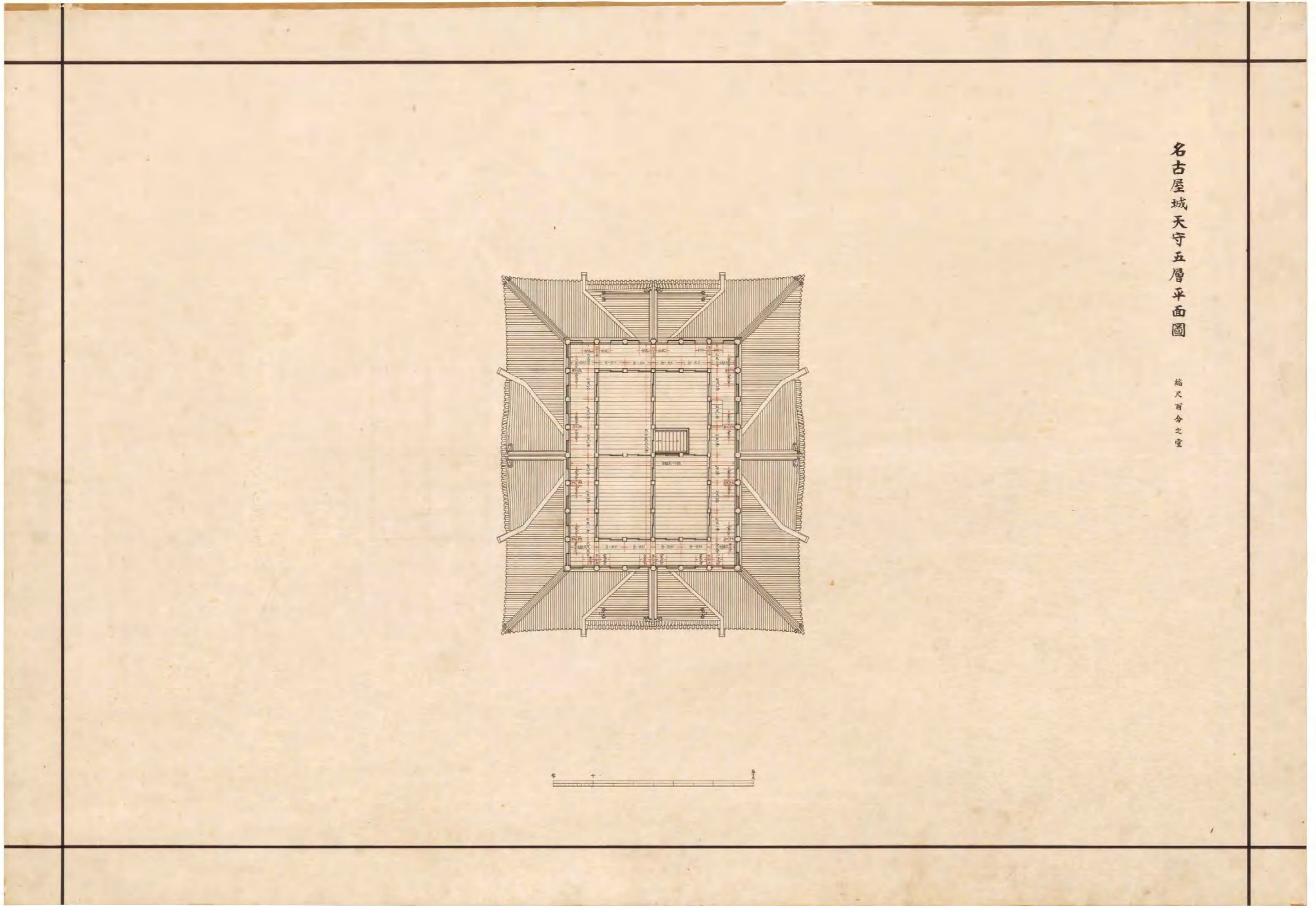
図(資)-4.54 名古屋城天守三層平面図

名古屋城天守四層平面図

縮尺百分之一



図(資)-4.55 名古屋城天守四層平面図

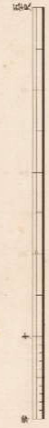
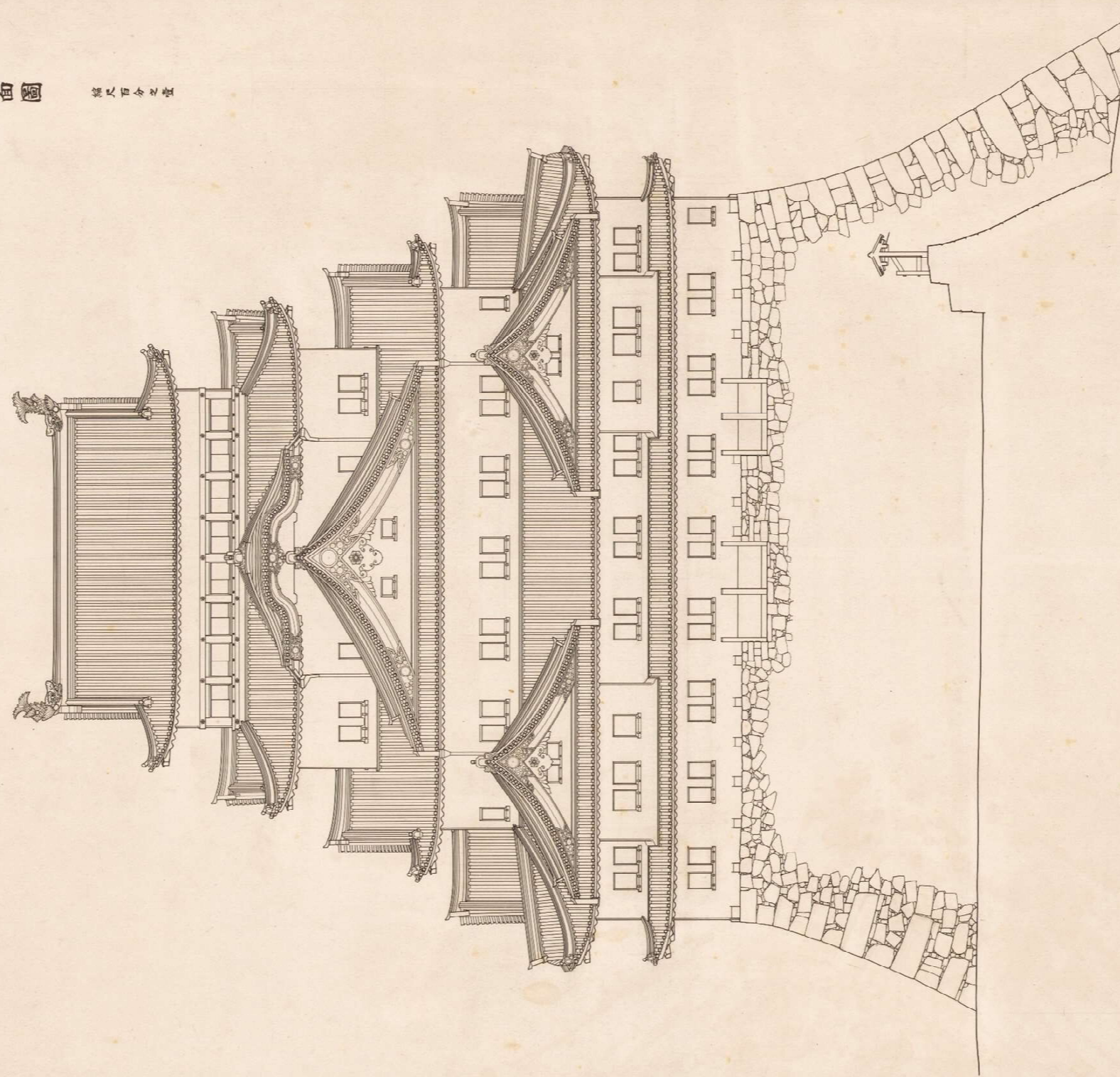


図(資)-4.5.6 名古屋城天守五層平面図

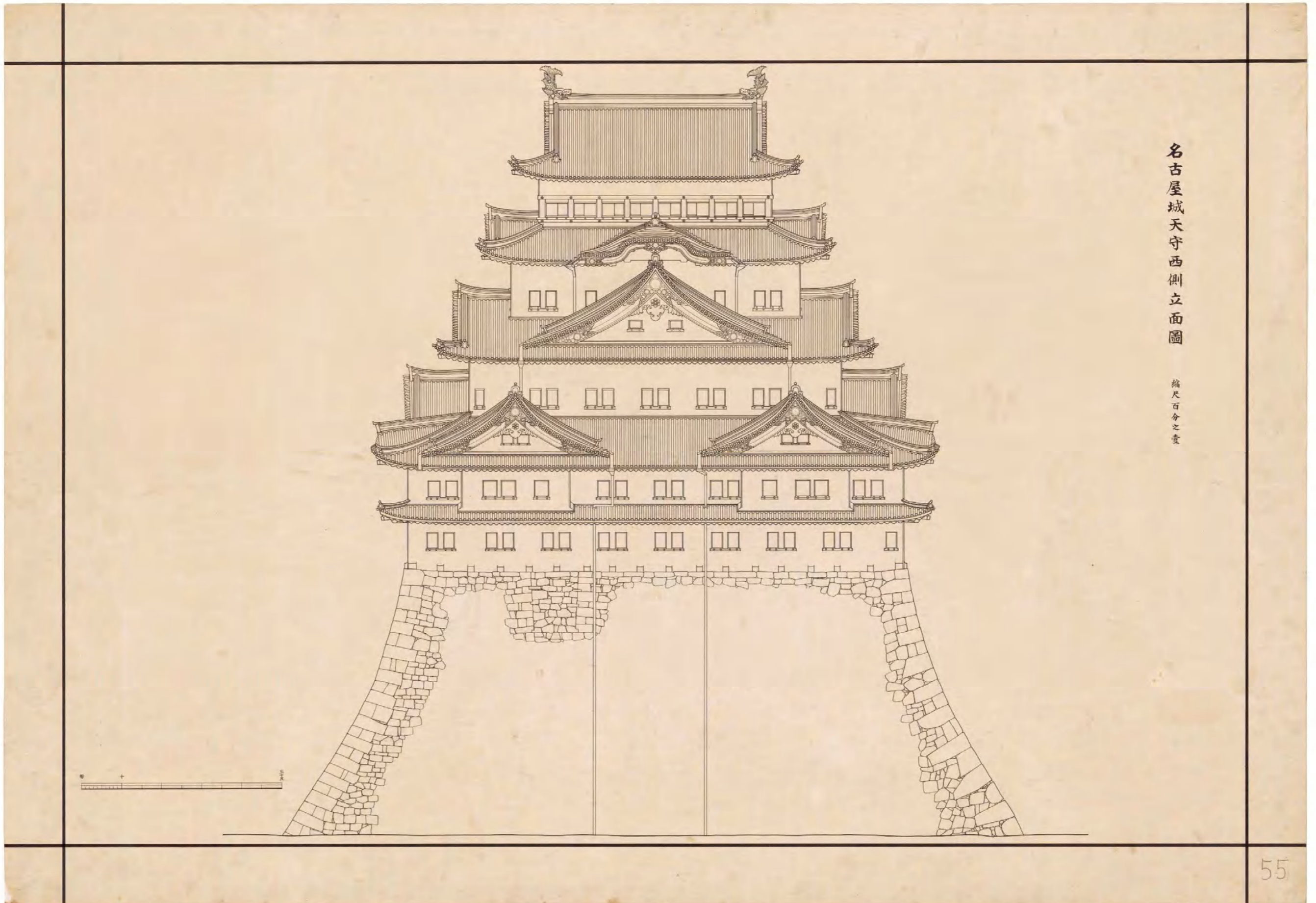


名古屋城天守東側立面圖

縮尺百分之壹



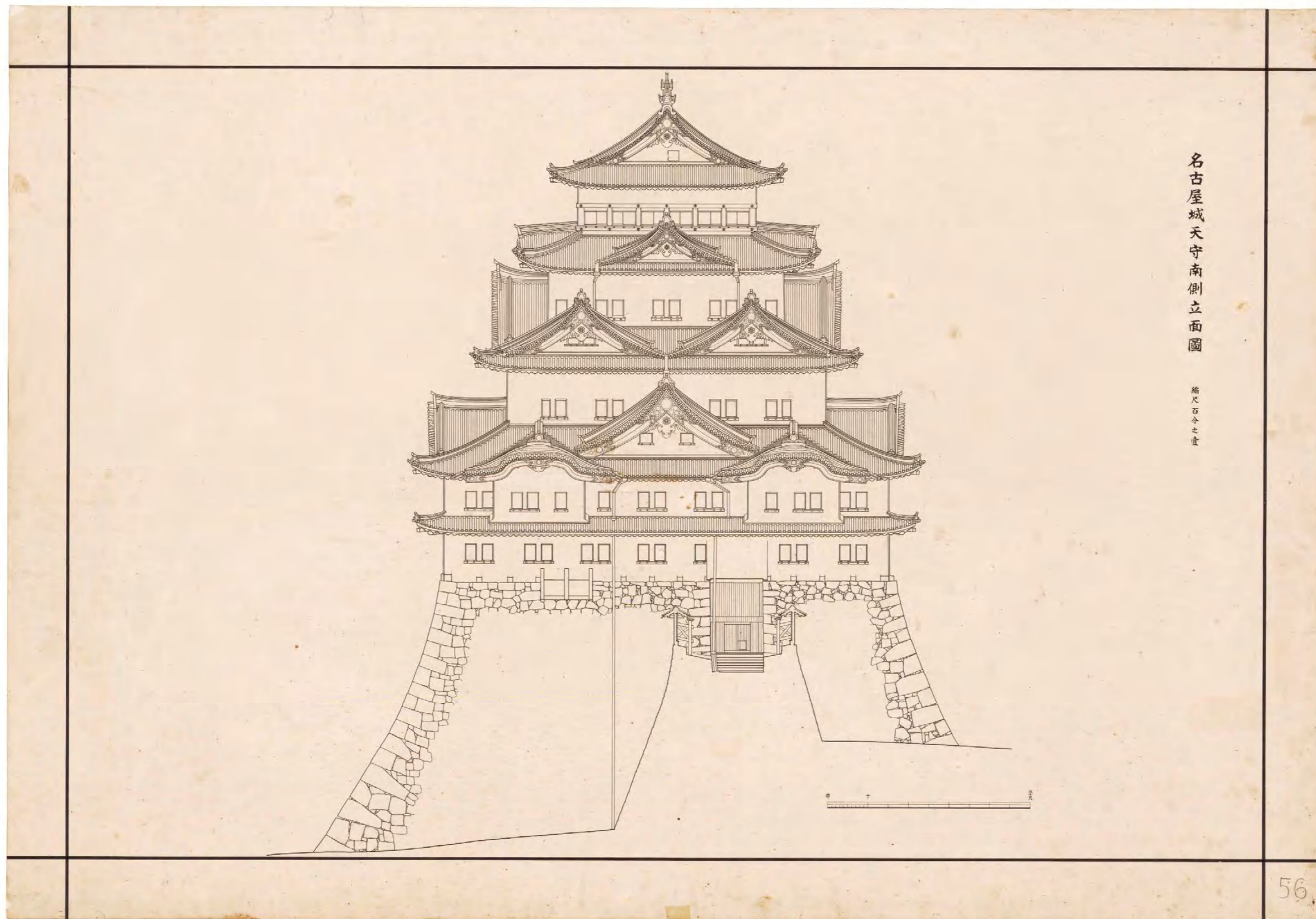
図(資)-4.5.7 名古屋城天守東側立面圖



名古屋城天守西側立面図

縮尺百分之一

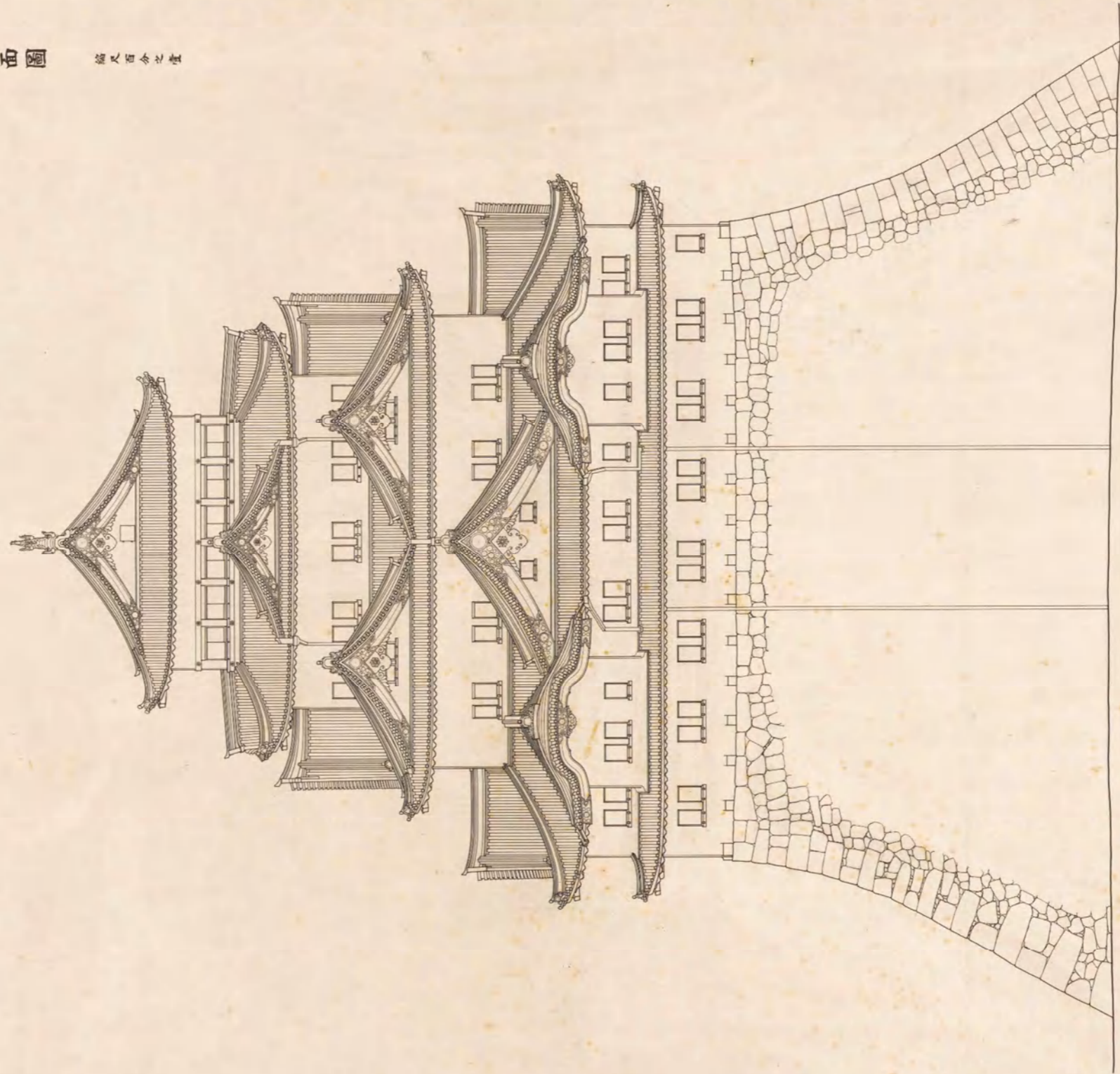
図(資)-4.5.8 名古屋城天守西側立面図



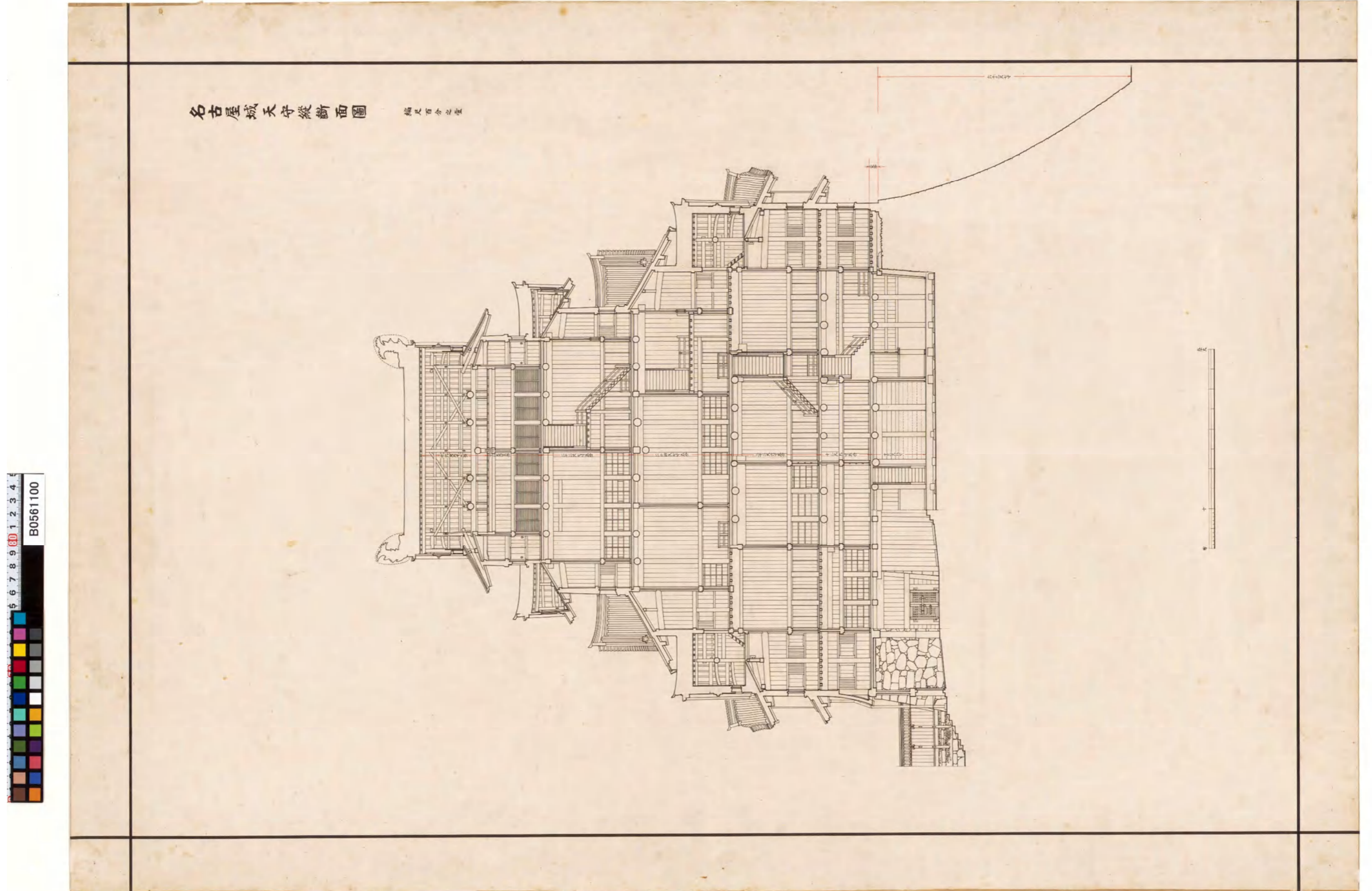
図(資)-4.5.9 名古屋城天守南側立面図



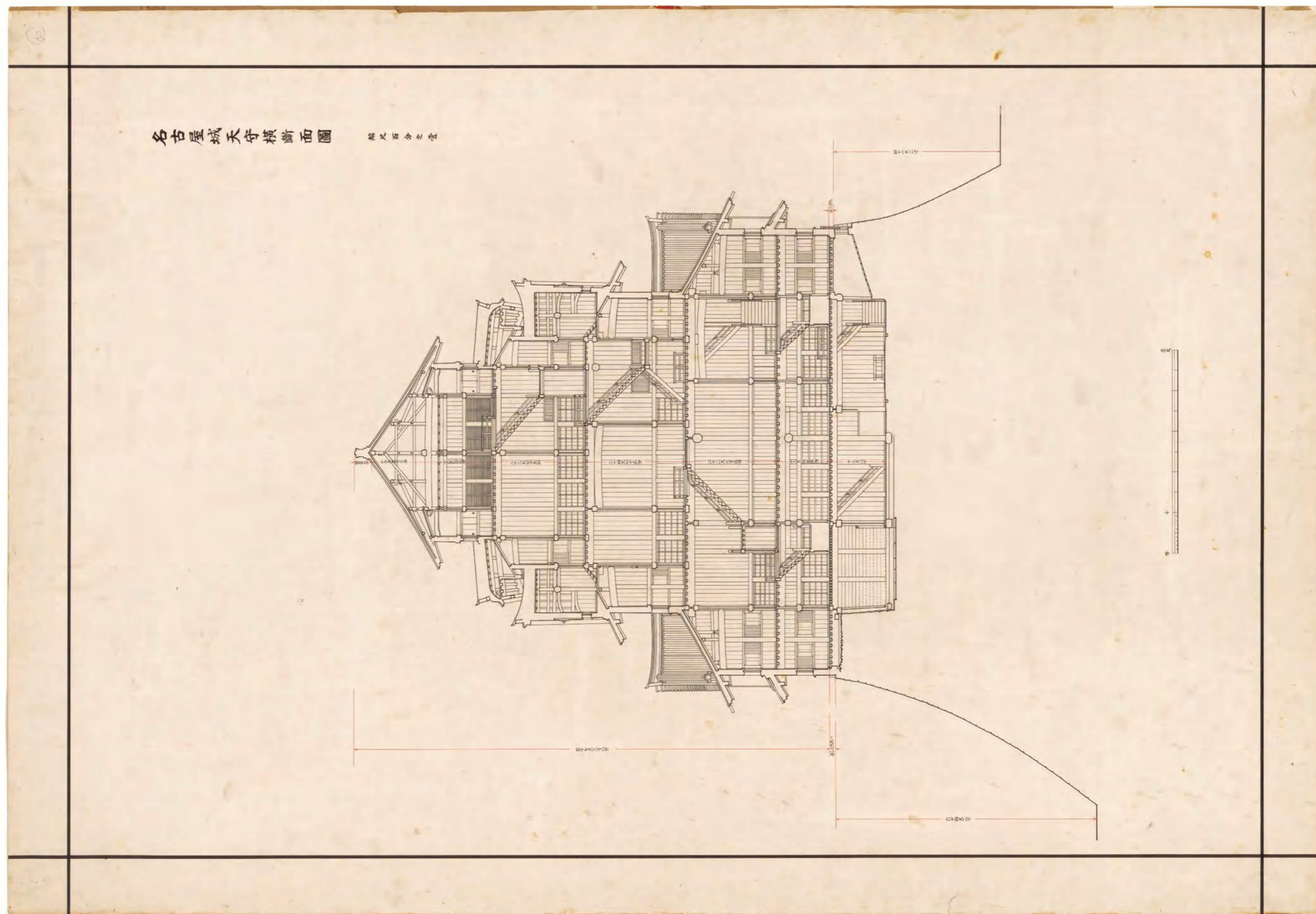
名古屋城天守北側立面圖 縮尺百分之一



図(資)-4.5.10 名古屋城天守北側立面図

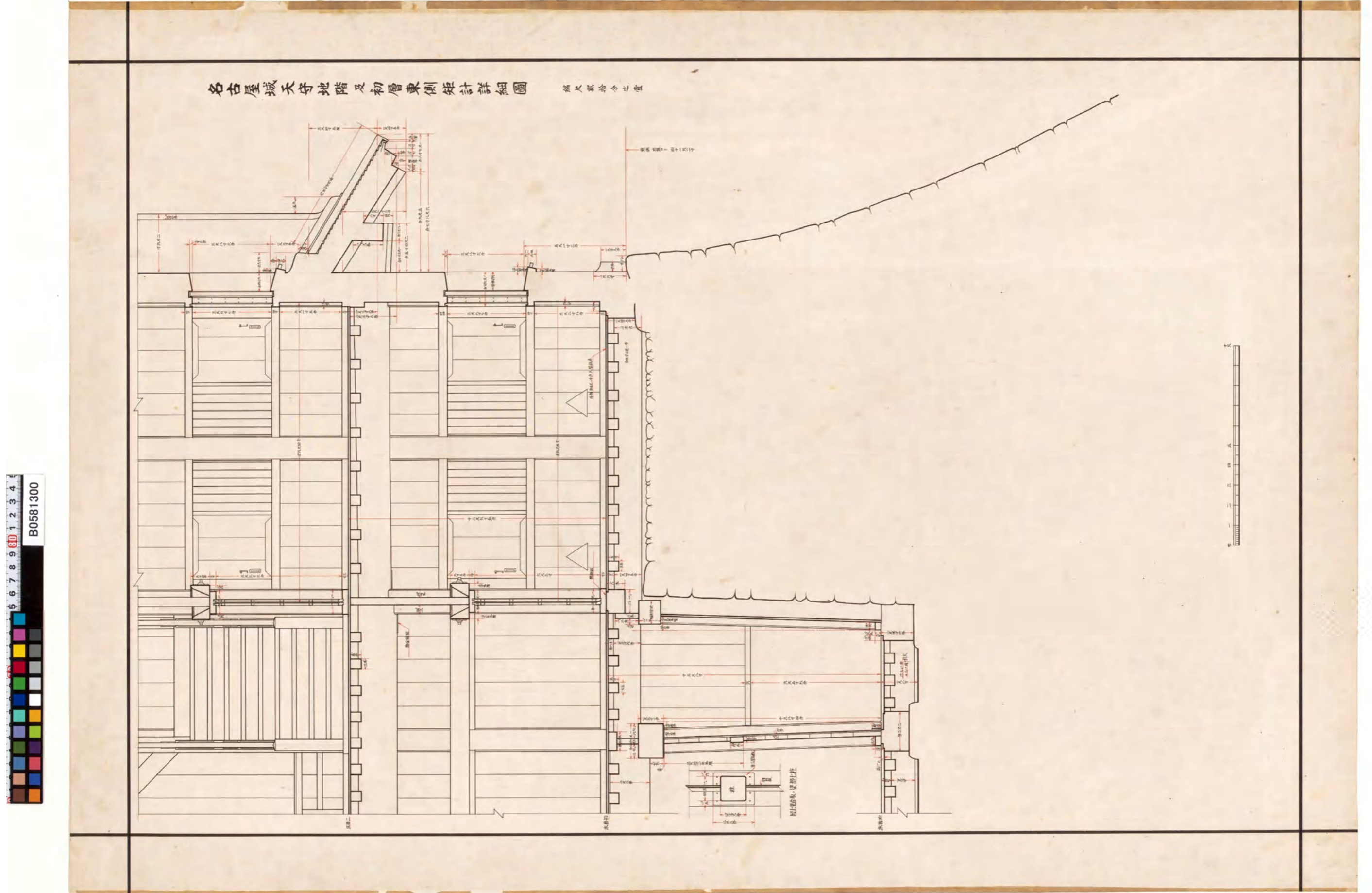


図(資)-4.5.11 名古屋城天守縦断面図

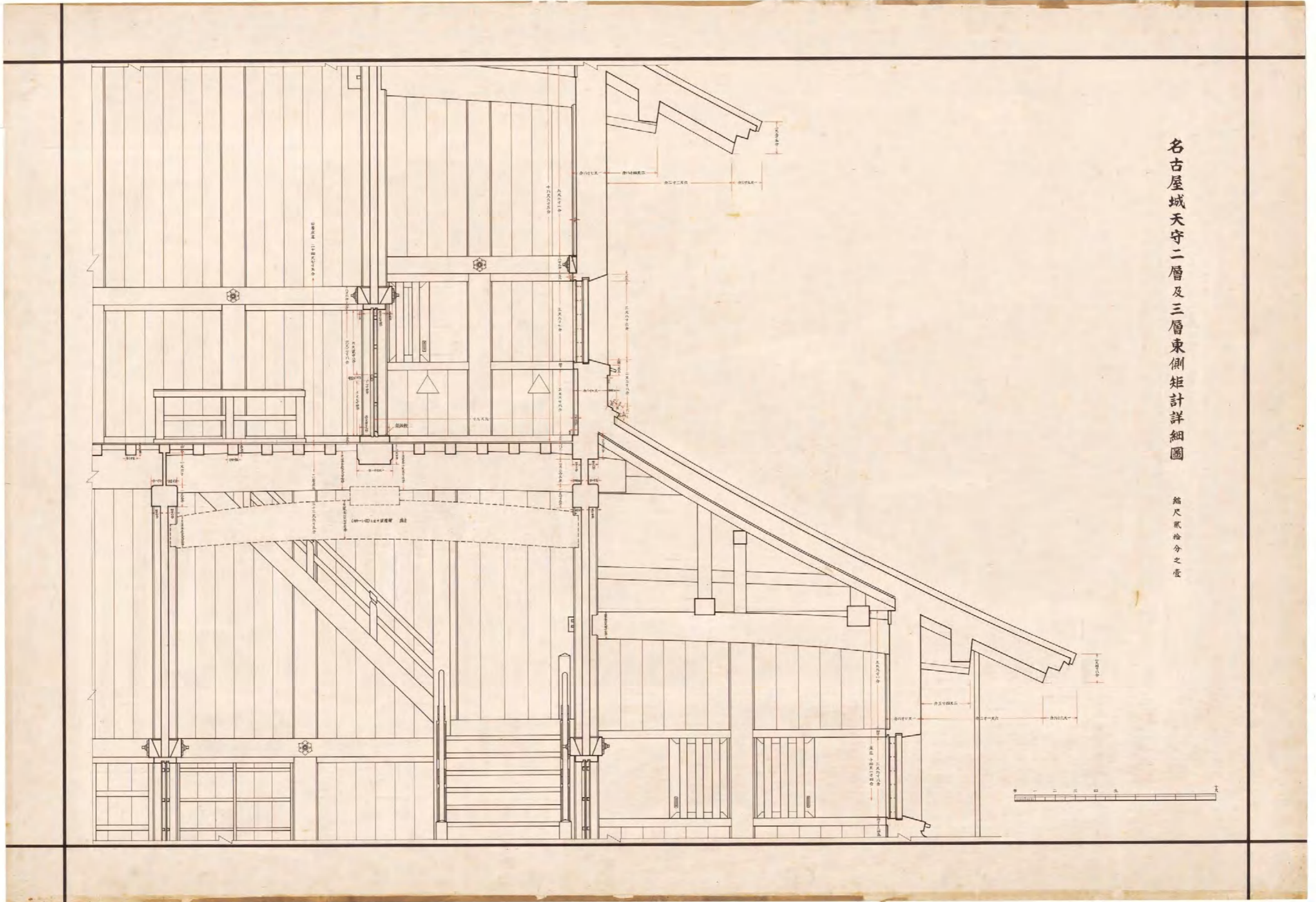


名古屋城天守横断面圖 縮尺百分之一

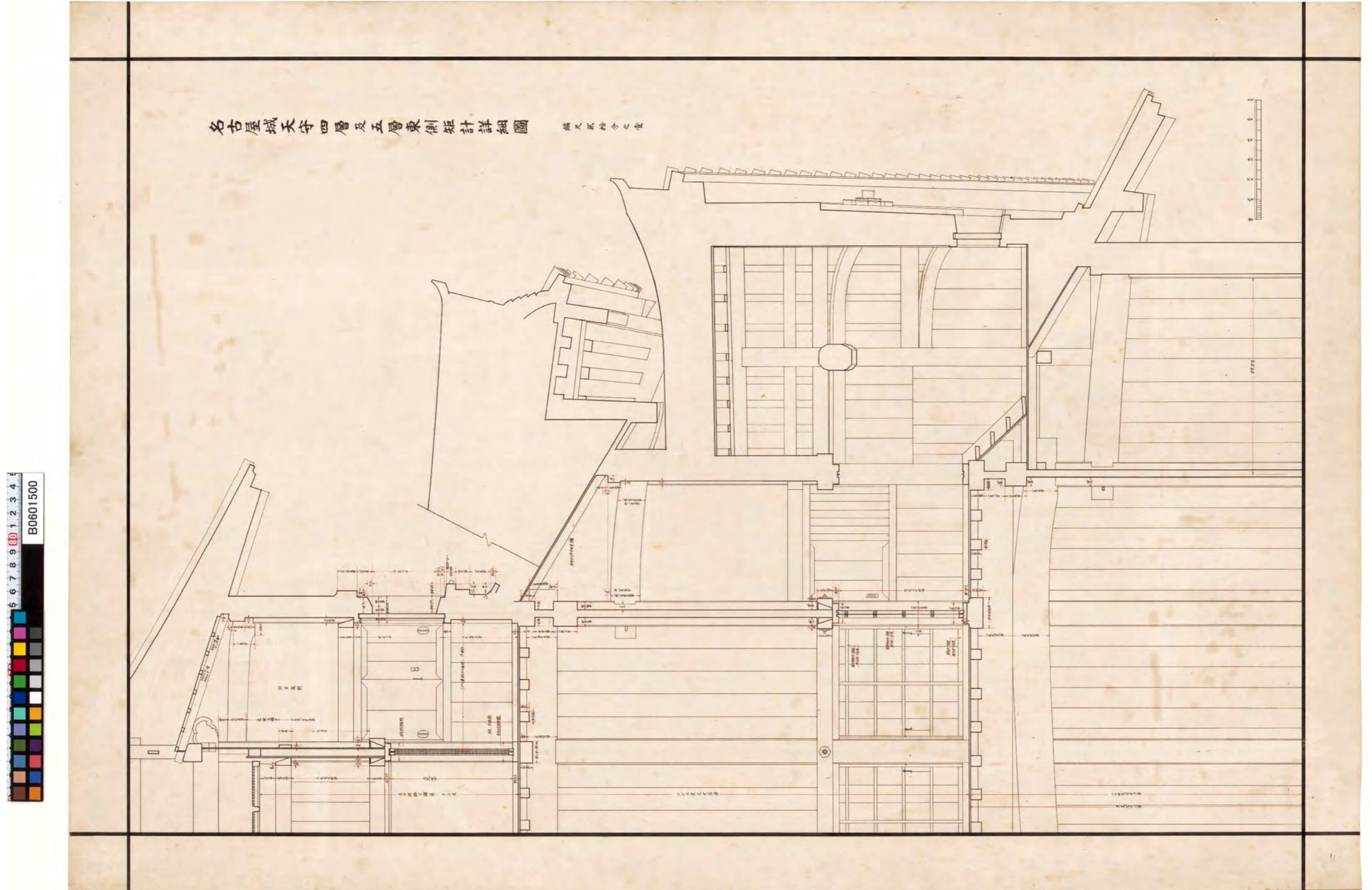
図(資)-4.5.12 名古屋城天守横断面図



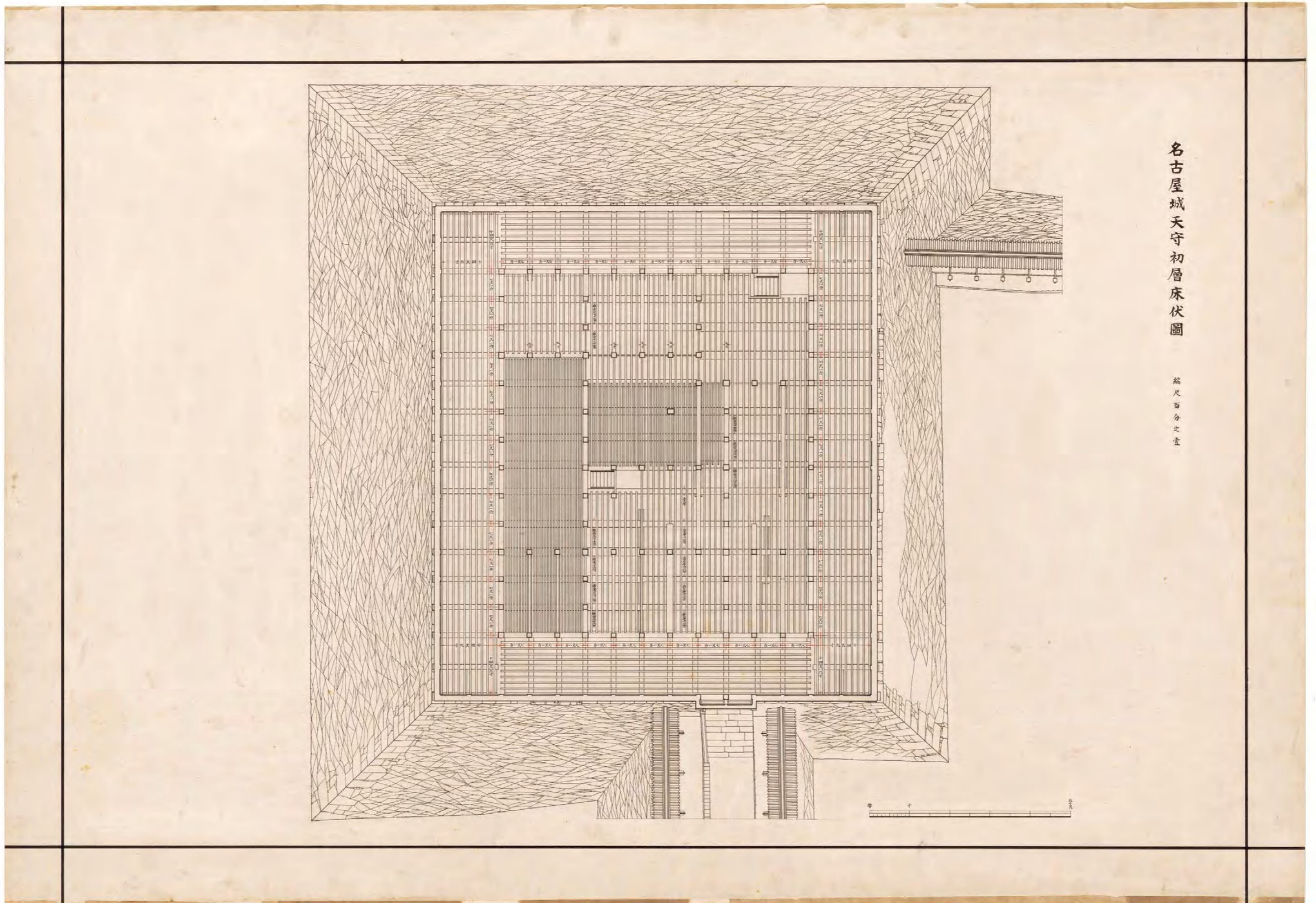
図(資)-4.5.13 名古屋城天守地階及初層東側矩計詳細圖



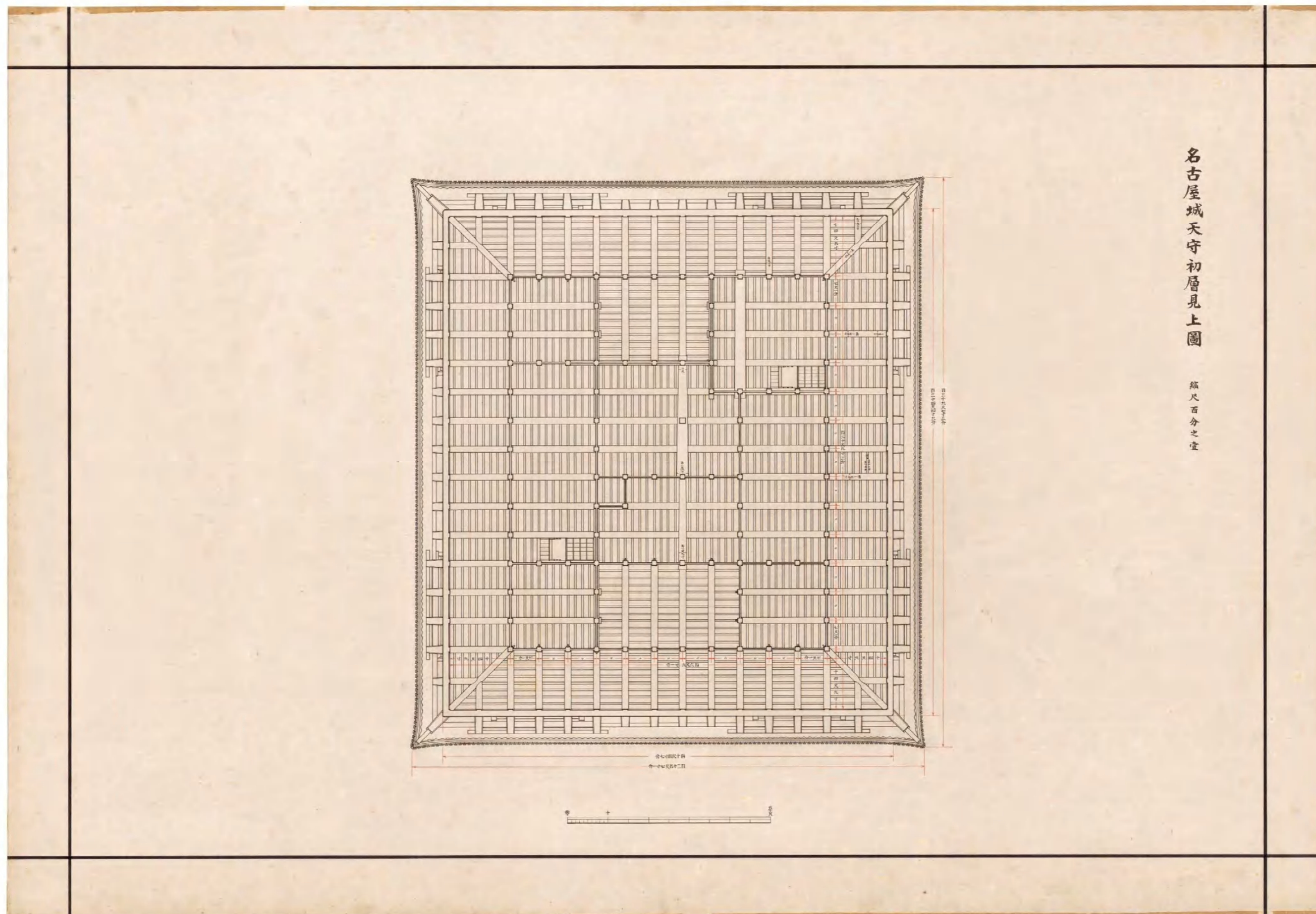
図(資)-4.5.14 名古屋城天守二層及三層東側矩計詳細図



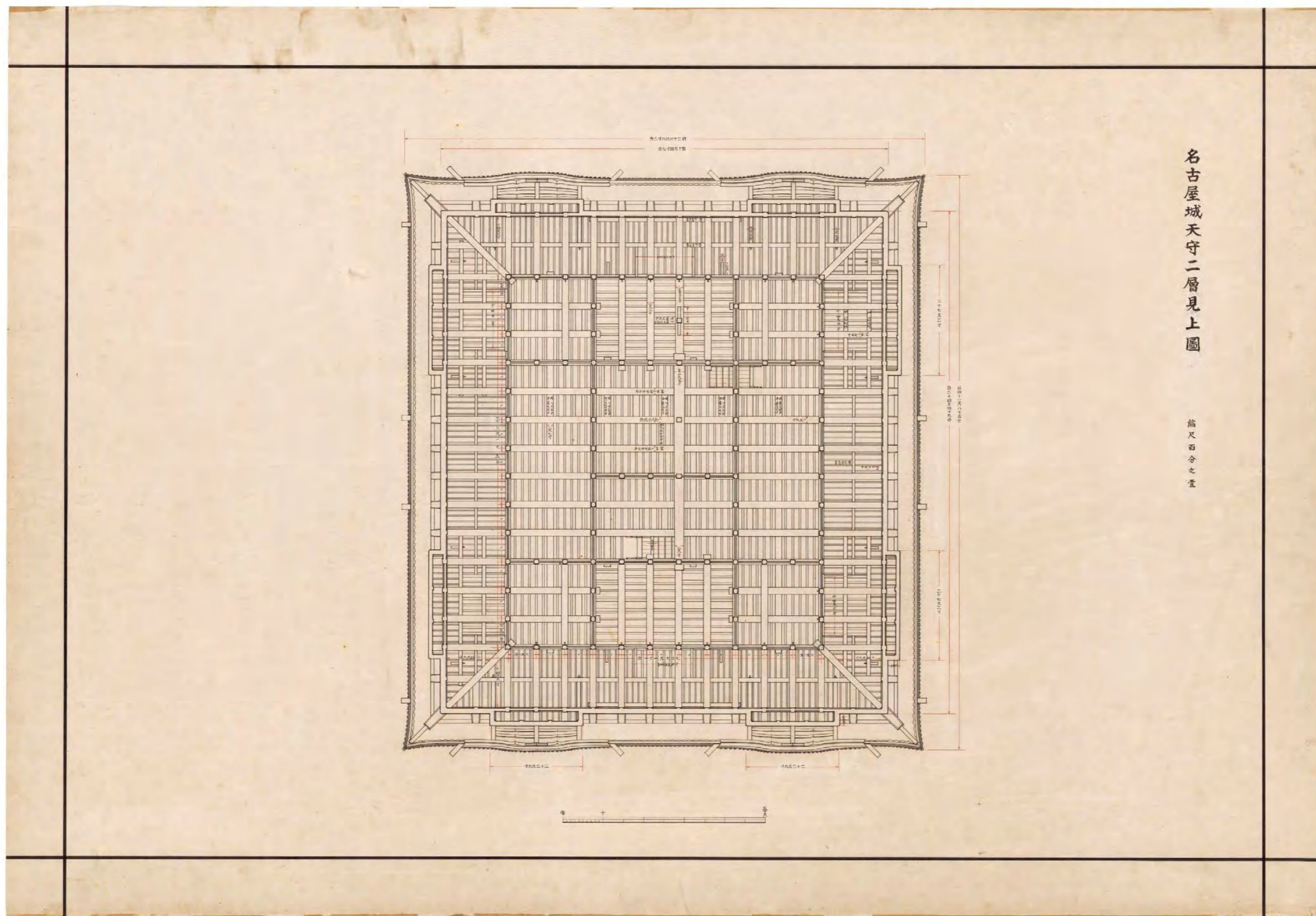
図(資)-4.15 名古屋城天守四層及五層東側矩計詳細圖



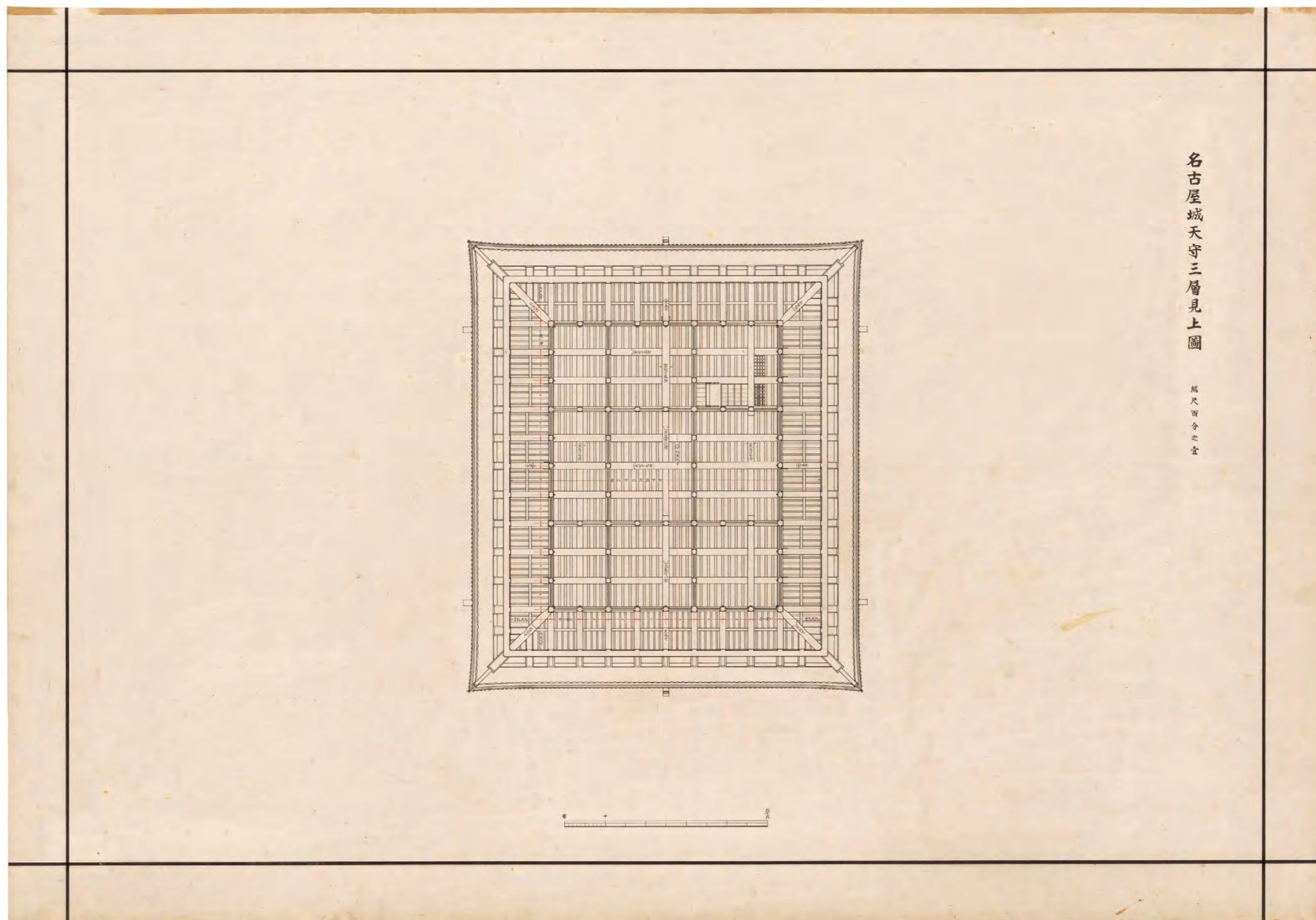
図(資)-4.5.16 名古屋城天守初層床伏図



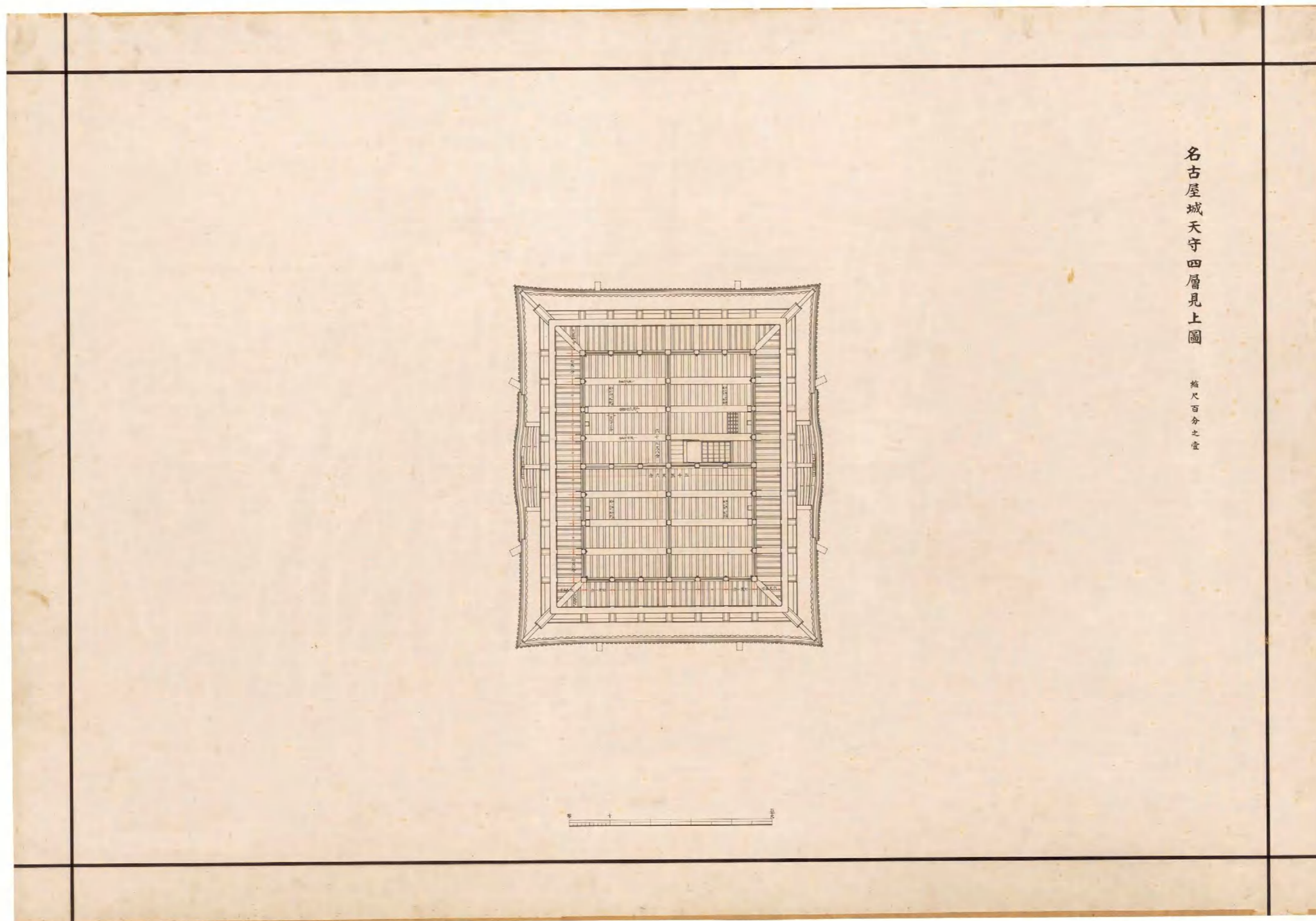
図(資)-4.5.17 名古屋城天守初層見上図



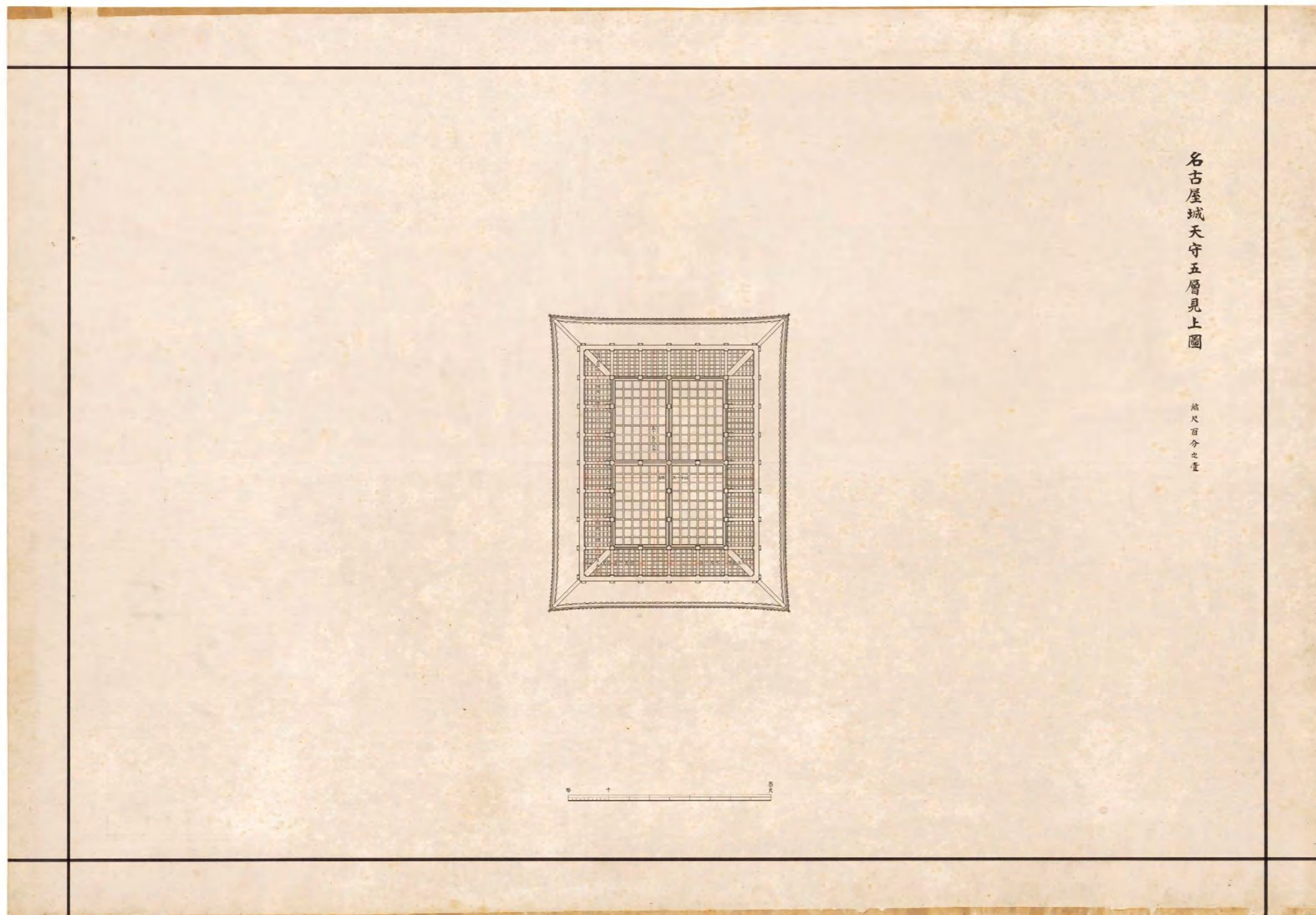
図(資)-4.5.18 名古屋城天守二層見上図



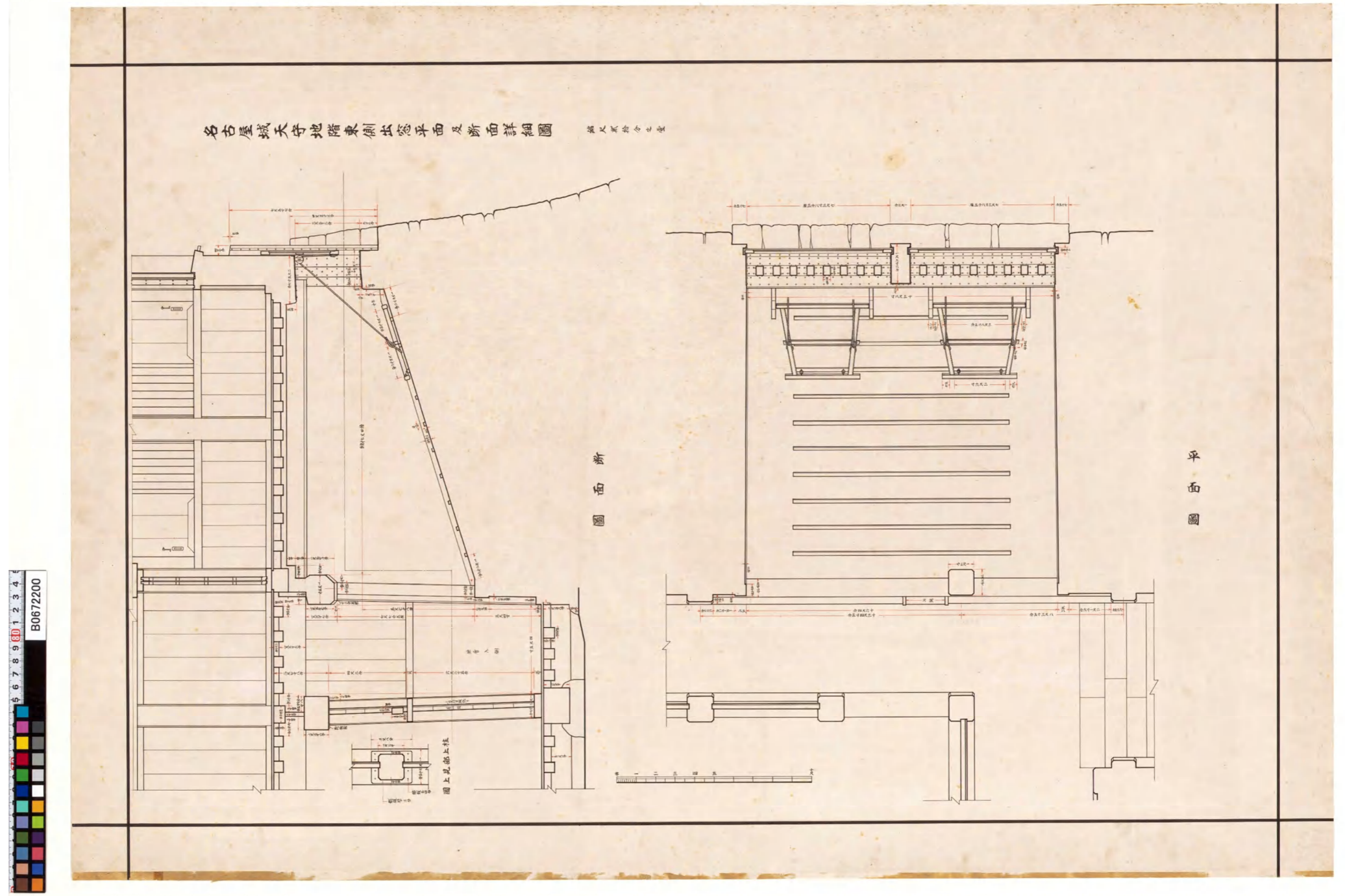
図(資)-4.5.19 名古屋城天守三層見上図



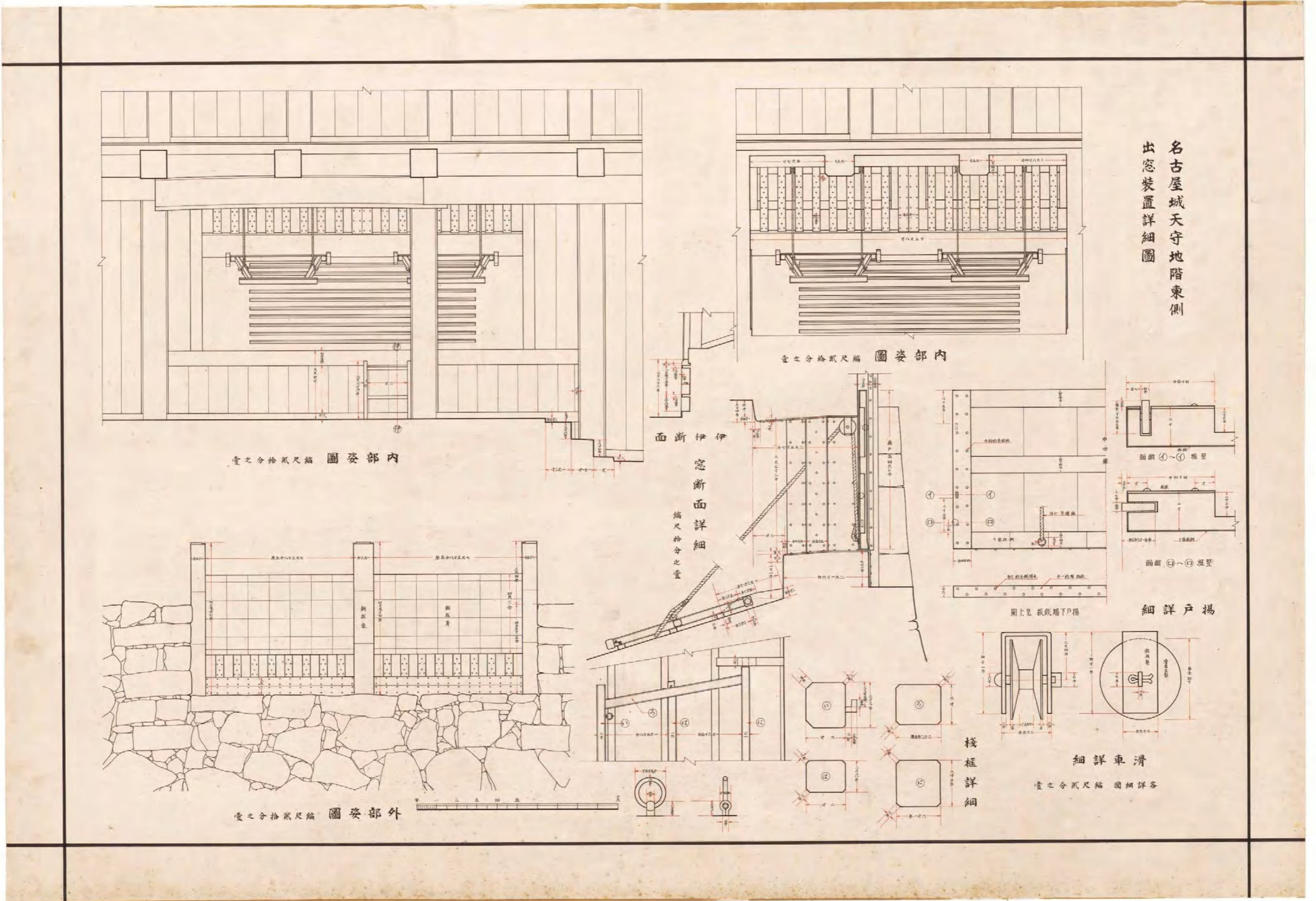
図(資)-4.5.20 名古屋城天守四層見上図



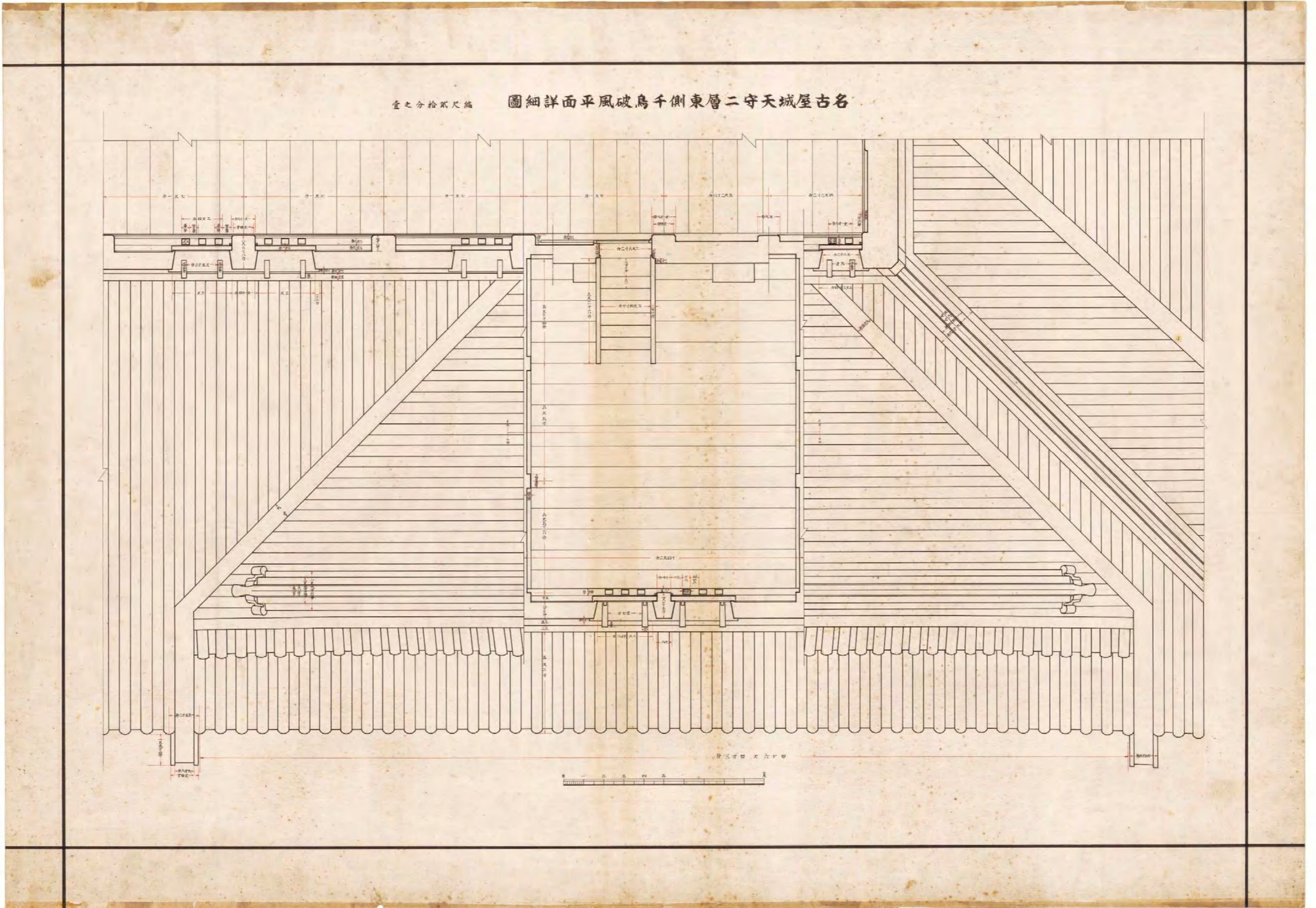
図(資)-4.5.21 名古屋城天守五層見上図



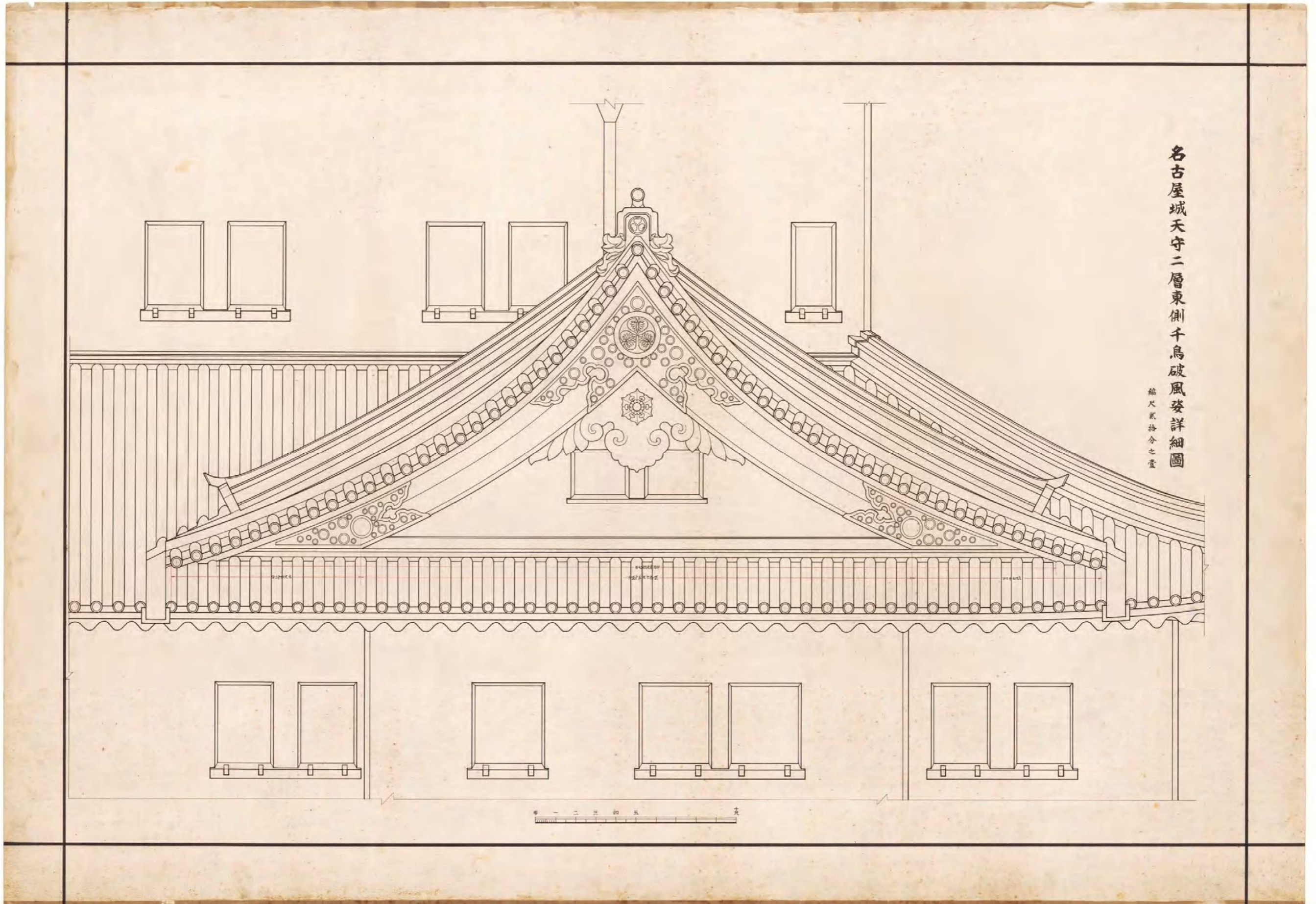
図(資)-4.5.22 名古屋城天守地階東側出窓平面及断面詳細図(平面図・断面図)



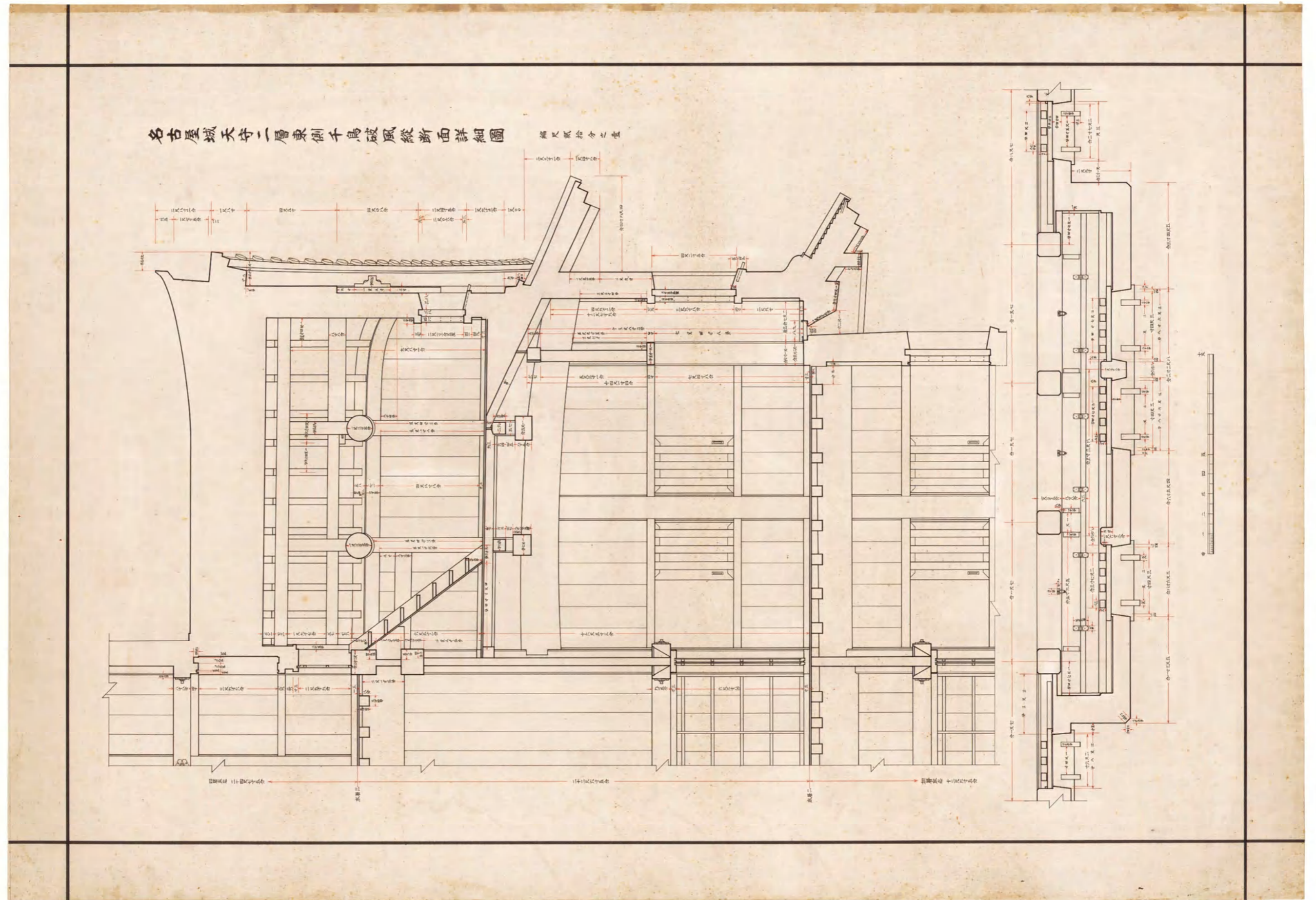
図(資)-4.5.23 名古屋城天守地階東側出窓装置詳細図(内部姿図・内部姿図・伊伊断面・揚戸詳細・滑車詳細・窓断面詳細・棧框断面・外部姿図)



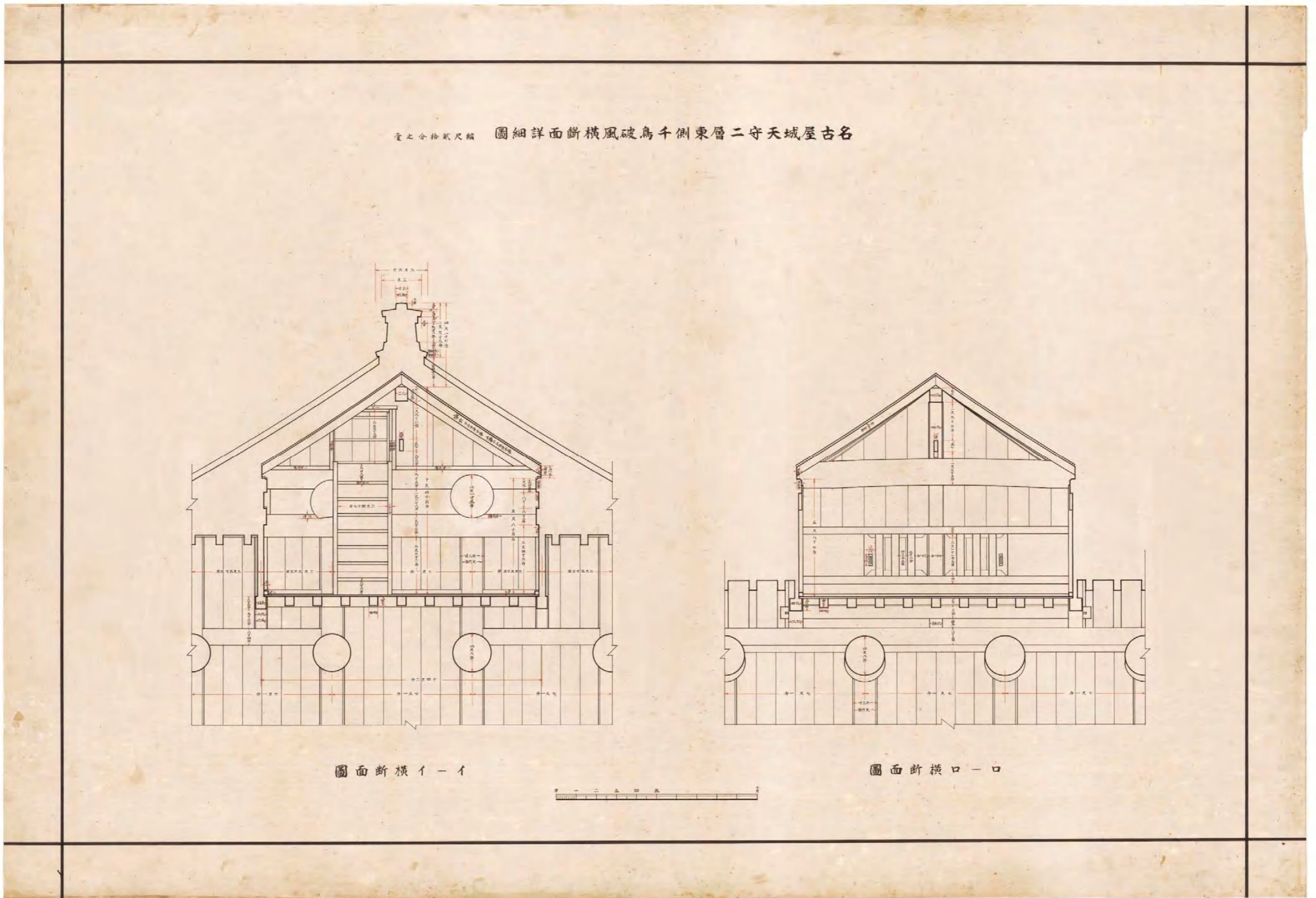
図(資)-4.5.24 名古屋城天守二層東側千鳥破風平面詳細図



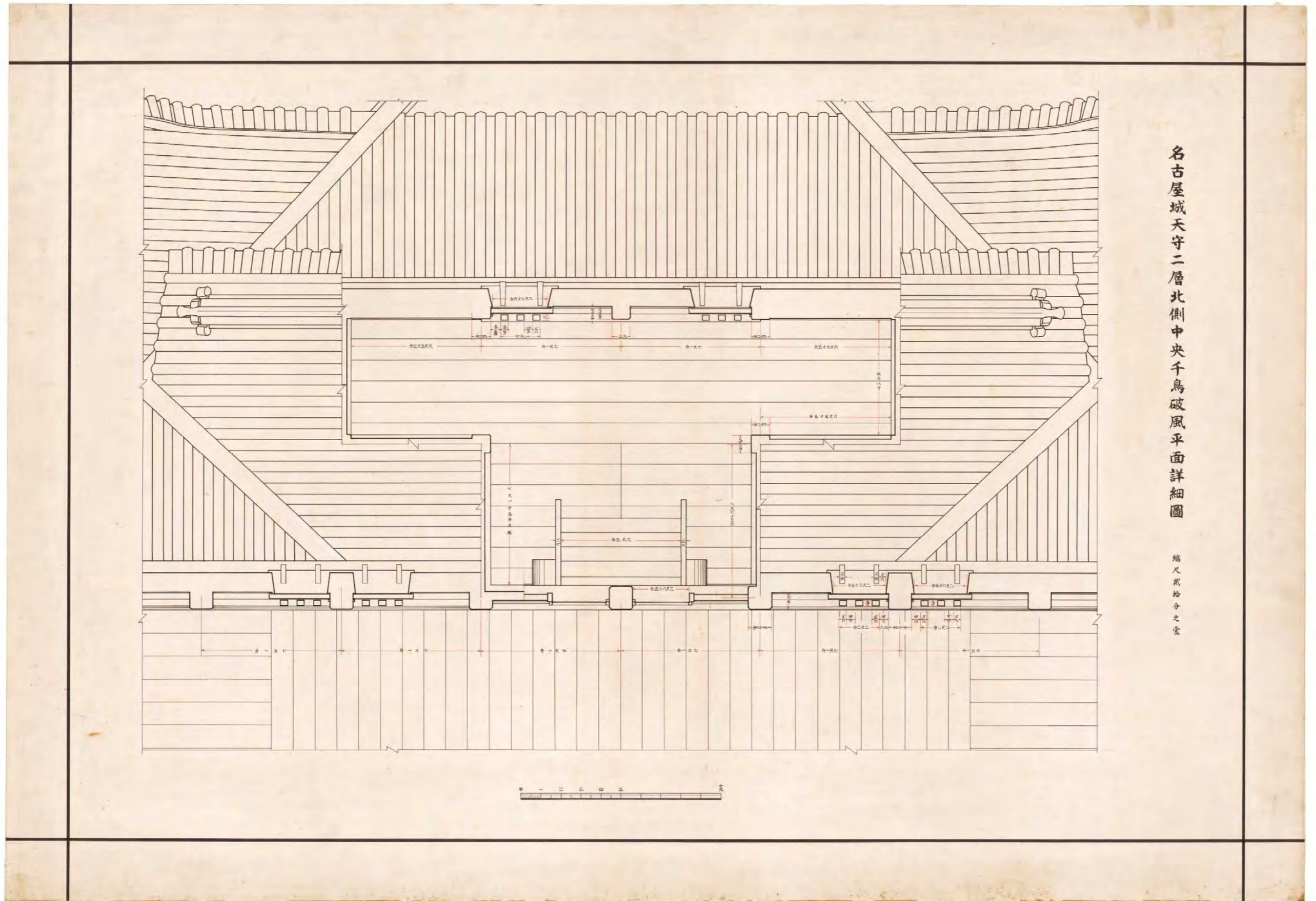
図(資)-4.5.25 名古屋城天守二層東側千鳥破風姿詳細図



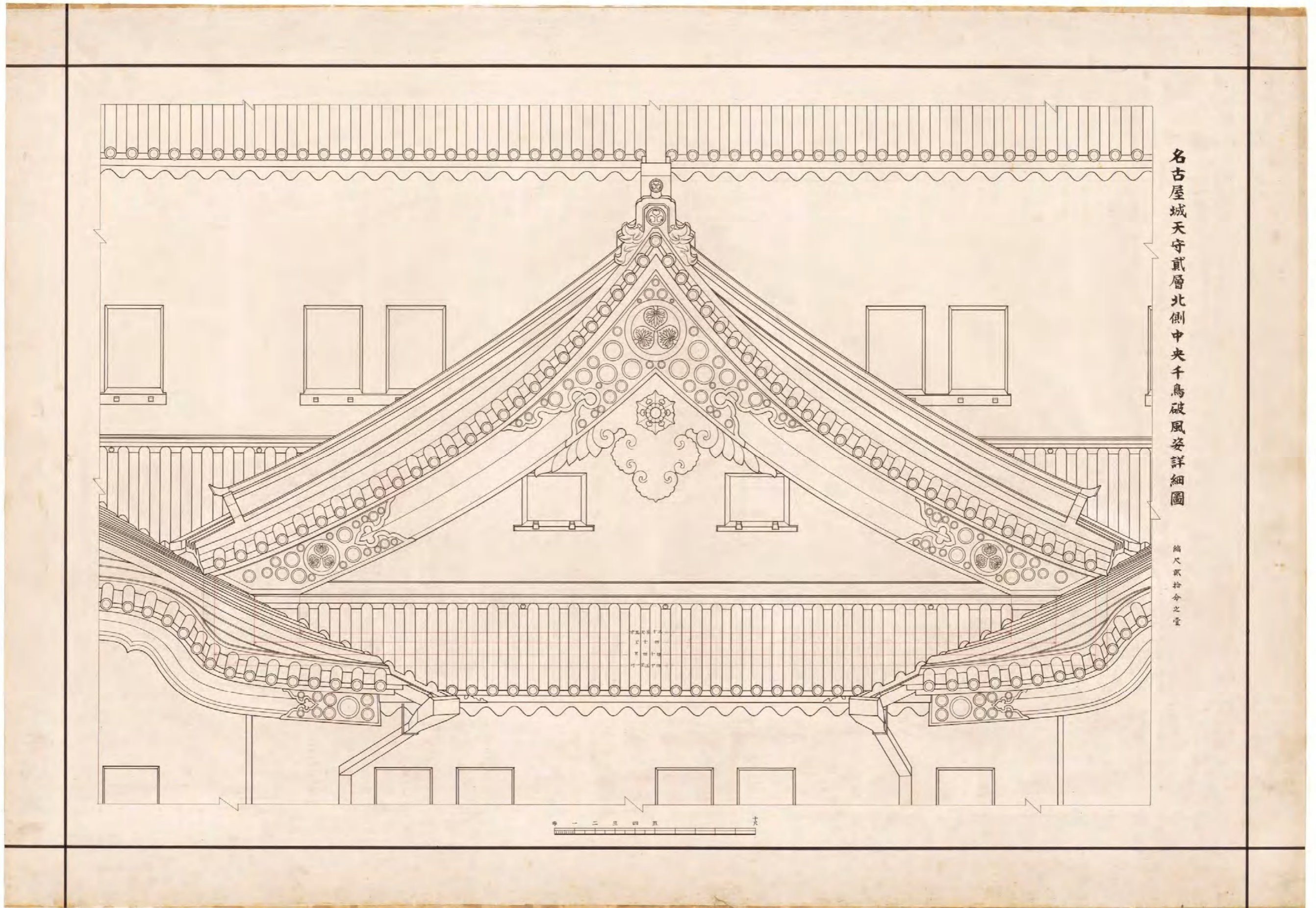
図(資)-4.5.26 名古屋城天守二層東側千鳥破風縦断面詳細圖



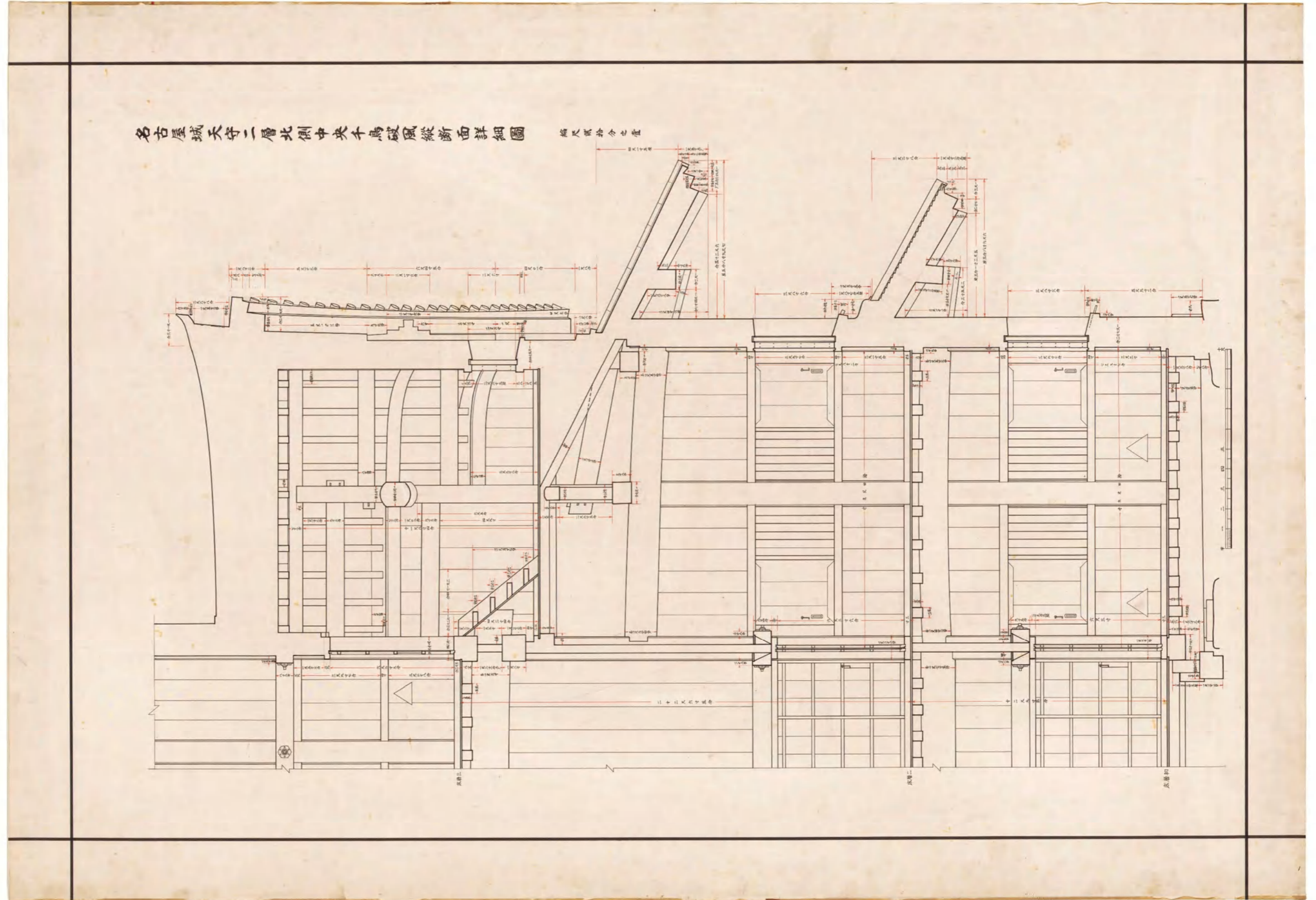
図(資)-4.5.27 名古屋城天守二層東側千鳥破風横断面詳細図



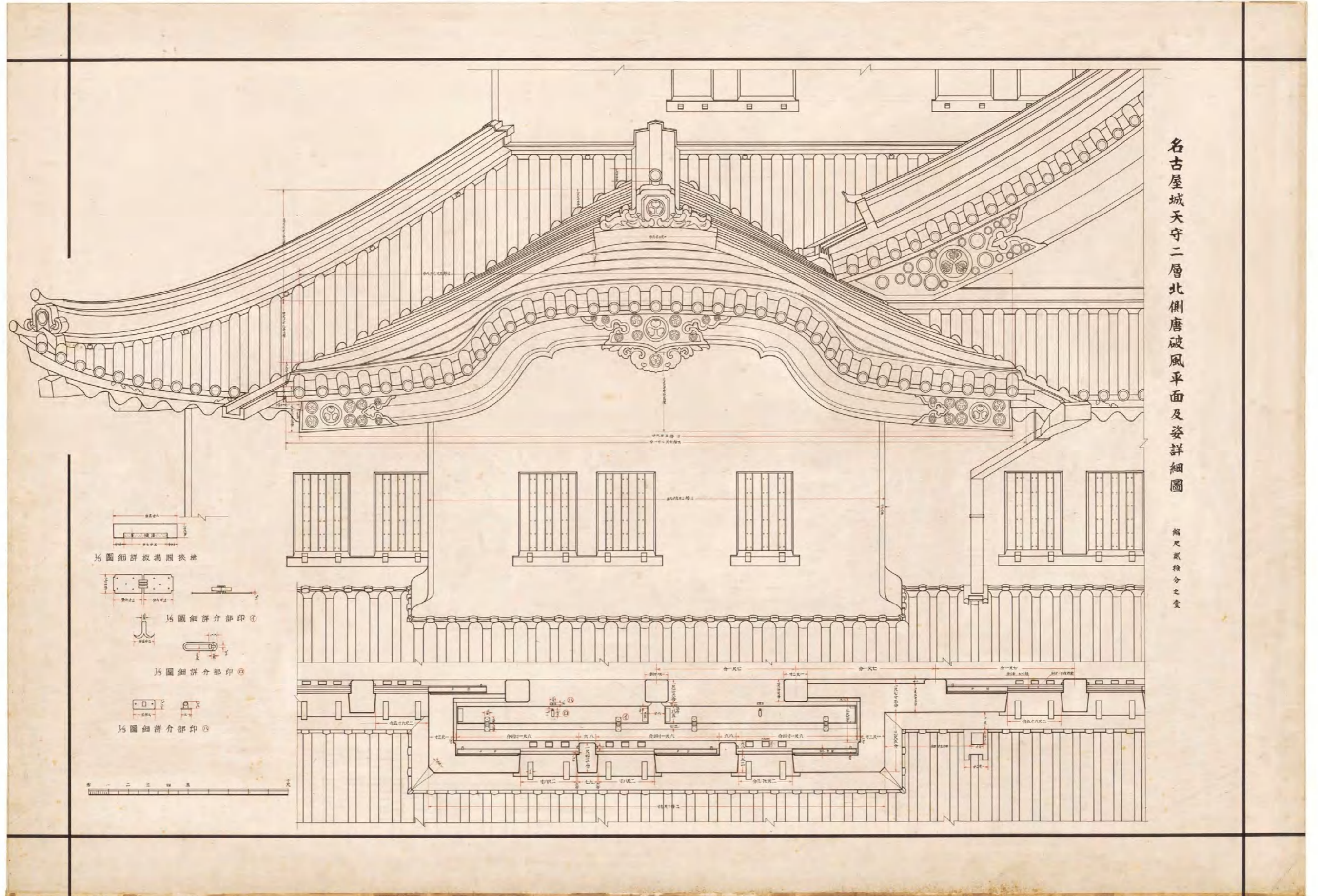
図(資)-4.5.28 名古屋城天守二層北側中央千鳥破風平面詳細図(イ-イ横断面図・ロ-ロ横断面図)



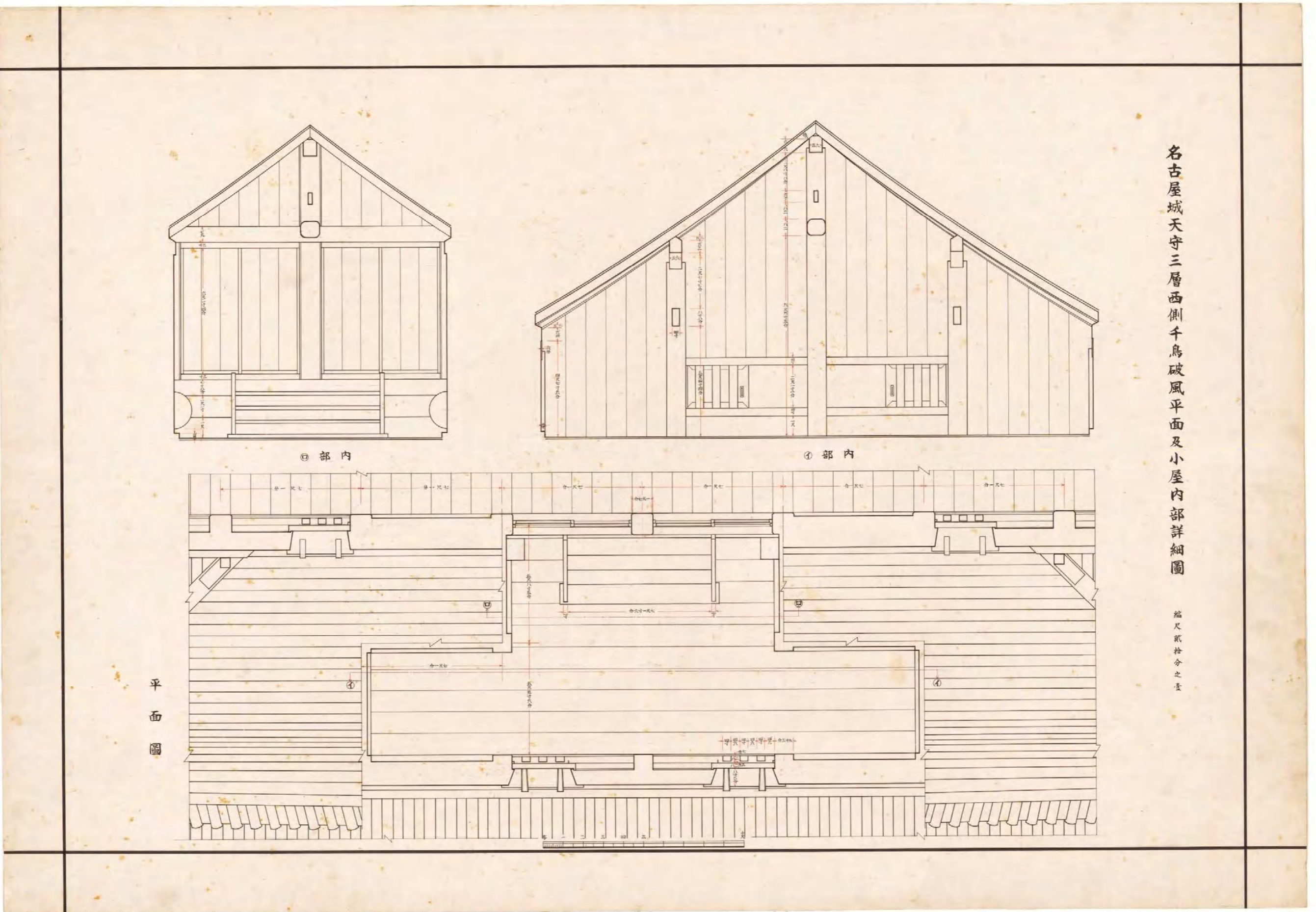
図(資)-4.5.29 名古屋城天守二層北側中央千鳥破風姿詳細図



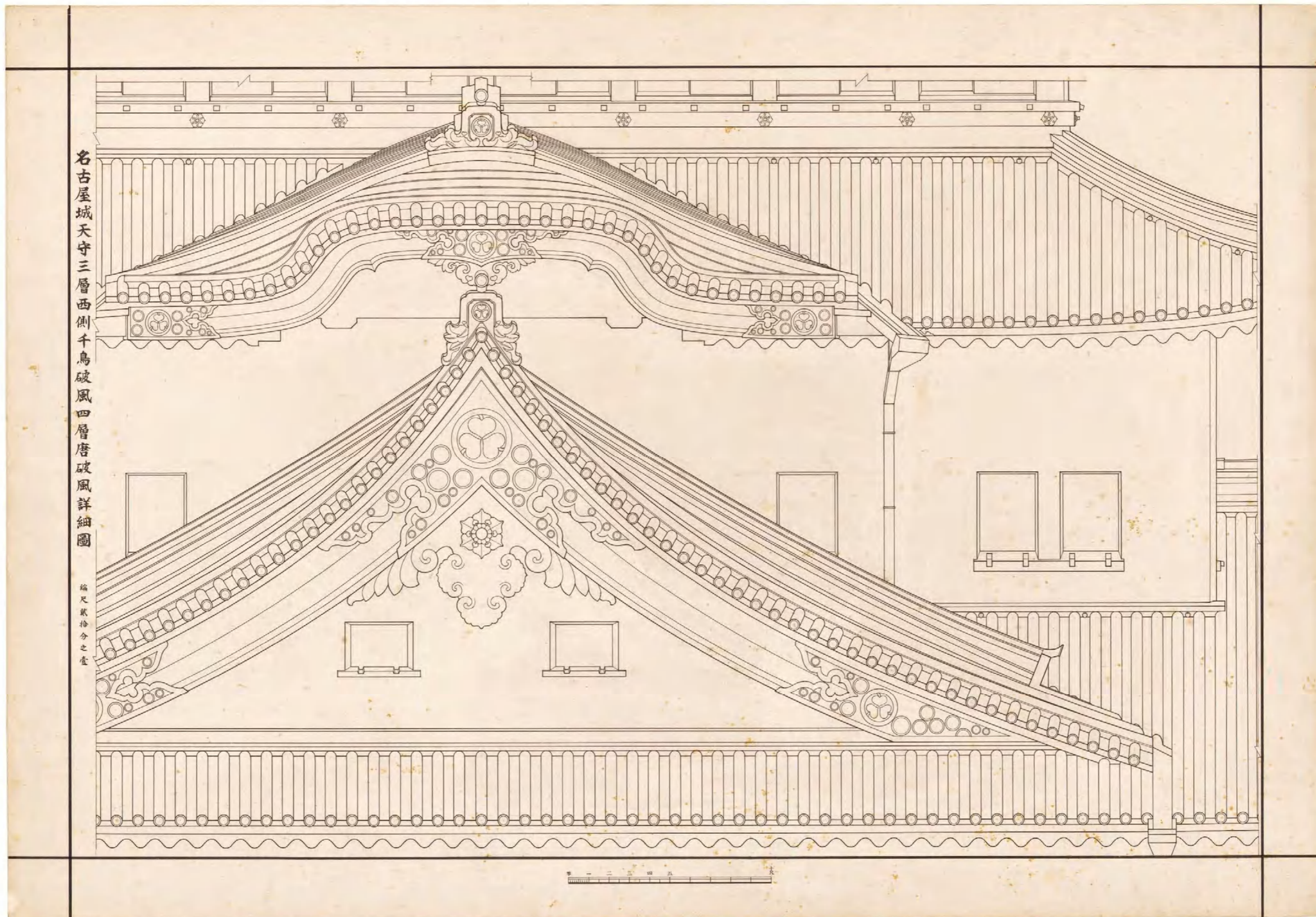
図(資)-4.5.30 名古屋城天守二層北側中央千鳥破風縦断面詳細圖



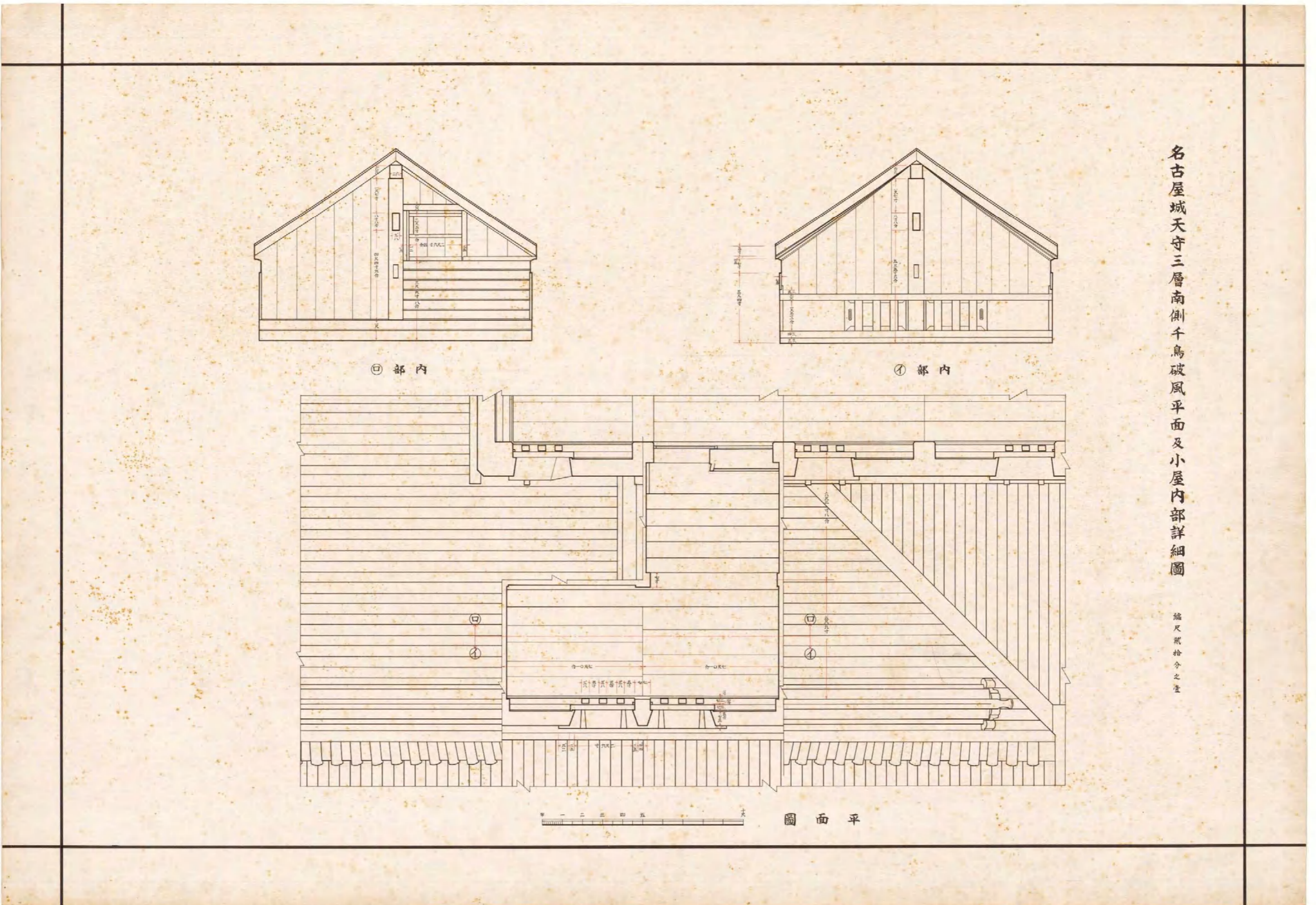
図(資)-4.531 名古屋城天守二層北側唐破風平面及姿詳細図(檜狹間揚板詳細図・イ印部分詳細図・ロ印部分詳細図・ハ印部分詳細図)



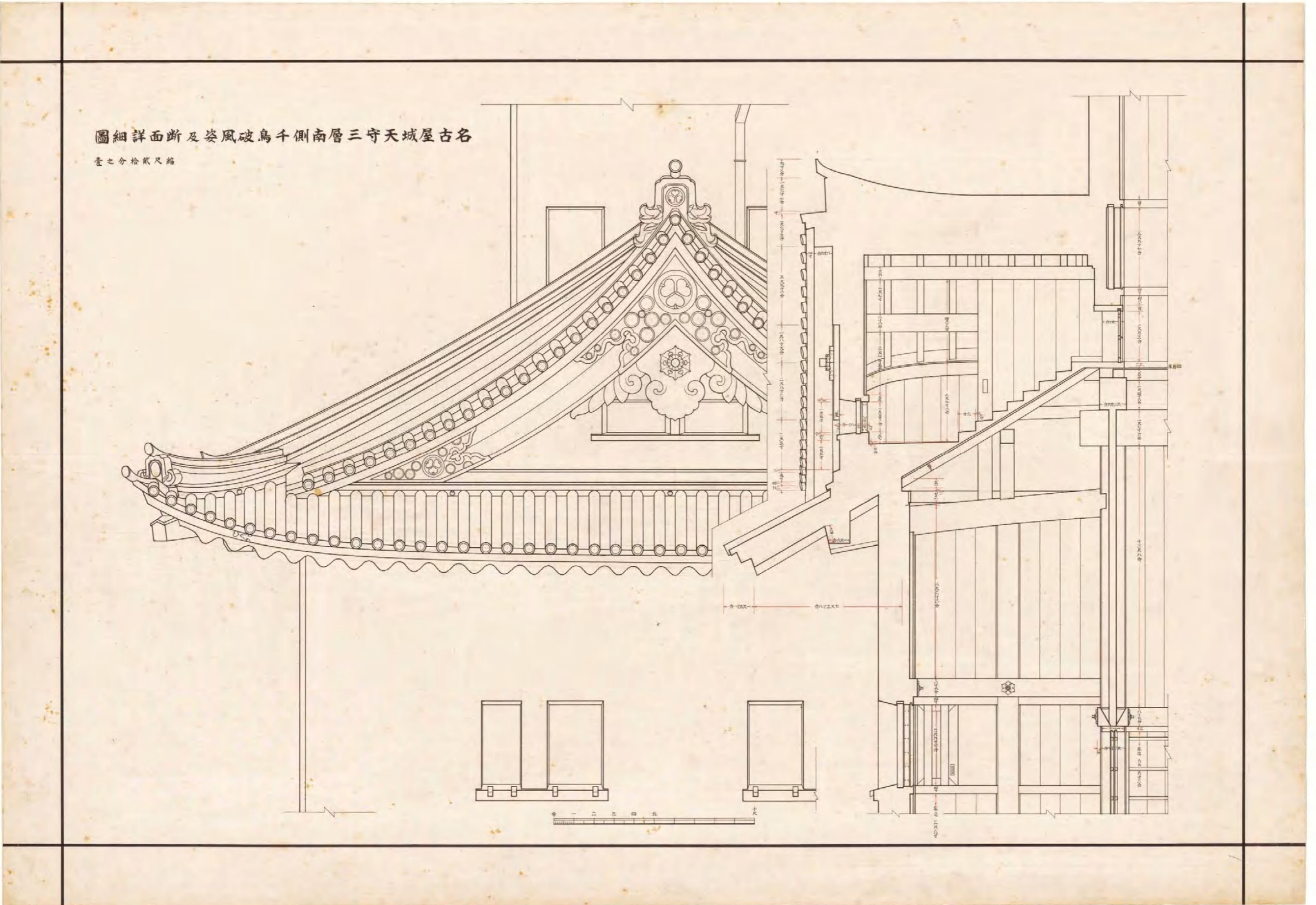
図(資)-4.5.32 名古屋城天守三層西側千鳥破風平面及小屋内部詳細図(内部イ・内部ロ・平面図)



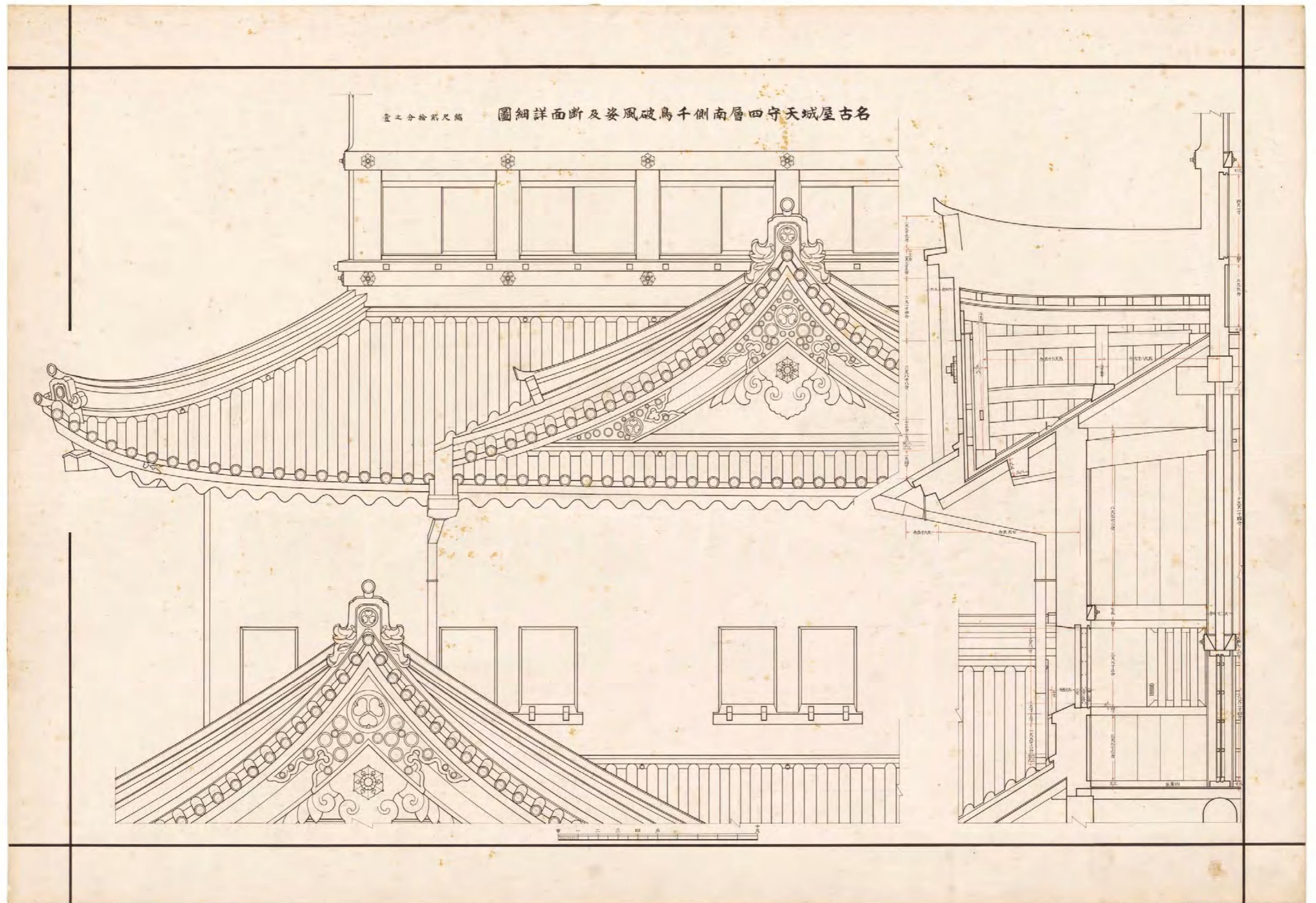
図(資)-4.5.33 名古屋城天守三層西側千鳥破風四層唐破風詳細図



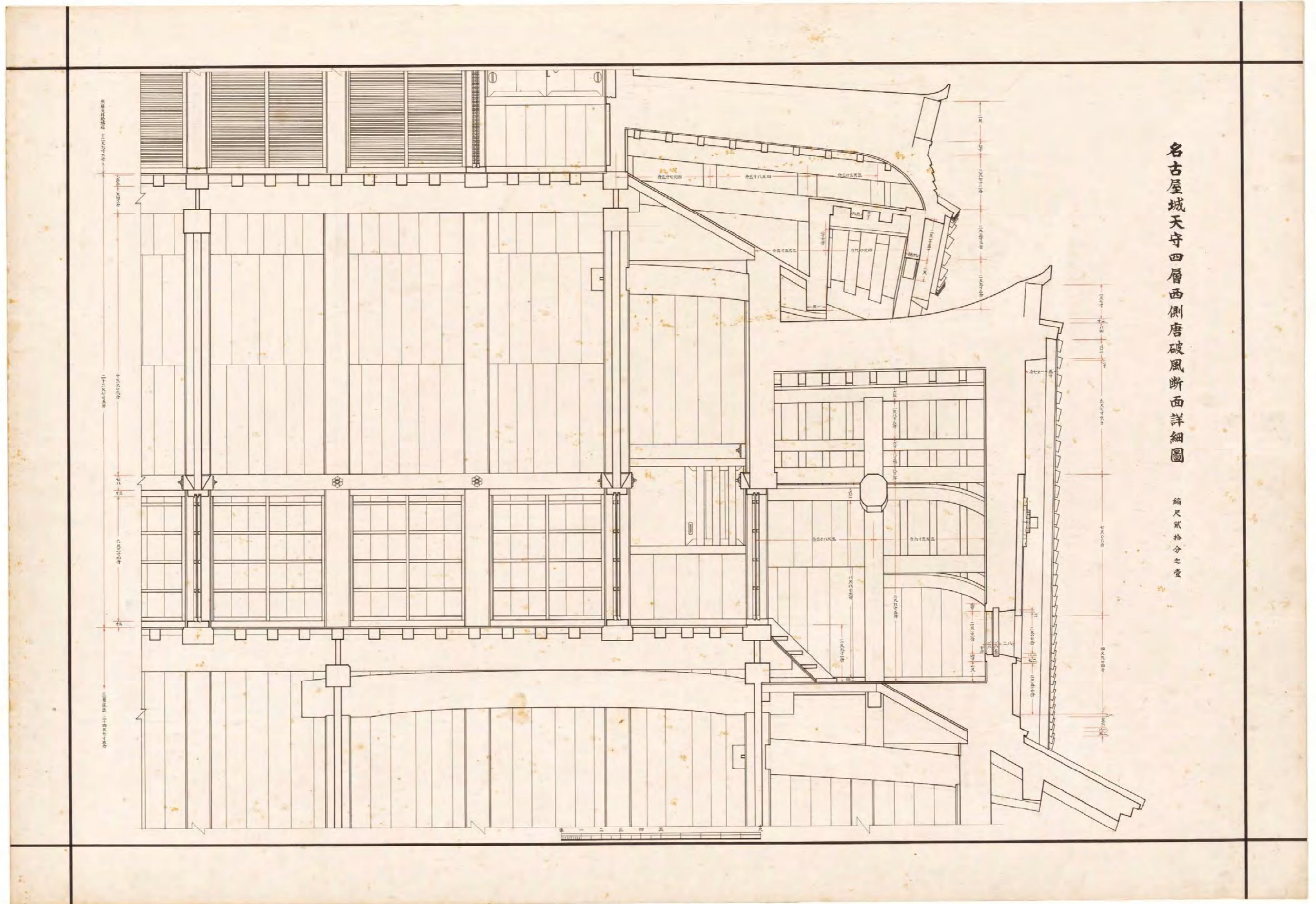
図(資)-4.5.34 名古屋城天守三層南側千鳥破風平面及小屋内部詳細図(内部イ・内部ロ・平面図)



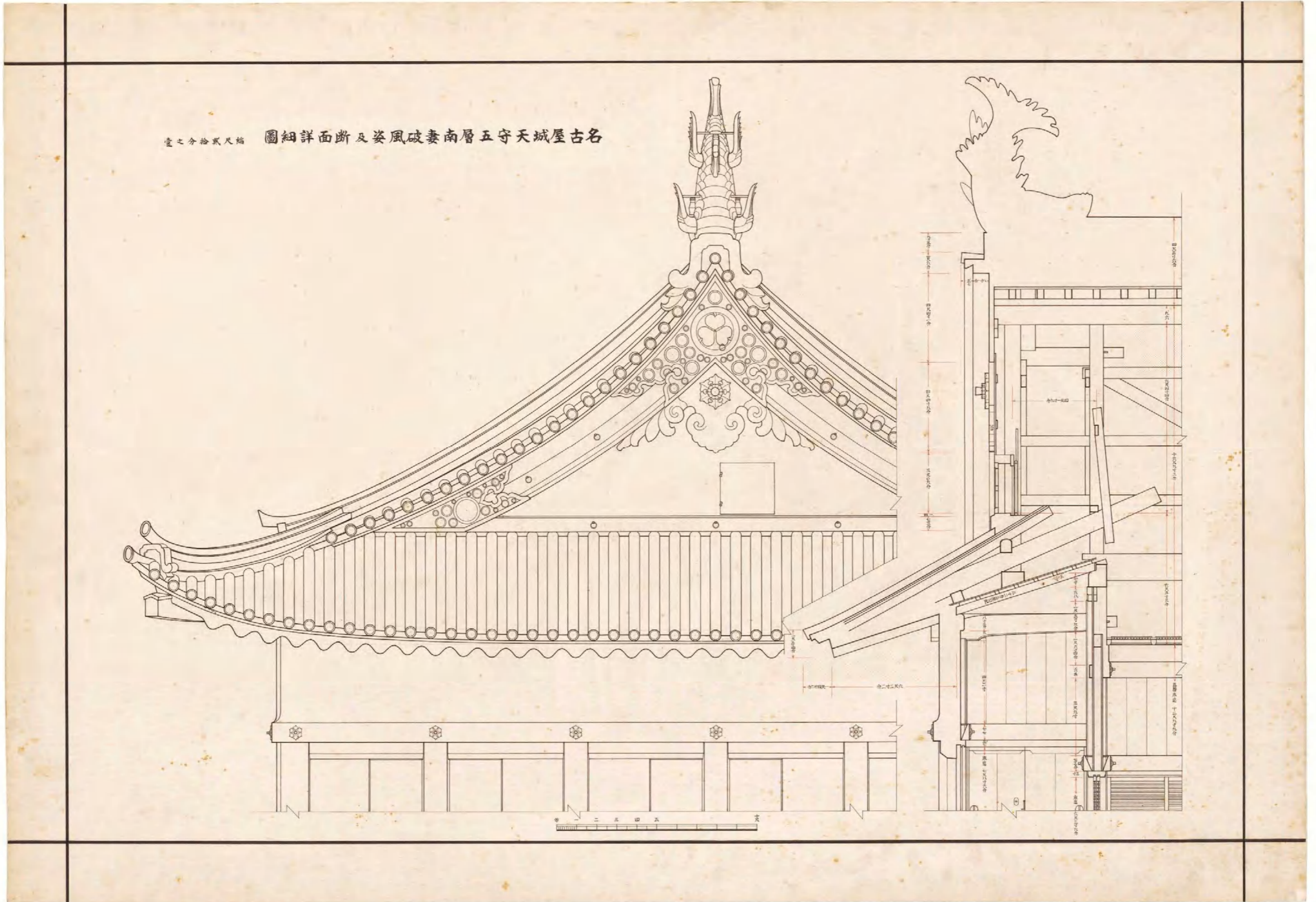
図(資)-4.5.35 名古屋城天守三層南側千鳥破風姿及断面詳細図



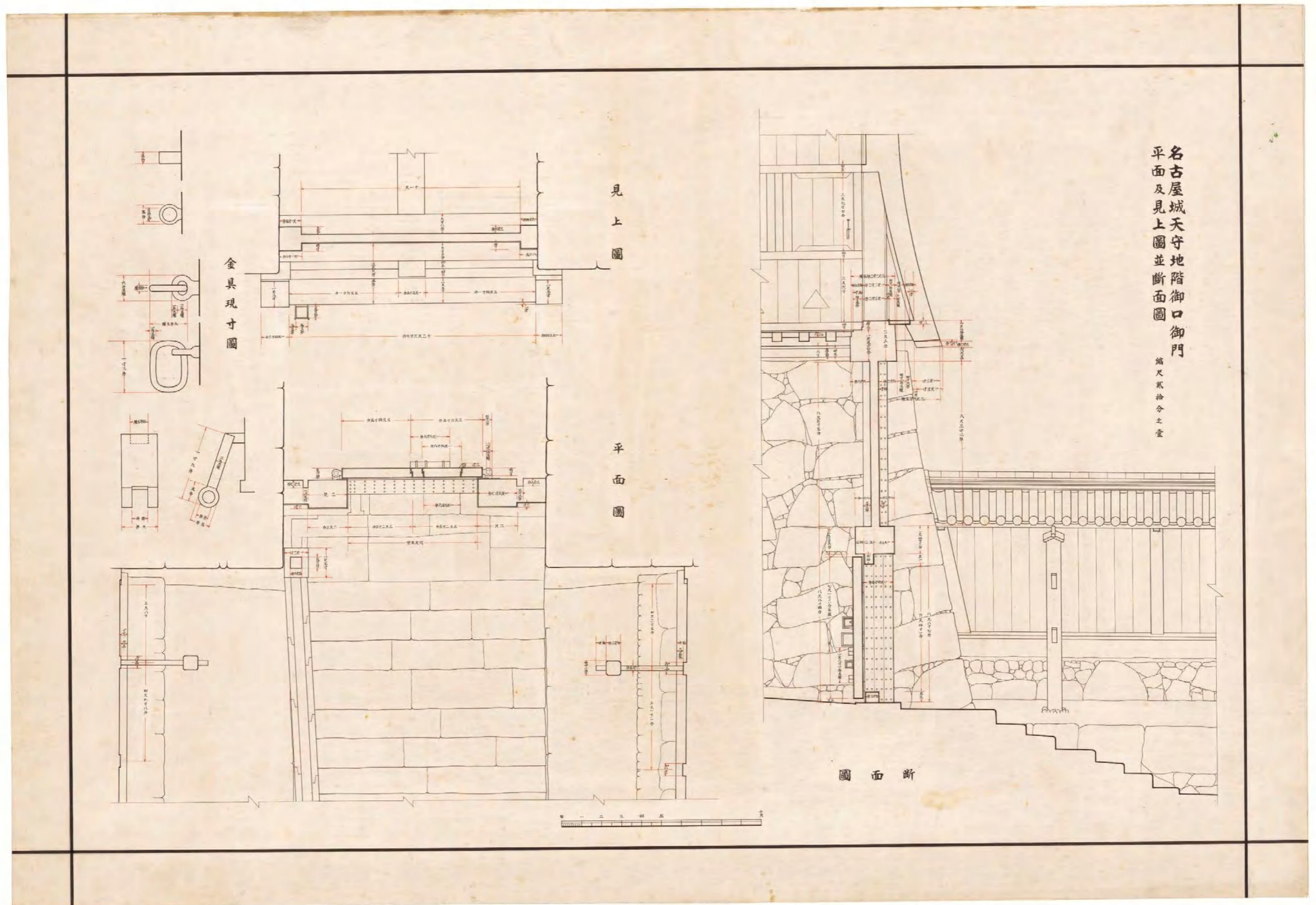
図(資)-4.5.36 名古屋城天守四層西側唐破風姿及断面詳細図



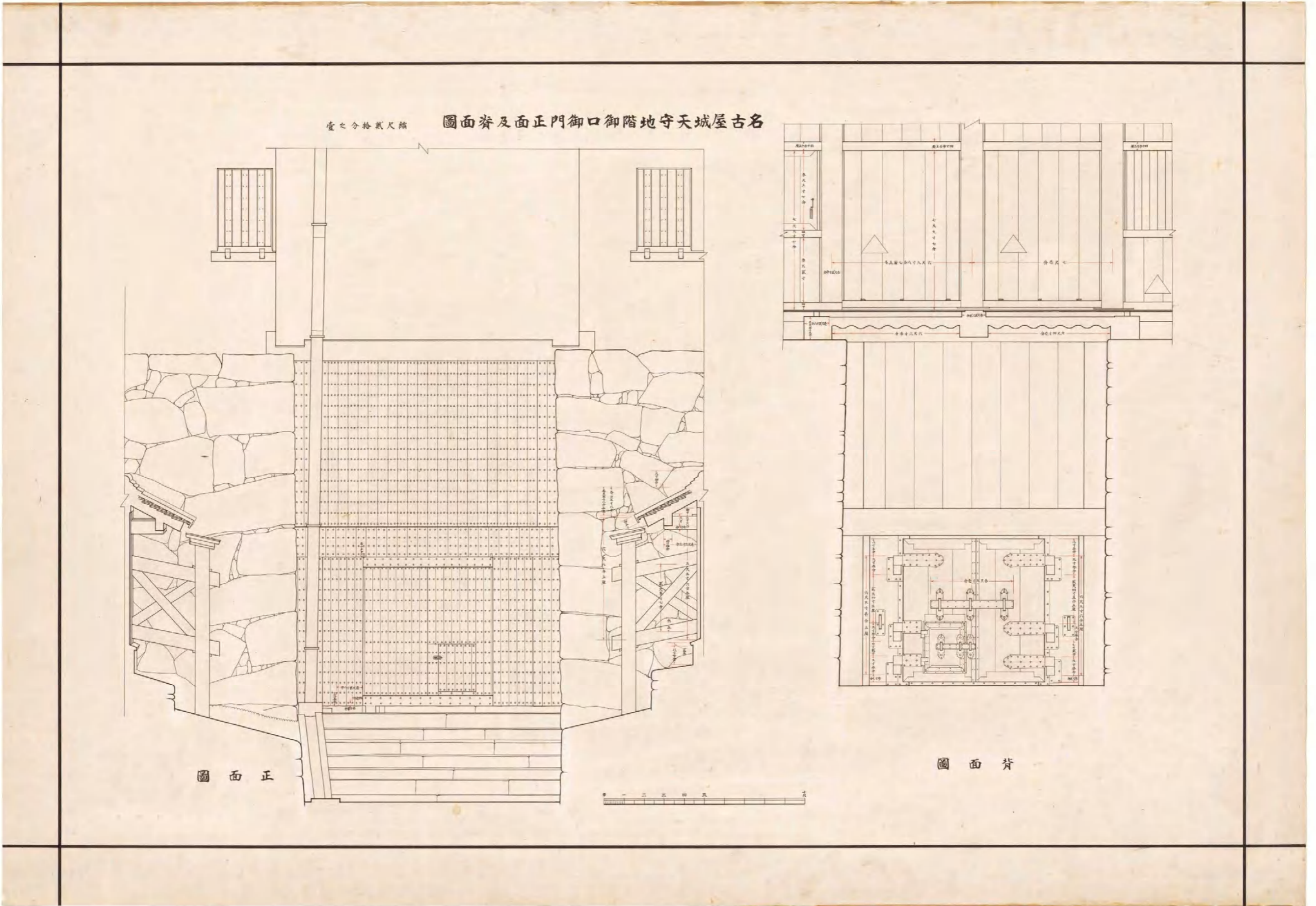
図(資)-4.5.37 名古屋城天守四層西側唐破風断面詳細図



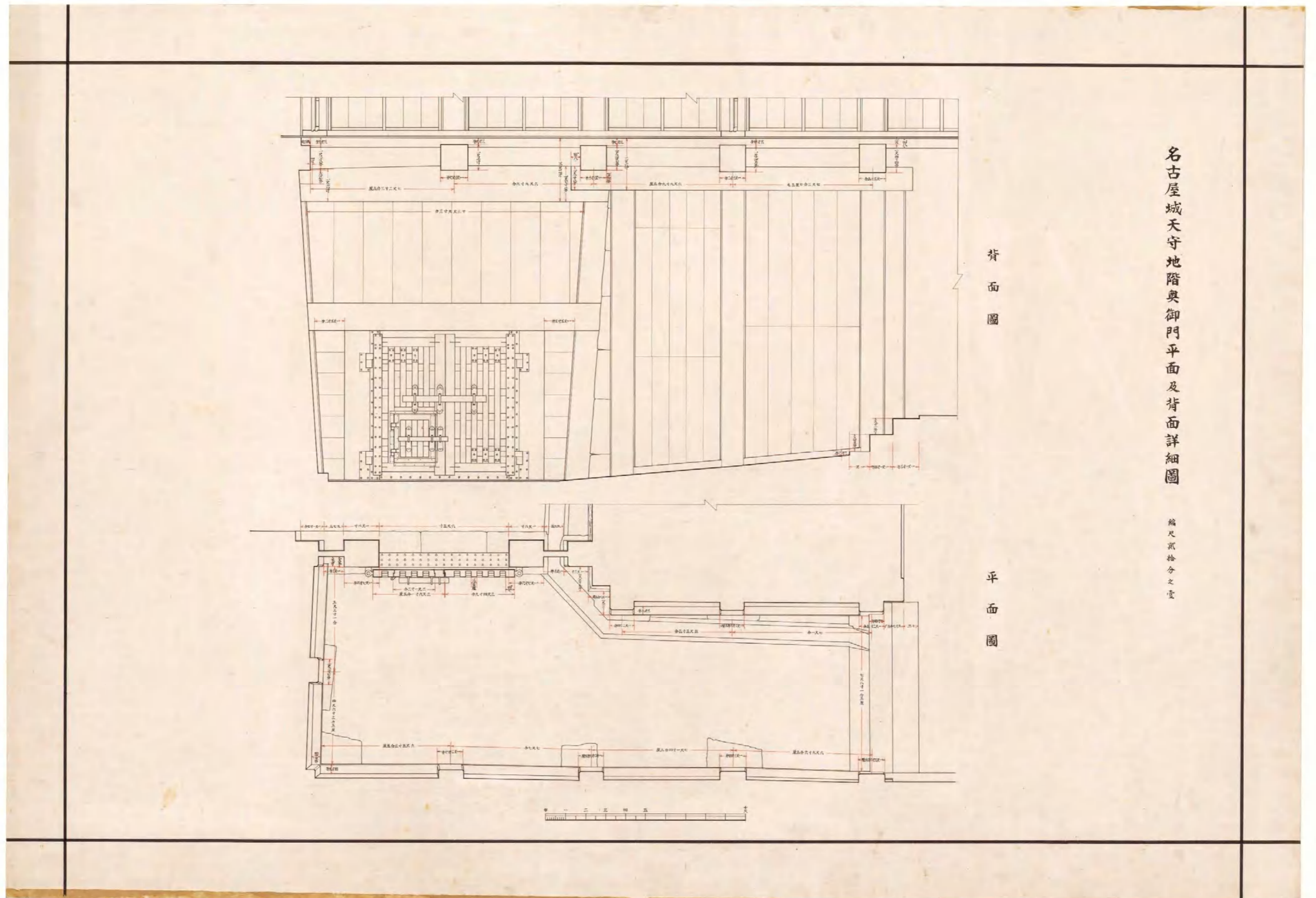
図(資)-4.5.38 名古屋城天守五層南妻破風姿及断面詳細図



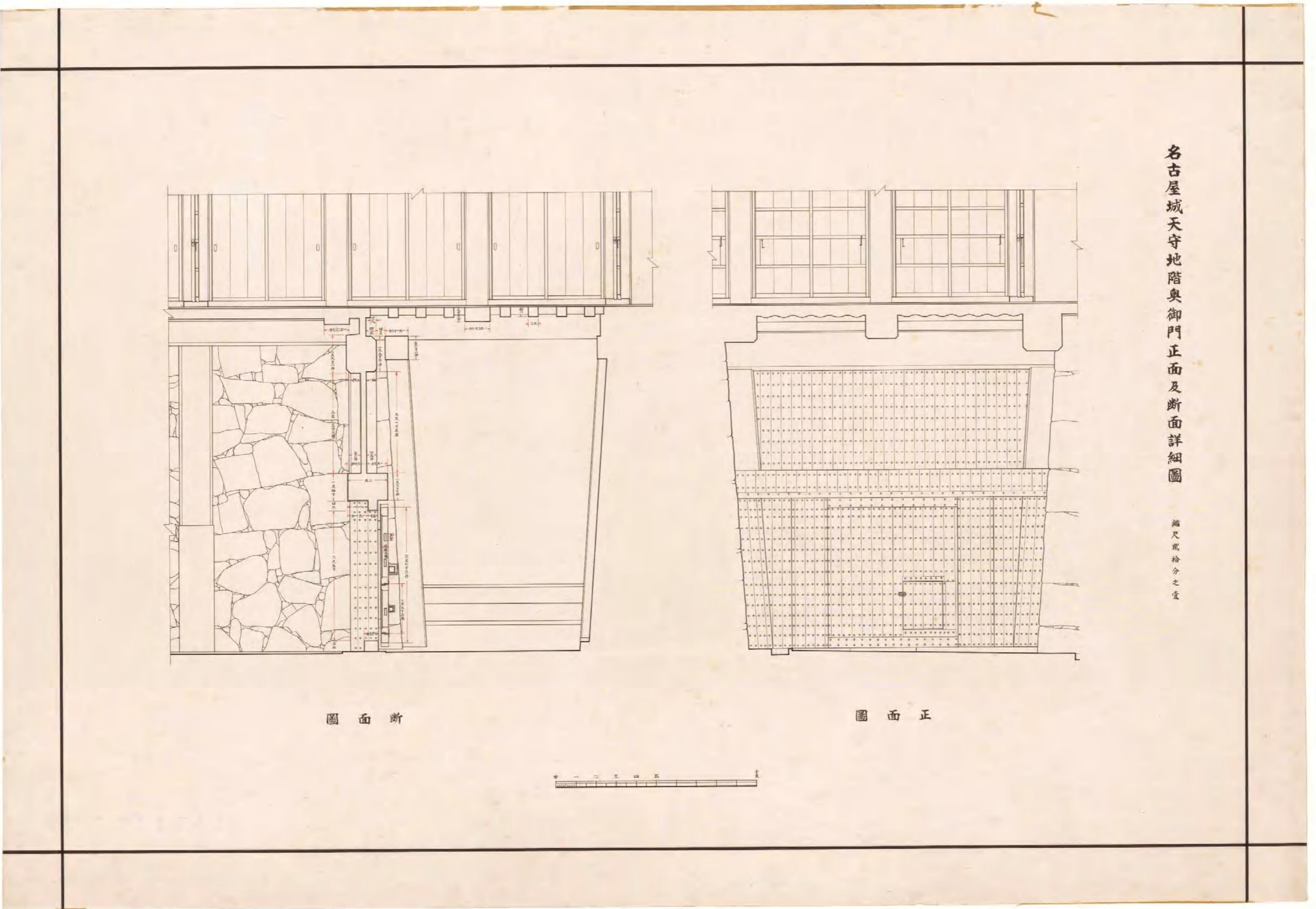
図(資)-4.5.39 古屋城天守地階御口御門平面及見上図并断面図(断面図・見上図・平面図・金具現寸図)



図(資)-4.5.40 名古屋城天守地階御口御門正面及背面詳細図(正面図・背面図)



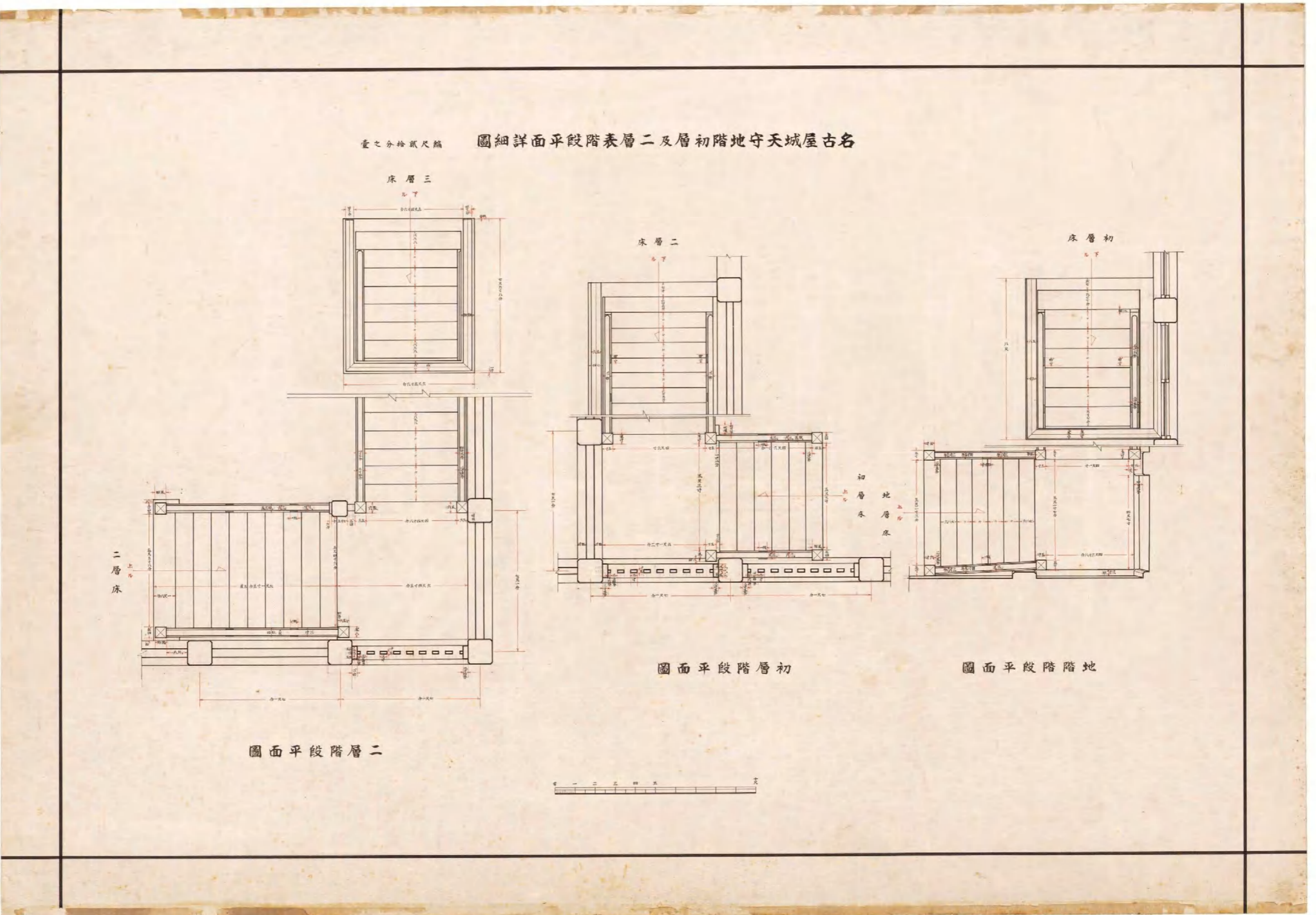
図(資)-4.5.41 名古屋城天守地階奥御門平面及背面詳細図(平面図・背面図)



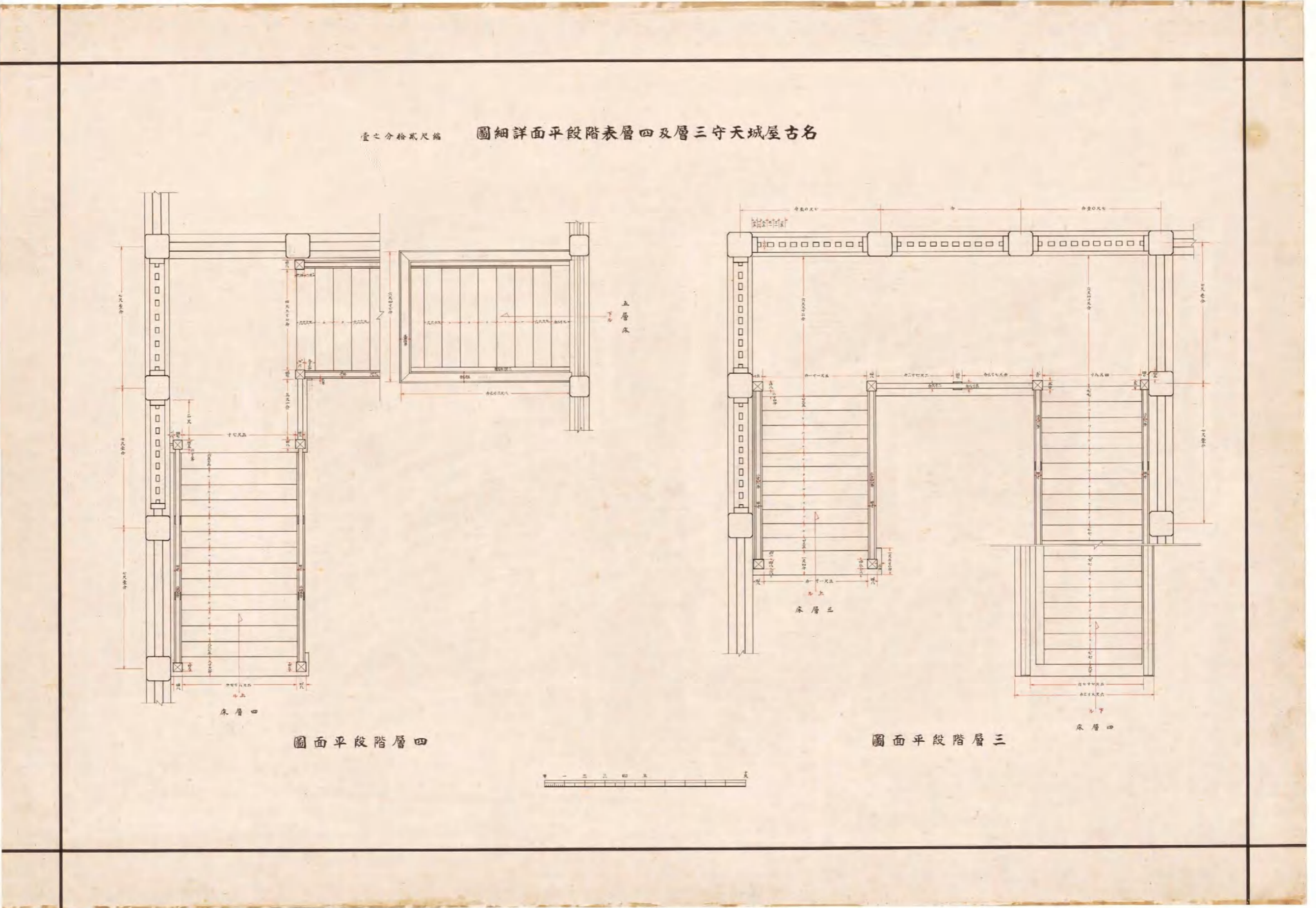
名古屋城天守地階奥御門正面及断面詳細図

縮尺 貳拾分之二

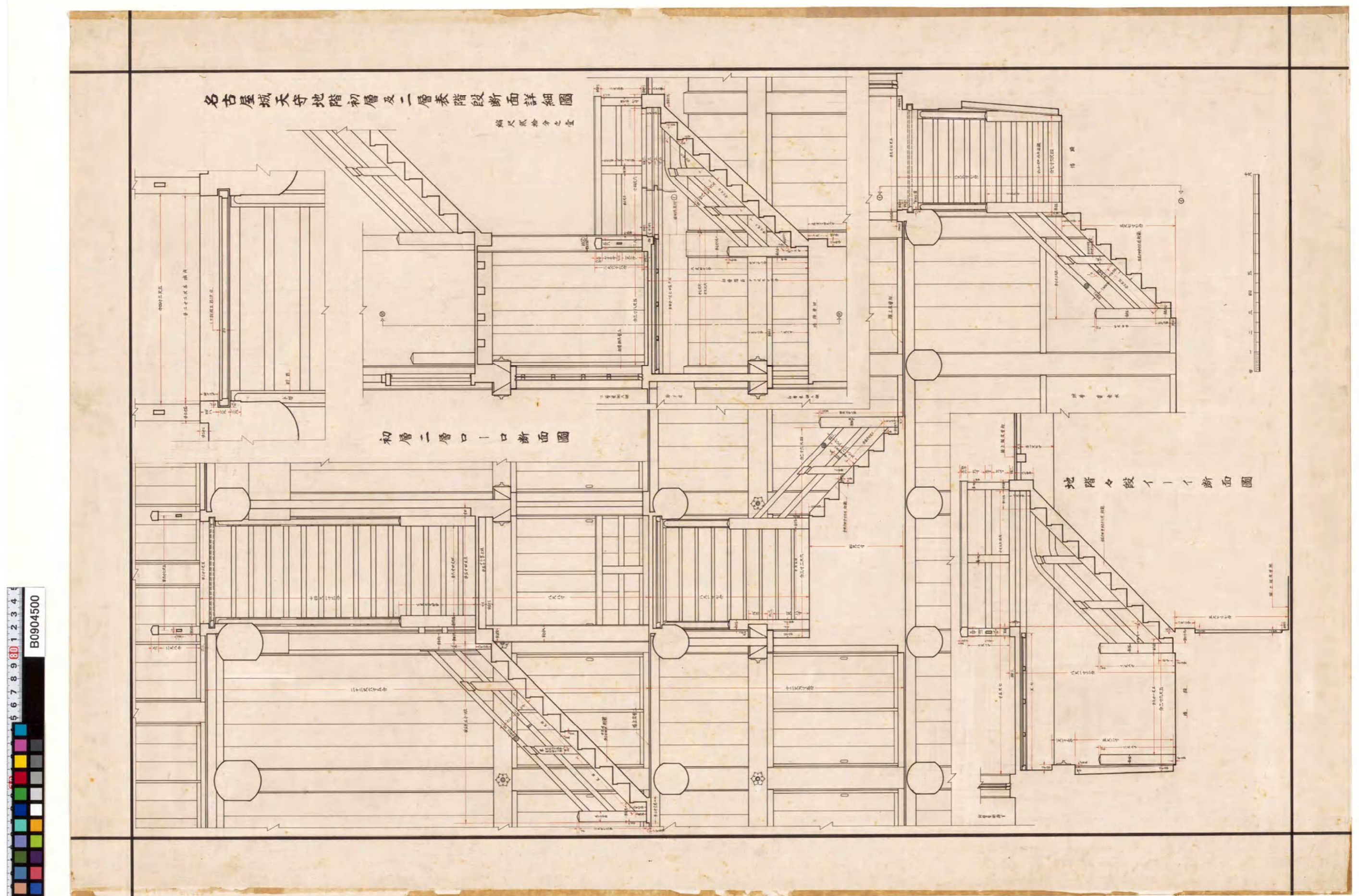
図(資)-4.5.42 名古屋城天守地階奥御門正面及断面詳細図(正面図・断面図)



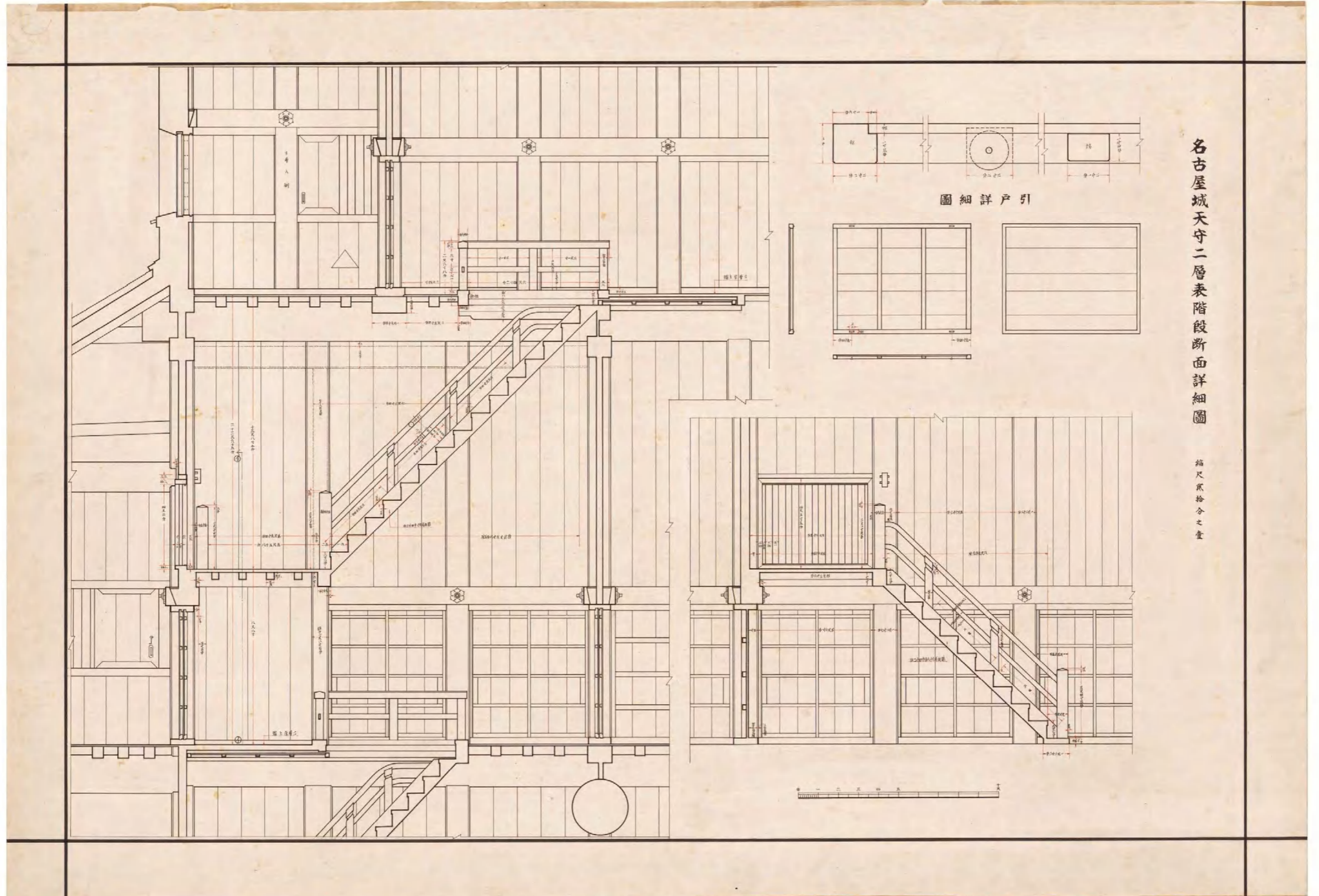
図(資)-4.5.43 名古屋城天守地階初層及二層表階段平面詳細図(地階階段平面図・初層階段平面図・二層階段平面図)



図(資)-4.544 名古屋城天守三層及四層表階段平面詳細図(三層階段平面図・四層階段平面図)



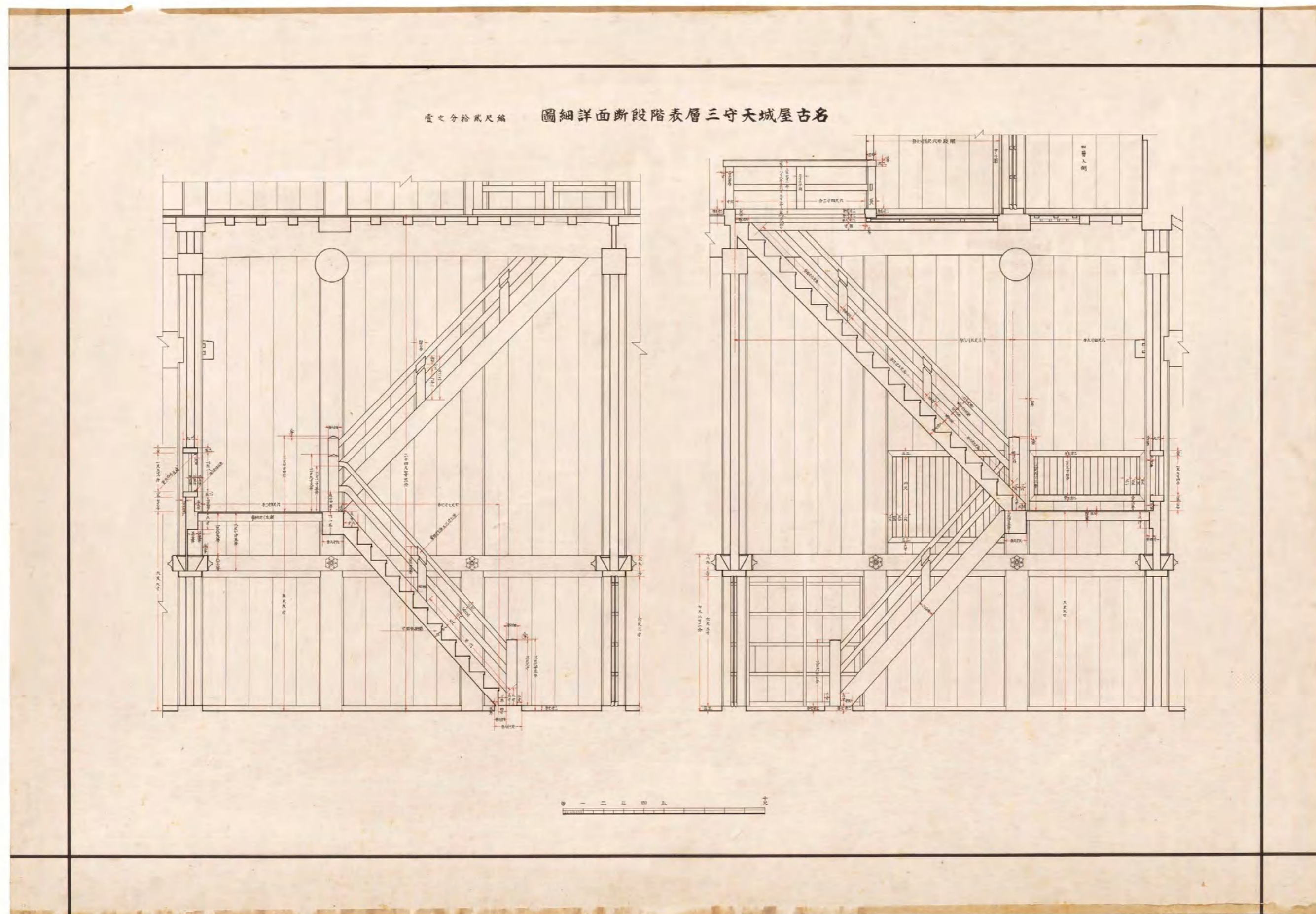
図(資)-4.5.45 名古屋城天守初層及二層表階段断面詳細図(初層二層口-口断面図・地階々段イ-イ断面図)



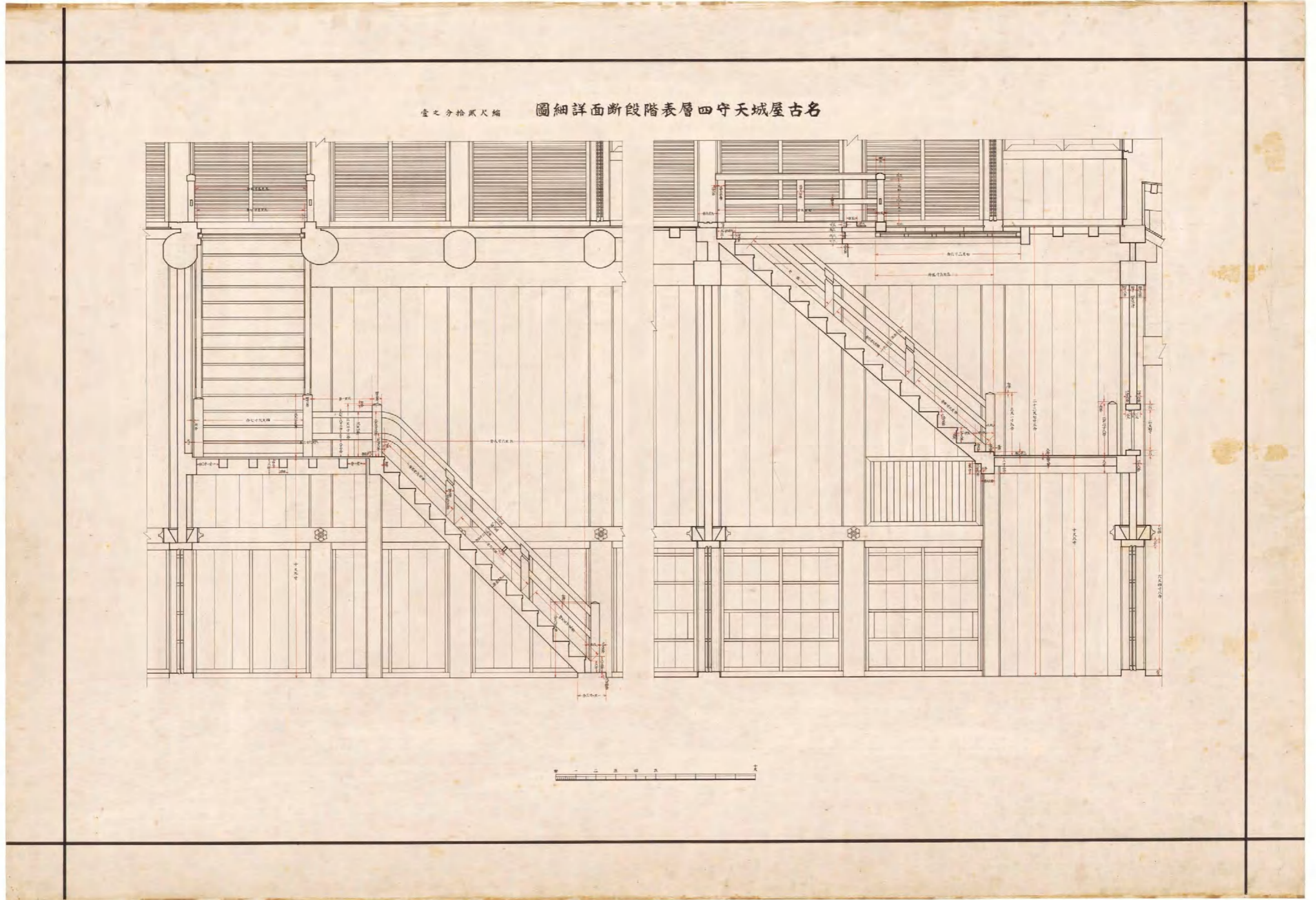
名古屋城天守二層表階段断面詳細図

縮尺貳拾分之壹

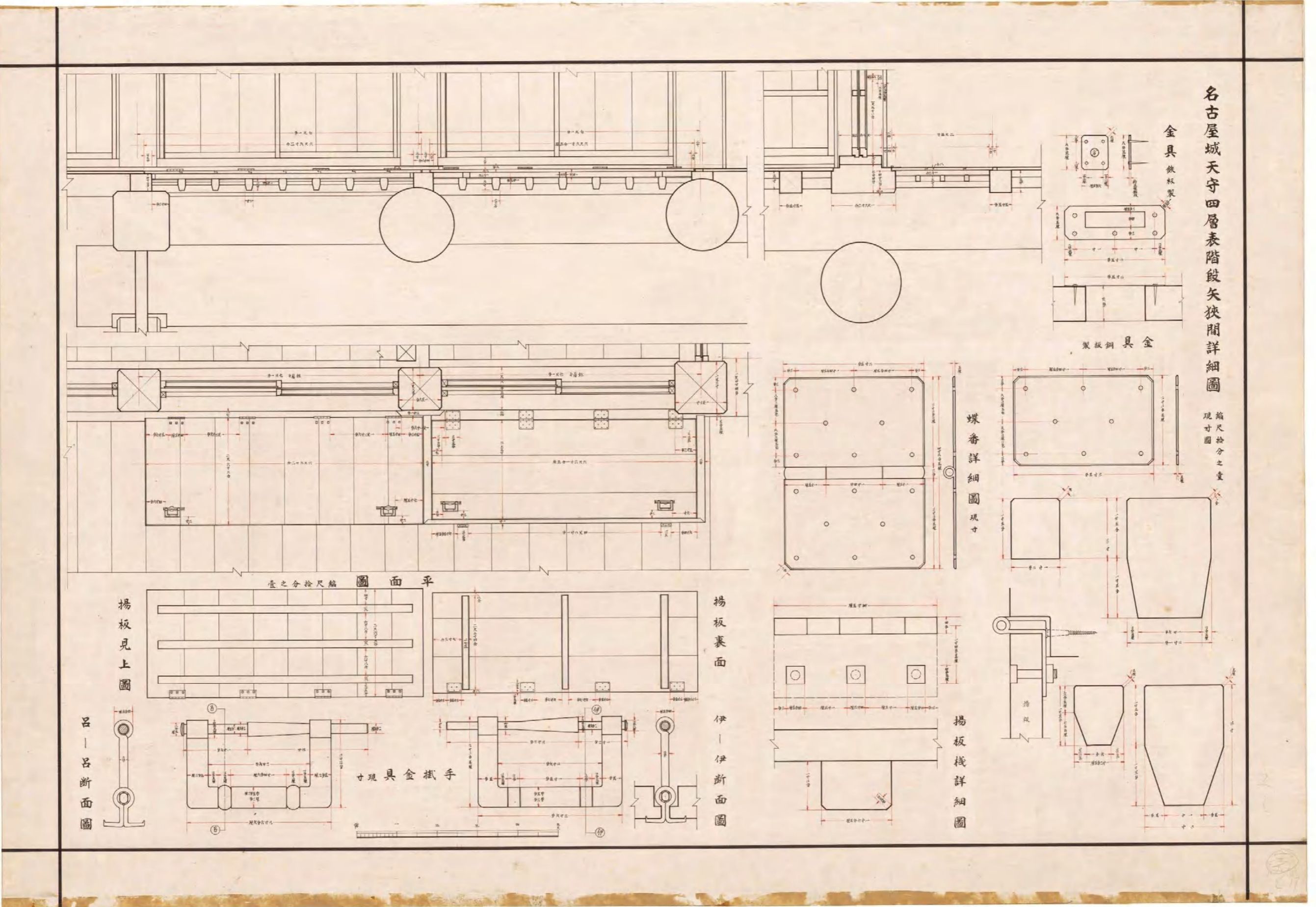
図(資)-4.5.46 名古屋城天守二層表階段断面詳細図(引戸詳細図)



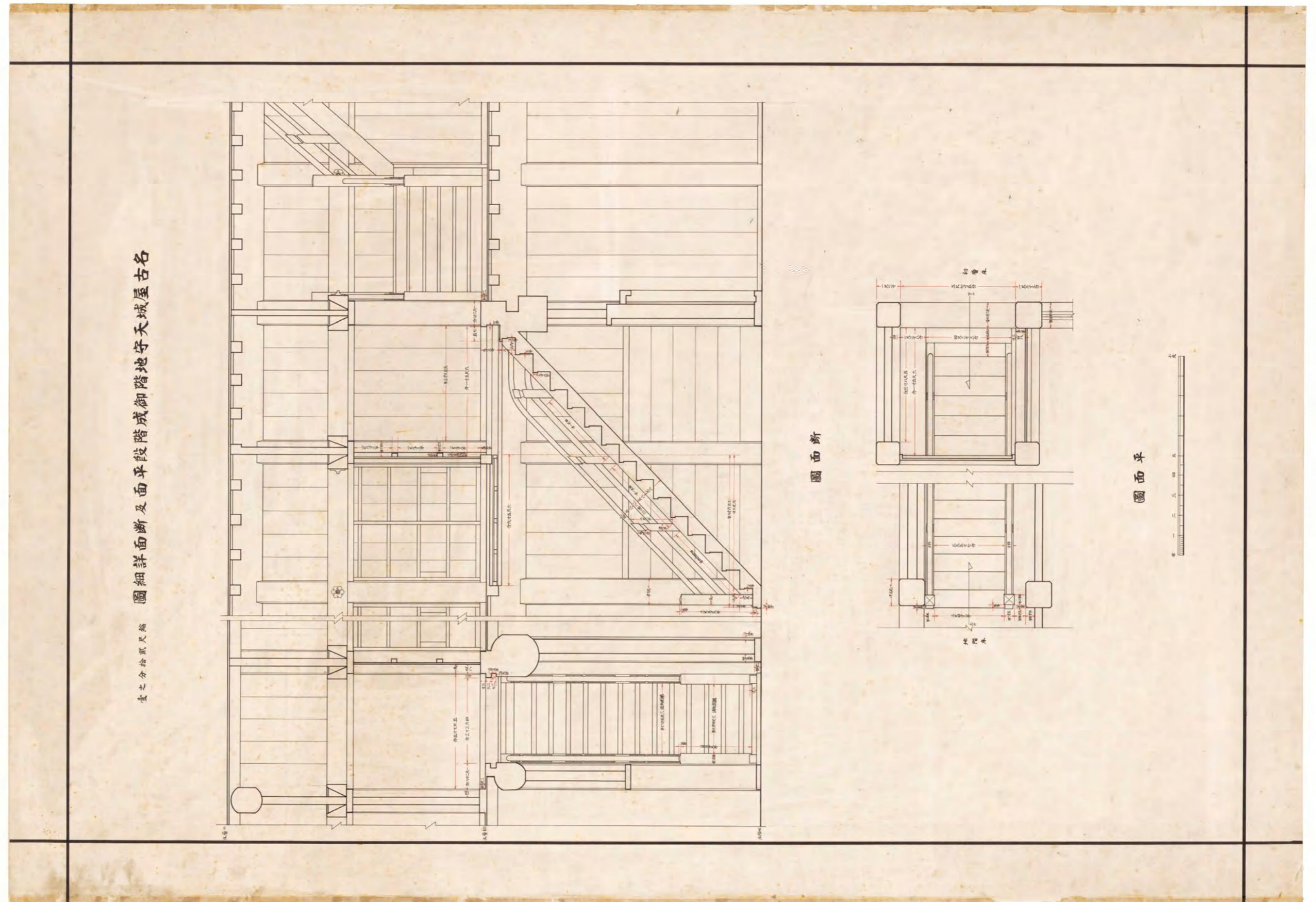
図(資)-4.5.47 名古屋城天守三層表階段断面詳細図



図(資)-4.5.48 名古屋城天守四層表階段断面詳細図



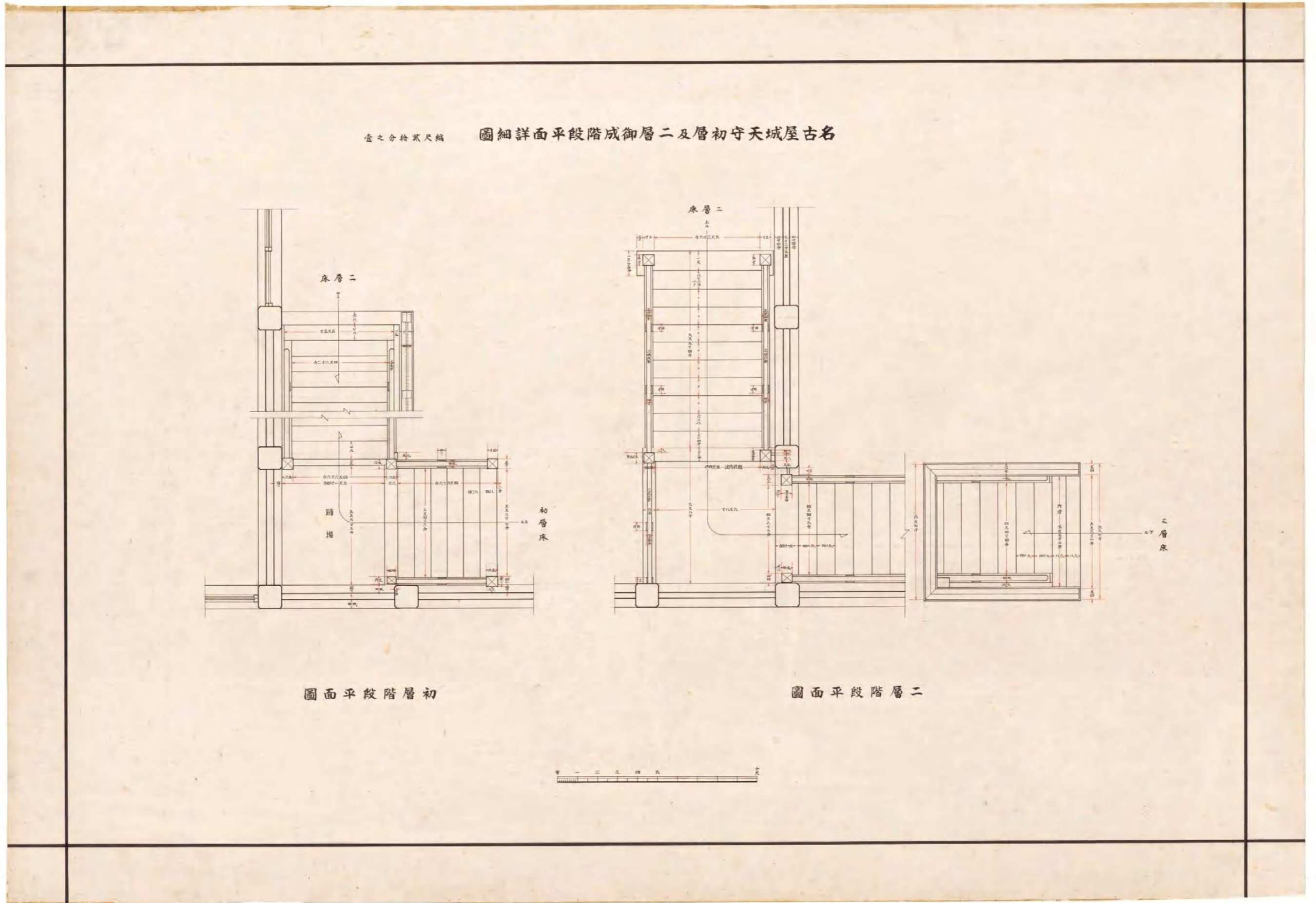
図(資)-4.5.49 名古屋城天守四層表階段狭間詳細図(金具・金具・蝶番詳細図・揚板棧詳細図・揚板裏面・揚板見上図・平面図・伊-伊断面図・手掛金具)



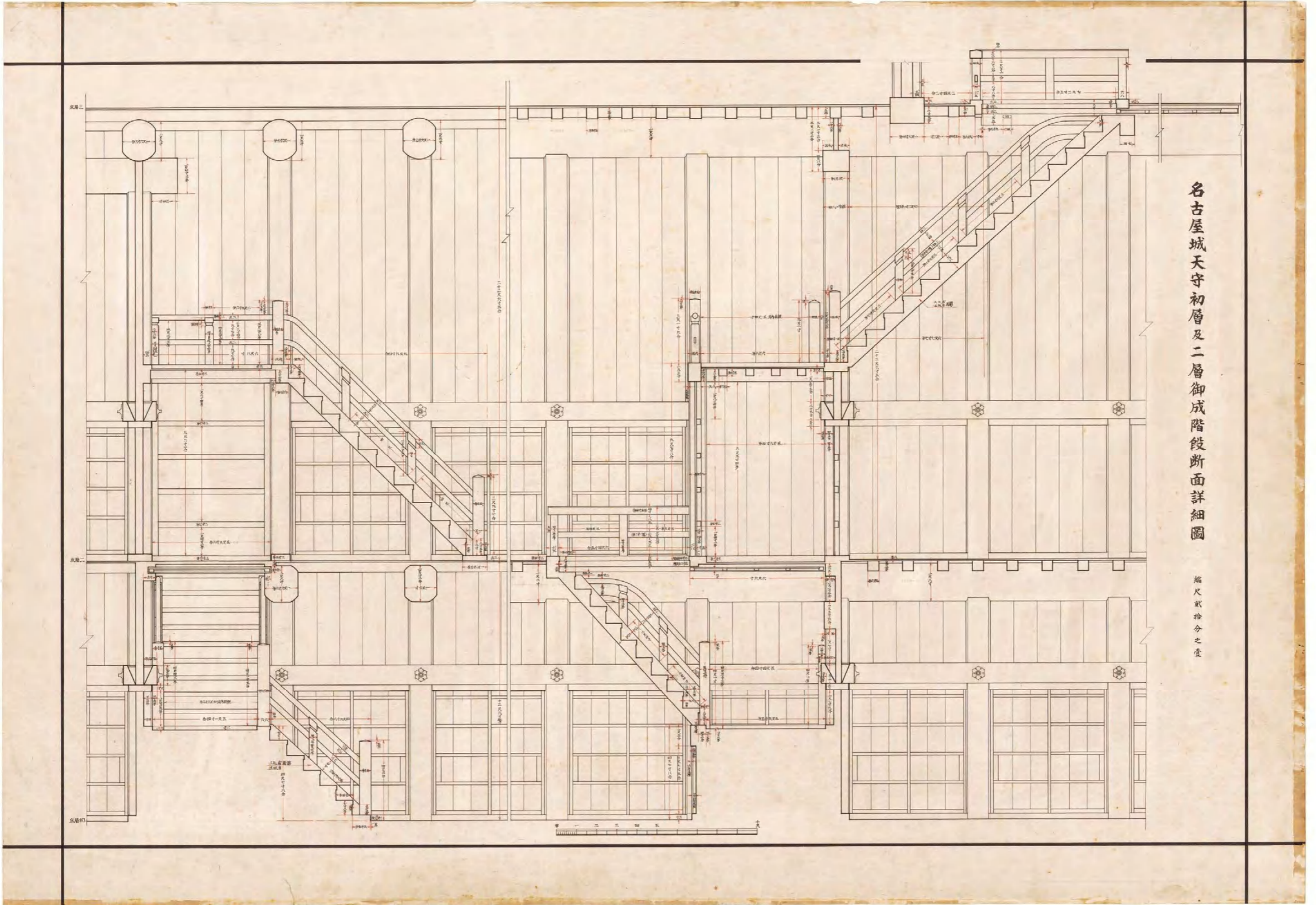
名古屋城天守地階成階段御面平及断面詳細圖

圖之十分之八

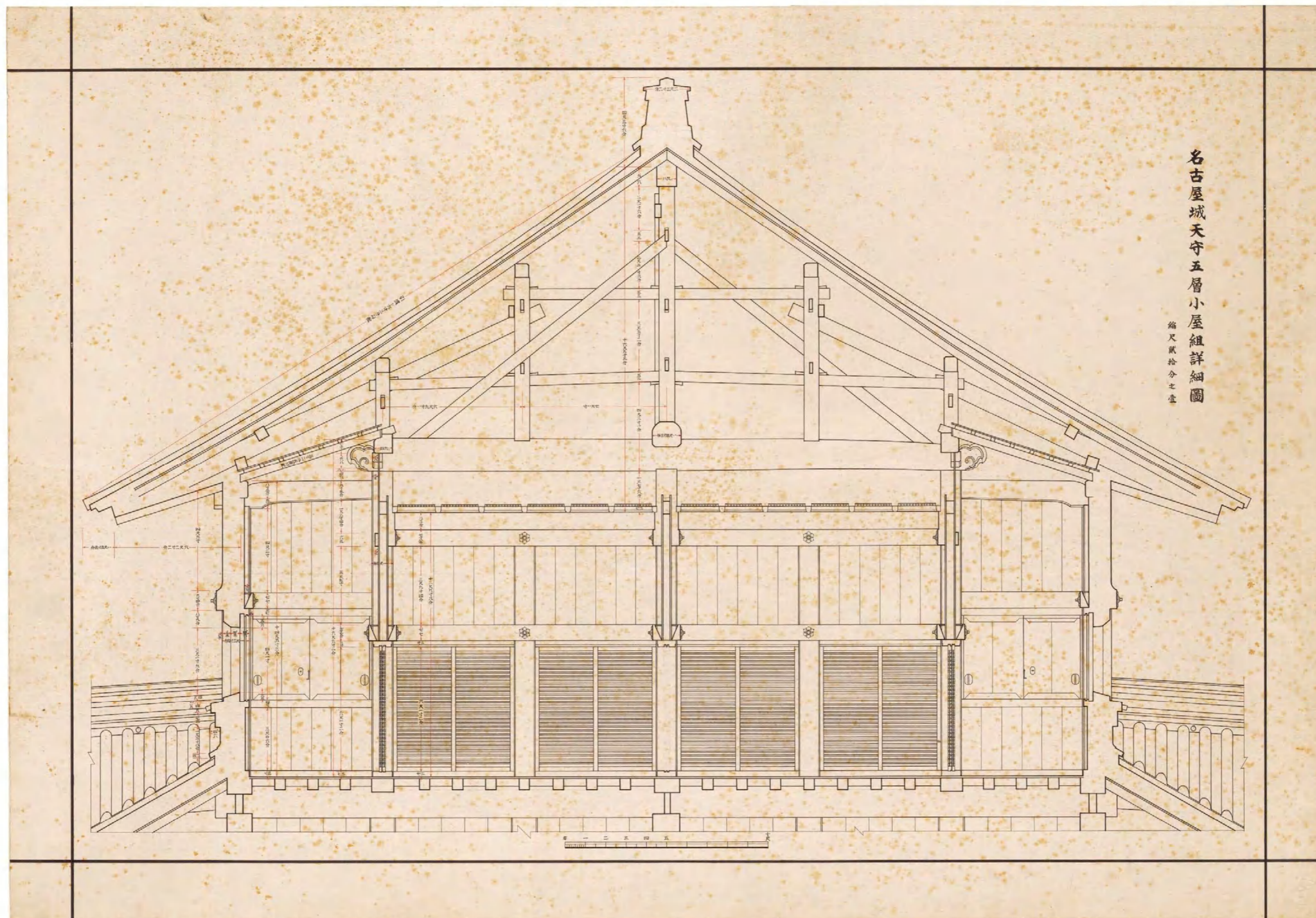
圖(資)-4.5.50 名古屋城天守地階御成階段平面及断面詳細圖(平面圖・断面圖)



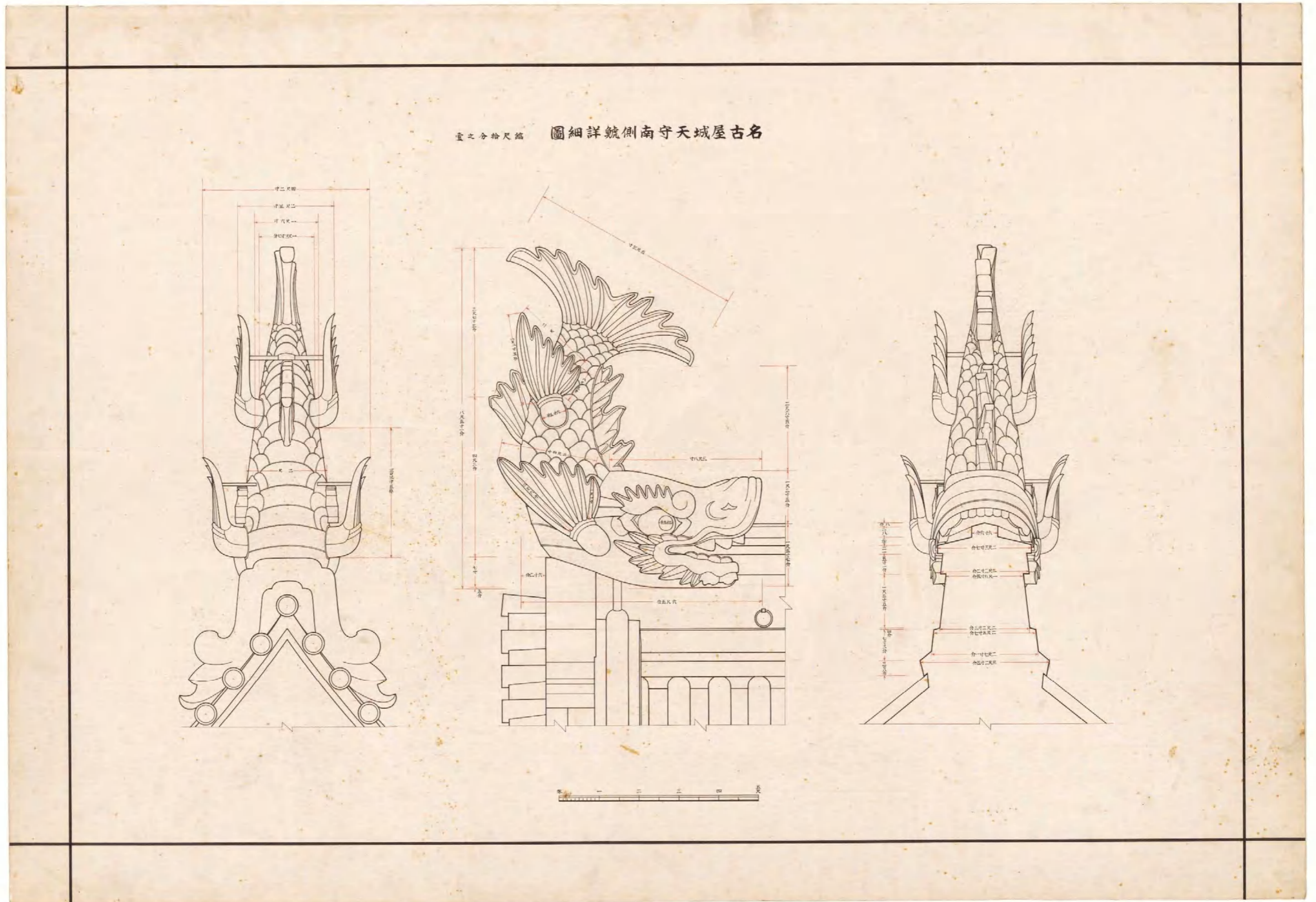
図(資)-4.5.51 名古屋城天守初層及二層御成階段平面詳細図(初層階段平面図・二層階段平面図)



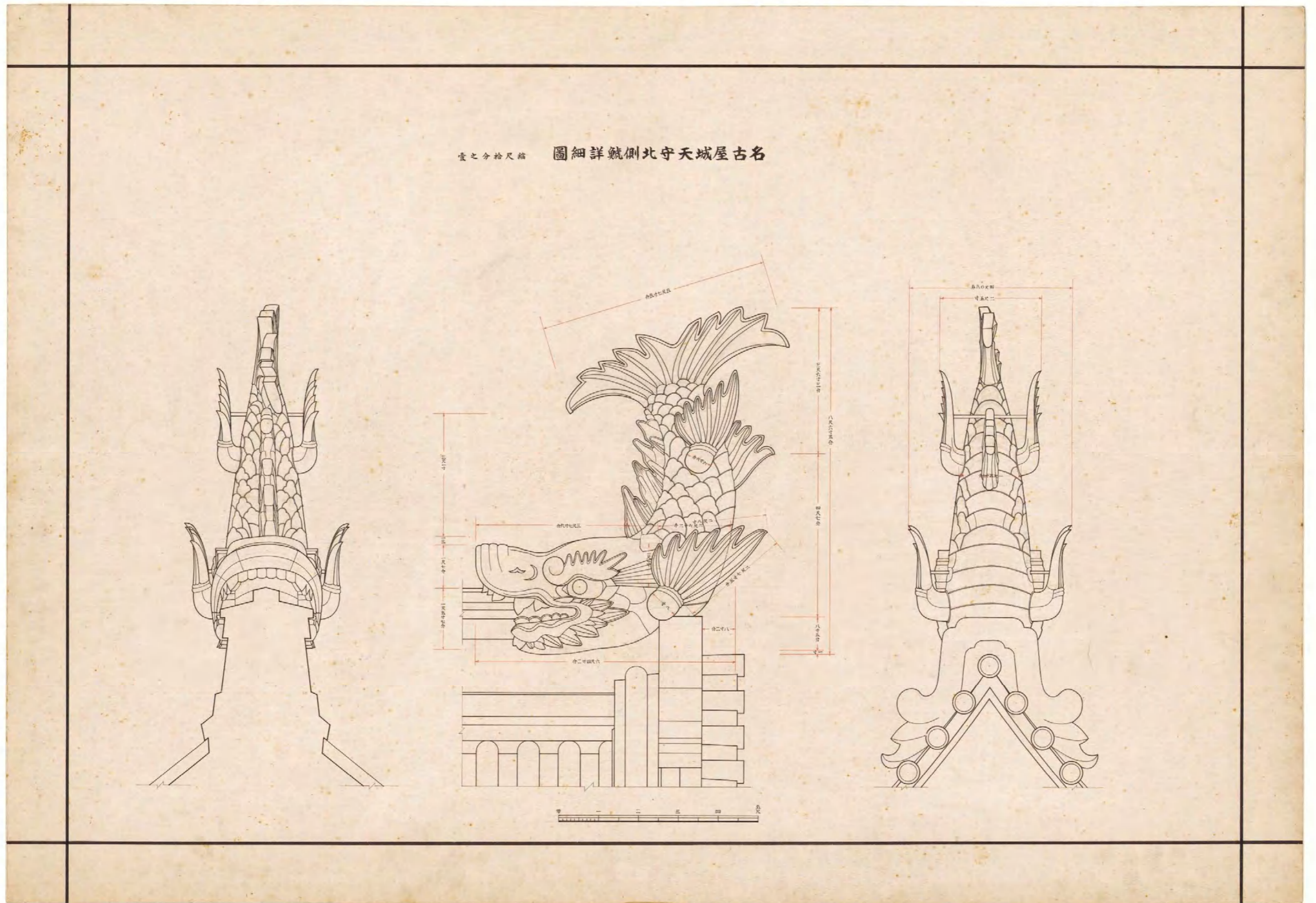
図(資)-4.52 名古屋城天守初層及二層御成階段断面詳細図



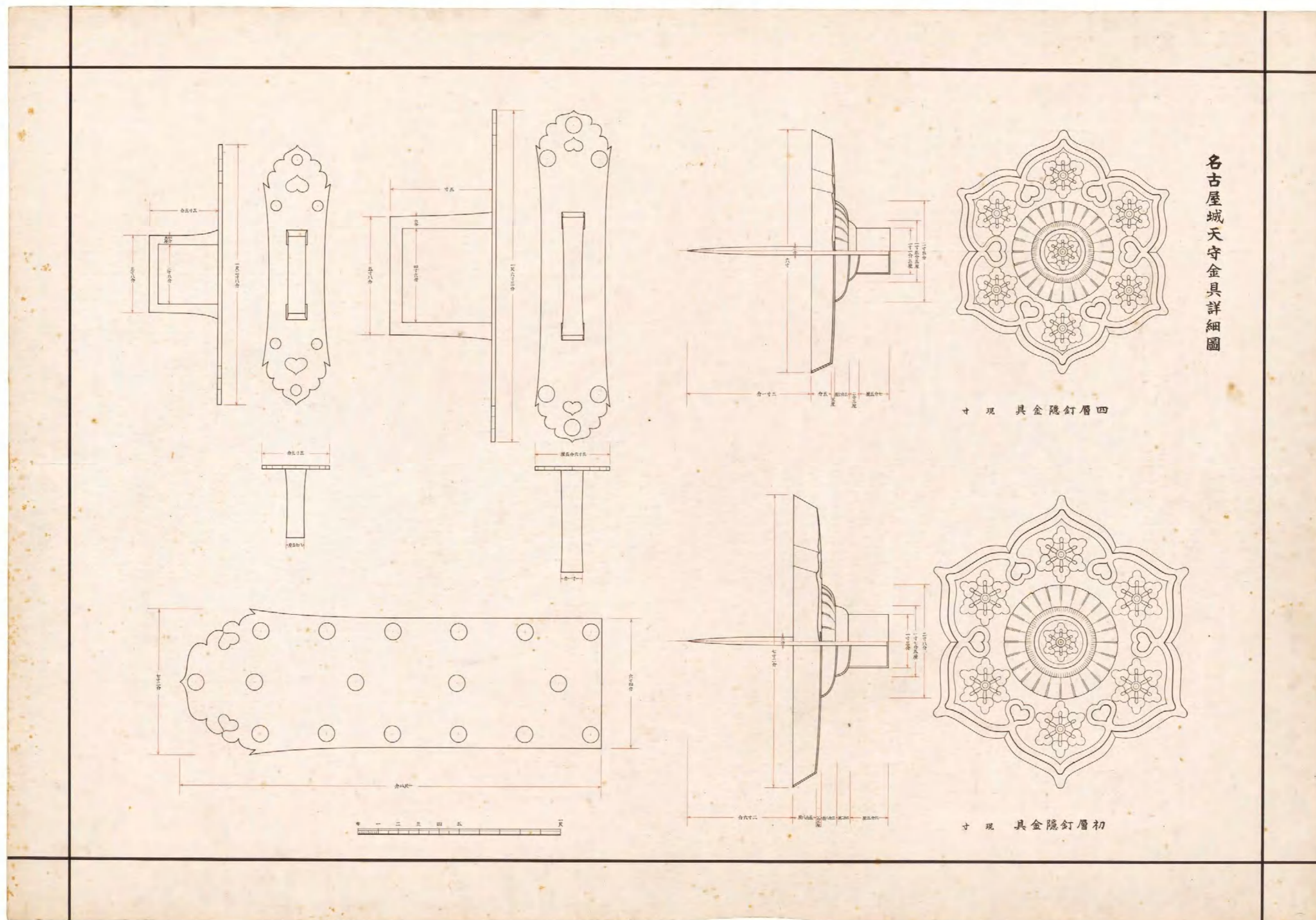
図(資)-4.53 名古屋城天守五層小屋組詳細図



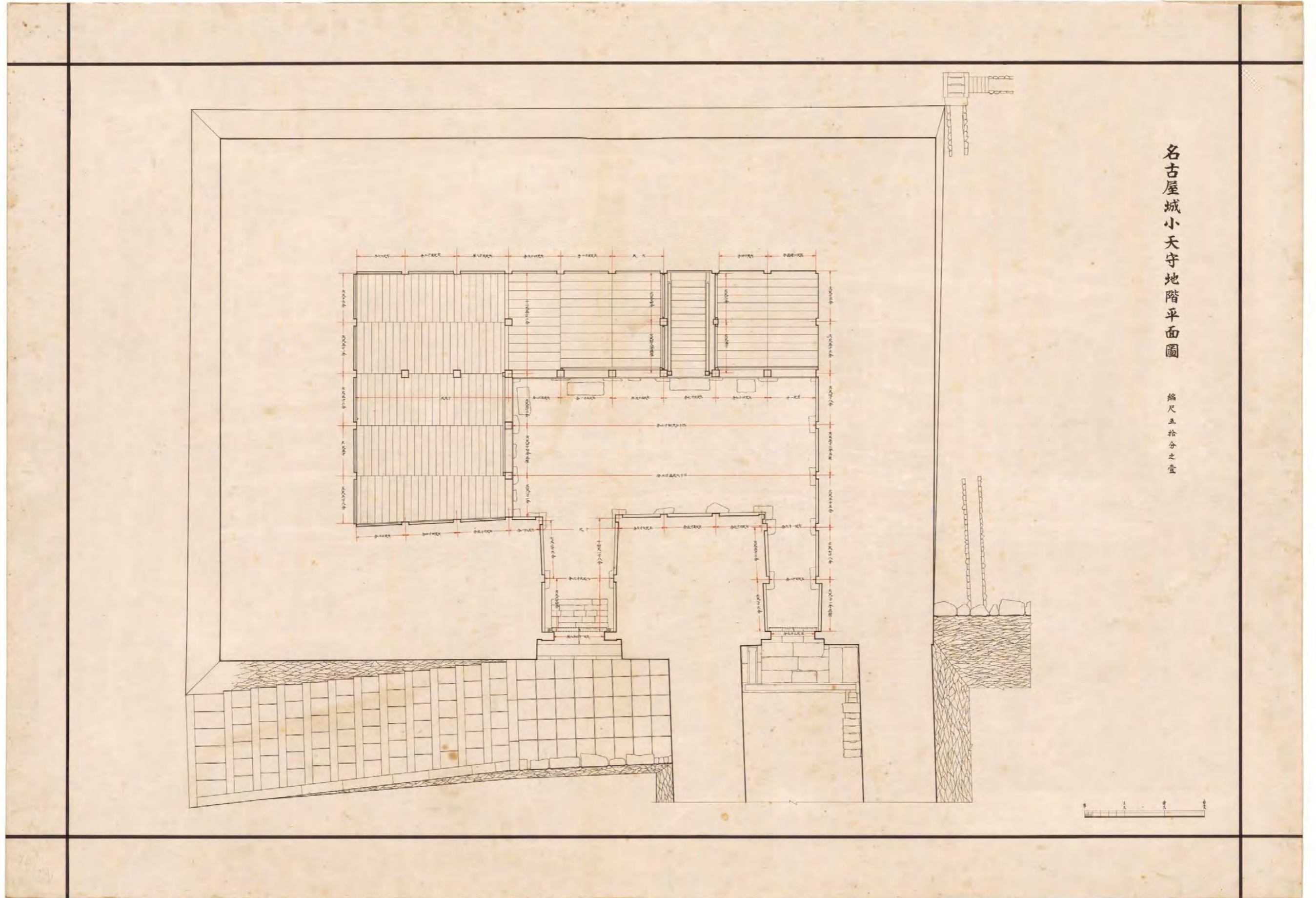
図(資)-4.54 名古屋城天守南側鯨詳細図



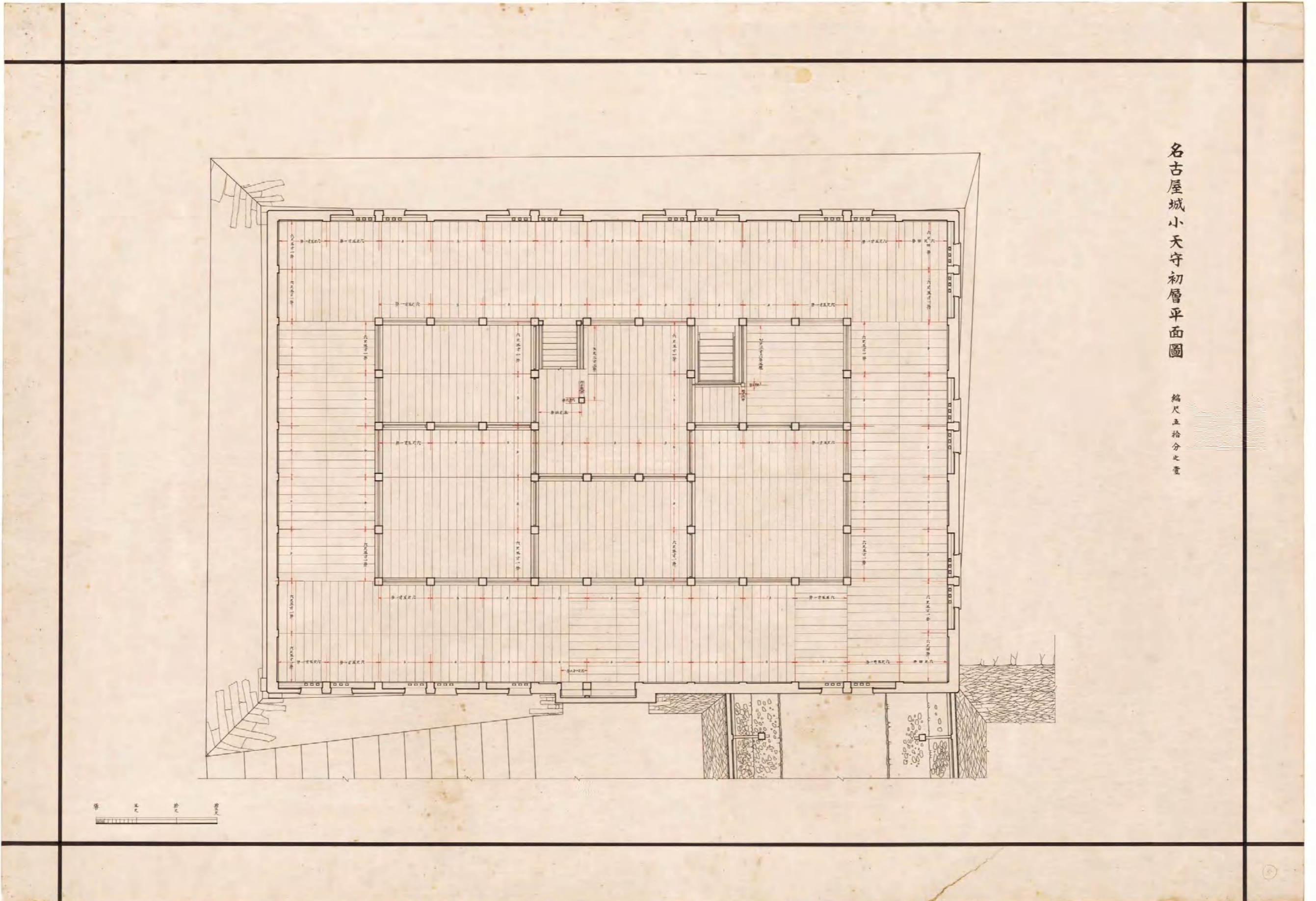
図(資)-4.555 名古屋城天守北側鯨詳細図



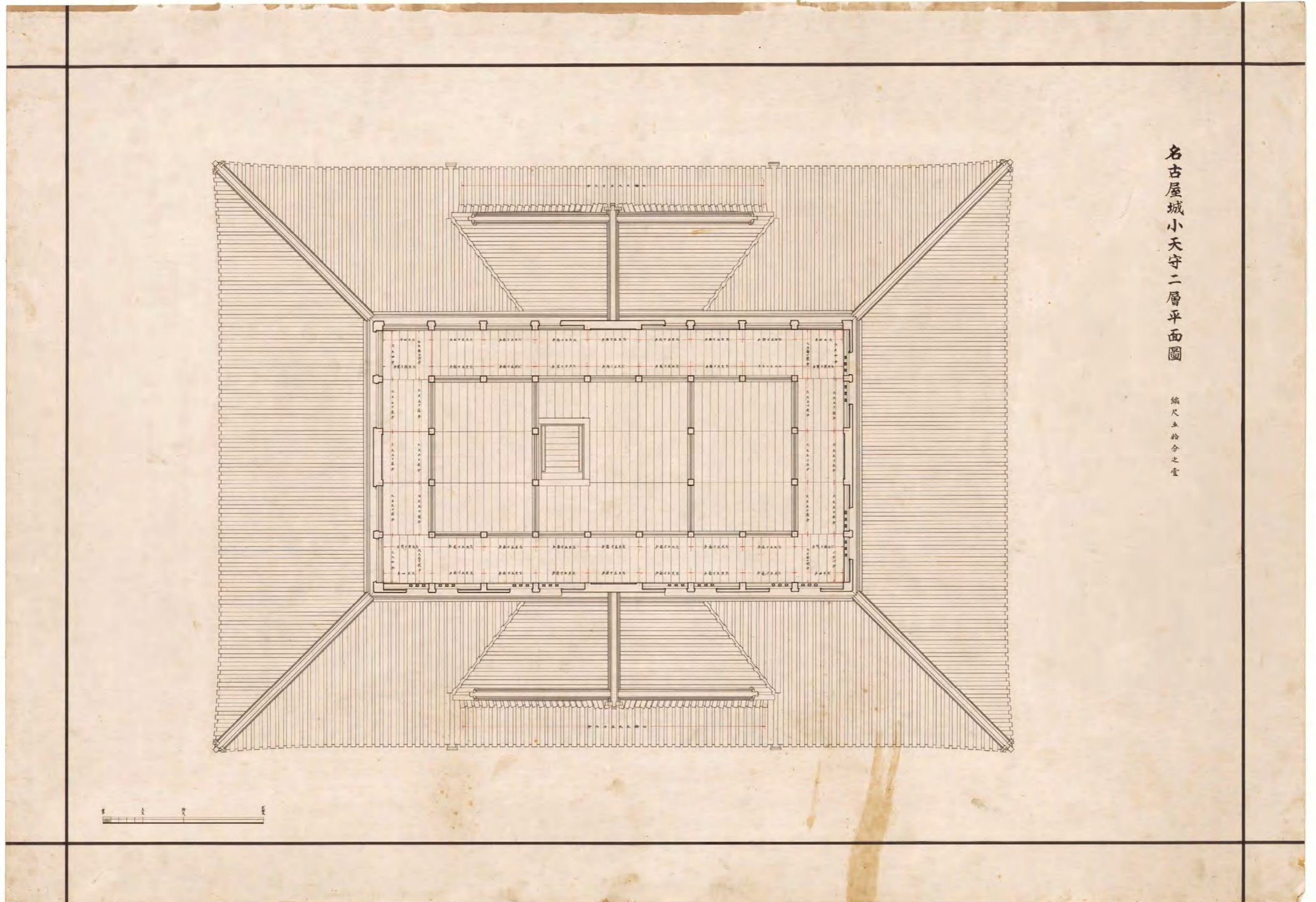
図(資)-4.5.56 名古屋城天守金具詳細図



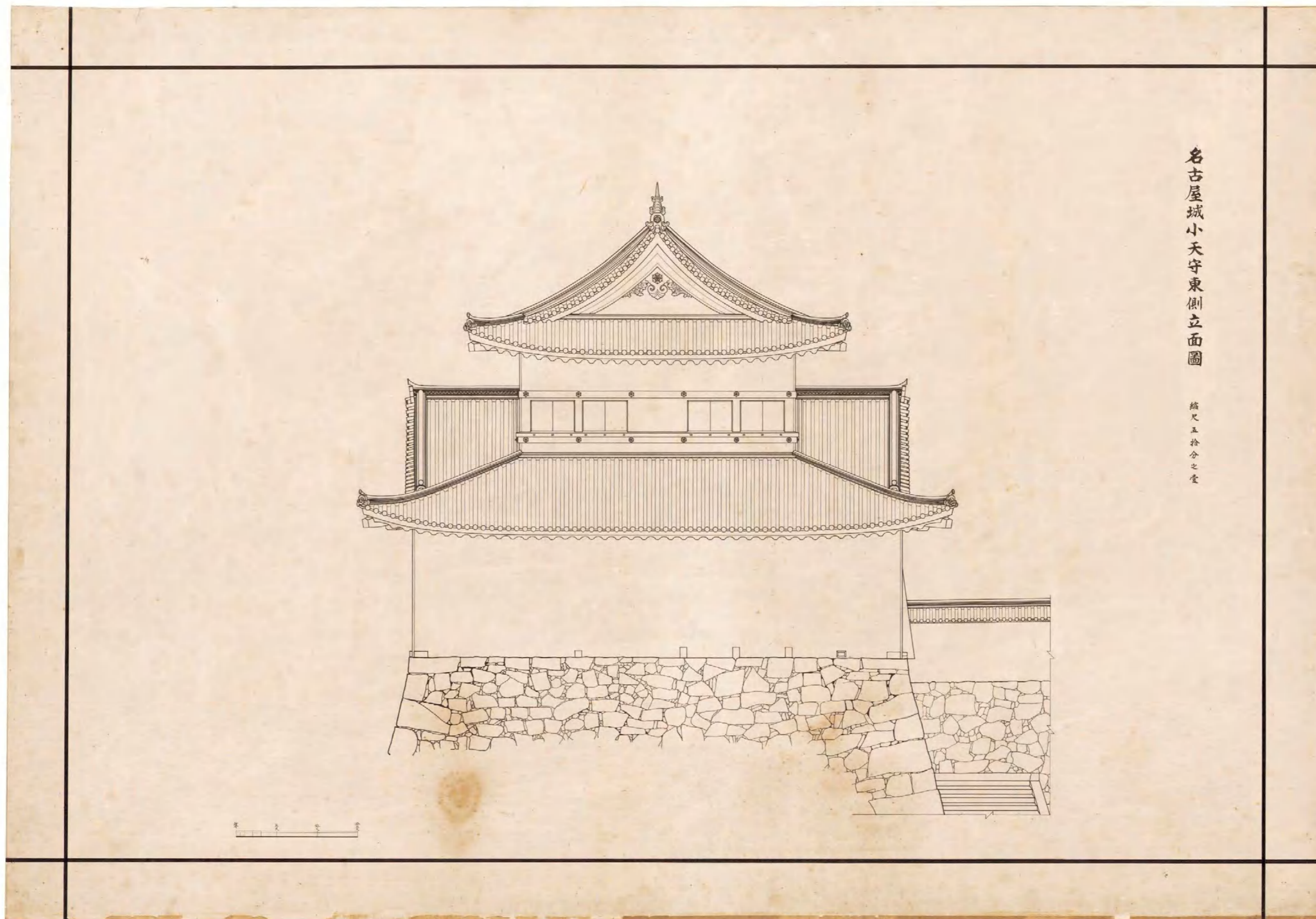
図(資)-4.577 名古屋城小天守地階平面図



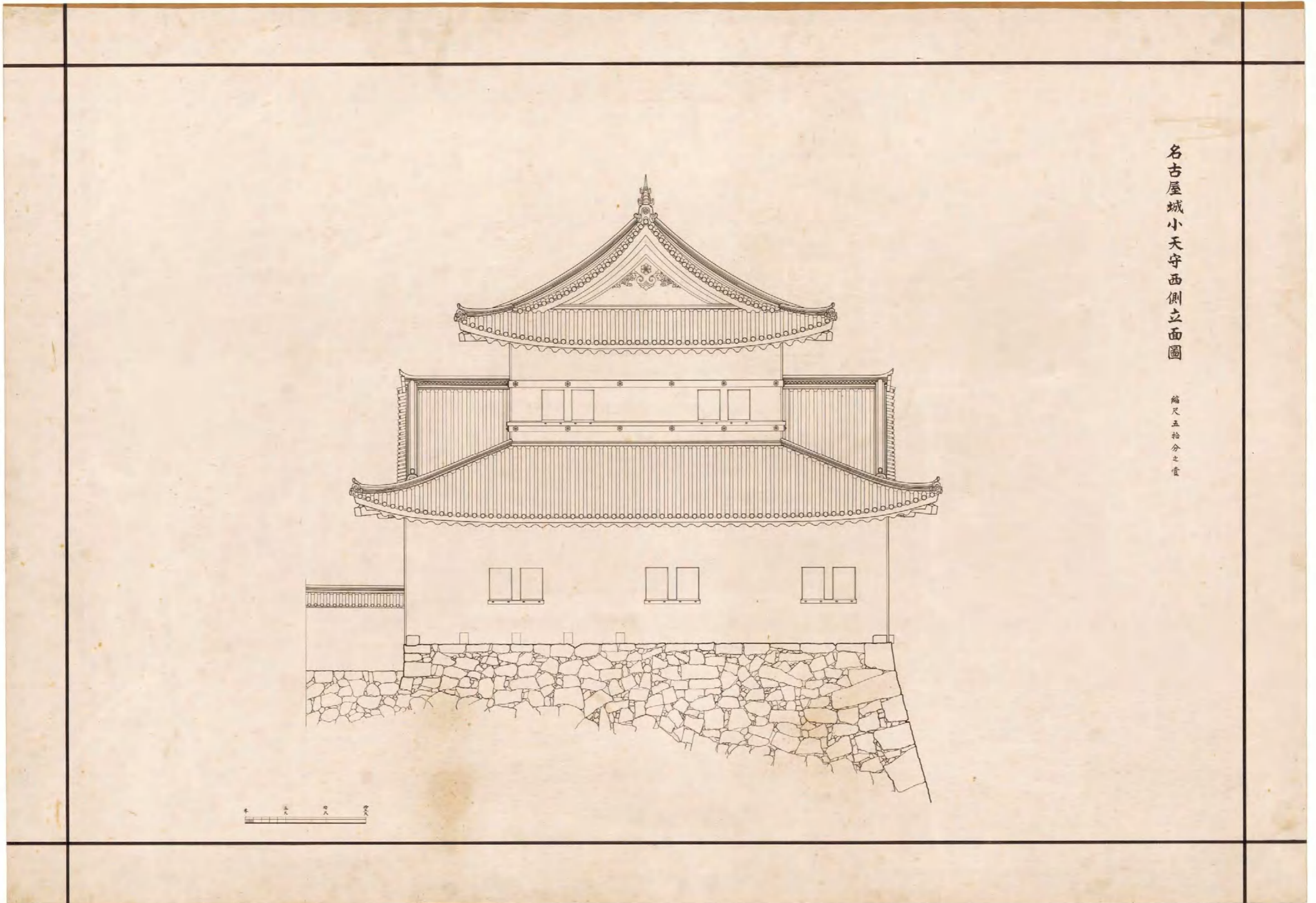
図(資)-4.58 名古屋城小天守初層平面図



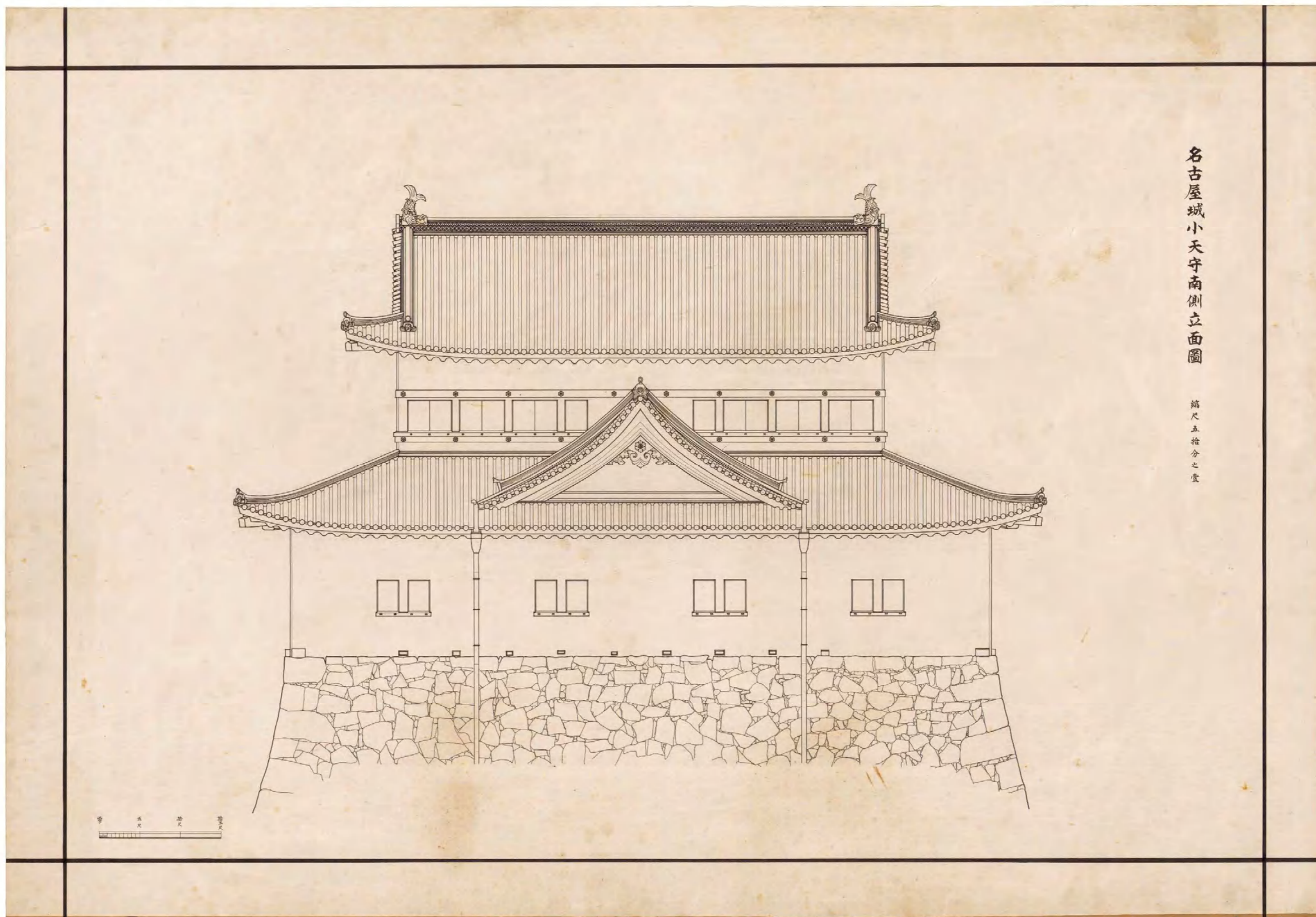
図(資)-4.559 名古屋城小天守二層平面図



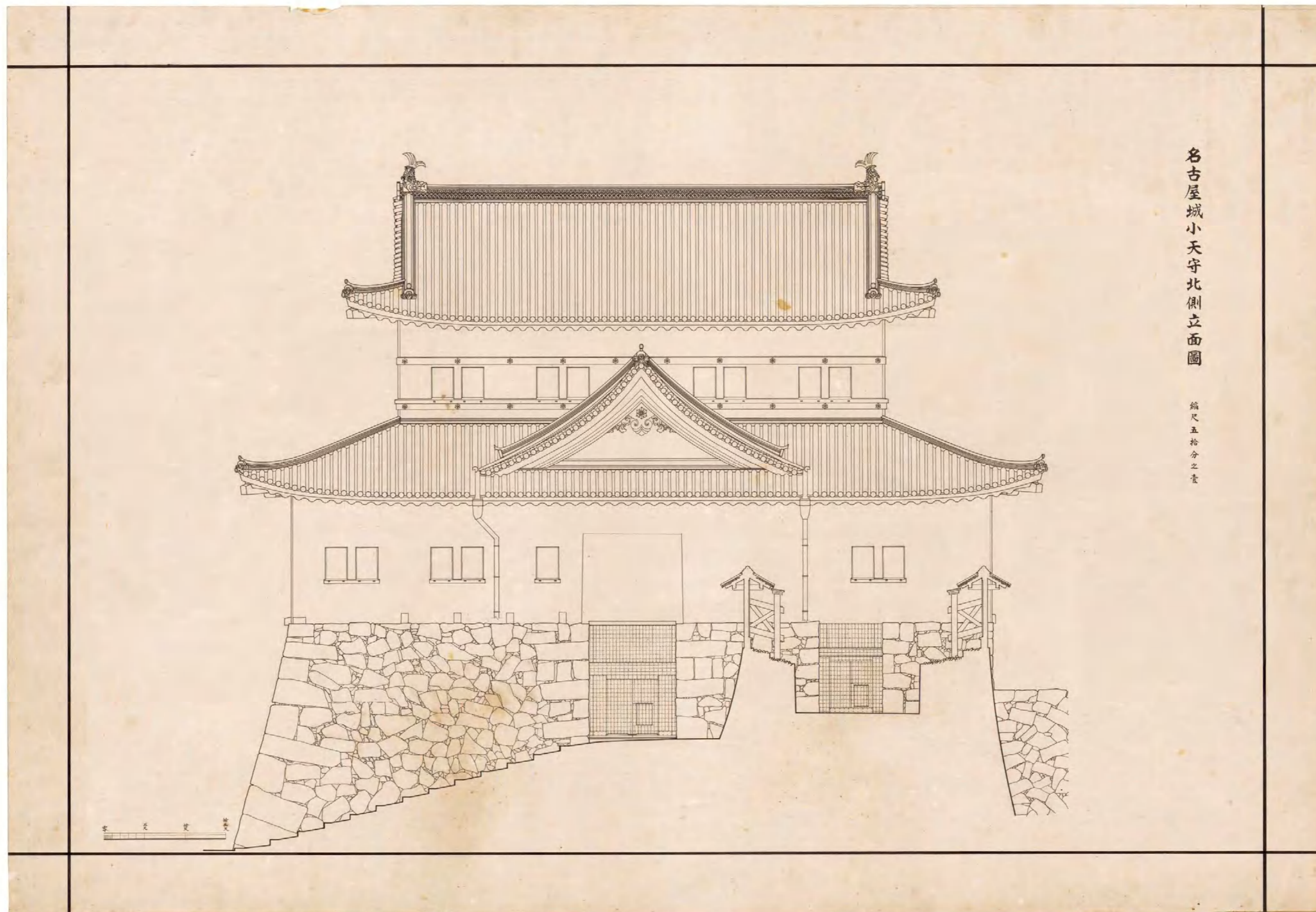
図(資)-4.5.60 名古屋城小天守東側立面図



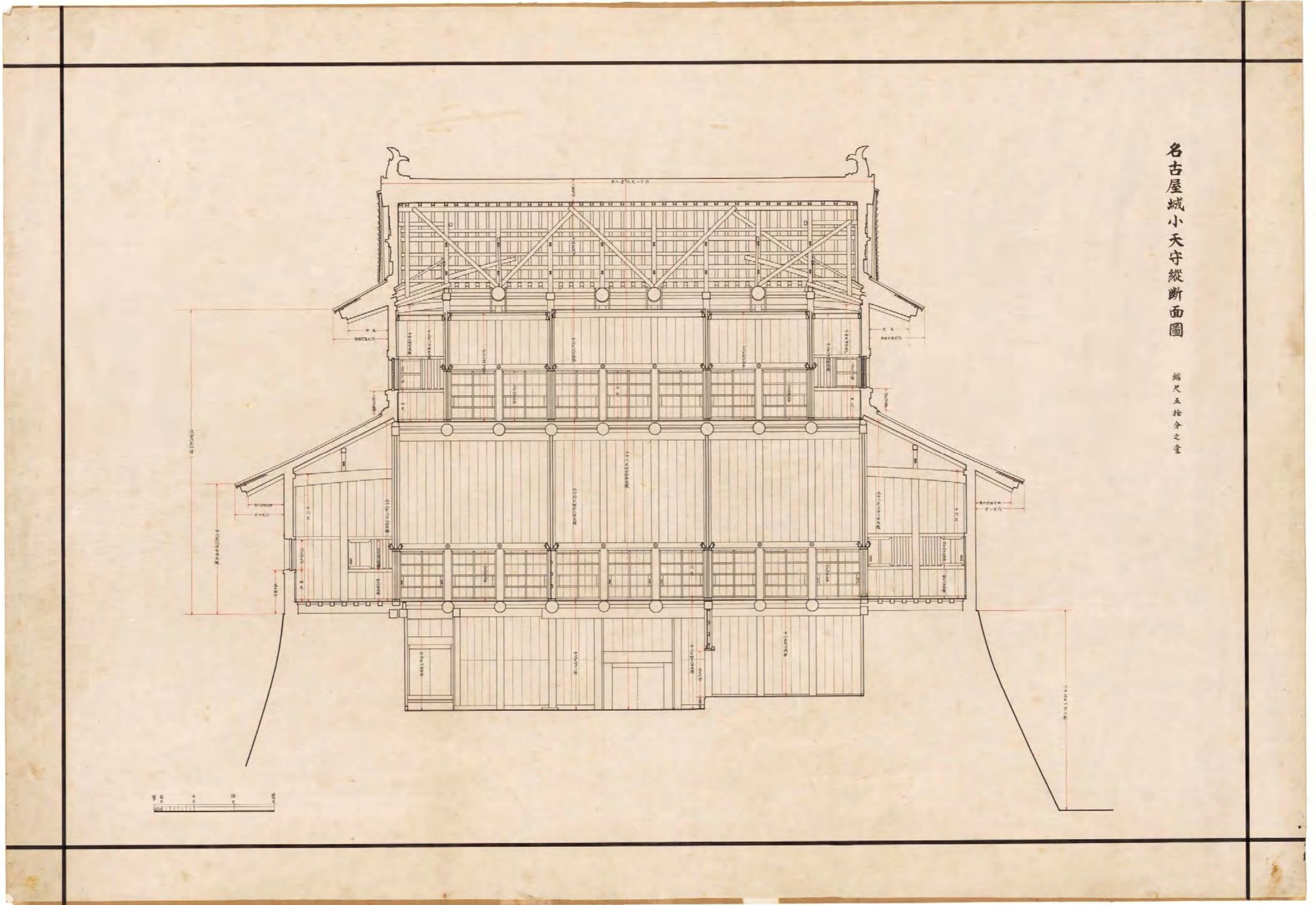
図(資)-4.5.61 名古屋城小天守西側立面図



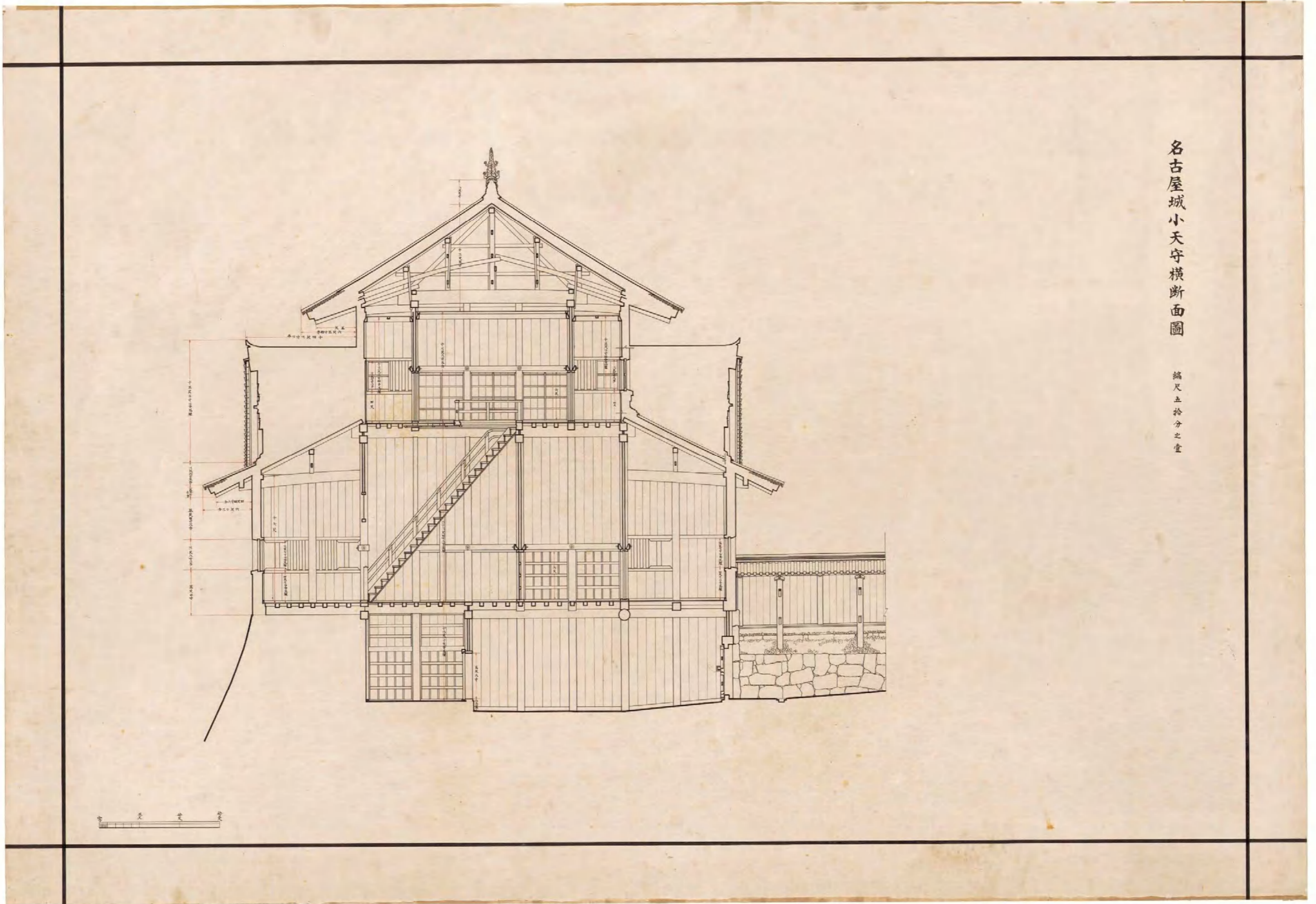
図(資)-4.5.62 名古屋城小天守南側立面図



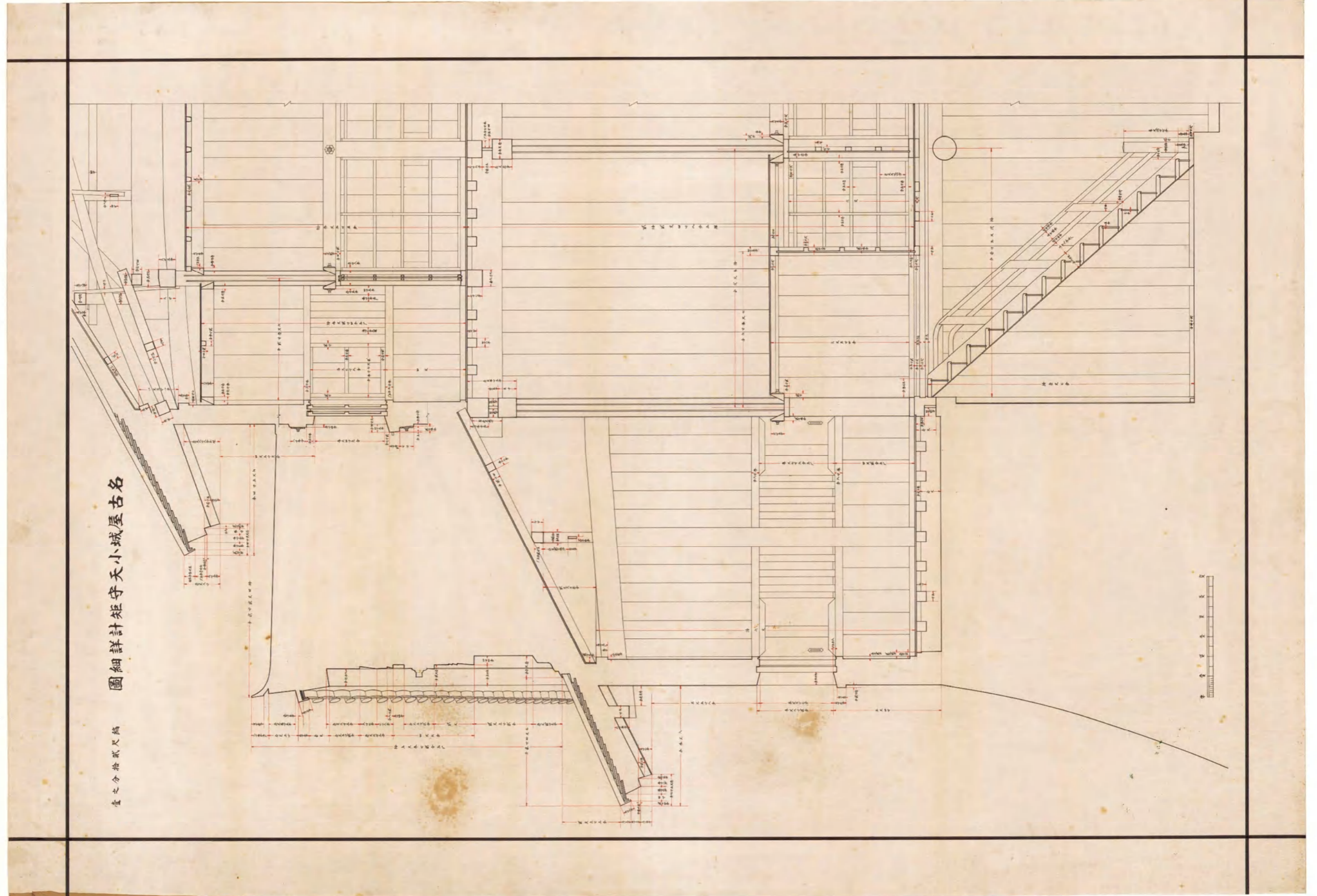
図(資)-4.5.63 名古屋城小天守北側立面図



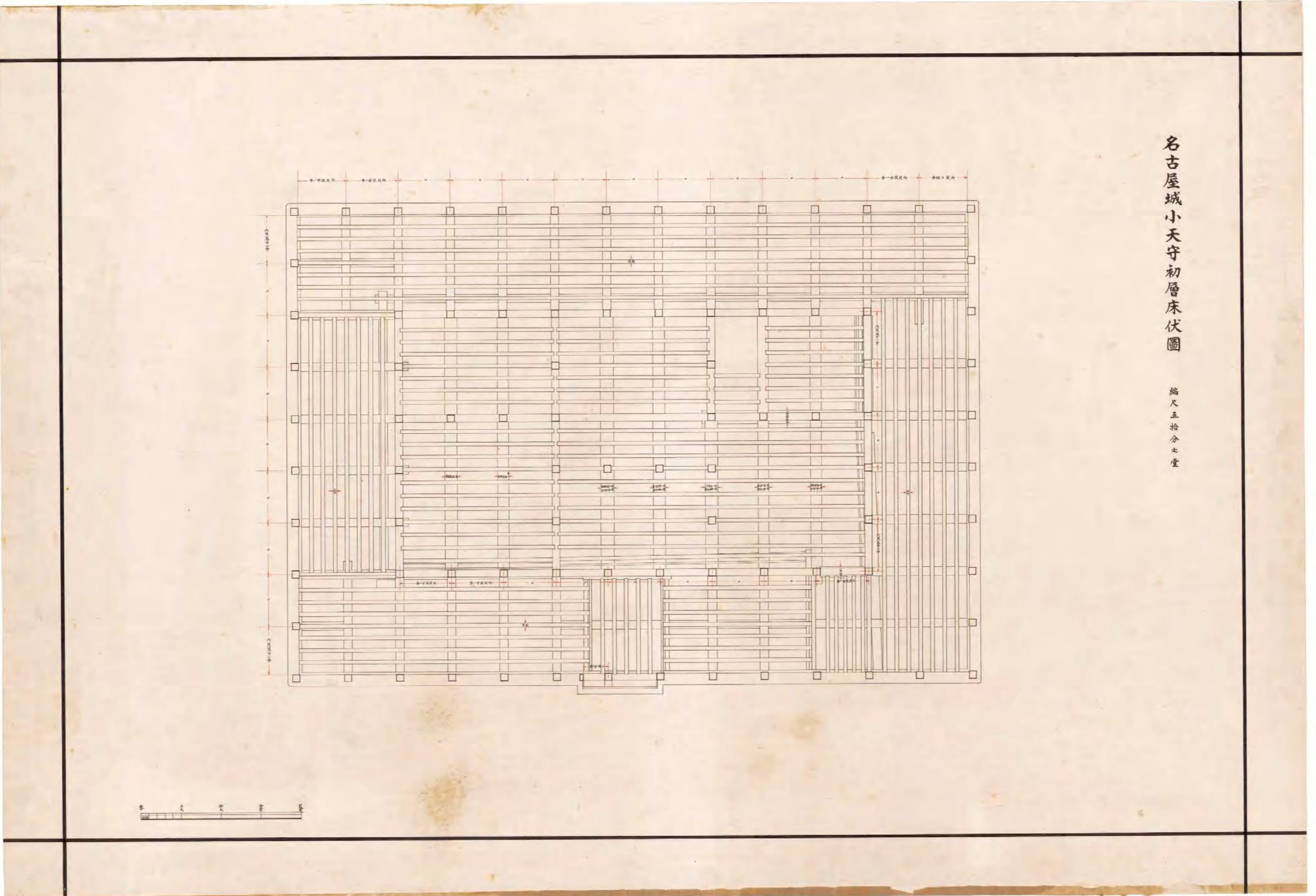
図(資)-4.5.64 名古屋城小天守縦断面図



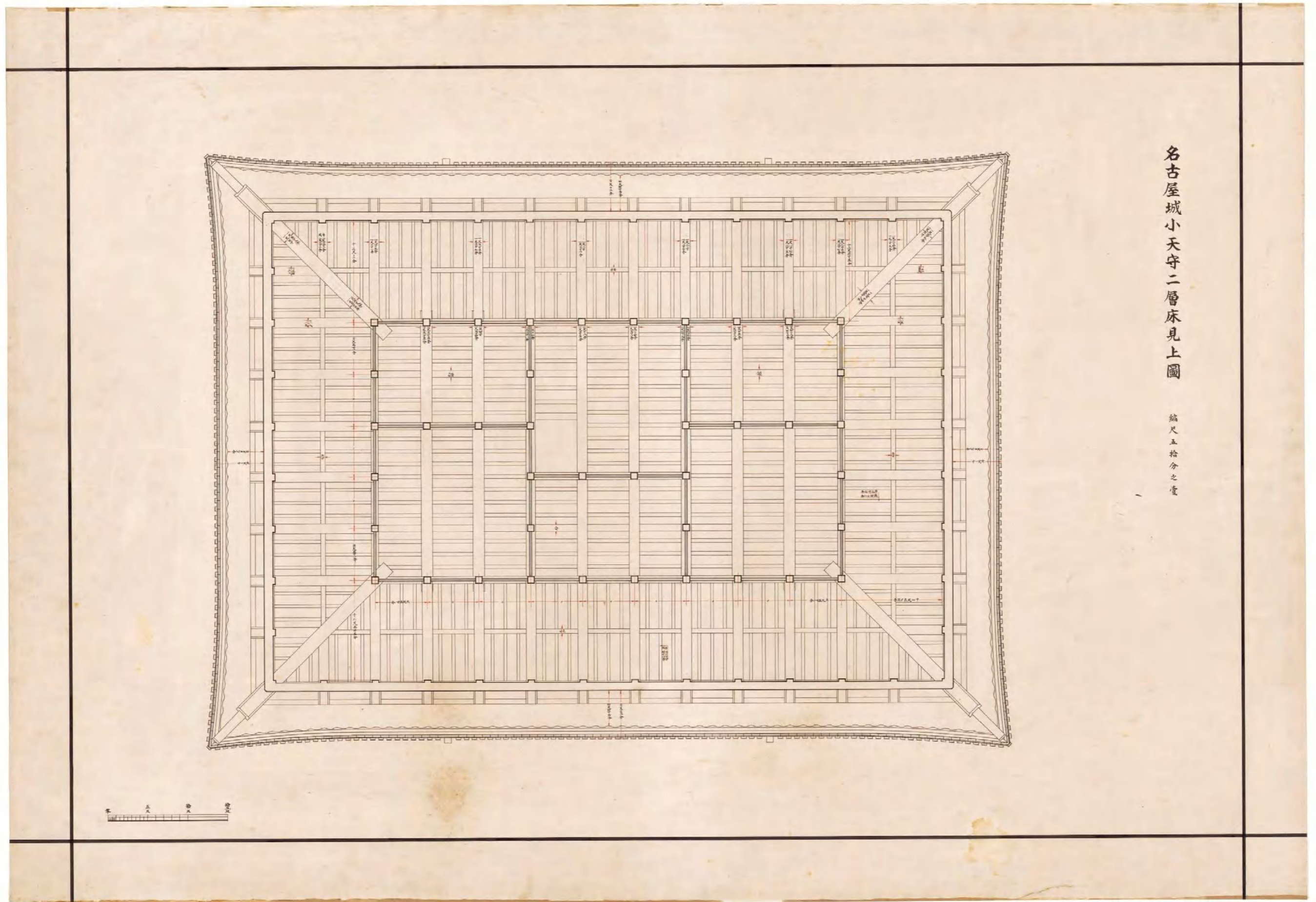
図(資)-4.5.65 名古屋城小天守横断面図



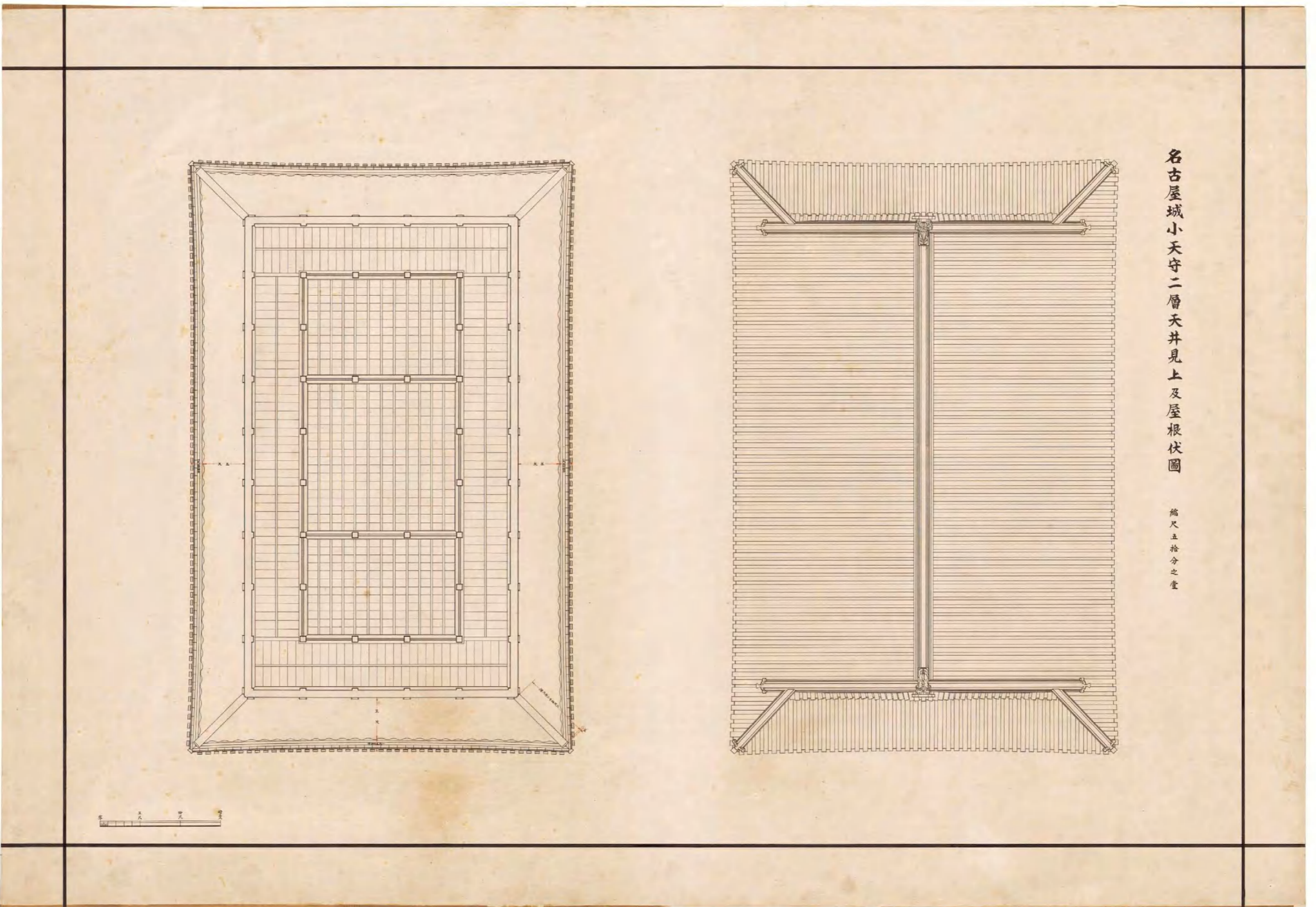
図(資)-4.5.66 名古屋城小天守矩計詳細図



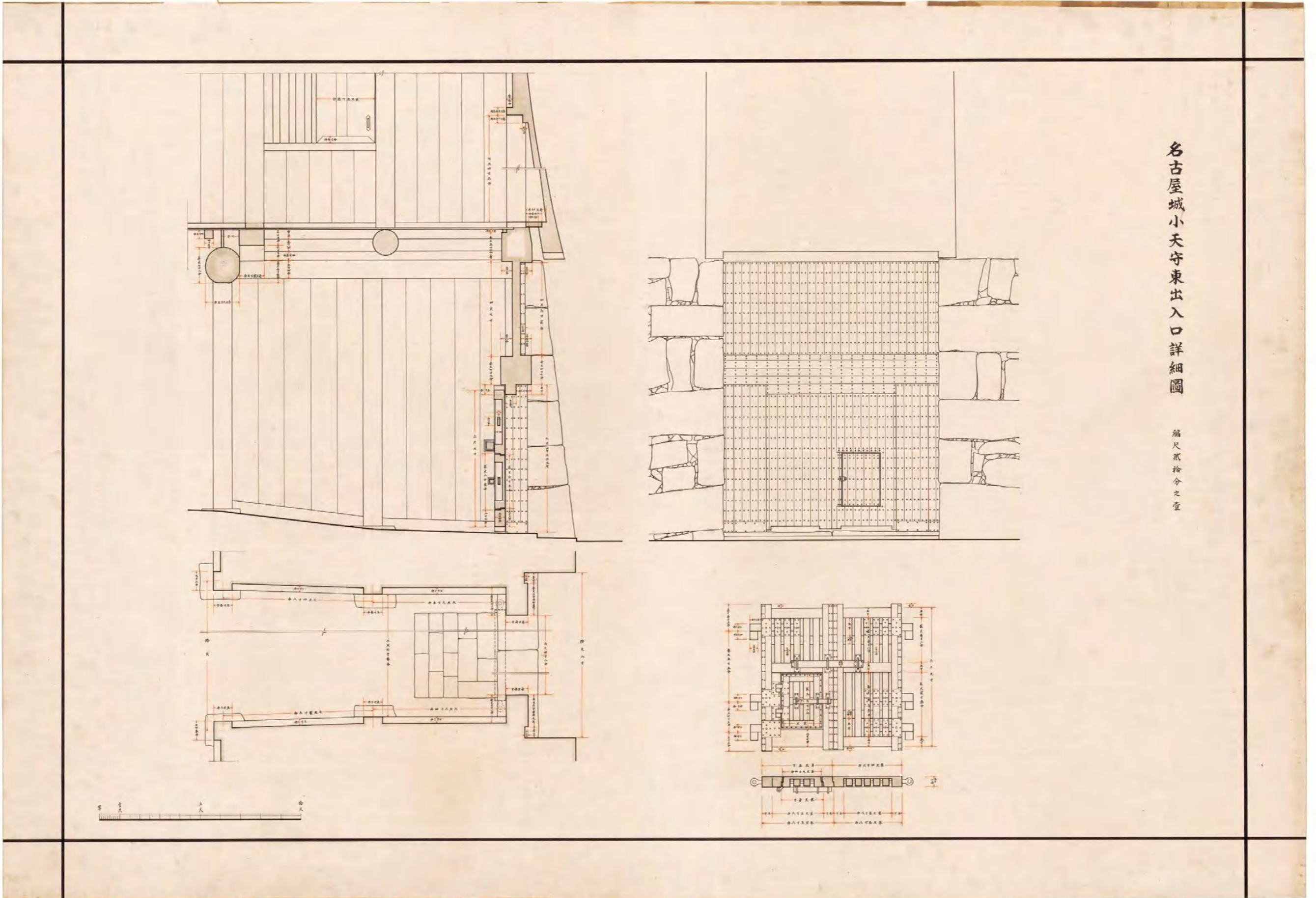
図(資)-4.5.67 名古屋城小天守初層床伏図



図(資)-4.5.68 名古屋城小天守二層床見上圖



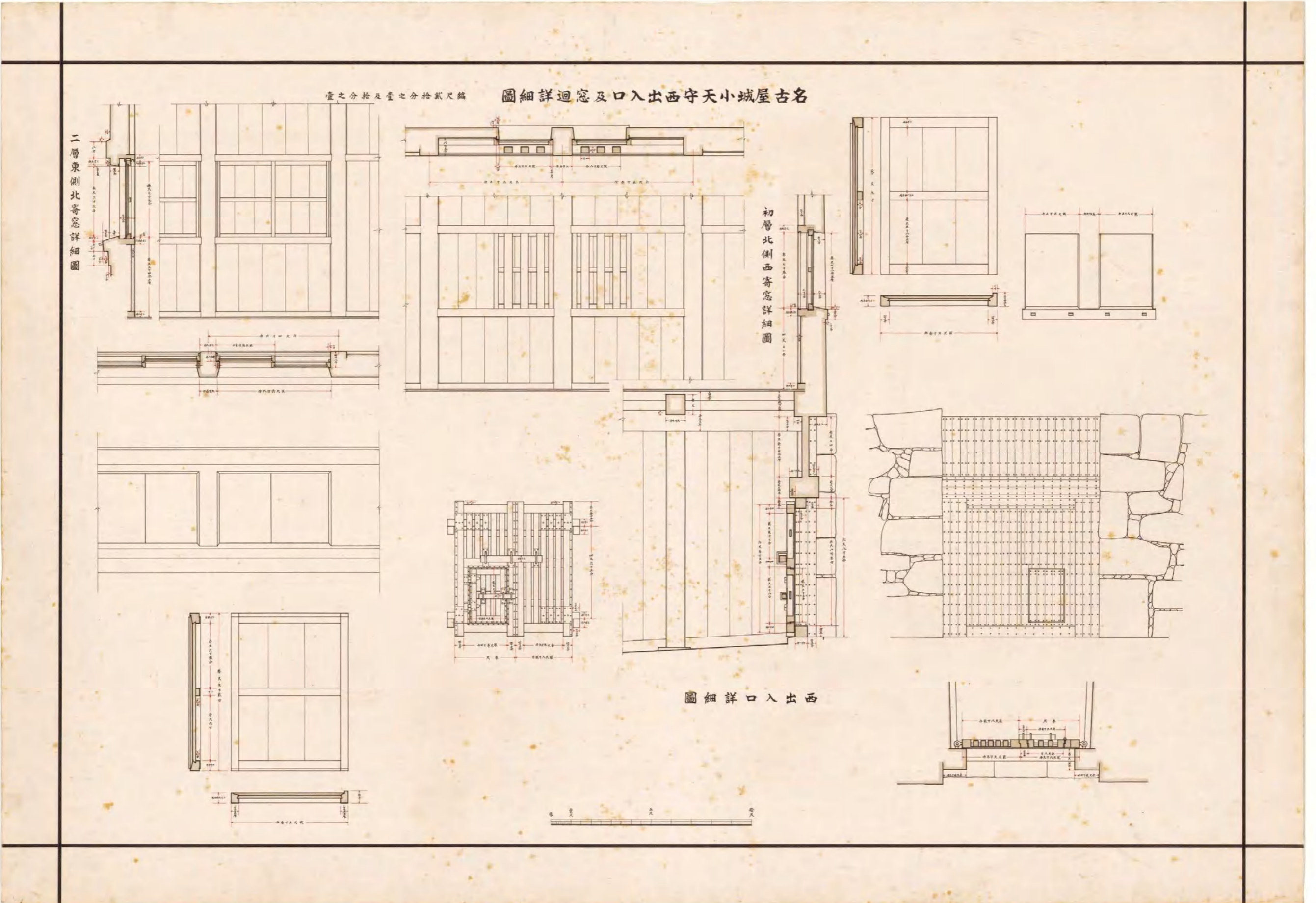
図(資)-4.5.69 名古屋城小天守二層天井見上及屋根伏図



名古屋城小天守東出入口詳細図

縮尺貳拾分之壹

図(資)-4.5.70 名古屋城小天守東出入口詳細図



図(資)-4.5.71 名古屋城小天守西出入口及窓廻詳細圖(西出入口詳細圖・初層北側西寄窓詳細圖・二層東側北寄窓詳細圖)

(イ) 名古屋離宮図

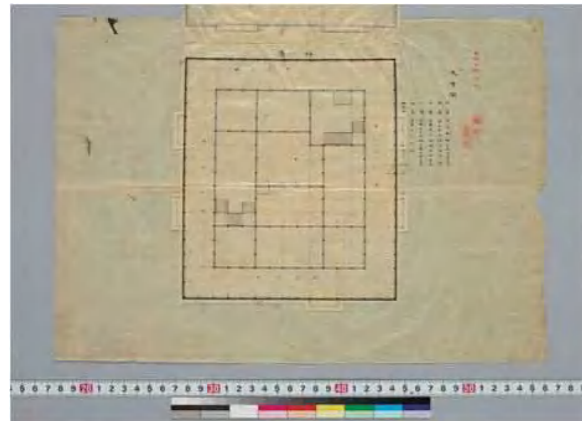
史料名	名古屋離宮図	所蔵	宮内公文書館	製作年代	大正前期
概要	宮内省内匠寮作成。全8枚の図面で、和紙に墨入れ。2階以上の建物については、各階が貼り込み式になっている。 「名古屋離宮 総図」「名古屋離宮 御殿図」「名古屋離宮 天守閣図」「名古屋離宮 小天守・西南隅櫓」「名古屋離宮 各門・隅櫓」「名古屋離宮 湯沸所等」「名古屋離宮 付属舎類」「名古屋離宮 正門櫓類」				



「天守閣 二層」



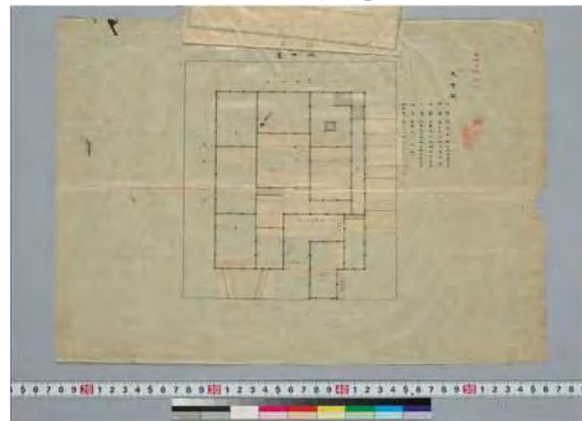
「天守閣 四層」(南東の部屋の階段に紙を被せ消去)



「天守閣 初層」



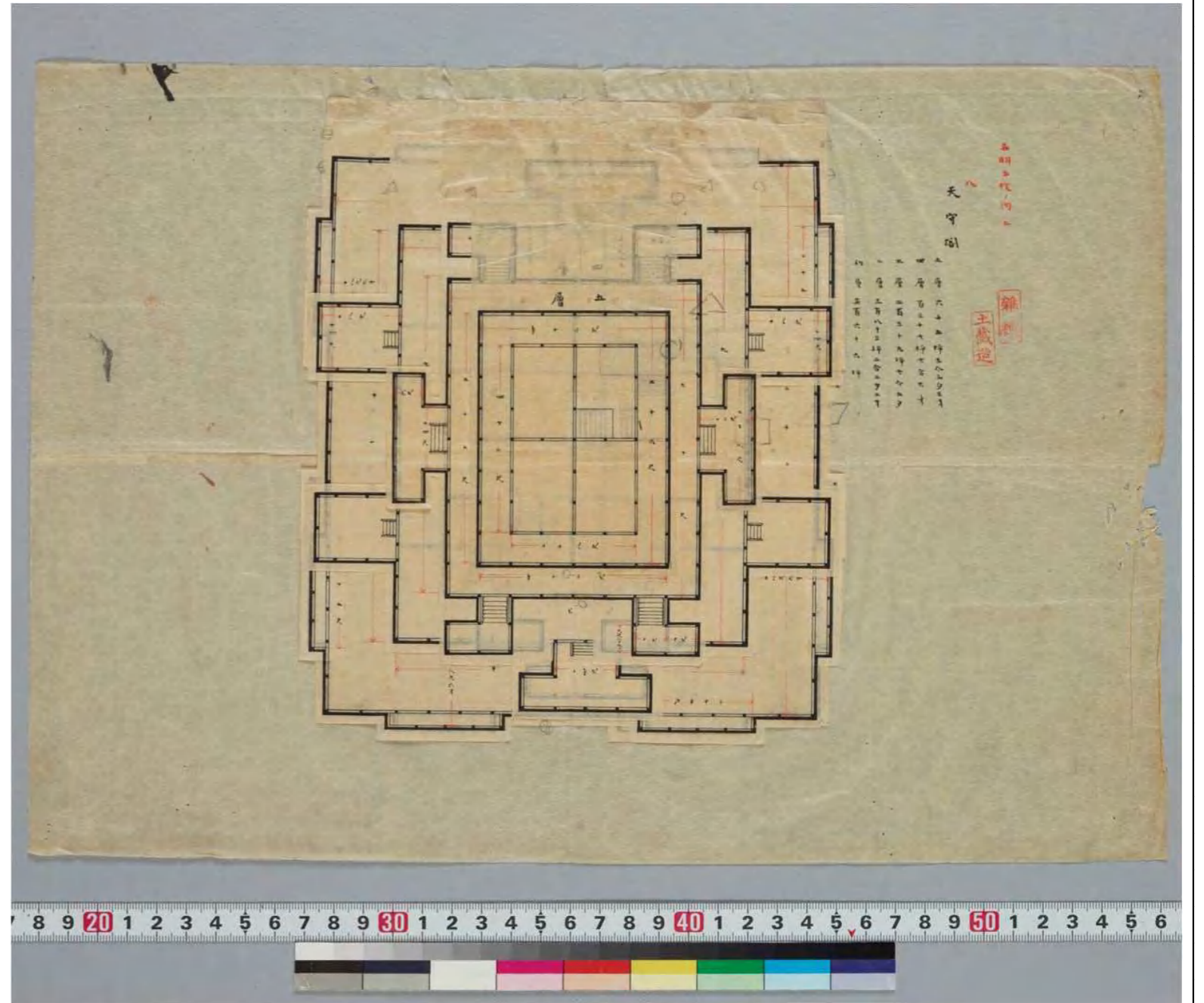
「天守閣 四層」(南東の部屋に階段記載)



「天守閣 地中室」



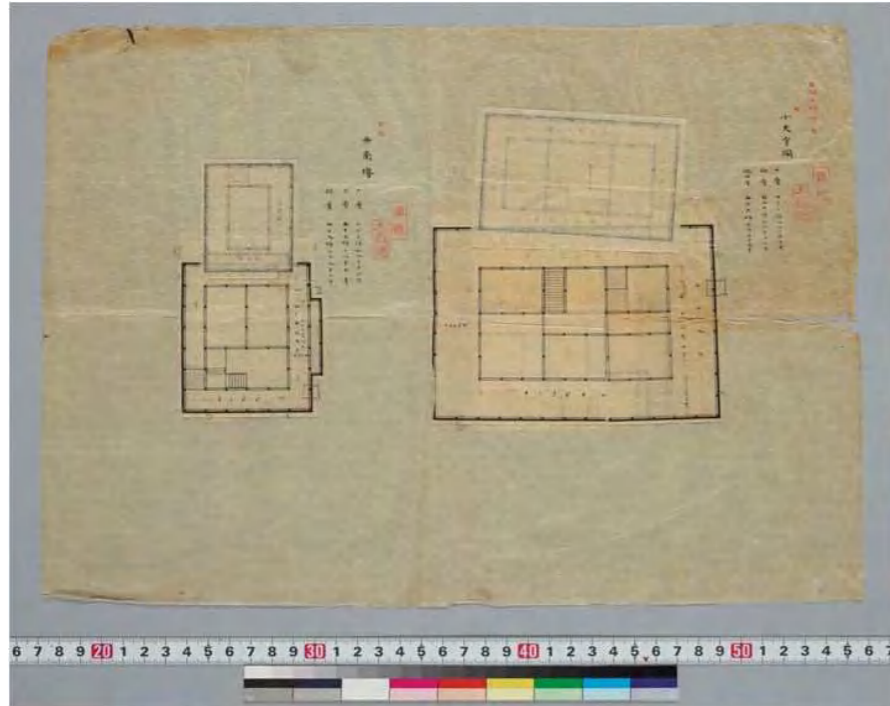
「天守閣 三層」



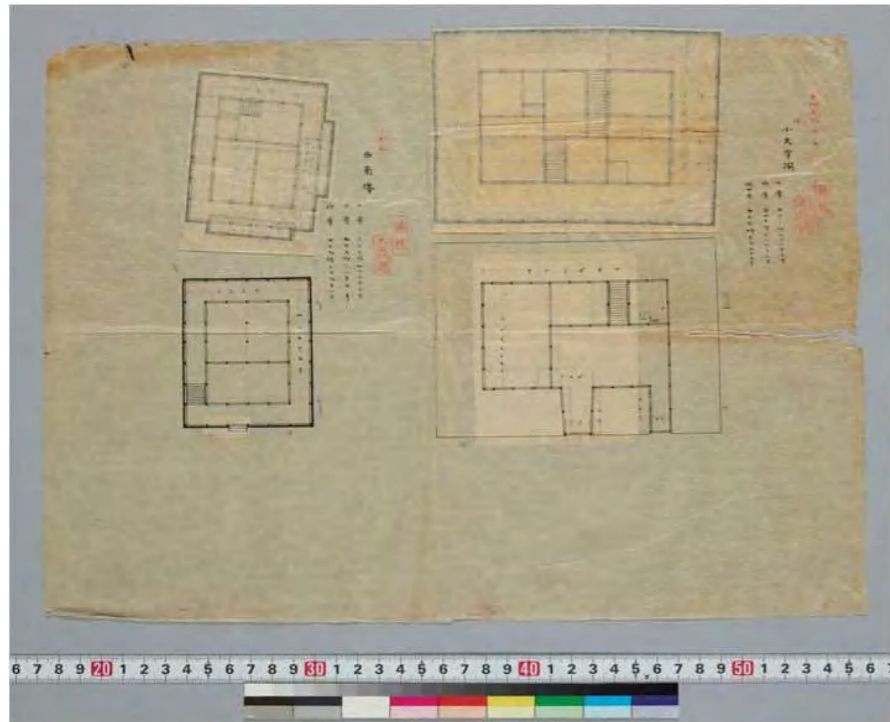
「天守閣 五層」

図(資)-4.5.72 「名古屋離宮 天守閣図」

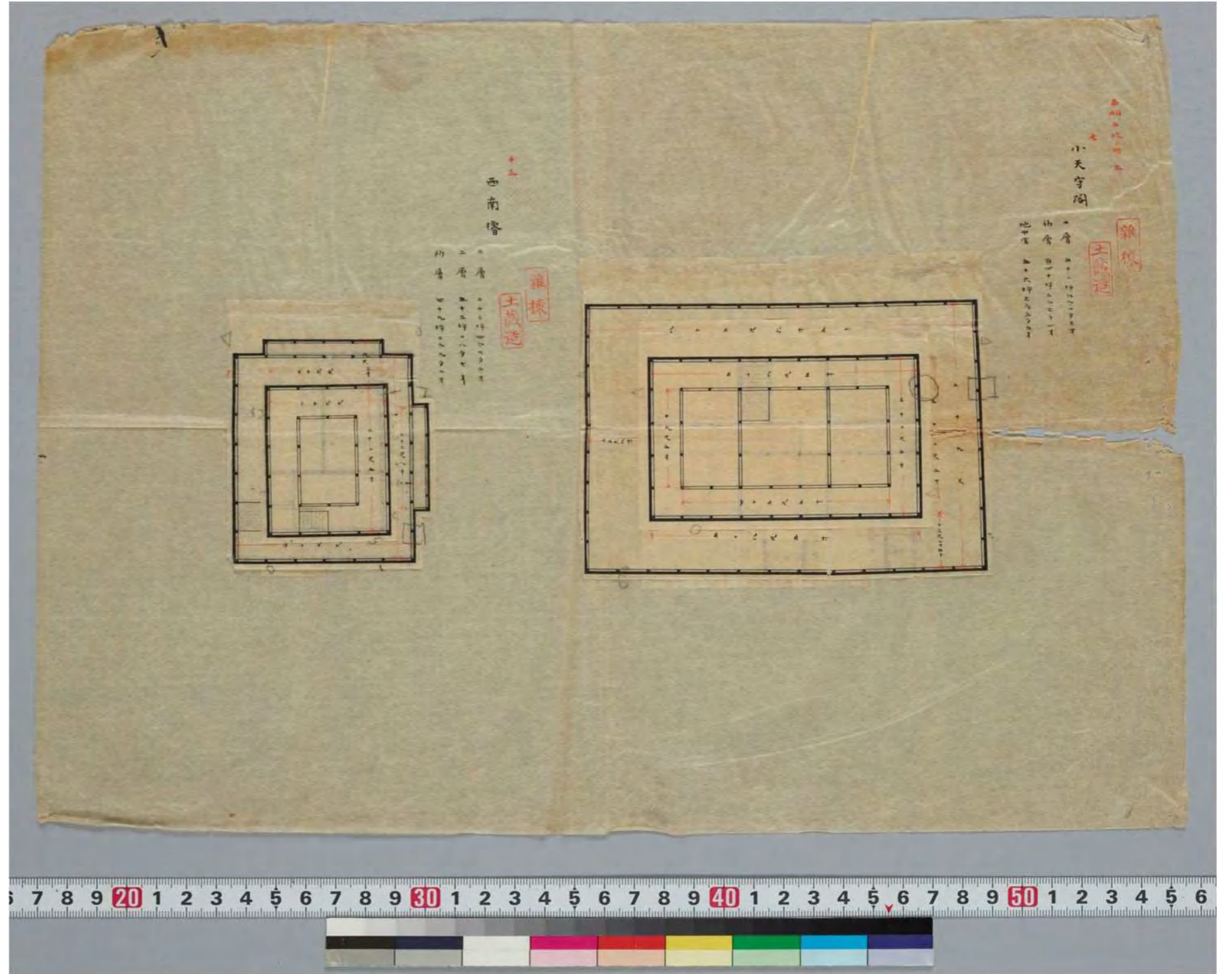
史料名	名古屋離宮図	所蔵	宮内公文書館	製作年代	大正前期
概要	右図:小天守、左図:西南隅櫓				



「西南櫓 二層・小天守 初層」



「西南櫓 初層・小天守 地中階」

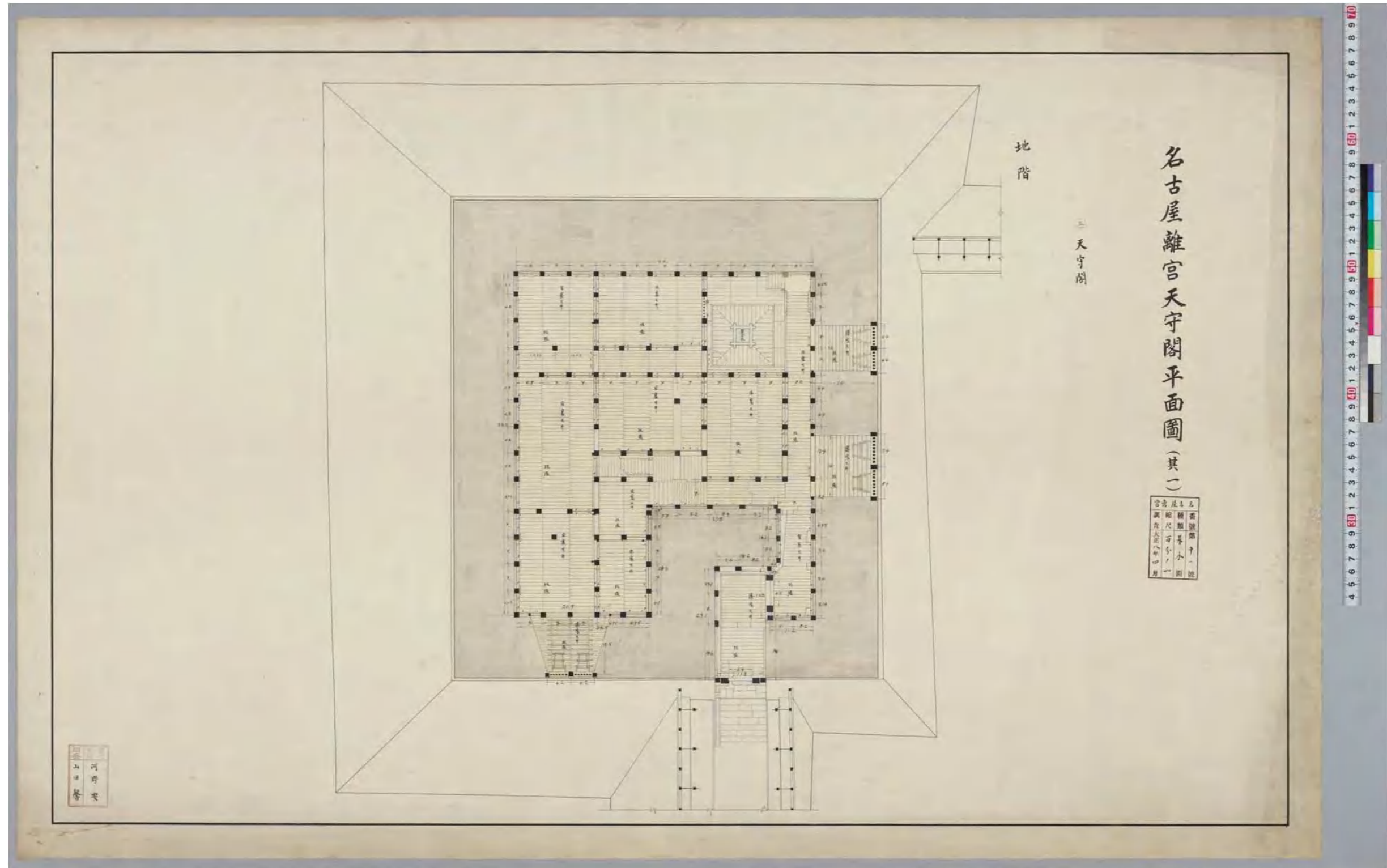


「西南櫓 三層・小天守 二層」

図(資)-4.5.73 「名古屋離宮 小天守・西南隅櫓」

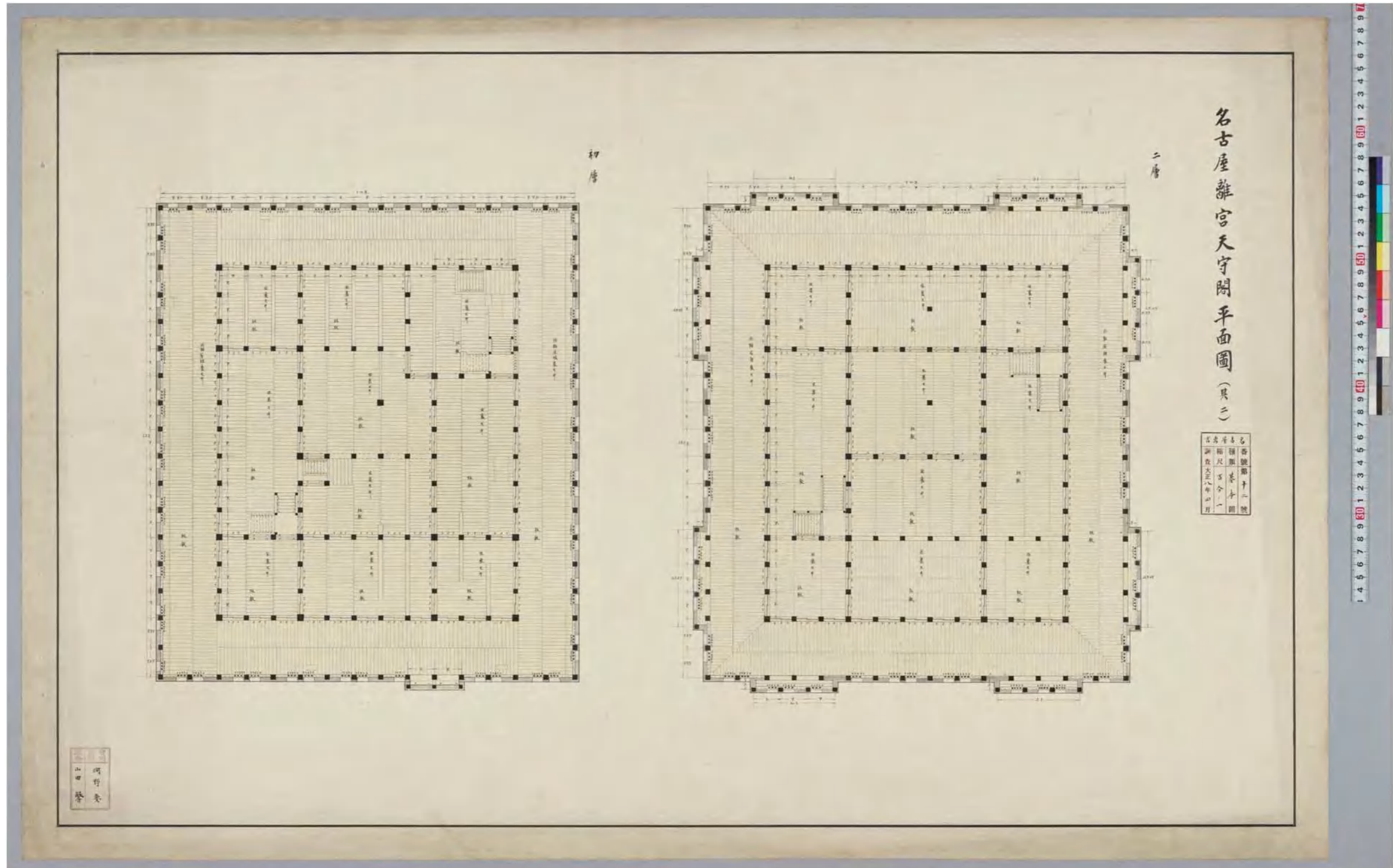
(ウ) 大正8年実測図

史料名	大正8年実測図面	所蔵	宮内公文書館	製作年代	大正8年4月
概要	宮内省内匠寮作成。縮尺1/100。紙本墨入れ、淡彩。現存するのは15枚だが、図面には通し番号がふられ、それに欠番がある事から、当初は30枚以上のセットの図面だったと考えられる。 「名古屋離宮俯瞰図」「名古屋離宮総図」「名古屋離宮御殿平面図 附湯沸所及渡廊下」「名古屋離宮天守閣平面図」「名古屋離宮天守閣平面図(其一)」「名古屋離宮天守閣平面図(其二)」「名古屋離宮天守閣平面図(其三)」「名古屋離宮各隅櫓小天守閣各渡櫓門平面図」「名古屋離宮西北櫓小天守平面図」「名古屋離宮東南櫓東北櫓西南櫓平面図」「名古屋離宮各渡櫓平面図」「名古屋離宮付属建物平面図」「名古屋離宮付属建物平面図(其一)」「名古屋離宮付属建物平面図(其二)」「名古屋離宮総図附図」				



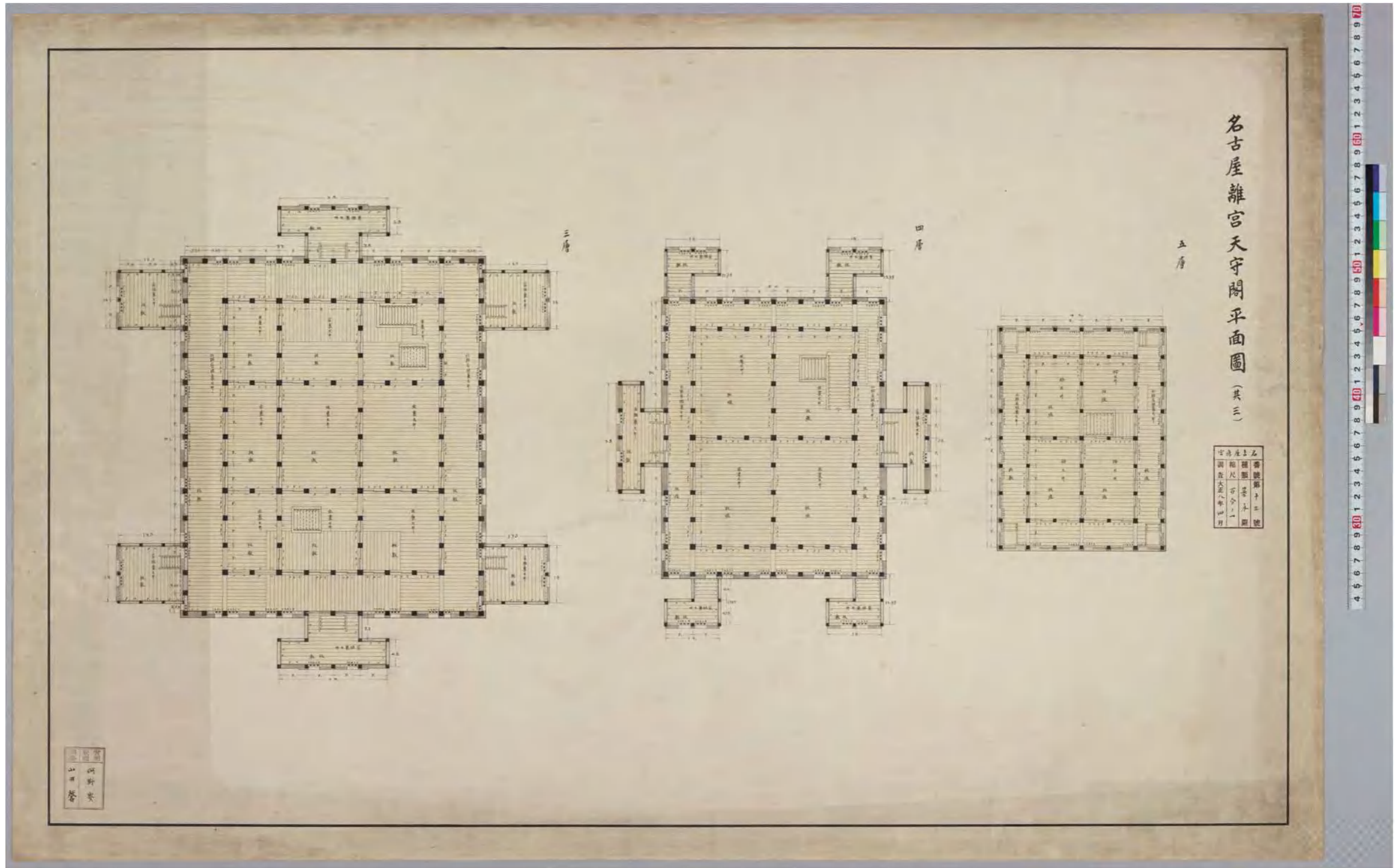
図(資)-4.5.74 「名古屋離宮天守閣平面図(其一)」

史料名	大正8年実測図面	所蔵	宮内公文書館	製作年代	大正8年4月
概要	「名古屋離宮天守閣平面図(其二) 縮尺1/100。紙本墨入れ、淡彩。 左図:初層平面図、右図:二層平面図				



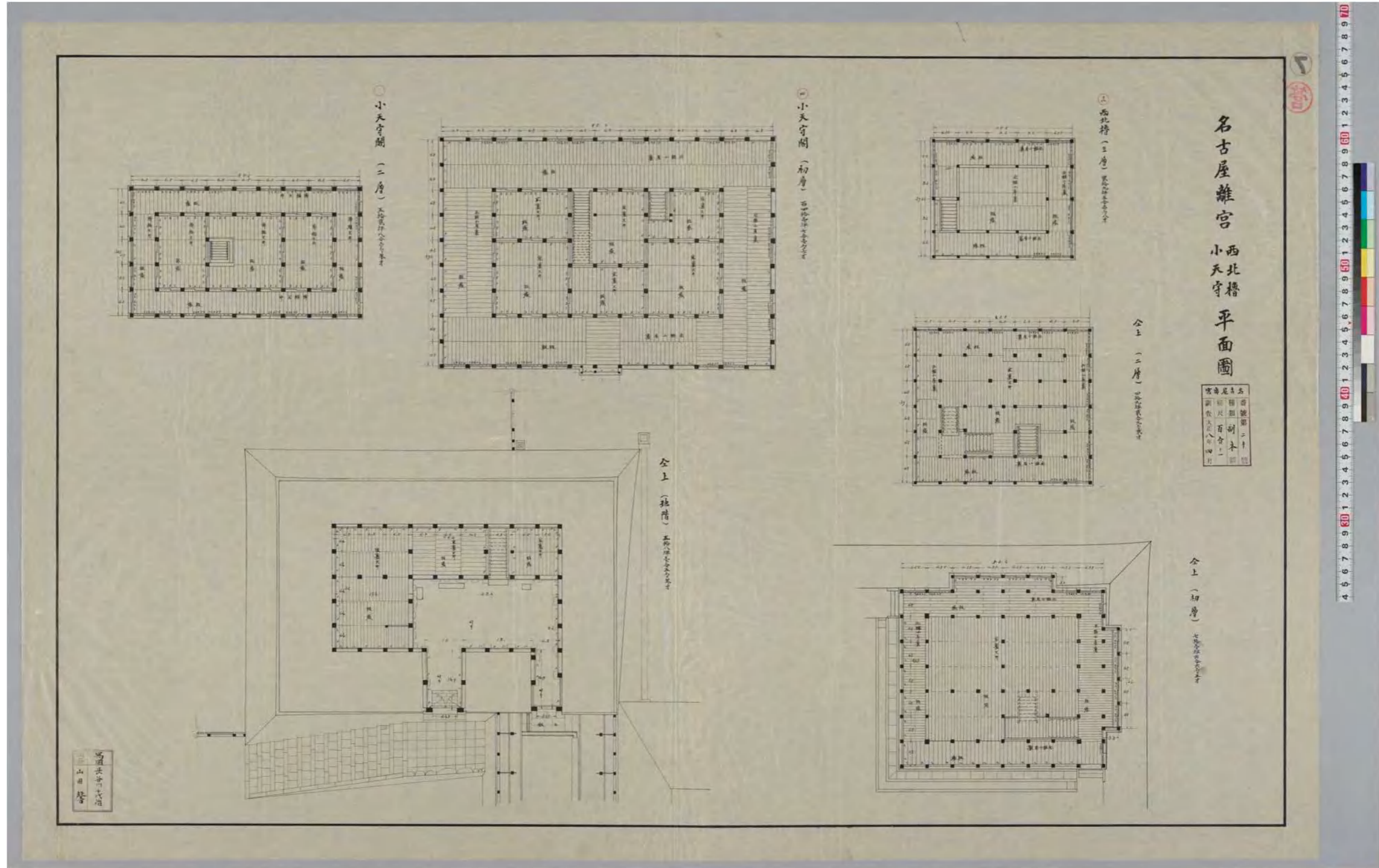
図(資)-4.5.75 「名古屋離宮天守閣平面図(其二)」

史料名	大正8年実測図面	所蔵	宮内公文書館	製作年代	大正8年4月
概要	「名古屋離宮天守閣平面図(其三)」縮尺1/100。紙本墨入れ、淡彩。 左図:三層平面図、中図:四層平面図、右図:五層平面図				



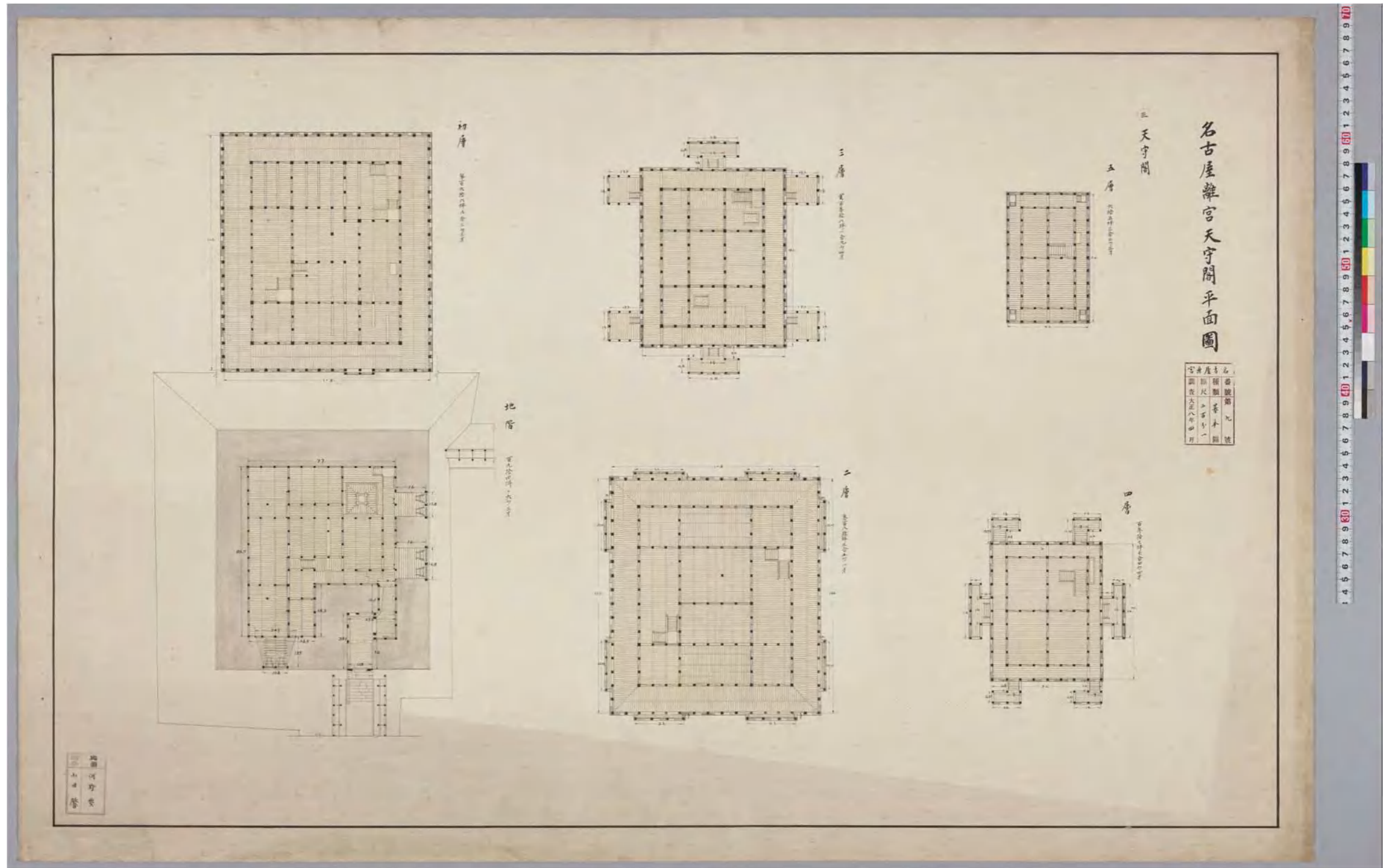
図(資)-4.5.76 「名古屋離宮天守閣平面図(其三)」

史料名	大正8年実測図面	所蔵	宮内公文書館	製作年代	大正8年4月
概要	「名古屋離宮 西北櫓小天守平面図」縮尺1/100。和紙に墨入れ。 左図下段: 小天守地階平面図、左図上段: 小天守初層平面図、二階平面図 右図下段: 西北櫓初層平面図、右図中段: 西北櫓二層平面図、右図上段: 西北櫓二層平面図				



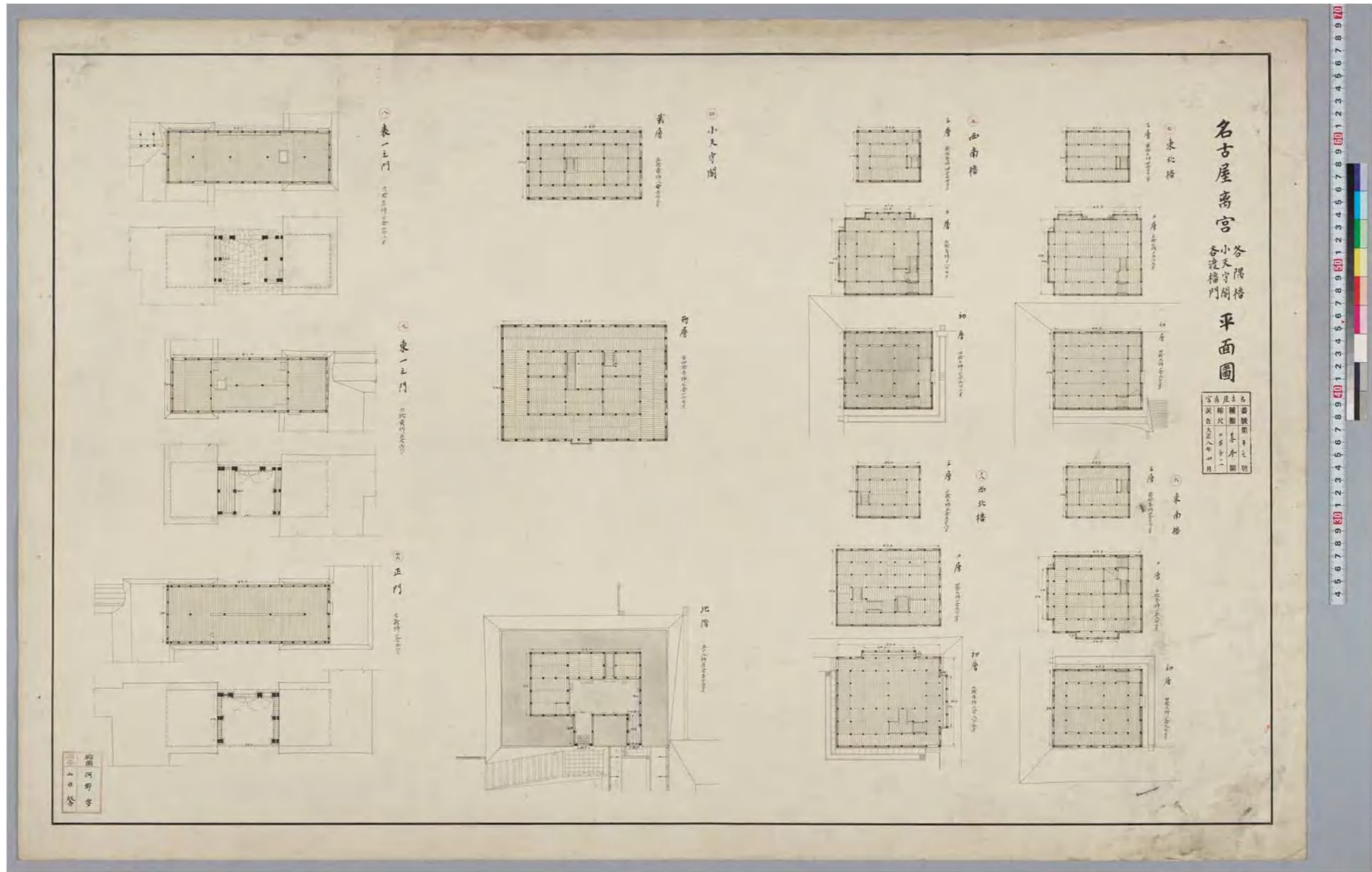
図(資)-4.5.77 「名古屋離宮 西北櫓 小守平面図」

史料名	大正8年実測図面	所蔵	宮内公文書館	製作年代	大正8年4月
概要	「名古屋離宮天守閣平面図」。縮尺1/200。紙本墨入れ、淡彩。 左図上段:初層平面図 中図上段:三層平面図 右図上段:五層平面図 左図下段:地階平面図 中図下段:二層平面図 右図下段:四層平面図				



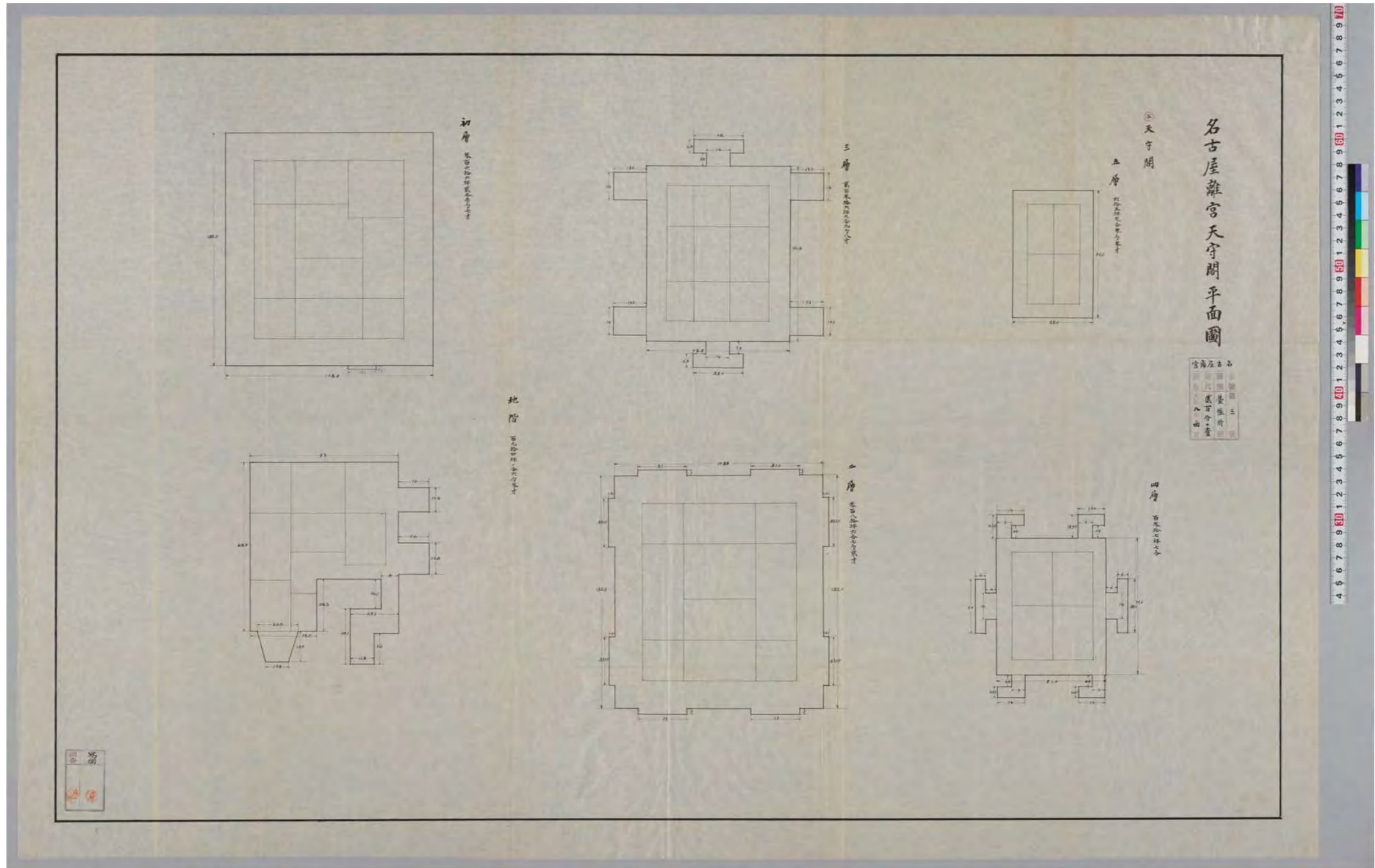
図(資)-4.5.78 「名古屋離宮 天守閣平面図」

史料名	大正8年実測図面	所蔵	宮内公文書館	製作年代	大正8年4月
概要	「名古屋離宮 各隅櫓 小天守閣 各渡櫓門 平面図」。縮尺1/200。紙本墨入れ、淡彩。 左図上段:表一之門各階平面図 中図上段:小天守閣貳層平面図 右図左上段三図:西南櫓各階平面図 右図右上段三図:東北櫓各階平面図 左図中段:東一之門各階平面図 中図中段:小天守閣初層平面図 左図下段:正門 各階平面図 中図下段:小天守閣地階平面図 右図左下段三図:西北櫓各階平面図 右図右下段三図:東南櫓各階平面図				



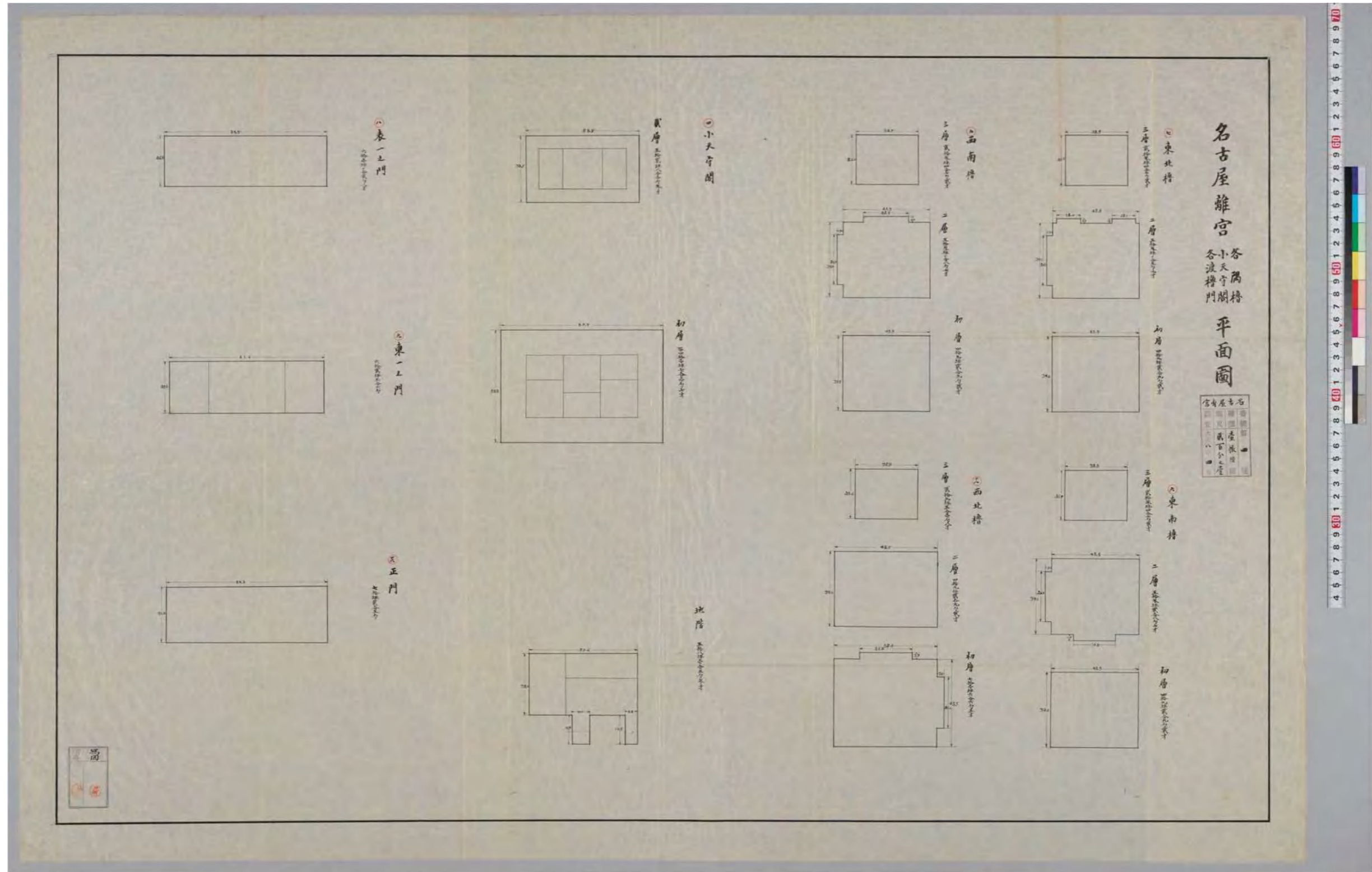
図(資)-4.5.79 「名古屋離宮 各隅櫓 小天守閣 各渡櫓門 平面図」

史料名	大正8年実測図面	所蔵	宮内公文書館	製作年代	大正8年4月
概要	「名古屋離宮天守閣平面図」。縮尺1/200。和紙。 大天守各階の面積算定根拠図と考えられる。				



図(資)-4.5.80 「名古屋離宮 天守閣平面図」

史料名	大正8年実測図面	所蔵	宮内公文書館	製作年代	大正8年4月
概要	「名古屋離宮 各隅櫓 小天守閣 各渡櫓平面図」。縮尺1/200。和紙。 各隅櫓、小天守閣、各渡櫓門の面積算定根拠図と考えられる。				



図(資)-4.581 「名古屋離宮 各隅櫓 小天守閣 各渡櫓門 平面図」

(7) 古絵図

(ア) 宝暦大修理関連史料

宝暦2年(1752)～同5年(1755)に名古屋城天守の大修理が行われ、それに伴い各種の史料・図面が作成された。これについては麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」(『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第638号』pp.937-943 2009年4月)で史料の伝来と転写関係、史料に記された工事内容や過程、仕様が詳細に分析されている。

これらの史料の内、天守建屋に関連する古絵図を次頁以降に掲載する。

表(資)-4.7.1 名古屋城大天守宝暦大修理関係史料

番号		寺町家本		作事方本			
		伊藤家 (原本)	鶴舞 図書館 (写本)	旧陸軍 築城部 (原本)	名古屋城総合事務所 (写本)		宮内庁 書陵部 (写本)
				旧主殿寮	旧内匠寮		
1	御天守各層間取之図	○	○				
2	御天守平地割図	○	○				
3	御天守地割		○				
4	御天守妻地割	○	○				
5	御天守御修復仕様平之方ヨリ見渡之図	○		○	○		
6	御天守御修復仕様妻之方ヨリ見渡之図	○		○	○		
7	最初改御天守初重本側御柱水積指図				○	○	
8	中途改御天守初重惣御柱水積指図				○	○	
9	御天守水積墨引 有来姿				○	○	
10	御天守水積墨引 概水				○	○	
11	御天守水積墨引 出来方				○	○	
12	御天守起方墨引				○	○	
13	銅葺野地之図			○	○	○	
14	御天守御石垣取解築方起指図	○		○	○	○	
15	御天守御堀内遣方井楼之図			○	○	○	
16	遣方勾配寸尺之図			○	○	○	
17	御石垣屋形図	○	○				
18	遣方西方			○	○	○	
19	遣方北方			○	○	○	
20	御深井丸内諸御役人詰所御作事本ノ所諸番所取建方指図	○		○	○	○	
21	御天守御修復取掛かりより惣出来迄仕様之大法					○	○
22	御天守御修復留						○
23	御天守上見通絵図	○					
24	御天守五重目見通地名方角	○					
25	御天守五重目見通地名方角墨引(8枚)	○			○	○	
26	御天守五重目見通地名方角付録	○					

出典:麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」(『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第638号』pp.937-943 2009年4月)

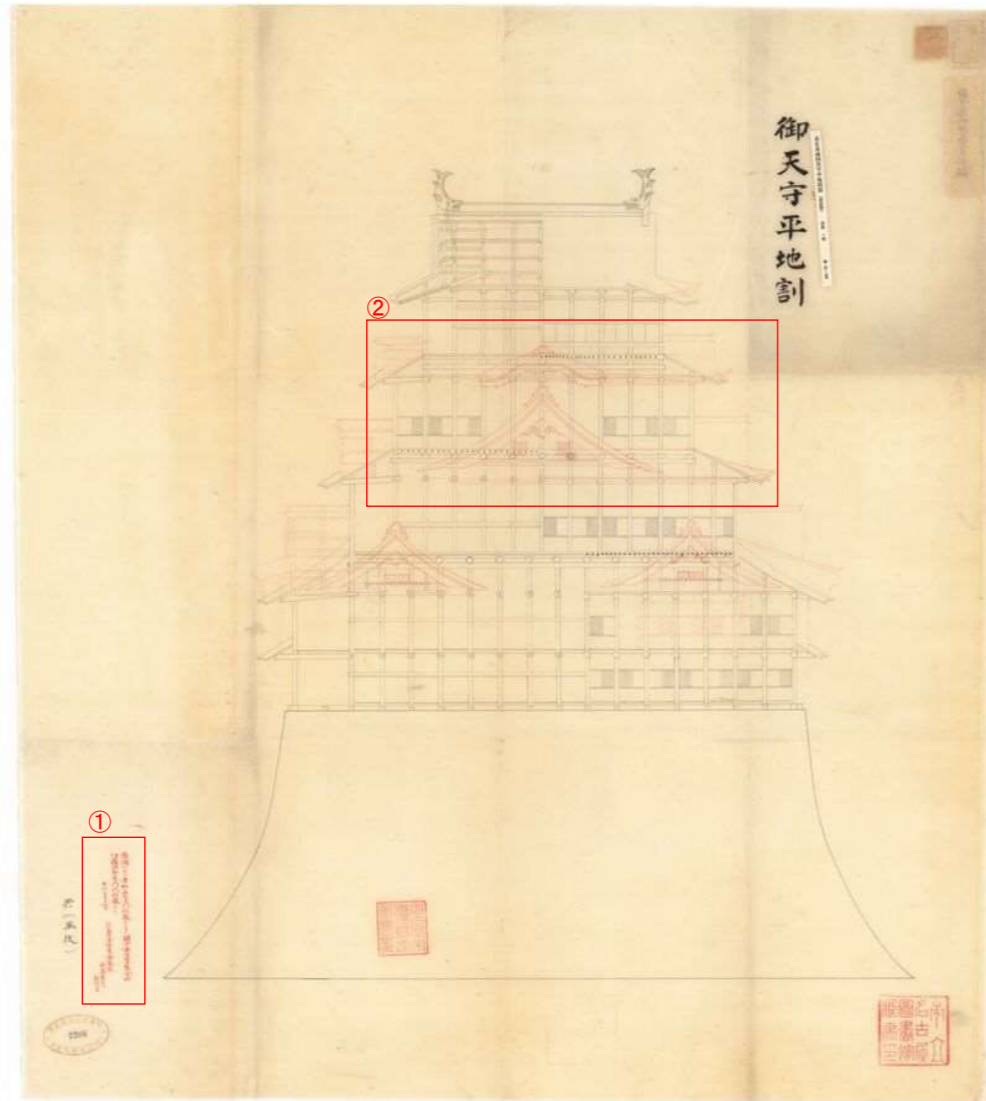
これらの史料を、その内容から分けると

- 史料1～4 : 平面図、立面図、断面図⇒いわゆる一般図
- 史料5～12 : 大天守上げお越しのための施工図
- 史料13 : 大天守銅板葺きの施工図
- 史料14～19 : 石垣修理のための施工図
- 史料20 : 工事全体の仮設物配置図
- 史料21 : 工事全体の仕様書
- 史料22 : 工事着手時における工事関係者への指示事項をまとめた日誌
- 史料23～26 : 工事に合わせて作成した名古屋城から周囲360度を遠望した見通図

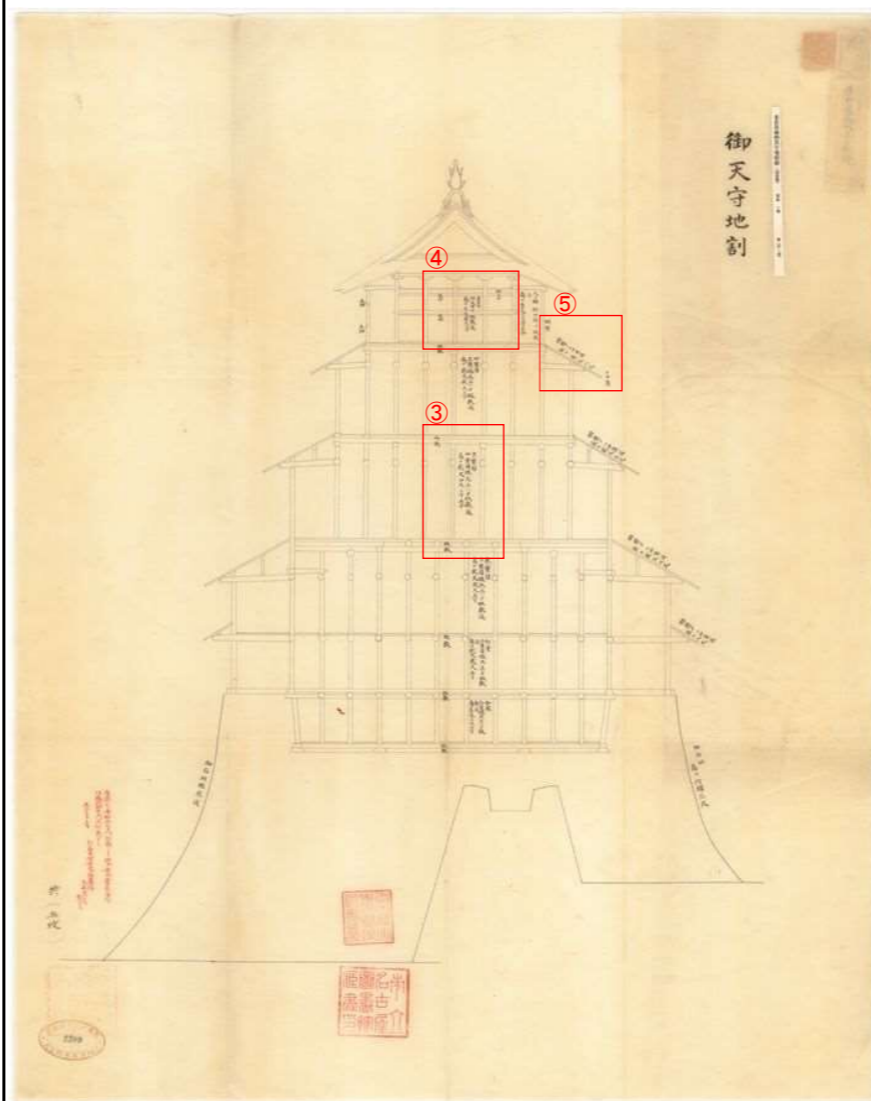
としている。(麓 和善 講演「名古屋城天守宝暦大修理について」文化財石垣保存技術協会 研修資料 第1集)

これにより築城時から変わった部分、全体の仕様、石垣修理の範囲と工法など工事内容全般が詳細にわかると同時に、焼失前の史料と照らし合わせて分析することで、宝暦大修理以降、焼失前まで天守はその姿を変えていないことがわかる。

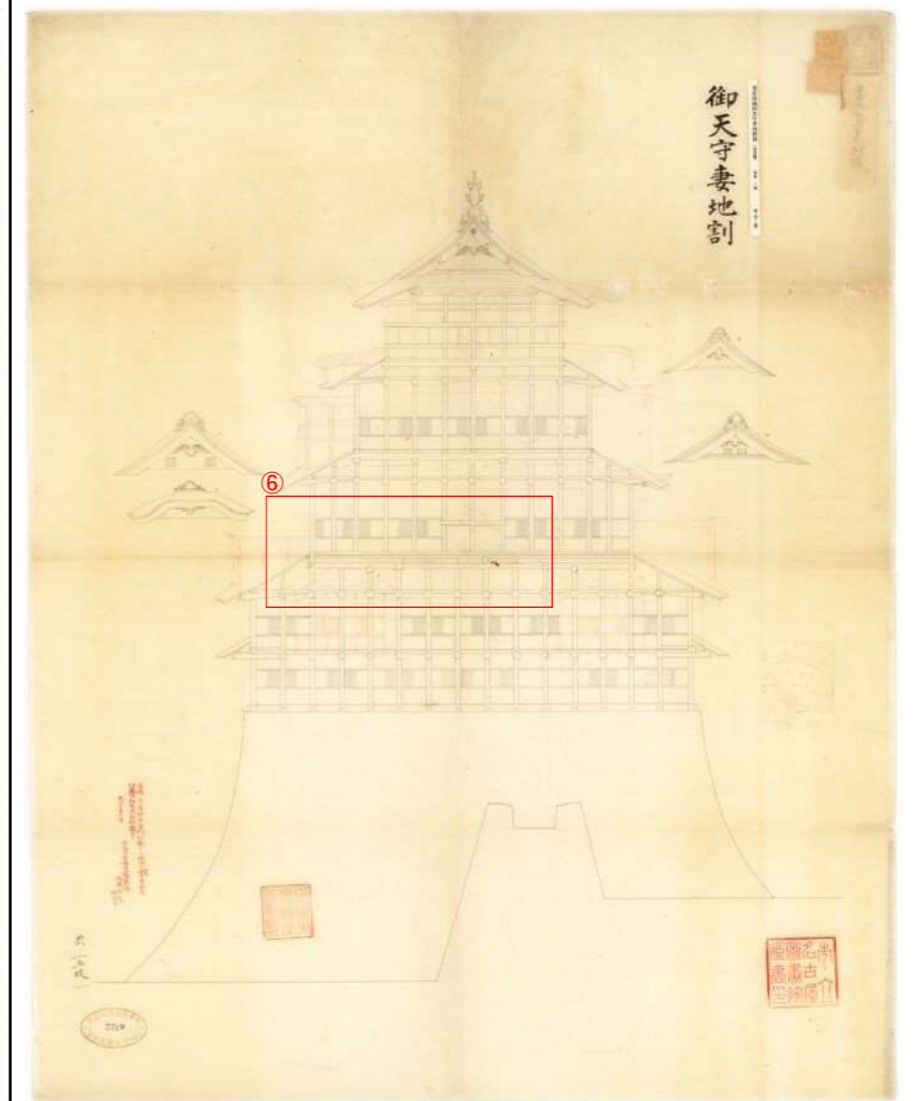
史料名	御天守平地割図	史料名	御天守地割	史料名	御天守妻地割
製作年代	名古屋市鶴舞中央図書	製作年代	名古屋市鶴舞中央図書	製作年代	名古屋市鶴舞中央図書
所蔵	宝暦5年原本成立 明治写	所蔵	宝暦5年原本成立 明治写	所蔵	宝暦5年原本成立 明治写
概要	大天守の平側(東西面)の断面図。屋根部分など一部立面も示している。破風は原本では貼紙に書き込まれているが、下図(名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)は断面図に赤線で重ね書きされている。天守についての寸法、仕様等の文字情報は記されていないが、左下に伝来情報が朱書きで記されている。	概要	大天守の南側の妻側からみた断面図。寸法としては各階床の板敷から上階根太上端まで(5階は床の板敷から天天井まで)の高さ、各重の外壁から茅負までの寸法、本丸内苑側の石垣高さが記されている。また5階外壁に長押が2段あることも記されている。	概要	大天守の南側の妻側からみた断面図。原本では詳細に破風を描いた紙が断面図に重ねて貼られているが下図写本(名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)では朱色点線で基本的な外形線が断面図に重ねて書かれ、破風の姿は天守の両側に、それぞれの破風ごとに描かれている。寸法、仕様等の文字情報は記されていない。



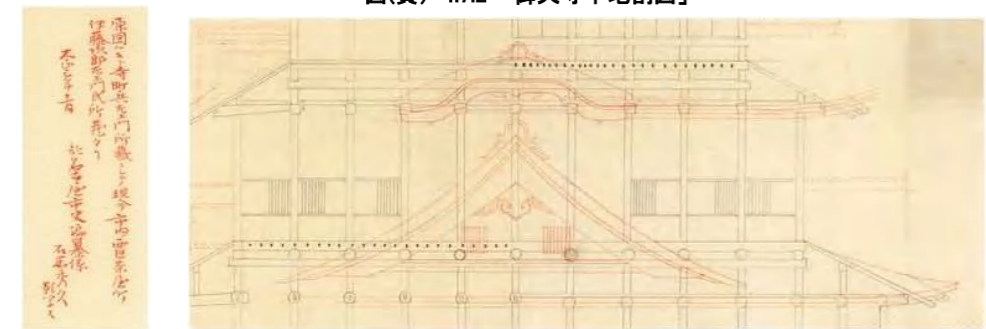
図(資)-4.7.2 「御天守平地割図」



図(資)-4.7.3 「御天守地割」



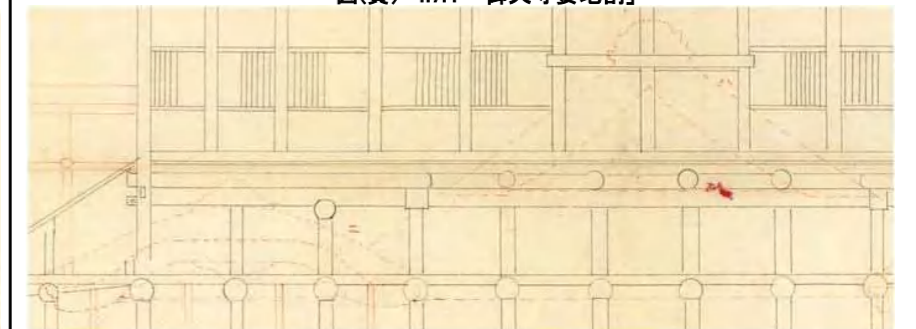
図(資)-4.7.4 「御天守妻地割」



①拡大:伝来 ②拡大:断面図に朱書きで重ね書きされている破風姿図



③拡大:3階高さ寸法 ④拡大:5階高さ寸法 ⑤拡大:外壁から茅負までの寸法



⑥拡大:断面図に朱色点線で重ね書きされた破風外形線

史料名	御天守御修復仕様妻之方より見渡之図	製作年代	宝暦5年(1755)原本成立 明治写	所蔵	名古屋城総合事務所
-----	-------------------	------	--------------------	----	-----------

概要
 宝暦大修理の目的は、西北方向に傾いた大天守を起こすことであり、そのためには天守台石垣自体を積み直す必要があった。まず、石垣に荷重がかかっていた大天守1階、2階の入側はじめ天守の一部を解体し、石垣への負荷を減らしたうえで、てこの原理を用いて傾いた柱を起こしている。一方で西北部の石垣を一度はずし、勾配を決め積み直している。
 この古絵図では、この修復過程を天守北側の妻側から見て示している。西側(古絵図上では右側)の堀に長さ24間幅4間という大棧橋を渡している。東側(古絵図上では左側)には「大五六」という巨大な巻き上げ装置を作って大天守の柱と結び付け、天守が西側に傾くことを防いでいる。

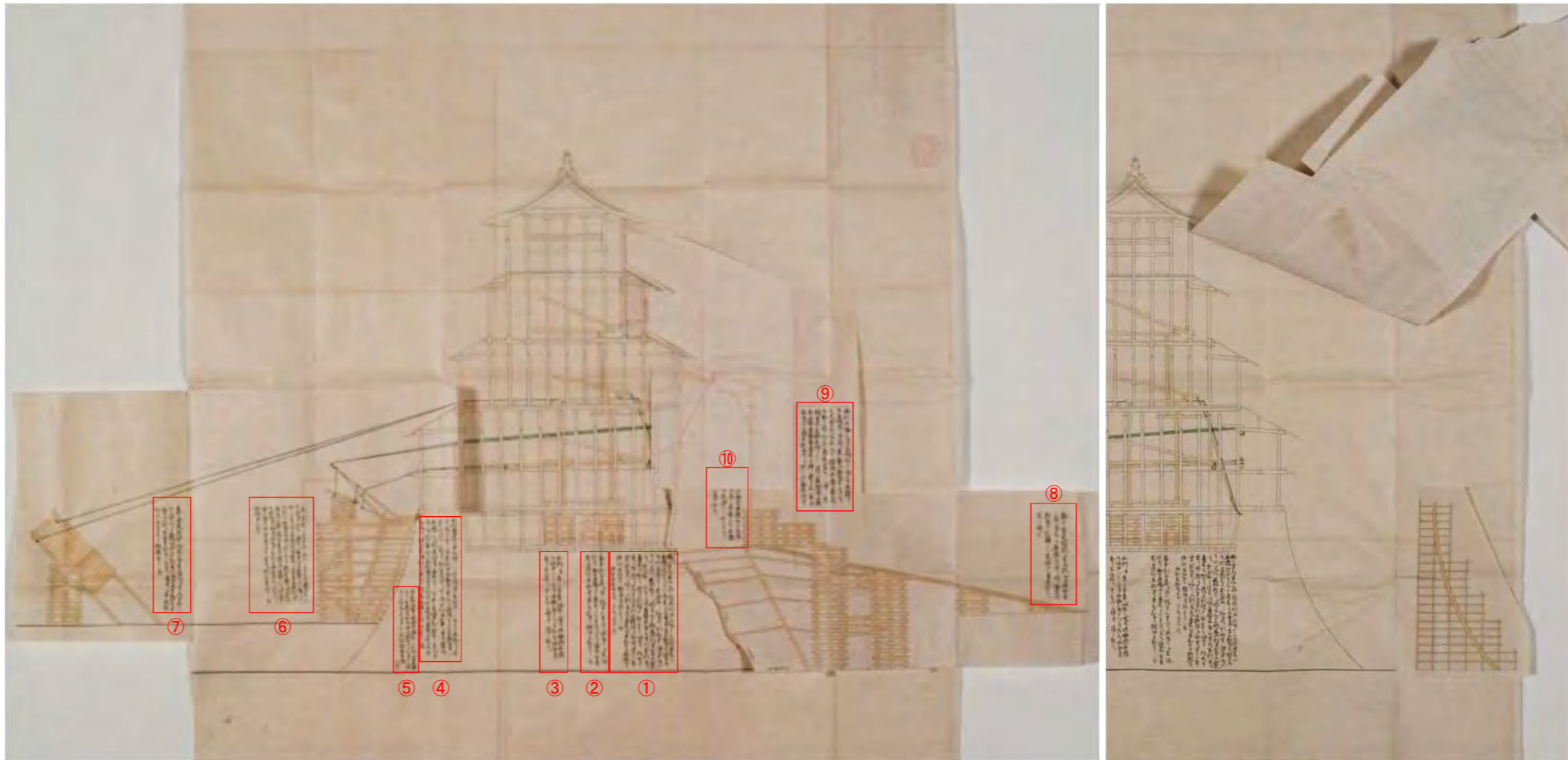


図-4.7.5 「御天守御修復仕様妻之方より見渡之図」

貼り紙をめくった状態

部翻刻

① 西之方上方御蔵之内側御石垣より三間明角木にて井樓組上其より角木ニ而二重目へ立上松丸太ニ而枕木置下列木枕木より五尺余出し仕懸ケ組初重之梁へ葺網ニ而下列木端ニ又松丸太ニ而枕木置上列木御柱間ニ式本宛枕木より五尺余出し仕懸ケ同端角盤木置三重日本側通江角木ニ而切り入同上列端より初重之梁下ニ松丸太当テ葺網ニ而二重日本側御柱内ニ而初重梁より二重梁へ松丸太ニ而切り入列木尻角木置車知巻候棚拵へ、所々ニ継列木仕懸ケ樞羽目板重リニ置但列木松丸太北之方上ケ方同断

② 西本側土台江葺網付三重目江枕丸太ニ而木網仕懸ケ初重井樓より角木ニ而三重目へ立上ケ盤木置角木ニ而継列木仕懸ケ車知所々ニ樞羽目板重リニ置

③ 北側井東之方南へ入込候所共御堀内井樓御堀巾一はい高サ御堀底より八間組上ケぬけ道式ケ所組明ケ其上御石垣計追々組上ル

④ 北側武者走通取ほくし丑寅隅梁より東側残し置候付東側上ケ方北之端より四間之所外側御柱松丸太葺網ニ而腰結くわん貫指初重之梁へ釣りむす仕懸ケ同二重目梁江葺網ニ而切張入東之方御石垣外井樓上ニ而列木仕懸ケ角木重リ置さり矢入車知同南之方上ケ方北之本側より南へ四間余扣武者走通内外御石垣懸ケ角木敷盤木置松丸太ニ而列木式通仕懸車知列木尻継矢仕かけ重リ置

⑤ 石垣法やり形丑寅隅東之方北之方井樓上より取建候付高サ四間余下ニ而三間ニ志間上ニ而式間ニ志間其外仕様成亥隅同断

⑥ 東之方へ起し方御蔵之内北之方三間通明候所ニ而御蔵内より初重之梁下江松丸太八間末口七尺八寸之丸太を以からはりかひ敷盤列木仕懸ケ二重目西本側通り御柱外ニ松丸太当夫より葺網付枕丸太にて木網拵夫より又葺網付東御石垣外井樓上ニ而引五六七組仕懸ケ剣矢松丸太長六間余末口尺已上を以テ葺網志組ニ式筋宛付仕懸ケ列尻角重リ置棚拵車知巻

⑦ 東之方大五六葺網式筋長七拾五間宛九寸廻り御石垣際より五拾間余除松丸太六間余末口式三寸丸太を以列木式本仕懸ケ左右ニ角木ニ而井樓組列木尻角木ニ而棚拵重リ置

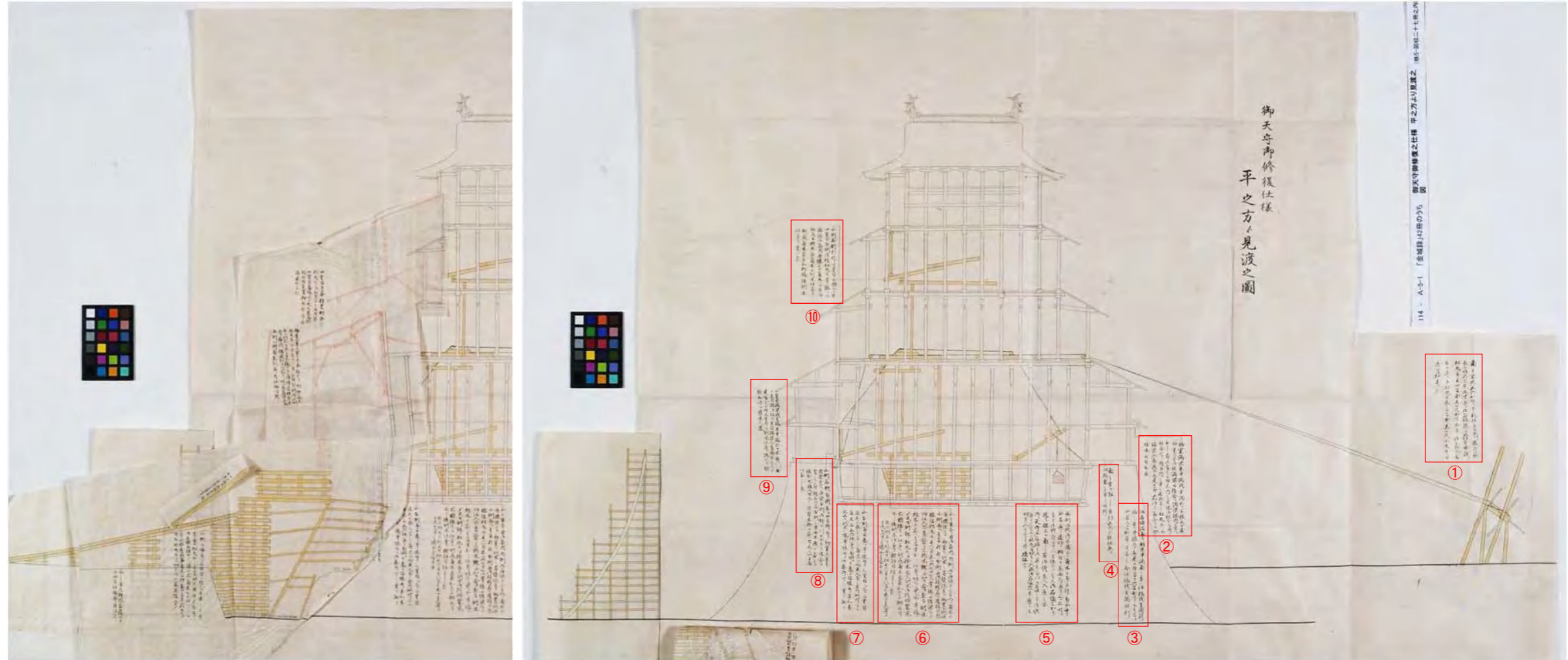
⑧ 西之方大棧橋長式拾四間巾四間台角木ニテ井樓道通り明ケ組立上ニ松丸太投渡し大錠角木敷ならへ所々錠

⑨ 西側御堀底御石垣際より組上候井樓と御石垣際手当ニ立置候松丸太之間高サ七尺余宛右松丸太ニ腰結井樓より腕木指下欄より追々切立入角木敷ならへほくし方ニ相用御石垣取ほくしニ随ひ右欄追々取松丸太厚板当角木にて押兼而立置候松丸太より内外枕丸太ニ而切り入筋違結堅メ

⑩ 戊亥隅御堀内井樓無之所隅ニ枕丸太置東之方南之方ニ井樓上へ松丸太投渡し其上より初重之上家取置

史料名	御天守御修復仕様平之方より見渡之図	製作年代	宝暦5年(1755)原本成立 明治写	所蔵	名古屋城総合事務所
-----	-------------------	------	--------------------	----	-----------

概要 宝暦大修理の修理方法を大天守西側の平側から見て示している図。古絵図上の右側が南となる。大天守北側の堀の中に足場を組み、大天守内の地階にも足場を組んでいる。古絵図上の右側にある巨大な糸巻のような装置が「大五六」である。

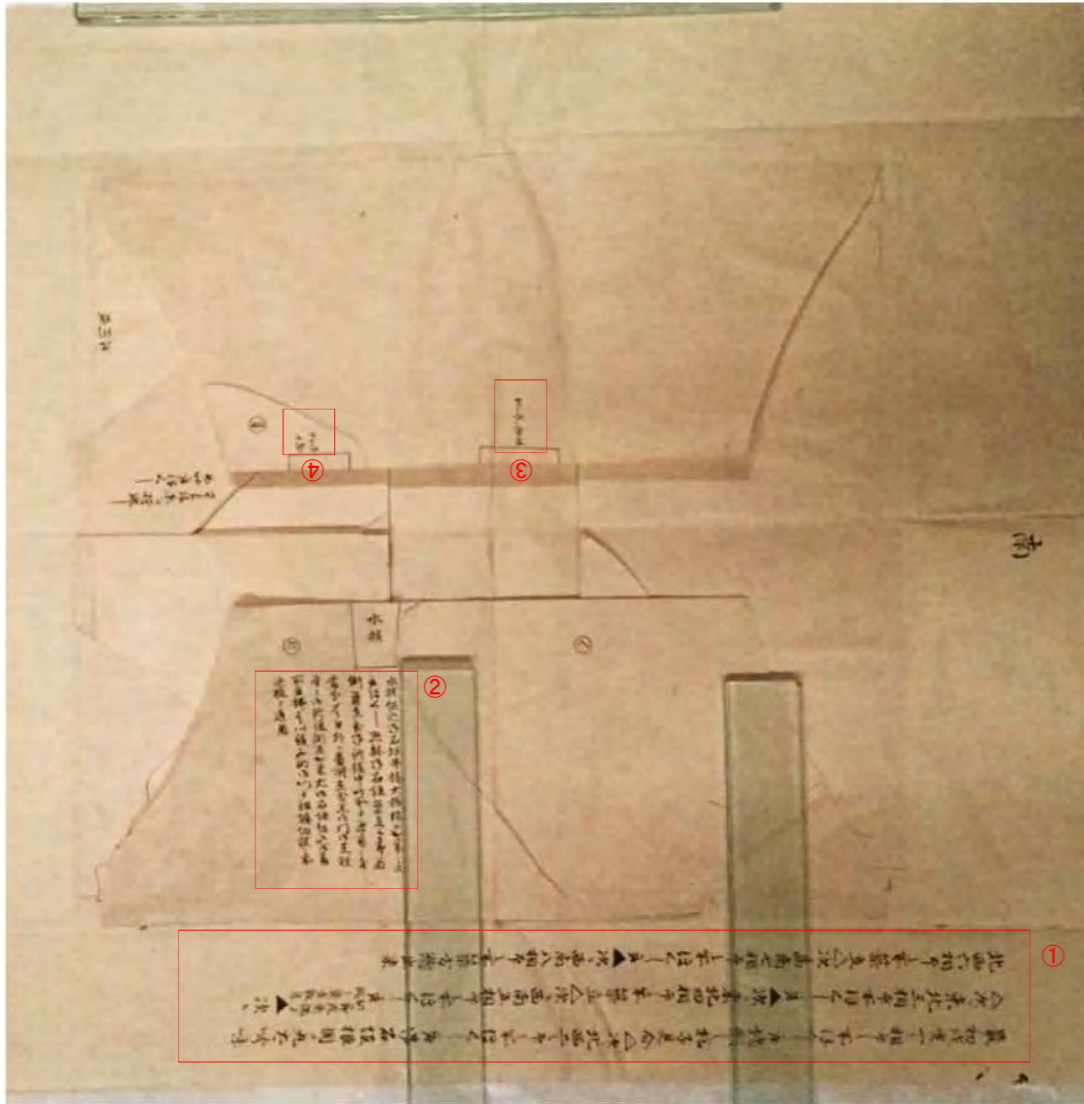


貼り紙をめくった状態

図(資)-4.7.6 「御天守御修復仕様平之方より見渡之図」

- ① 部翻刻
- 南の方大五六かくらさん仕懸ケ芋綱二筋
長七拾五間宛九寸廻り御石垣際より五拾間余除ケ
松丸太長四間余末口尺式寸本堀立扣木取
付ケ巻手松丸太長三間余末口尺小丸太二而
矢を指巻
- ②
初重隅梁未申隅戌亥隅式ケ所抜取候処
初重二重御柱隅梁二而継合せ隅梁端内の方へ
出し敷込有之候付右内の方端御柱ほぞ通り
彫やふり抜取内の方より長式間之松丸太二而
仮梁入置追而取建候節右ほりやふり候処
埋木取付相用
- ③
御石垣法やり形未申隅南の方ハ仕様戌亥隅同断
西の方ハ井楼上より取建候付高サ六間余下二而老間二
四間上二而式間二老間其外仕様戌亥隅同断
- ④
南の方江起し方引五六組仕懸ケ
仕様東の方と同断
- ⑤
西側御堀内井楼中角木三本たけ南北中
式間通り道明ケ欄付ケ東西道通り三ケ所明ケ
高サ御堀底より八間組上ケ其上御石垣はかり
追々組上ル南の方御堀東へ入通之所
御天守御石垣と御具足多門御石垣之間御堀
底より三間上二而松丸太切はり入兩御石垣際中通とも
刃立入其上より井楼組上ケ
- ⑥
北の方上ケ方御藏内内側御石垣より三間明ケ角木二而
井楼組上ケ初重下刳木之敷懸仕懸ケ初重本側通
北側西へ老間折廻シ本側通御柱鴨居下厚板二而包
腰結松丸太長六間末口六七寸を以芋綱二而結梁下より
切張入右敷懸之上枕木規二而くり合せ置下刳木
枕木より前へ老間半出し仕懸ケ組下ノ梁へ所々芋綱二而
又下刳端ニ松丸太二而枕木置上刳木御柱まニ式本宛
右腰結下江仕懸ケ刳尻角木置車知巻候欄取付ケ
所々ニ継刳木仕懸ケ檜羽目板重り置
但上刳木下刳木共松丸太六間より八間迄末口老尺式寸より
老尺七八寸迄場所見合相用
- ⑦
北本側通土台江芋綱付ケ三重目江上ケ二重目
床上二而長三間之角木二而向矢入南の方内側へ下シ
角木二而五六仕懸ケ南側土台より留綱取り車知巻
右五六刳木之場芋綱付ケ御藏内へ下し重り懸ケ
- ⑧
北側西側南側東江四間折廻り初重二重共
武者走り通梁本側御柱二而引しやちに継合せ
有之ニ付抜取候節本側の方女木残候処者
仮ぼぞ拵入せん置男木残候處ハせんかい手当
いたし置
- ⑨
二重目隅梁戌亥隅未申隅式ケ所抜取候処
三重目隅御柱二重目隅梁上ニ台輪置其上より
建有之候付三重目二而刳木仕懸ケ隅上ケ越
抜取跡江盤木入置
- ⑩
北側西側折廻り四重目二而助上ケ方
四重目本側御柱松丸太芋綱二而

史料名	御天守御石垣取解築方起指図	製作年代	宝暦5年(1755)原本成立 明治写	所蔵	名古屋城総合事務所
概要	大天守の傾きを是正するためには、石垣の積み直しという抜本的な修理が必要であった。宝暦2年(1752)から宝暦3年(1753)にかけて大天守柱の引き起こしが行われ、宝暦3年(1753)から宝暦4年(1754)にかけて天守台石垣の一部解体と積み直しが行われている。大天守が建っている状態での石垣解体、積み直しであったため、1ヶ所を解体し積み直しは、次の部分に取り掛かるという工程で行われている。この史料は石垣の解体、積み直しを行う部分の形に切り取った紙と文字により、石垣の解体と積み直しの工程を詳述するものである。				



図(資)-4.7.7 「御天守御石垣取解築方起指図」



御天守御石垣取解築方起指図を全て立て起こした状態

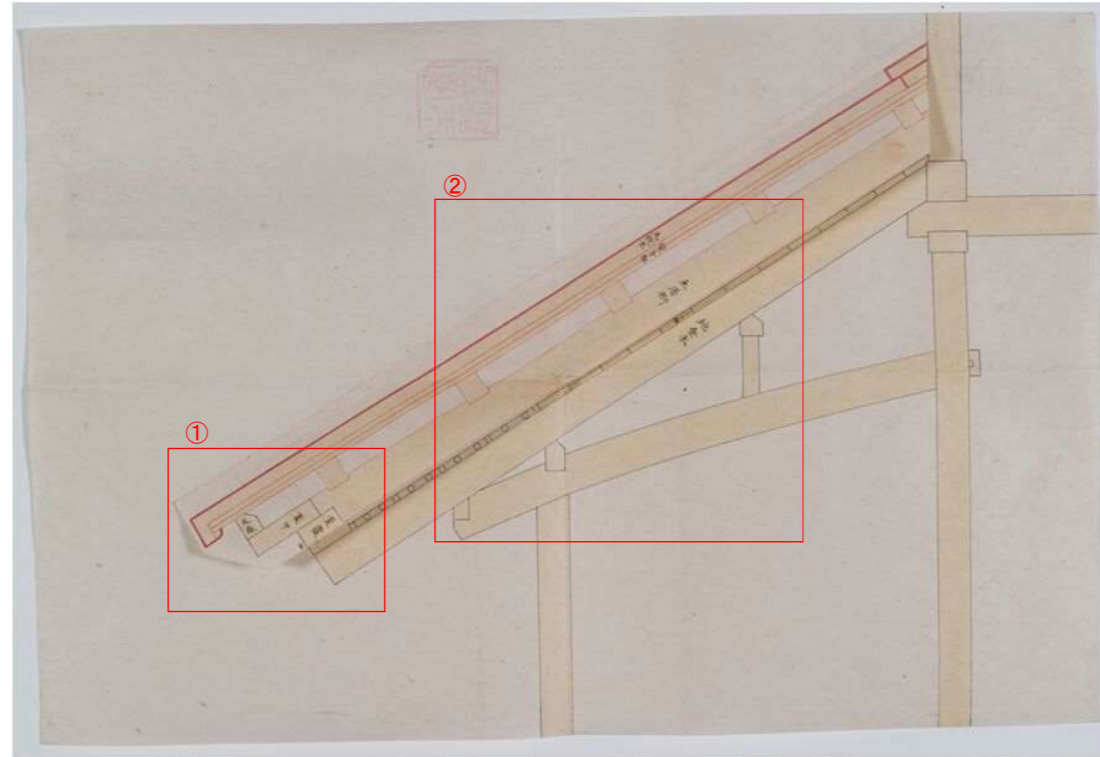
部翻刻
 ① 最初戌亥一之相印乃所ほくし取地形の様子見分△次ニ北面二之相印乃所ほくし取御石垣
 根固メ丸太吟味△次ニ東北三相印所ほくし取▲次ニ東北四相印之所築立△次ニ西南五相印ノ所
 ほくし取(此節戌亥隅より隅々築立致候)▲次ニ北面六相印之所築立△次ニ西南七相印之所ほくし取▲次ニ西南八相印之所
 築立惣出来

④ 新キ
 明ル取
 ③ 有来ル明ル取

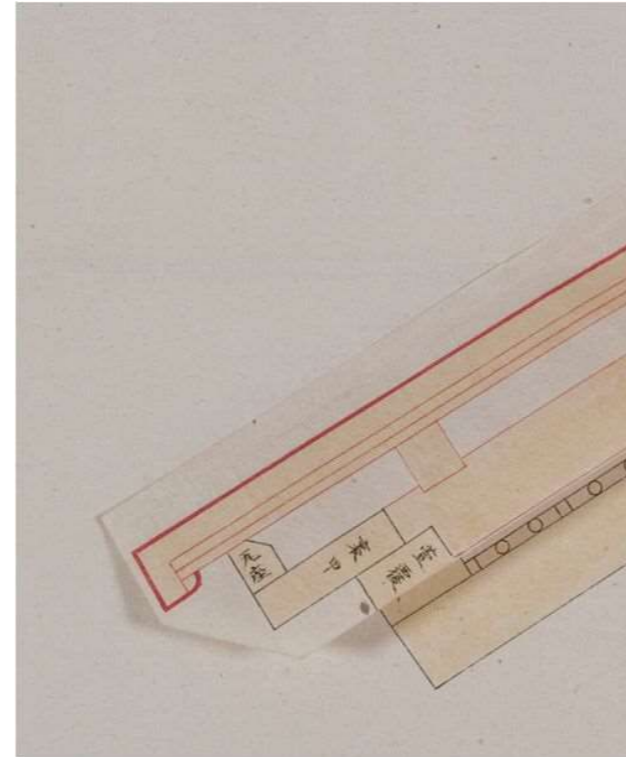
② 水抜組込御石垣井楼大棧橋等
 出来之上取ほくし惣躰御石垣
 築立候節両側築立置御修復中
 此所より通用ニ付当分ペリ付
 外ニ番所立尤黒御門御足輕守り
 御修復漸及出来右御石垣組込
 御番所取拂其已後不明御門より
 鈿堀切抜之所延橋より通用

史料名	銅葺野地之図	製作年代	宝暦5年(1755)原本成立 明治写	所蔵	名古屋城総合事務所
-----	--------	------	--------------------	----	-----------

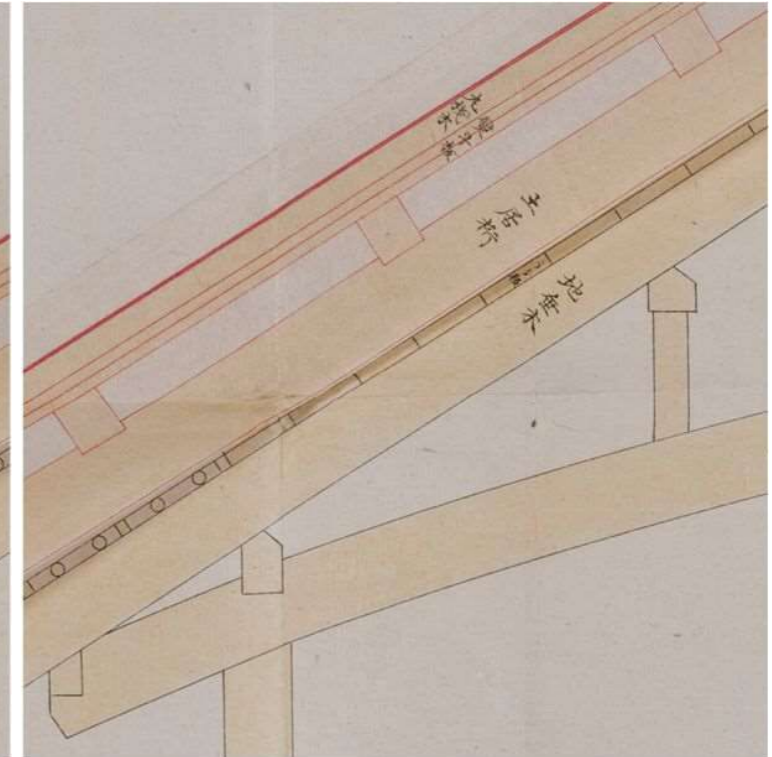
概要
 大天守の屋根は慶長築城時には初重から4重までが土瓦葺で5重のみが銅瓦葺であったが、宝暦大修理で天守の総重量低減のために、2重から4重も銅瓦に葺き替えられた。この古絵図は、修理前の屋根断面図の上に貼紙をし、銅瓦葺の屋根断面を示している。銅瓦葺にすることで土瓦葺より屋根断面を薄くできるが、基本的には土瓦葺の屋根外形線を維持するために下地で調整していることがわかる。また、改修前の土居葺や熨斗(野地)板を撤去し、新たな野地板を2重に打っていることがわかる。この野地板は宝暦大修理関連の文献史料『仕様之大法』により、撤去した野地板を転用して最初に打ち、その上に新たに桧の野地板を打ったことが確認できている。



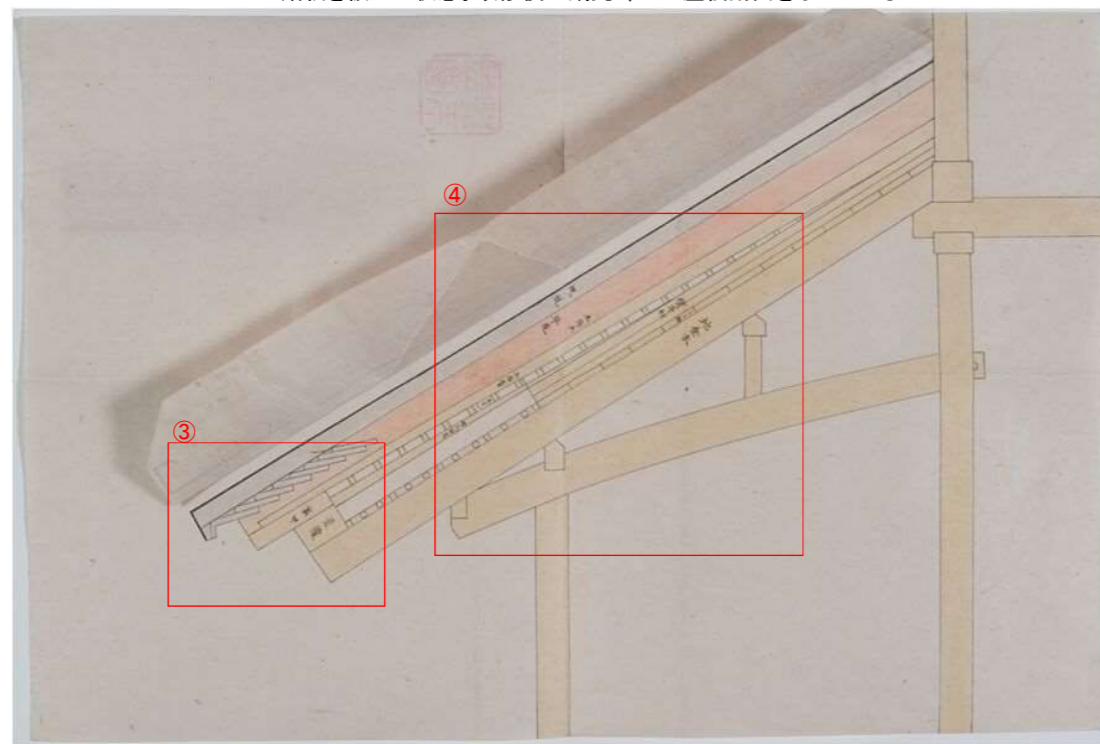
貼紙を被せた状態。改修後の銅瓦葺での屋根断面を示している



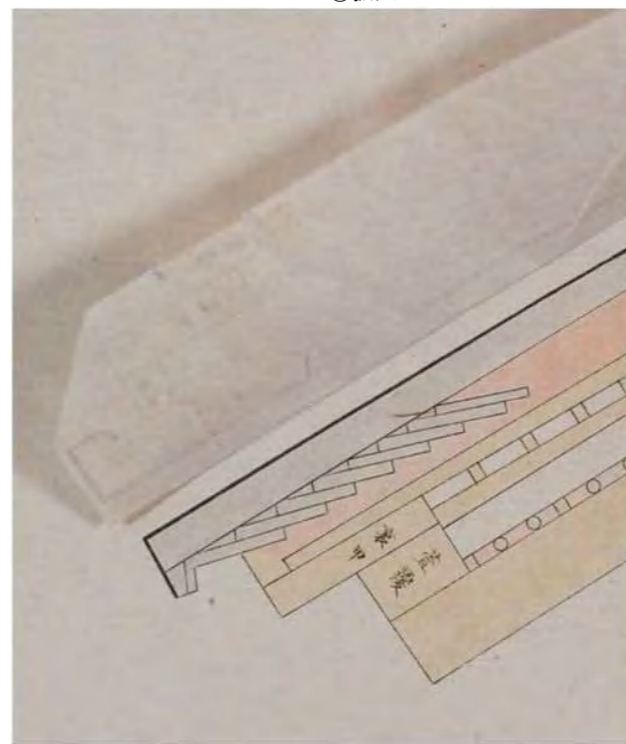
① 拡大



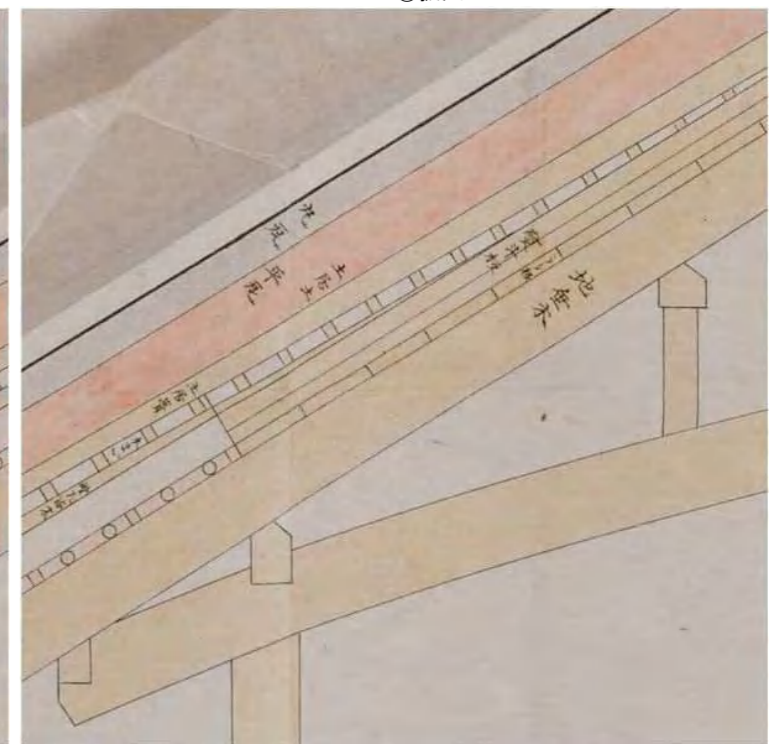
② 拡大



貼紙をめくった状態。改修前の土瓦葺での屋根断面を示している



③ 拡大

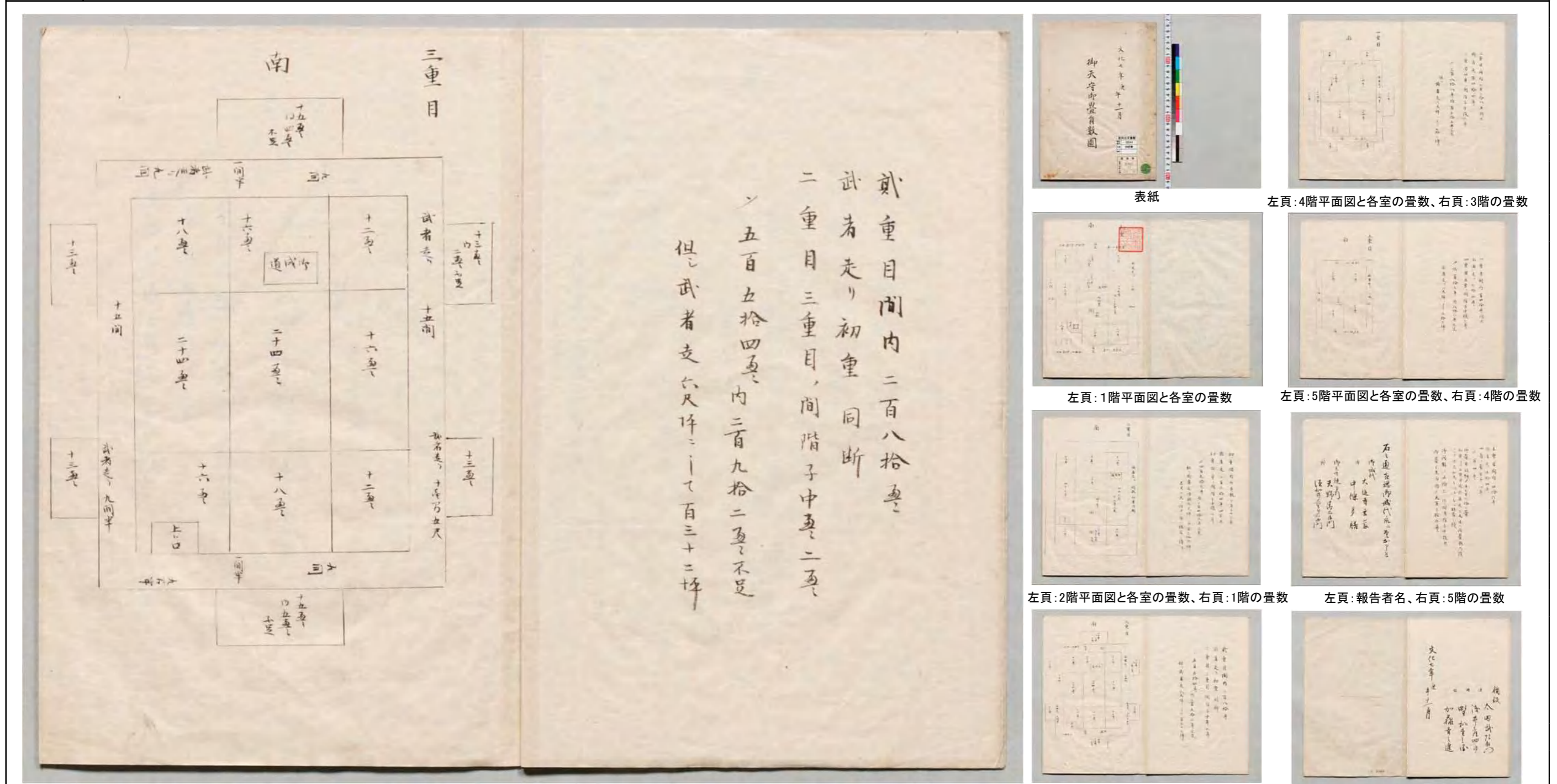


④ 拡大

図-4.7.8 「銅葺野地之図」

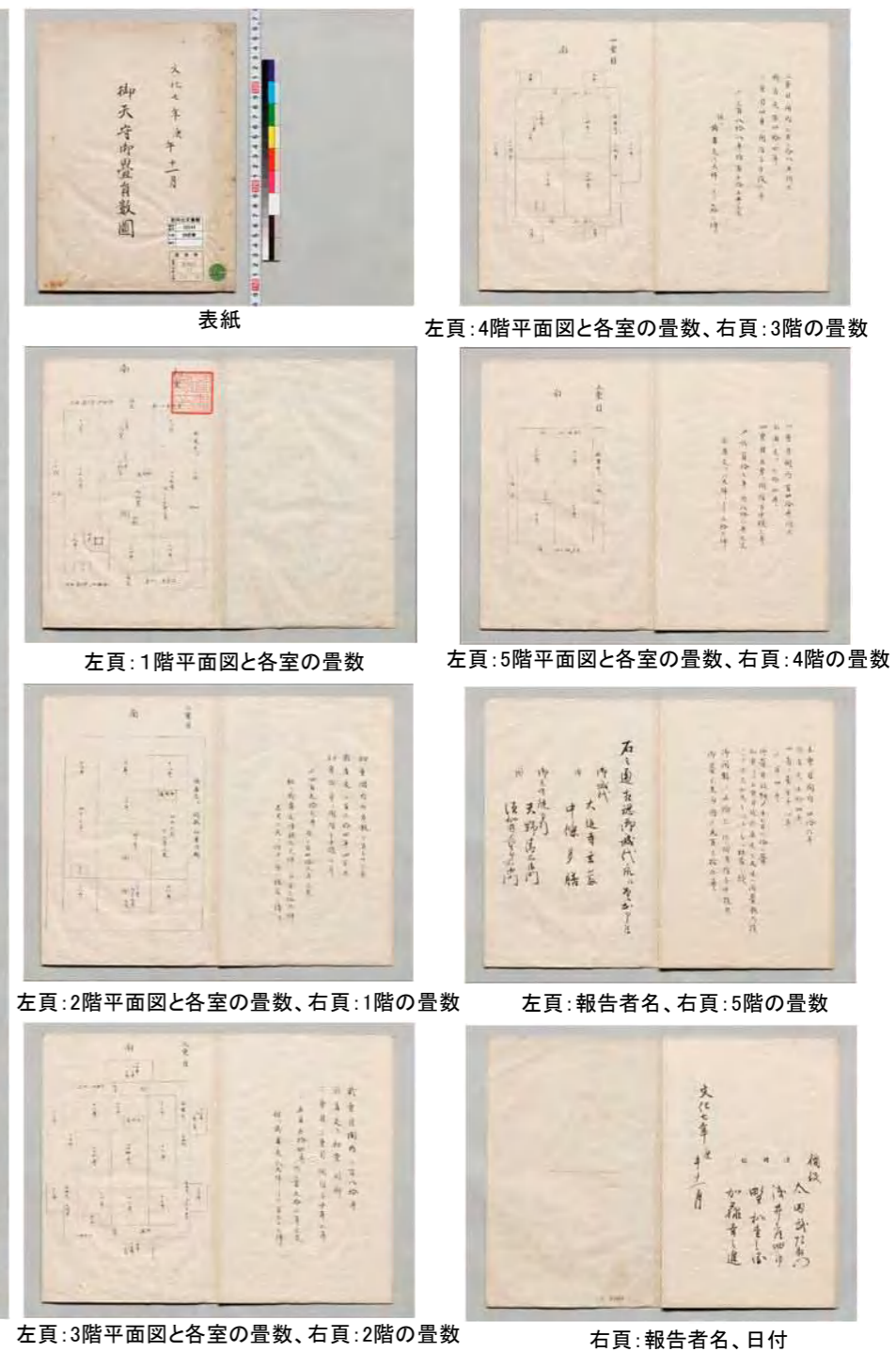
(イ) 文化7年(1810)史料

史料名	御天守御畳員数圖	製作年代	原本文化7年(1810)成立 明治23年(1890)写し	所蔵	宮内公文書館
概要	<p>文化7年(1810)11月に天守の畳の枚数を天守鍵奉行の天野清右衛門・須賀井重郎右衛門と繻役の太田武左衛門・浅井彦四郎・野■重兵衛・加藤幸之進が御城代大道寺玄蕃・中條多膳に報告したもの。一階から五階までで計1762畳必要だが、うち936枚分が不足としている。本資料での報告を受けて作成されたとみられる文化8年の書類が『金城温古録』『御天守編之三 御天守部』の「御天守敷畳之事」に引用されており、それによれば「武者走御畳揚置候儀、御先代伺済之事に而、五重共、御入国に付敷入候には及間敷候」との事。藩主の御成りに際して天守の一階から五階までの武者走りに畳を敷く必要は無いとの方針は、既に先代(9代藩主宗睦(むねちか)の時に確認済みであるとされた。(なお同書には畳の枚数を書き上げた「古人の覚書」が引用されているが、そこでの畳枚数は本資料での数字とは微妙に異なる。)</p> <p>表紙には「文化七年庚午十一月 御天守御畳員数圖」と書いてある。明治23年(1890)1月に内匠寮技手木子清敬の指示により、『金城録』と共に写された写本。</p>				



図(資)-4.7.9 「御天守御畳員数圖」

- ・ 右頁に2階の入側と武者走りの畳数、2階から3階への階段踊場の畳数、畳数総合計と不足している畳数が記されている
- ・ 左頁に3階の平面図と各室の畳数が記されている



表紙

左頁:4階平面図と各室の畳数、右頁:3階の畳数

左頁:1階平面図と各室の畳数

左頁:5階平面図と各室の畳数、右頁:4階の畳数

左頁:2階平面図と各室の畳数、右頁:1階の畳数

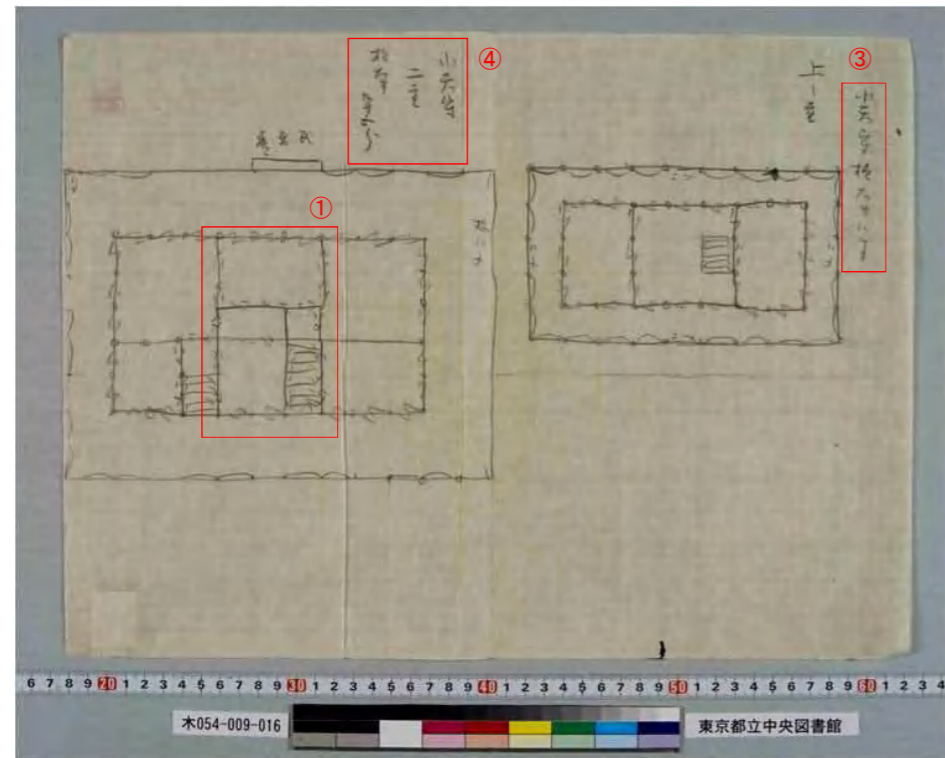
左頁:報告者名、右頁:5階の畳数

左頁:3階平面図と各室の畳数、右頁:2階の畳数

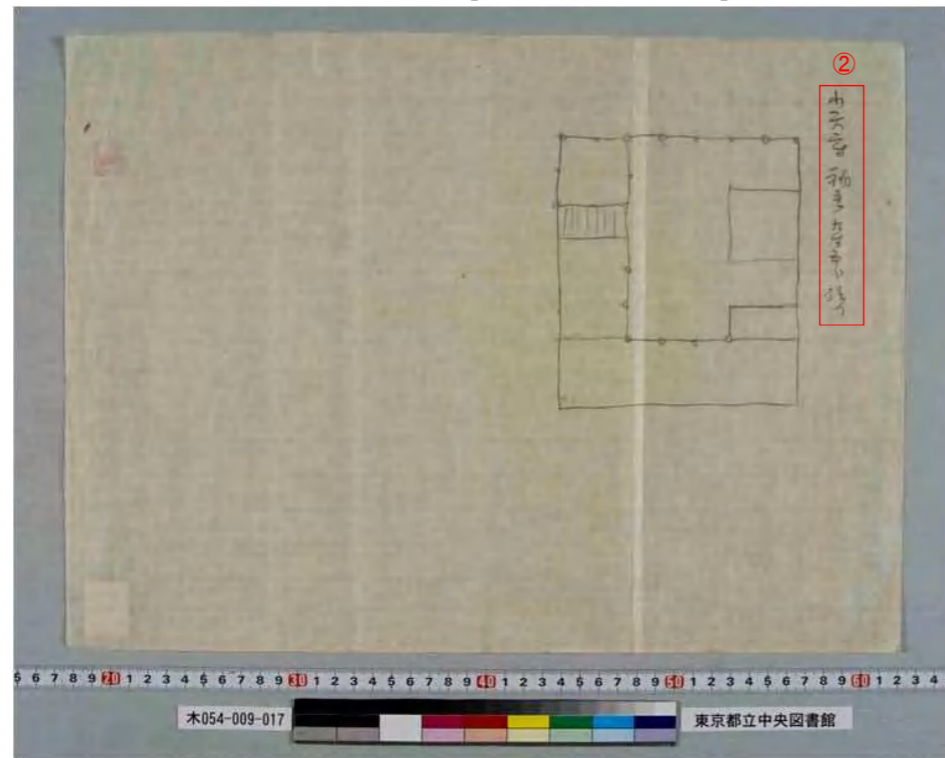
右頁:報告者名、日付

(ウ) 木子文庫図面

史料名	木子文庫図面	製作年代	不明	史料名		製作年代	
所蔵	東京都立中央図書館 木子文庫			所蔵			
概要	作者・作成年代不明の小天守の各階平面スケッチ。一階(図の「二重」)に「柱太サ九寸五分」、二階(図の「上重」)に「柱太サ八寸」、地階(図の「初重」)に「九寸五分位カ」との書き込みがある。昭和実測図では小天守柱径は「小天守西出入口及窓廻詳細図」にしか現れないが、そこには一階柱巾は九寸三分、二階柱巾は七寸九分とあり、この図面の数値とほぼ同じである。			概要			

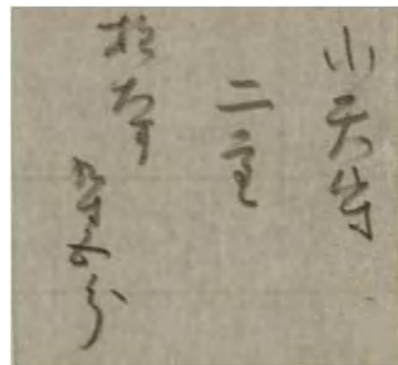


左図「小天守二重」 右図「小天守上ノ重」

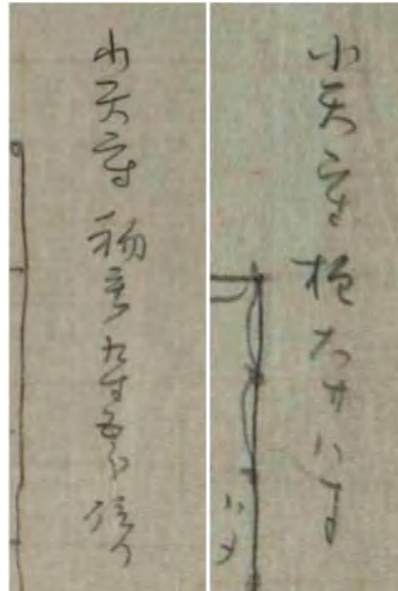


「小天守初重」

図(資)-4.7.10 木子文庫図面



④拡大「小天守二重柱太サ九寸五分」



左:②拡大「小天守初重九寸五分位カ」
右:③拡大「小天守柱太サ八寸」



①拡大 羽目板壁(「ハメ」)と建具の区別

(8) 文献史料

(ア) 宝暦大修理関連史料の概要

宝暦2年(1752)～同5年(1755)に名古屋城天守の大修理が行われ、それに伴い各種の絵図、文献史料が作成されており、麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」(『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第638号』pp.937-943 2009年4月)で、宝暦大修理関連史料の検討により、修理工事の内容が詳細に分析されており、また、各史料の伝来、転写関係についても明らかにされている。

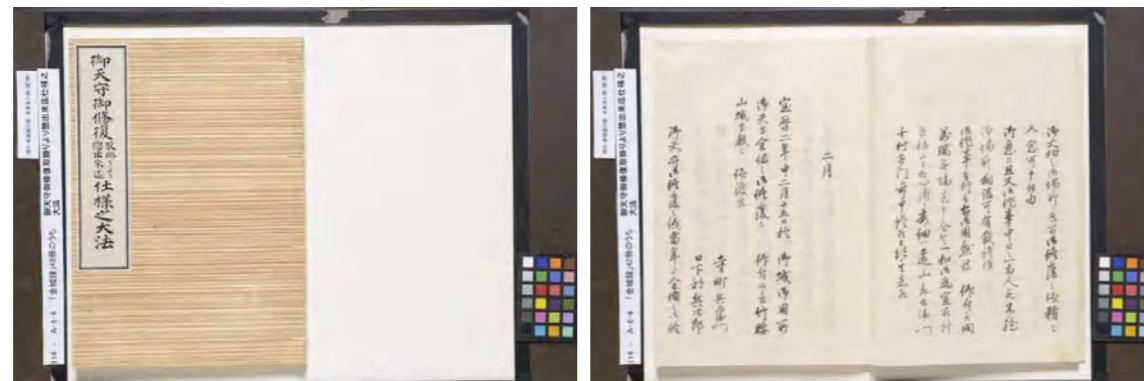
宝暦大修理関連史料の大半は絵図史料であり、修理工事の内容が視覚的に表されている。こうした絵図史料は、作成目的についての情報がほとんどなく、絵図史料単独では内容の理解が及ばないことも多いが、下記に示す文献史料、特に宝暦大修理の全体像が詳細に文章化されている『御天守御修復取掛りより惣出来迄仕様之大法』の記述と照らし合わせることで、絵図史料に表された内容を理解することが可能となり、宝暦大修理の範囲、工法、手順、仕様を具体的に把握することができる。

■『御天守御修復取掛りより惣出来迄仕様之大法』

宝暦大修理完了後の宝暦5年(1755)2月に、尾張藩の作事奉行と普請奉行がまとめた宝暦大修理全体の詳細な仕様書。史料の作成意図、時期が明確であり、修理工事過程が詳細に記録されているため、宝暦大修理を知る際の最重要史料であるといえる。

現在、原本を確認することはできないが、近代に宮内省により作成された写本が2冊確認でき、昭和5年(1930)に名古屋離宮の宮内省から名古屋市への移管にあわせて名古屋城の所蔵となったもの(以下、名古屋城本)と、宮内庁宮内公文書館に所蔵されているもの(以下、宮内公文書館本)がある。この2冊の伝来過程の検討により宮内公文書館本を筆写したものが名古屋城本であることがわかっており、また宮内公文書館本の筆写元である愛知県土木課所蔵のものが所在不明であるため、現在確認できるものの中では宮内公文書館本がもっとも成立が早いものである。

頁〇〇より、全文翻刻を掲載する。



図(資)-4.8.1 『御天守御修復取掛りより惣出来迄仕様之大法』(名古屋城総合事務所 蔵)

■『国秘録 御天守御修復 中』

宝暦大修理の報告書的な内容。徳川林政史研究所に所蔵されており、城戸久「名古屋城天守寶暦大修理考」(『建築学会論文集』第22号 1931年9月)で初めて紹介された。

この中に含まれている「御天守御修復之次第并御用懸之輩姓名掛札之留」は宝暦大修理後、天守穴蔵内に掲げられた修理銘板を写したものであり宝暦大修理の工程や工法および工事関係者が記されている。史料末尾の年記から、銘板は宝暦5年(1755)2月に作事奉行と普請奉行の連名で作成されたことがわかる。この銘板は現存しないため、失われた銘板の内容を伝える唯一の史料である。

■『御天守御修復留』

尾張藩の作事奉行や普請奉行が、宝暦大修理の際に諸役人に出した達書を記録したもので、宝暦2年(1752)のみ記録が残存している。名古屋市蓬左文庫所蔵。

(イ) 名古屋城関連編纂史料の概要

名古屋城に特化した編纂史料として下記の3点を確認した。何れも名古屋城の歴史に関する基本文献である。また関連史料として『熱田之記』を確認した。

- ・『蓬左遷府記稿(ほうさせんぶきこう)』
- ・『金城温古録(きんじょうおんころく)』
- ・『金城録』
- ・『熱田之記』

■『蓬左遷府記稿』(著者:加藤品房、編纂時期:1817年)

名古屋城築城に関する史料集成。文化14年(1817)成立。各種史料を引用し、それぞれの最後にその出典と、引用したのが全文なのか略文なのか朱字で明記されている。

天保9年(1838)に奥村得義が写した写本が蓬左文庫にあり、1994年に名古屋市西図書館がその複製を作成している。また蓬左文庫本を底本とした明治42年(1909)の写本が鶴舞図書館にある。大正15年(1926)に長江珉谿が写した写本が名古屋城総合事務所にある。

天守に関する記述は、本書所収の「名古屋御天守間数」、「名古屋御城御本丸御天守御用材木」の2史料がある。

■『金城温古録(きんじょうおんころく)』(著者:奥村得義(かつよし)・定(さだめ)、編纂時期:1821～1909年)

名古屋城に関する史料の収集はすでに江戸時代から始められている。それらの集大成となったのが『金城温古録』で、これが復元のための第三の根本史料である。本書は奥村得義(1793～1862)とその養子・定(1836～1918)が編集した10編64巻の名古屋城に関する百科事典的な基本文献で、全巻の完成は明治35年(1902)である。

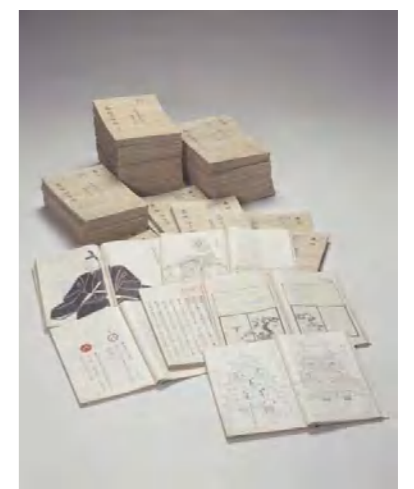
尾張藩の掃除中間頭であった奥村得義は文政4年(1821)、「名古屋城古義」として名古屋城の記録をまとめるよう藩命を受け、その後没するまで記し続けた。

安政5年(1858)、得義は前半部の下書きを終え、万延元年(1860)に四編三十一冊の清書本を藩に献上した。現在、草稿本、得義在世時の清書本、得義没後の養子・定による清書本が、名古屋市蓬左文庫、公益財団法人東洋文庫、名古屋市鶴舞中央図書館などに分蔵され、写本が宮内庁、名古屋城総合事務所に所蔵されている。

その内容は、「凡例編」1～7巻において、城郭一般に関する用語の語源他を解説、次に「御天守編」九～十五巻、「御本丸編」十六～二十三巻、「御深井丸編」二十四～三十一巻、「二丸編」三十二～三十七巻、「御城編」三十八～四十五巻、「御城編御秩」四十六～四十九巻、「三之丸編」五十八～六十一巻、「拾遺編」六十二～六十四巻において、各郭の面積や天守の高さから掃除の回数、鍵の掛け方など多義にわたる現状の記述やその沿革を考証、得義による建物の実測、記録に古老知己からの聞き取りも交え、絵図を入れながら詳細に記録している。これにより江戸時代後期の名古屋城の姿を確認することができる。

天守については1冊にかなり詳細な記述がなされている。現在の研究からみると、誤っている記述もみられるが、当時の状態を示す重要な史料であることにはかわりはない。

(ア)(イ)で示した文献史料の内、『御天守御修復取掛りより惣出来迄仕様之大法』については全文翻刻を、『金城温古録』については天守に関する内容を整理した一部を、本章の最後に掲載する。



図(資)-4.8.2 『金城温古録』(名古屋市蓬左文庫 蔵)

■『金城録』(著者:真田彦太、編集時期:1885年)

愛知県令国貞直人の依頼により作成された、『金城温古録』前半4編31冊の抜粋本。明治18年(1885)成立。徳川家に献納された『金城温古録』31冊が明治維新後に愛知県に接收され、この間に真田彦太が県から委嘱されて抄出本『金城録』を作った。

その後明治26年(1893)から昭和5年の名古屋離宮時代に城を管理していた宮内省内匠寮が、恐らく大正期に写本を作成している。この内匠寮本は、他に主殿寮伝来の『金城温古録』一箱、「金城温古録 付録 名古屋城天守閣図面」と共に昭和5年に名古屋市に下賜され、現在名古屋城総合事務所所蔵。

また明治23年(1890)1月に内匠寮技手の木子清敬(きこ きよよし)が作成した『金城録』および天守関係図面の写本一式が宮内庁書陵部に伝わり、現在は宮内公文書館にある。

今回は鶴舞図書館本(別0A2-91)を利用した。

■『熱田之記』(鶴舞図書館 市5-5)(編者:不明、編集時期:不明)

本書は熱田神宮およびその周辺に関する地誌で、著者・成立年代は不明。鶴舞図書館本(市5-5)は、巻末の書き込みによれば、名古屋市長堀町の首藤氏所蔵の自筆本を明治43年(1910)に奥村定が筆写したものである。

前半では熱田神宮および神宮周辺の寺院などについて、その縁起、境内の建物、什宝、神祭などをまとめている。古老からの聞き取りや金石文の他、各種史料を引用している。引用書目は『扶桑略記』『塩尻』『熱田縁起』『熱田神社問答雑録』『溪嵐拾葉集』『尾陽雑記』『熱田風土記』『神事略記』『張州志略』『続日本紀』『先代旧事本紀』『鎌倉実記』など多岐に及ぶ。

後半では小止与命(おとよのみこと)から尾張浜主(おわりはまぬし)までの尾張氏の人々、続いて熱田神宮に関わる歴史上の人物を紹介し、そして「熱田所住地土」と題して当代の熱田の人士を紹介している。そこで挙げられたのが加藤氏一族、加藤喜左衛門家、江崎清左衛門家、岡部又衛門家、森田八郎右衛門の諸家で、その中の岡部又衛門に関する記述の中で「尾州名護屋御殿守御材木」という文書が筆録されている。

これは『蓬左遷府記稿』所収の「名古屋御城御本丸御天守御用材木」とほぼ同内容の史料で、この二つの史料が名古屋城天守の用材の材種に関する最も重要な史料である。

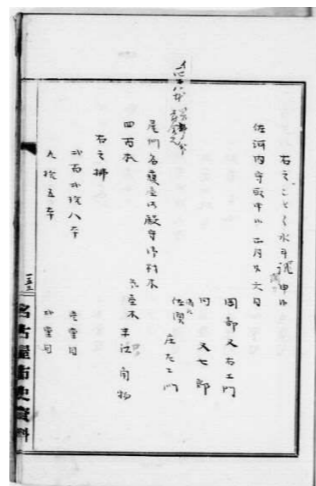
なお『熱田之記』にこの文書が収録されている事は既に『名古屋城史』第三章(城戸久執筆)(名古屋市 昭和34年)で指摘されている。また鶴舞図書館の市史編纂史料には同題の『熱田之記』(市13-7)という別の写本もあり、これも首藤氏所蔵本を明治43年に筆写したものである。



図(資)-4.8.3 『蓬左遷府記稿』表紙 (名古屋市鶴舞中央図書館 蔵)

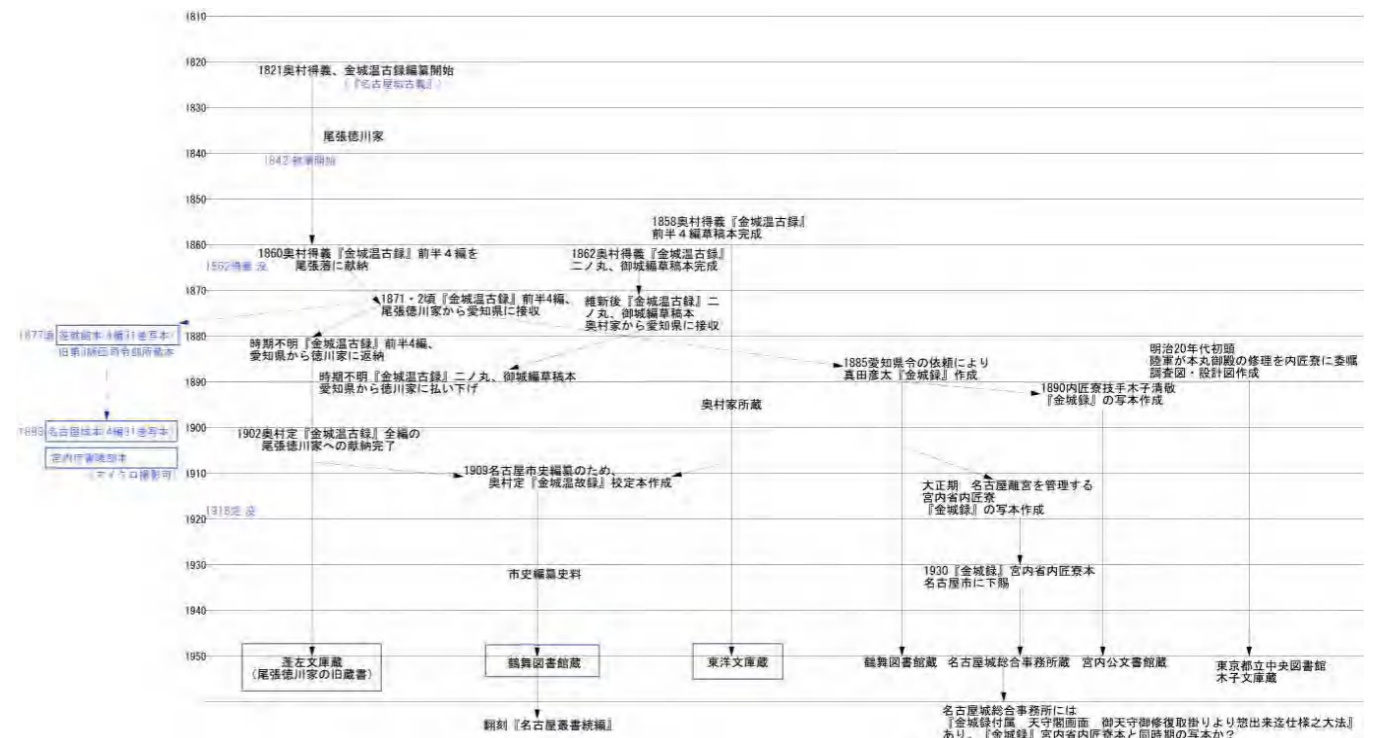


図(資)-4.8.4 『熱田之記』表紙、153丁表 (名古屋市鶴舞中央図書館 蔵)



■『金城温古録』及び『金城録』の諸本の相関関係

『金城温古録』および『金城録』の諸本の相関関係をまとめると下記の様になる。このうち、今回確認したのは鶴舞図書館本『金城録』と活字本『金城温古録』の2本である。前者は明治18年(1885)に『金城温古録』清書本から抄録されたものであり、後者は明治42年(1909)作成の校定本の翻刻である。つまり下記の系統図で見ると、両者は比較的離れた位置にある。その両者の「御天守編」の本文を比較すると、『金城録』には「五重」の項に「御天井又一様に黒塗緑」の記述が無い他は、字句の異同は見られなかった。従って「御天守編」に関する限り、諸本の字句の異同は少ないものと思われる。



図(資)-4.8.5 『金城温古録』『金城録』相関図

(ウ)宝暦大修理以前の修理関連史料の概要

■『御天守二有之候看板之写』(名古屋城総合事務所 蔵)

■『国秘録 御天守御修復 上』(徳川林政史研究所 蔵)

『御天守二有之候看板之写』は、大天守内に掛けてあった「看板之控」を奥村得義が弘化3年(1846)に写したもので、寛文9年(1669)から元文5年(1740)までの大天守修理内容が記されている。

これによると大天守は寛文9年(1669)から元文5年(1740)までの間に、計13度の修理工事が行われており、宝永6年(1709)を除いて、屋根・壁、破風などの細部修理が中心であったことがわかる。

同じ内容が『国秘録 御天守御修復 上』に記されている。奥村得義が『金城温古録』の編纂に際して集めた尾張藩に関する秘書をまとめて『国秘録』と命名しており、その中に収録された『国秘録 御天守御修復』は全3巻に及ぶ。その内の一冊が『国秘録 御天守御修復 上』であり、本書は昭和17年(1942)11月発表の城戸久「名古屋城既往の修理について」(『名古屋高等工業学校学術報告第8号』)で紹介された。

これら文献史料の原本である銘板は『金城温古録』「御天守編之二」の「井戸の間」の項で、「御修復目録板額」として紹介されており、幕末の時点では地階井戸の間にあったことがわかる。

しかし城戸博士前掲論文には「これ等の銘札は恐らく維新前後の頃か取拂はれ散失し、現在に於ては全く見るを得なくなつてゐる」とあり、戦前の時点では失われていたと考えられる。

(エ) 編纂史料の概要

編纂史料については下記の3点を確認した。何れも尾張藩の事蹟を知る上での基本文献である。3点とも『名古屋叢書』に翻刻されており、その活字本を利用した。

- ・『編年大略』
- ・『尾藩世記』
- ・『三世紀事略』

■『編年大略』（編者：不明、編纂時期：不明）

『編年大略』は尾張藩の編年略史で、慶長5年(1600)の初代藩主徳川義直の誕生から9代藩主宗睦中期の明和8年(1771)までを記す。編者、編纂時期および編纂の事情は不明。『名古屋叢書第四巻 記録編(一)』(名古屋市教育委員会 1962年)に翻刻されている。

本書には大きく三種類の本がある。第一は慶長5年(1600)の初代藩主徳川義直の誕生に起筆し慶安3年(1650)のその死で擱筆している物。第二はそれに元禄13年(1700)の2代光友の死に至るまでを加筆した物。第三は更に9代宗睦の中期明和8年(1771)までを追記した物。このように三種の本がある事は、三次に亘って編纂がなされた事を意味するものと考えられる。『名古屋叢書』では第三種に属する水野正信による筆写本を底本として翻刻している。水野本は元・亨・利・貞の4冊から成り、うち元・亨・利の3冊が正編、貞の一冊は付録で、翻刻では貞は削除している。

天守に関する記述は慶長14年の2ヶ所、宝暦2年の2ヶ所を含め計15ヶ所にある。多くは藩主の御成りに関する記述で、特に宝暦7年(1757)5月10日には城下の浸水状況を見るために天守に登っている。

宝永7年(1710)3月には「御天守并櫓御多門御修復之事当春より御在府之年五ヶ年之間順々被仰付度御達相済三月初より御作事初る」とあり、この年から5ヶ年計画で天守・櫓・多門の修理をやる予定だった事がわかる。宝永4年(1707)に宝永の大地震が起きており、『国秘録 御天守御修復』によれば宝永6年(1709)に天守の修理がなされている。恐らくは宝永地震の災害復旧修理であり、この天守の修理に続けて櫓や多門の修理5ヶ年計画が立案されたようである。

実際に東南隅櫓には宝永7年の修理銘板があり、また宝永7年の隅木墨書、宝永7年のへら書きがある軒丸瓦・鳥衾があった。『重要文化財名古屋城東南隅櫓修理工事報告書』(1953年)、浅野弘子「名古屋城所蔵の記年銘瓦について」(『名古屋博物館研究紀要第25巻』2002年3月)参照。

なお、修理する旨の「御達」が済んだので3月から修理を開始した、と述べているが、この「御達」は武家諸法度に規定されている幕府に対する修理伺いの事だと思われる。

■『尾藩世記』（編者：阿部直輔、編纂時期：1874～75年頃）

『尾藩世記』は初代藩主徳川義直誕生の慶長5年(1600)11月に筆を起こし、名古屋藩の職制改正、禄制改革のなされた明治2年(1869)11月までを記した史書で、尾張藩の通史として唯一のものである。著者の阿部直輔(1838～98)は尾張藩士。明治4年には名古屋県権少属となるが、明治5年頃岐阜県官員となり、明治12年には武儀郡長となる。以降、恵那郡長、厚見各務方県郡長、山県郡長を歴任した。本書成立は岐阜県官吏時代の明治7年(1874)～8年頃と推定される。

本書には鶴舞図書館本、蓬左文庫本、徳川林政史研究所本の三種の本がある。鶴舞本は明治44年に、著者阿部直輔の遺族所有の原本から写したもの。後者二種はその鶴舞本から写したものである。従って鶴舞本が最も原本に近い。原本はその後所在不明。

以上は林薫一「『尾藩世記』について」(『名古屋叢書三編第三巻 尾藩世記 下』名古屋市教育委員会 昭和62年3月31日)による。

天守に関しては基本的には『編年大略』と同様の記述がなされているが、『編年大略』に見られない記事もある。

元禄8年(1695)1月26日の御成りについては『編年大略』『鸚鵡籠中記』にも記述があるが、これに対し「本城天守、修繕成る。公、登臨して、之を覧る。」として、修理の完了を視察したとするのは上記2冊には見られない記述である。

また天守の使い方に関しては慶安4年(1651)12月21日に家康から拝領した衣類129点を天守上階に納めたとの記述がある。『金城温古録』『小天守部』によれば小天守二階に「神祖御料を始奉り、御家御代々様御着背悉くこれを納させ給ふ」との事で、幕末の時点では大天守ではなく小天守に尾張家に伝わる衣装が保管されていた。(更に文化8年(1811)からは具足も置くことになり、それに合わせて新たに既存の畳18枚、新規の畳22枚の計40畳が小天守に敷かれる事となったという。この40畳は、小天守二階のうち入側を除いた部分の面積に相当する。)

また正徳5年(1715)8月2日に小天守内から「緞子幕等五張」が盗まれたとの記述も興味深い。この「緞子幕等」も使用されていたと言うよりは小天守内に保管されていたものと思われる。

元禄13年(1700)11月28日には2代藩主徳川光友(1625～1700)の六七法要に際して遺言が天守台に納められたとの記述がある。これについては『金城温古録』『御天守部』に、大天守五階の「一之御間」にある「小御半櫃」にこれが納められているのではないかと考証がある。

■『三世紀事略』（編者：不明、編纂時期：1884年頃）

尾張藩最後の三代の藩主、徳川慶勝(よしかつ)、茂徳(もちなが)、義宜(よしのり)についての事績を編纂したもの。明治5年(1872)に太政官に歴史課地誌課の両課が設置されて修史の事業が進められ、その一環として当時の各公家・大名などに記録や参考史料の提出が求められた。尾張藩でも明治7年6月に歴代藩主の履歴をまとめた書類を提出したのだが、それには誤謬脱漏が多かった。そのため改めて明治維新期の藩主慶勝の事績をまとめ、それに茂徳、義宜の時代も加えて本書が編纂された。本書の最後の記事が明治17年(1884)なので、その頃の成立と考えられる。『名古屋叢書第五巻 記録編(二)』(名古屋市教育委員会 1962年)に翻刻されている。

天守に関する記述は、明治3年12月の金鯨献納についての記述の1ヶ所のみ。

(オ) 随筆・日記類の概要

随筆・日記類については下記の4点を確認した。何れも名古屋城下の日常生活を知る上で代表的な作品である。4点とも『名古屋叢書』に翻刻されており、その活字本を利用した。

- ・『正事記』
- ・『鸚鵡籠中記(おうむろうちゅうき)』
- ・『金明録』
- ・『感興漫筆』

■『正事記』(著者:津田房勝、執筆時期:1637~1661年)

著者の津田房勝(1629~1701)は尾張藩士。本書は巻一~巻三および拾遺の計4巻から成る随筆で、巻一は寛永14年(1637)の出来事から始まり、以下時系列に周囲の出来事を記している。巻三の最後は万治4年(1661)、拾遺冒頭には正保4年(1647)との記述がある。『名古屋叢書第二十三巻 随筆編(六)』(名古屋市教育委員会 1964年)に翻刻されている。

天守については万治3年(1660)9月20日に、大風で名古屋城天守の漆喰が剥落したとの記述がある。また「御成御門」及び二ノ丸の堀が倒壊した。大風と大潮が重なったため城下では堀川町に水があがり、白鳥貯木場(現、名古屋市熱田区)にあった材木も多数流出してしまった。

『愛知県災害誌』によれば寛文9年(1669)に地震があり、『御天守御修復』によれば同年に大天守の壁の塗り替えがなされ、この時は下地から取り替えている。万治3年の漆喰剥落後に応急処置がされたのか、9年間放置されたのかは不明。しかし万治3年の時点である程度漆喰の劣化が進んでいたものと思われる。

■『鸚鵡籠中記(おうむろうちゅうき)』(著者:朝日重章、執筆時期:1691~1718年)

著者の朝日重章(1674~1718)は尾張藩士。本書は元禄4年(1691)6月から享保2年(1718)12月までの26年8ヶ月の日記で、日々の記録や身辺雑記、事件や噂話などが記されている。『名古屋叢書続編 第九巻』~『同第十二巻』(名古屋市教育委員会 1965年~1969年)に翻刻されている。

天守については下記の3ヶ所に記述があった。

元禄8年(1695)1月26日に3代藩主徳川綱誠(つななり)が天守に登っている。この時の御成りについては『編年大略』『尾藩世記』にも記述がある。

翌元禄9年(1696)7月8日には朝日重章自身が初めて天守に登った。漢文でその感想を書いている。

元禄12年(1699)8月5日には天守の二重の天井から「鴿矢」が出てきた。「昔しよりの」物とみられ、当時の人々にとっては既に何故ここにあるのか分からなくなっていた。大天守の二階には天井が無いので、ここで言っているのは小天守二階の天井であろうか。

■『金明録』(著者:阿高力種信、執筆時期:1772~1784年、1801~1821年)

高力種信(1756~1831)は尾張藩士で、猿猴庵と号する浮世絵師でもあった。本書は一般には「猿猴庵日記」と呼ばれる種信の日記。名古屋城下とその周辺の出来事を記録し、一部に挿絵を描いている。

本書で底本としたのは名古屋市中村新三氏所蔵本で、『金明録』と題され、明和9年(1772)から天明4年(1784)までと、享和元年(1801)から文政4年(1821)までを収める。欠落している寛政年間頃は種信が江戸詰めとなった時期である。

名古屋城天守に関する記述は、文政2年(1819)6月12日の文政近江地震に関する記述の中の一節に見える。天守そのものには被害が無かった事を記している。しかし名古屋城下および周辺地域には大きな被害が出ており

その様子を克明に記録している。なお猿猴庵はこの地震を記録した『世直し草紙』という本を描いている。(原本は国会図書館蔵、2009年自費出版にて復刻)

名古屋城天守に関する記述はこの一ヶ所のみだが、天守および城郭に関する興味深い記述もいくつか見られる。

享和元年(1801)7月に犬山城天守に乱心した坊主が侵入したが、その際天守内では陣羽織などの虫干しをしていたという。

文化8年(1811)6月15日の若宮祭りでは10代藩主徳川斉朝(なりとも)(順公)(1793~1850)が辰巳御櫓、すなわち二之丸辰巳隅櫓から末広町の黒船車を見物している。また同年7月の梵天祭りでは同じく辰巳隅櫓まで梵天を持った御囃子が入って来ている。これについて「御不例故爰にて御覧之由」と説明しており、藩主の体調不良のため城内まで梵天を呼んだらしい。6月の若宮祭りも同様の理由で辰巳隅櫓からの見物となったと思われる。天守ではないが、物見櫓として城内の櫓を使用した例である。

なお元文4年(1739)6月16日には8代藩主徳川宗勝(むねかつ)が辰巳隅櫓から天王祭および若宮祭りを見ている。「尾州御小納戸日記」(『新修名古屋市史 資料編 近世2』名古屋市 平成22年)より

■『感興漫筆』(著者:細野要斎、執筆時期:1836~1878年)

本書は細野要斎の45年にわたる筆録で、「葎(むぐら)の滴(しずく)」と題する膨大な随筆集の一部にあたるものである。「葎の滴」の中には下記の諸編がある。

渉獵雑鈔 感興漫筆 蕉窓餘録 見聞雑割 好古雑纂 師友雑録 有得漫録 仏家雑纂
家事雑記 詩歌雑集 諸家雑談 辺患 要斎録稿 碑叢

中でも最も大部な物が『感興漫筆』である。要斎26歳の天保7年(1836)から始まり、死去の年の明治11年(1878)9月7日に終わっている。

原本の自筆本は全42冊。うち第一から第二十は要斎の門人だった永井鉄太郎氏所蔵で、昭和10年に鶴舞図書館が写本を作成。第二十一から第四十と四十二は伊勢神宮文庫にあり、明治44年に名古屋市史編纂に際して写本作成。第四十一は首藤為太郎氏所蔵で、同じく市史編纂のため明治43年に写本作成。こうして写本は全巻が揃ったが、原本についてはその後永井・首藤両氏所蔵本は行方不明となり、伊勢神宮文庫所蔵の20冊のみが現存する。

細野要斎(1811~78)は尾張藩士で、嘉永6年(1853)に藩校明倫堂の典籍に任ぜられた。安政4年(1857)に隠居したが、慶応4年(1868)に再度明倫堂教授に任ぜられている。

本書の名古屋城天守に関する記述は明治4年4月3日の記事だけである。御本丸および御天守を拝見する旨の布令があり、10歳以上の家族の同行も許されたとの事で、要斎は養父為蔵および息子壮一郎の計3人で天守に登っている。地階の黄金水が1壺1匁で売られていたとの事。源敬公すなわち初代藩主徳川義直がこの井戸を「まくら井」と名付け「こがねてふ其名をきゝてあぢはへば 天津守りのうちの井の水」と詠んだという説明が、井戸の近くの楣に貼られていたという。また天守五階には「御大切物 又 御大切物」「御直封 拝伏之事」との貼紙があった様で、これは『金城温古録』『御天守編』に見られる、五階一之御間の「大御半櫃」「中御半櫃」の事と考えられる。

天守そのものに関する記述は上記の一ヶ所のみだが、それ以外に『金城温古録』およびその著者である奥村得義に関する記述が各所に見られる。安政5年(1858)6月16日に草稿成立、同年9月に校閲完了、万延元年(1860)10月に木箱完成の記事が、それぞれ見られる。

また文久元年(1861)9月の記事には奥村得義からの書簡が引用されている。文政10年の天守鯨修理に関し、当時作事方に勤めていた浦野重助の子息から、鯨修理に関する図面を見せてもらったとの事で、これを写したのが『金城温古録』『御天守編之六 図彙部』にある「御天守鱸木地仕口寸尺之図」以下の各図面の事かと思われる。

■翻刻『御天守御修復取掛り方惣出来迄仕様之大法』

《表紙》

「御天守御修復^{取掛り方}惣出来迄^{仕様之大法}」

《本文》

御天守全備之御修復二付、宝暦二年申二月十五日、左之通於御用所¹、御用懸被^{仰付旨}、竹腰^(正武)山城守殿²被仰渡候

林^(充禰) 治右衛門³
山吹^(雅正) 儀兵衛⁴

御天守御修復之儀、当年方全備之御修復被^{仰付候間}、其方共儀御用懸可相勤候、勿論御太切之御場所二候間、御修復之儀精々入念可申付由

御意候、且又御作事中、日々一兩人ツ、不絶御場所二相詰、可有裁許候

御作事奉行⁵も右御用懸り被^{仰付候間}、万端無隔意申合令一和、御為宜取計候様可被相心得候、委細ハ遠山彦左衛門^(景慶)・千村多門^(伯渡)江可申談候、被可得其意候

宝暦二年
二月

宝暦二年申二月十五日、於御城御用所⁸、

御天守全備之御修復被^{仰付候旨}、竹腰^(正武)山城守殿被^{仰渡候}
寺町兵左衛門^(忠利)⁹
日下部兵次郎^(方徳)¹⁰

御天守御修復之儀、当年方全備之御修復被^{仰付候間}、其方共儀御用懸可相勤候、勿論御太切之御場所二候間、御修補之儀精々入念可申付由

御意候、且又御作事中、日々一兩人ツ、不絶御場所二相詰、可有裁許候、御普請奉行¹¹も右御用懸被^{仰付候間}、万端無隔意申合令一和、御為宜取計候様可被相心得候、委細ハ遠山彦左衛門^(景慶)・千村多門^(伯渡)可申談候、可被得其意候

二月十五日^(宝暦二年) 右書付山城守殿御説聞之上、
兵左衛門^(充禰)御渡候
右被仰渡候上、林治右衛門^(充禰)・山吹儀兵衛^(雅正)・寺町兵左衛門^(忠利)・日下部兵次郎^(方徳)、一同二罷出候様、彦左^(景慶)方被申聞、則御用所江罷出候様、山城守殿左之通被^{仰談候}

御天守御修復之儀、追々

上¹²二も御心遣被遊、種々致方等令吟味候様被^{仰出}、先達而江戸町人江市屋¹³等二も見分申付候处、右仕様書之儀も当表¹⁴致方与格別之儀も不相見候、左候得とも当表之者二被^{仰付候方}可然との御裁許二而、今般御作事方^方申達候仕様之通御修補被^{仰付候}、全体御石垣ハ御普請方主役之筋二相見、御石垣上揚方等之儀ハ御作事方之主役之儀二候得共、夫々引分り取扱候而は、事二より双方難持合義も可有之候間、右揚方・御石垣築方とも、両役打込取扱候筈、^(徳方)就夫面々御為之儀存入候二付而者、強而我意を申立候様成義も有之、御太切成御修復成就之障二も相成事候間、聊も私を不相交、両役共令和融、御修補之儀精々入念丈夫ニ出来候様被申付、尤御入方之儀二付、諸事御為宜被相考候、其内当然御入用減候而も、始終手薄儀ハ被申付間敷事候得共、尚又勘弁宜相心得旨

右之通、山城守殿被仰談、隼人正殿^(成徳正徳)¹⁵二も前件之趣御取合被仰談候、此節治右衛門義御談之趣奉承知候、御当地ニおゐて夫々仕手之者共、年来御修復之致方勘考仕、御用相待罷在候間、今般御大

營被

仰出候二付而者、猶又相進ミ可申候、勿論私共義両役所申合、心魂ヲ碎き出精裁許仕候て、全備之御修復成就可仕儀ニ奉致候旨申達^(徳山景慶)之候、彦左^(千村伯渡)方・多門^(方徳)方二も御丁寧成御談之旨取合有之、何も致退出候

一、右濟而、大道寺主水殿^(重徳)¹⁶・加々嶋七郎左衛門殿^(正徳)¹⁷江謁候而、右御用懸り被仰付候旨申述、御国御用人衆¹⁸へも前件之趣申達候处、追々勘弁之趣申達候様被申聞、年寄衆¹⁹方御国御用人衆へ御談之書付一通被相渡候

遠山彦左衛門^(景慶)
千村多門^(伯渡)

御天守御修補之儀、去春公儀御達相濟候付、当年方全備之御修復被^{仰付候間}、各儀右御用懸り相勤候様二と御意候

一、右仕様之儀、追々御吟味有之内、三度御作事奉行申達候仕様書之通上ヶ方仕懸置、地形等持堪之程弥見届、御石垣取払、如元築立、

惣御修復可仕旨

- 一、初重方四重目迄之御屋ね、不残銅葺ニ致替候様可仕由
- 右之通可申付旨

御説候、尤御大宮不容易御修復之御事候間、御用懸り大小之御役人申合、随分丈夫ニ念入出来為仕、勿論致掛り候上、追々存寄候儀ハ無隔意申談、猶又仕様等相伺、御為宜取計候様との御事候、被得其意、右之趣御普請奉行・御作事奉行江被申渡、各ニも精々裁許可有之候

右御修復ニ付而者、夫々取扱事多く、御入用も大分之事候得ハ、懸り之御役人勘弁見聞等不行届候而者、無益之御入方・御失墜も可令出来儀候、諸事随分細ニ吟味心を配、御費用之儀無之様、下役末々迄も無油断可申渡由、是又懸り之御役人江可被申渡候

二月十五日

(朱書)

「当三月、江戸江罷下候筈、当

正月申渡有之候処、各懸り被

仰渡無之、酉三月詰満、罷登り

丹羽武右衛門²⁰

候之上、右一統掛り被 仰付候

(朱書)

「申五月、江戸方罷登候上、懸

被 仰付候、酉三月、為武右衛門代

上野治兵衛²¹

江戸江罷下候

三月十五日

御天守御修復御事始ニ付、巳刻御城代衆²²・遠山彦左衛門方^(兼)・千村多門方^(伯)出席、御普請奉行・御作事奉行下役・支配之者共、初重南之方方東御入ケ輪通りニ並居、同中之まニおゐて御事始儀式、前田文右衛門²³・永井弁右衛門²⁴、麻上下着用取扱申候、巳中刻相濟、榎御多門内本所²⁵江引取、神酒相祝候事

但、右備物・席餅方等別ニ留有

一、御用達町人共、右之節本所迄相詰罷在候事

一、御事始之席江罷出候輩、不残平服

右概水方惣揚方并御柱毎之 村直シ之分量等割出申候

一、揚方極候後、左之通ニ相成候

辰巳角本側御柱居り

未申角本側御柱

戌亥角本側御柱

丑寅角本側御柱

辰巳隅本側御柱

一、重々傾キ之義、分量不同ニ候得共、初重・二重起し方致候得ハ、

三重・四重・五重目に自然ニ起方可有之儀ニ見積候故、初重・二

重突通し之御柱ニ而所々下振³¹致し、御修復取掛之節相糺候処、

左之通相見候

二重目梁下方初重板敷上端迄

下振糸長式丈五尺九寸

辰巳隅本側御柱

未申隅本側御柱

戌亥隅本側御柱

丑寅隅本側御柱

御天守御修復最初取懸りより惣出来迄仕様之大法

一、申三月、御作事取掛り之節、初重辰巳之方本側隅御柱を居りニ

して水積付候²⁶之処、左之通ニ相見候

辰巳隅本側御柱居り

未申隅本側御柱

戌亥隅本側御柱

丑寅隅本側御柱

右、下り之義、戌亥隅本側御柱并御入ケ輪、各別落込候所ハ、

御石垣痛出来故与相見、其余御長押通り北西之方、自然下り之分

ハ、元来建前之水下り等ニ而も可有之哉、左候得ハ、今般老尺式

寸余揚方致候而ハ、却て不都合之儀も出来可致哉、依之右御長押

通り、自然下り之水を体ニいたし、揚方概之水²⁸を相定候

辰巳隅本側御柱居り

未申隅本側御柱

戌亥隅本側御柱

丑寅隅本側御柱

右下振糸通り御柱ニ腕木取付印付置、御修復中日々目代・手代・御大工差添相改させ、見廻り之度々我等共も見分致候処、既ニ揚方仕掛ケ取懸り、所々高張五六繩³²等取付候得へ、日々厘毛之起キ方ニ相見、全備之御修復成就之手筋も相願レ候

一、右起し方極之上、戌亥隅・丑寅隅本側御柱ハ直規矩ニ相成、辰巳隅・未申角本側御柱ハ直規矩ニ起し方致候得者、角図出来候付、双方概之規矩ニ而起方相極置候

井楼・棧橋・足代仕様³³

一、御天守御堀内東之方劍堀³⁴際方、南之方劍屏際迄北西押廻し³⁵、都合七拾間余之分、高サ八間程中四間^{式間木、二ツ継}、大小角木を以井楼組上、御石垣際江明り取并石運ひ道として、所々井楼内組明ケ、御石垣際方四尺程除キ、長八間ニ大松丸太北西折廻ニ而式拾七本^{北側拾三本、西側拾四本}、鳥居立ニして笠木置渡し、杉丸太ニ而布結、所々銚かけ、右笠木方井楼上江角木・松丸太に置渡し、角木組置へ、御石垣上端ニ而中四間程足場致出来候

一、北之方ニ而井楼上迄、長式拾五間、中四間之棧橋老ケ所、西之方

御石垣切抜キ之所江、長式拾四間中四間之棧橋老ケ所、各角木を以橋台組立、長三間之角木・四間五間之松丸太等を以、六通りツ、登桁置渡し、馬踏五寸・六寸之角木置並へ、両側手摺杉丸太取附、大小銚かけ

一、御天守入口劍屏東之方中程、一間切抜仮³⁶り開戸付、此所方御壺藏³⁶。西之方江延橋巾式間・長拾間程、杉丸太乱杭立、同登桁三通り置、馬踏厚式寸之挽板並へ、杉丸太手摺取附、所々銚かけ、但北西大棧橋之義、各左右江杉丸太ニ而柱堀立、登桁置、長七間厚式寸之挽板敷並へ、杉丸太太竹等を以手摺取付、所々繩結ひ銚懸、但仕事之模様ニ随、右左有之枝橋ハ所々附替相用ひ候

一、西之方切抜方南之井楼ハ、北側御石垣出来之上、不用之井楼取毀し、其木を以て組立、依之北側井楼ニ而持張候足代・上屋等ハ、長七間余之松丸太立桁置、御石垣際之鳥居立江布結ひ固メ、長四間之松丸太やり渡し、足代・上屋ともニ持張せ候

一、初重方三重目迄、北之方一面、東江折廻五間余西側切抜迄、杉丸太足代堅横三尺間繩結ひ、銚かけ、重々上屋下地取附、長六間七

間之指梁入、鼻桁掛、中通りもや桁入、竹極木廻繩かき、薄柿葺^{但初重上屋へ、下地同断葺}、屋根上老尺間ニ足溜り打、重々歩之板置渡し、目隠し葺^葺、所々切張立、筋違入繩結ひ、銚かけ

一、北之方御石垣出来之上、右切抜方南并未申角方東江折廻八間程、前件之通足代・上屋共立添

一、四重目御屋根銅葺下地取掛之節、東之方平地^{半分平地、半分御堀}方南之方杉丸太足代掛、四方共上屋取附^{四重目ハ厚八分之、挽板ニ枚重ニ而葺}、足溜り打、同三重目・二重目銅葺下地取掛り候節、追々右ニ准し四方共上屋・足代立添

但、四重目足代上屋ハ三重目御屋ね上より、三重目上屋足代ハ二重目御屋根上より仕掛候処、左候而ハ重々之仕事一度難相成候付、再考之上、四重目窓方角木を以刎出し仕懸、四重目之上屋持張、三重目已下各角木刎出しを以、夫々上屋持張候ノ様仕掛置、銅葺下地方葺方、長塗^{チヤン}御金物取付、壁方共出来之上、一重ツ、上屋足代共追々取払候

三重目已下片附方³⁸

一、初重・二重御入側北西折廻三拾九間程、初重腰屋根西北折廻し附⁴⁴五ヶ所、屋根瓦土居葺胴建共不殘取払、諸色片付方右同断

一、右三重目已下働多場所へ、御釘隠其外金物類はつし、箱二入、御柱長押共樞板二而包ミ、四重目已下御縁板・根太共過半取はつし、夫々相紋付片付置

建前揚方^{4.5}仕様

一、御蔵内^{4.6}西北折廻し巾六間程、根太^{4.7}・板敷・羽目板共取払、内ヶ輪^(例)御石垣方三間内二而、角木を以井楼組上ヶ、初重御床上江敷盤^{4.8}仕懸、所々大小銚かけ

但、御蔵内井戸之儀、外ヶ輪^(例)御石垣取払候節、地形危キ意味も無之哉と及吟味候処、元来井戸ヶ輪^(例)水底方跡之方、広き石二而畳上ヶ候体二相見へ、揚方仕掛致候而も毛頭危キ様子無之候二付、井戸内切強^(兼之)入角木置並へ置候、右御修復出来、戌十一月角木取払、さらへ申付候処、水性少も不損、清水二而持堪候

一、初重北之方不残、西折廻シ三本目之御柱迄、本側通り末口七八寸之松丸太二而、苧縄腰結取付、御土蔵内方仕掛候敷盤之上、老間二式本宛、長六間方八間迄、末口尺以上之大松丸太取入、盤木よ

三重目内所々居手取付、車知猫棒二而たるミ取

但、右五六繩之義、

御天守北西江入側取払候得へ、大風雨等之節、若傾キ相増候義も可有之哉、夫二付、千石積之大船沖乗大風之節、廻り老尺之苧縄二錠付巻下し候得へ、則其船を引留候由、凡廻り老尺之苧縄二而千石目を引留候力有之候得へ、

御天守初重二而御柱老本、大法百石目之積ニして彼是考合、御修復中大風雨之為手当、右五六繩取付候、尤五六繩取付候已後、

御天守一体式三分之起方ニ相見候

(朱書)

「揚方仕掛

申八月二日方同十二月廿二日迄」

一、右北側仕掛出来、申十月五日揚方致候処、目論見之通り揚方相成候^(御柱毎揚方、多少別ニ記)、其以後御石垣取ほくし、足石入築立之上、西側仕懸二取掛り候^{5.5}。

但、初日之揚方ねこ棒車知七拾、脚人数五百人程相懸り、追々

り老間半やり出し、末口八九寸之松丸太を以枕木置、長六間方八間迄、末口尺以上之松丸太刎木ニ仕掛、一備二式本も組合、刎木尻二角木丸太等結添、角木棚組して猫棒車知^{5.6}仕懸、刎木之鼻方敷桁江、苧縄二而もちり取、所々組縄結ひ、大小銚かけ、刎木尻方御土蔵内江苧縄を以棚釣下ヶ、角木から石^{5.1}等之重り仕掛

一、四重目北西折廻し本ヶ輪^(例)老間内江、御土蔵内井楼上方継柱二而鳥居立取付、長四五間末口尺位之松丸太を以刎木仕掛、惣体腰結刎木之仕懸方右同断

但、四重目仕掛ハ五重目を揚方致、初重之揚方荷を軽メ候目論見ニ而取附、則上ヶ方致候処、右仕懸にて五重目計ハ軽上ヶ方相成候

一、右揚方二付、重々東南之方、勾強^(兼之)揺イヶ輪^(例)通り御柱一ま

一、初重戌亥角并北之方・西之方本側敷桁方三重目御床上通り長七拾間余、廻り九寸之長掛^{チヤン}之苧縄を以、御本丸未申御櫓東之方広手^{5.2}并御幕蔵北之方広手^{5.3}へ各式筋ツ、引出し、大松丸太を以五六^{5.4}仕懸、角木組上ヶ重りかけ、外二六七寸之苧縄を以、

揚方二ハから石角木之重りを相増、人数を相減候

(朱書)

「西側上ヶ方

西六月十一日ヨリ同七月四日迄」

一、西側揚方之義、二重目西側不残・南折廻し六間程、御土蔵内井楼上方鳥居木^{5.5}立枕木置、大松丸太式本ツ、枕木方四尺五寸やり出し、又枕木置、夫方四尺五寸やり出し、大松丸太を以刎木仕掛

二本側通り方九尺内二而三重目之本側御柱請候、中敷桁通り江八寸角二而請木仕懸、刎木上方切立入、初重梁下ニ松丸太南北江長ク取入、二重目刎木鼻方六寸之苧縄を以あやもちり取^{5.7}、其外初重之通所々紐縄結、大小銚掛

60、西・北・東折廻し御柱之分、夫々概水⁶¹之通致揚方候

御石垣取ほくし方同築方

一、御石垣やり形水杭槽⁶²、地際ニ而七尺五寸二六間、上ニ而老間
二式間、高サ拾間余、杉丸太ニ而切組堀立、四尺間ニ貫通し、間
毎ニ筋違十文字ニ入、四方方杵丸太ニ而扣取付、貫四尺まニ入レ
込せんべ、戌亥隅式ケ所、南之方老ケ所、御堀底方取立、別ニ丑
寅隅・未申隅一ヶ所ツ、都合五ヶ所取立、有来御石垣之規矩合
写置候反り板⁶³取付、御石垣之高サ本側方引出し候概之水を以
感付、右槽御堀内ハ、角木井樓不組立已前取立、御石垣惣出来迄
指置、御入側建方之節も右水杭相用ひ候

(朱書)

「北側御石垣ほくし方

申十二月十日頃方酉二月廿九日迄」

一、北側御石垣ほくし方、戌亥隅ニ而上端折廻し⁶⁴八間程、下江式
間余、御土蔵土台下迄、内外御石垣取下り、本側通り地形⁶⁵致

見分候処、砂交り築土ニハ候得共、可欠損痛も無之、丈夫ニ相見

候付、直ニ御堀底隅石迄、双方雁木⁶⁶ニ取下り、根敷之隅石⁶⁷

外面ニ而北之方一ヶ所、西之方老ケ所、深サ⁶⁸四尺余掘入四尺余堀入候、

根固之丸太⁶⁹致吟味候処、木性宜⁷⁰石面方老尺程跡老本、同中程ニ老、

相見候付、其段申達、御国御用人衆見分之上、元之通築固置申候

一、戌亥隅方根敷ニ而東江拾六間余、同丑寅隅石上⁷¹方七ツ目迄、雁木

ニ取ほくし、築石大小から石共、上御深井丸内同心番所裏手之方

江取除ケ、右築石取ほくし候跡、地形手当として関板⁷²当、鳥

居立テ松丸太方切⁷³強入、筋違結、所々銚かけ

但、右切張上歩ミ板⁷⁴置、ほくし方築方等之節、車智猫棒卷

場ニ相用ひ候

(朱書)

「西側御石垣ほくし方

半分⁷⁵西六月十七日方 半分⁷⁶西十一月五日ヨリ
同八月廿七日迄 同十二月廿三日迄」

一、北之方御石垣築上り候已後、西側之内根敷にて未申隅方北江六
間半、有来御石垣残シ置、同隅石上⁷⁷方拾四本、南江押廻し上端ニ
而七間程、御石垣雁木にとりほくし、片付方右同断

但、右西之方半分ほくし、切抜方北之方戌亥隅上ミ之ならし

71迄築上り候已後、残ル半分取ほくし候、委細訳ハ別紙墨引

72ニ而見ル

一、右ほくし口、芋縄足代繩數十筋釣下ケ、から石俵ニ而取付、ほく
し懸之から石こけ落さる様、致手当候

一、大石之分ハ車知ニ而巻上ケ、修羅⁷³ニ載せ、をしミ綱⁷⁴かけ、

栈橋通り取下し、低ミ之分ハ御堀内方足代懸、車知にて巻上ケ、

惣から石ハ步行持ニ而取降申候、但石運ひ方ハ築上候節も右同

断

(朱書)

「切抜之所築方

戊八月九日方同九月三日迄」

一、西側御石垣切抜之所、ほくし方之節より御土蔵内通用道⁷⁷ニ相

成、御石垣出来此所計明ケ置、追而荒仕事無之時節見合、築塞キ

申候

一、御蔵内側御石垣、西北折廻し式拾八間、未申隅方東江四間余、都

合三拾式間余、足石入築立

一、御土蔵内未申之方南⁷⁸ケ輪ニ而一ヶ所、井戸東之方ニ而老ケ所、

(朱書)

「御石垣築方⁷⁹ニ而三月四日北側方取掛り、追々

西側共、⁸⁰戊三月廿五日迄出来」

一、北側御石垣築方、惣体御堀底ならし石⁷⁵老ツ通り指置、最初戌

亥之方隅石・隅脇石共居之、同隅方東江根敷ニ而拾五間余⁸¹、⁸²丑寅隅

拾間余雁木ニ⁸³、⁸⁴右御石垣残ル、ほくし口迄築合、戌亥隅石段之五本居之⁸⁵、⁸⁶西側ほくし口

クハ一度ニ、⁸⁷夫方雁木ニ築上り⁸⁸、⁸⁹丑寅隅方上端ニ而、⁹⁰丑寅隅石上ミ方七本

居り不申候、⁹¹十間程ならし石置

明ル取窓出来、南側御石垣築立、同有来窓一ヶ所、御石垣繕築
一、有来御石垣四方共込石かい

一、右築方、水杭反板⁷方水杭反板江水繩引通し、所々反り板取付
7 御石垣築方ノ為石面、築石一かさ⁸⁰ツ、ニ而反り板見通し勾倍相
より五寸除き取付ル
訂し、隅石・隅根石ハ四方胴摺合せ⁸¹、小たゞき⁸²、鉄か
い・割石・胴かい張り合⁸³、扣石⁸⁴入、平之方⁸⁵胴摺合、胴
かいはり合、扣石入、割石かい、大小から石詰、築石根入短キ分
ハ別ニ跡石置、惣から石千棒⁸⁶ニ而築固メ申候

一、石^(有)築方、御石垣際江修羅ニ而引付、築石ニ胴繩かけ、棚上
ニねこ棒車知仕掛、築石釣上ケ、好之所江有附、石面勾倍左
右之合羽⁸⁷胴摺合、固り宜様墨かけ⁸⁸、築石車知ニ而巻
上ケ、鑿玄翁ニ而石形作り、幾度も伏起して、具合宜節築固
メ申候

一、右足シ石之義、隅石長九尺方老丈迄、巾四尺二三尺寸拾本、中
隅石長七尺五寸、巾三尺五六寸八本、隅脇石長六尺、面三尺式寸
二三尺五寸拾七本、已上三拾五本岩崎山⁸⁹より切出し、平築石
三州堅石、長五尺面式尺五寸四方九百式拾五本切出し候、右之外

引鉄巻鉄⁹⁰直し、大小銚取付、敷鉄・巻鉄・引鉄・新規足鉄物取
付
但、辰巳隅・未申隅御柱直規矩ニ起方致候而ハ一間毎之隅図
多く不都合ニ相成候付、ならし之宜ニ而居置申候

一、起し方ニ而御土蔵御柱と内ヶ輪^(側)御石垣透間出来之所ハ、御柱
左右方楔打込固置申候

一、初重・二重・三重目惣御柱之下り、夫々重々概之水ニ而老本ツ、
其重々ニ而仕掛を以揚方致し、梁下桁と所々概敷盤かい、大小銚
かけ引鉄・巻鉄等足入固置

重々取建方仕様

一、御土蔵内北側土台拾老間・中仕切土台四間、大挽⁹³所々ニ而拾
本取替、指梁痛候所柱式本新規ニ立、井戸際西之方仕切羽目之
内明り取窓取付⁹⁴、御石垣内有来明り取窓⁹⁵床下ケ⁹⁶、外引
上戸銅板張、小さる車⁹⁷取替、同御石垣内井戸東之方一ヶ所・
(西側)未申隅之備⁹⁸南ヶ輪^(側)ニ老ヶ所、新規明り取窓出来、外側引
上戸銅板張、小猿車⁹⁹取付、窓子¹⁰⁰窓縁鉄板打、三ヶ所共

小牧村辺・小金山⁹⁰・白鳥御材木場⁹¹・太鼓櫓⁹²御堀内等、
前々方有来候御石垣石御場所江取入、夫々足石ニ相用候

起方并重々御柱 村直し仕様

東江起方 戊二月十日頃方 同四月八日頃迄 南江起方 戊四月十日方 同六月六日迄

一、初重・二重・三重目迄本ヶ輪^(側)間仕切化粧羽目板はつし、楔ゆる
め、東南之方折廻し御石垣上端方式間半程下迄、井樓組上角木置
渡し、巾六間程足場拵、三重目西北折廻し、敷桁方廻六寸九寸之
芋綱三拾九筋^{五六一組ニ}三筋ツ、掛、同二重目梁下通り東南之方江引出し、長
八間末老尺已上之松丸太式本宛末口切合せ<sup>揚方列木ニ相
用候松丸太也</sup>、東之方七
組、南之方六組取立<sup>最初東側五六七組仕掛起方相濟し、
右諸色を以南側五六七組仕掛申候</sup>、右芋綱付車知猫
棒ニ而巻き、角木から石等ヲ以大五六二仕掛、重々御柱ニ下振
下ケ、日々起し方分量相訂シ、数日之内ニ自然と起し方相成候様
操^{アヤツリ}置<sup>毎夕松丸太ニ切張入夜、
分起方無之様手当致候</sup>、初重・二重突通し之御柱ニ而、南江式
寸四分、東江六寸五分起方致、戌亥隅・丑寅隅御柱直規矩ニして
惣体本ヶ輪^(側)間仕切共、概檜かけやニ而打込、長押上不残并間切^(在候)
羽目有之分ハ長押下共貫間毎ニ筋違切込、柱敷桁梁根太共有来

二銅網¹⁰¹取替、窓子・引上戸共黒長塗¹⁰²、同引上戸之小猿
繩・鳥居木¹⁰³等新規取付、鉄物打、井戸際矢来¹⁰⁴仕直、其
外元之通出来

一、初重・二重西北折廻し御入側附共、并三重目附共最初取払候分、
指桁・胴貫¹⁰⁵・梁之類損之分仕足し、外側貫所々取替、同御
柱より土台・大挽江引鉄¹⁰⁶取付、胴壁下地竹取替、柱通り巻
竹¹⁰⁷打、手打¹⁰⁸・毛伏¹⁰⁹・村直し^(斑カ)・中途・漆喰塗・白
土上塗等元之通出来

一、同外ヶ輪^(側)窓子・敷鴨居¹¹⁰結^(側)ひ取附、窓子鉄板仕足、檜羽目・化
粧羽目・窓裏檜羽目・同戸板剥目等埋木繕ひ、同土戸損し之分巻
板打、漆喰・白土上塗り、其外元之通出来

一、初重方四重目迄、御備^(ヤ)¹¹⁰内取放候板敷・羽目板・敷鴨居・長
押等足木入如元取付、建具立合、鉄物・金物・御釘隠損之分仕
足、并三重目仕切羽目式拾ヶ所・初重仕切羽目式ヶ所、新規両羽
目¹¹¹ニ仕直、階子¹¹²・高欄共元之通取付

一、初重階子之中段東之方明り窓¹¹³ヶ所、窓子共新規取付、二重目階
子中段東之方有来明り窓広ヶ窓子取替¹¹³、三重目階子之備^(ヤ)

114 東之方板壁内一ヶ所、窓子共新規取付 115、同階子中段江
明り取として四重目東御入側板敷切抜欄格子入、刎蓋 116・鉄
物共新規取付

山彦左^(家書) 方被申聞候間、員数之義相調、為後覽記置候
一、式百七 鉛角敷瓦 120

一、五重目方三重目迄、外側窓御敷居水抜 117 乱ひ出来水落かね候
付、溝内透取、銅二而張、敷鉄仕直し、同土戸鉄車 118 繕取付
但、初重・二重ハ軒下鴨居上之間少ク、強而降込無之候間、今
般御取綺無之候

但、老枚鉛目一割減共四貫目積
一、四拾六 同三角瓦 121
此貫目九拾貳貫目
但、右同断 貳貫目積

一、初重方四重目迄、南北二而各式ヶ所ツ、五重目ハ南北老ヶ所
ツ、銅網戸新き出来、同戸尻鳥防キ板取附
但、右網戸ハ暑氣籠り不申為、夏中昼夜明置候筈ニ而被 仰
付候由

右ハ御天守入口御門内敷瓦、御有合鉛二而鑄立出来之分
御有合鉛千式百式拾六貫目
内九百式拾貫目 敷瓦二成
残テ三百六貫目 御多門江入置
一、式百三拾 鉛角敷瓦

一、御天守入口御門式ヶ所、同初重方四重目にて式百拾八ヶ所之窓
子、不残黒長塗出来
一、同御土蔵入口敷瓦 119 式百五拾三枚、鉛二而鑄立敷入、是ハ御
修復ニ而御屋ね谷々之鉛樋、并追々御多門屋根方出候分
御天守内に入置、可然由ニ而右敷瓦ニ鑄直敷入候
但、此已後跡々御屋根方出候鉛を以て、残ル敷瓦仕替候様、遠

此貫目九拾貳貫目
一、四拾八 同三角瓦
但、前件之通
一、式百拾貳貫 四重目同断
一、百四貫 五重目同断

但、前件之通

ノ千拾貳貫目

右者同所中御門 122 前敷瓦、鉛二而追而可被仰付哉之分

但、四隅半疊共
ノ千九百式拾貳貫半

亥二月

一、五重目御疊、御本間内織小紋縁替、御入側高宮縁 123 替、四隅
御物見台四疊上備後織 124 大紋付表替、四重目已下有来御疊敷
入

重々御屋根銅葺仕様
(朱書)
「日並未二見ル」
一、四重目方二重目迄、御屋根四方共土居葺 125 之し板 126 取払、
御屋根軒通り^(葺之) 村直し、裏板 127 之上土居木 128 樺 129 新
規二入、唐破風・千鳥破風式拾ヶ所 130 共、下目之分古熨斗板^(葺)
新板取交、上之し板・丸棧木 131 惣上棟 132 下り棟 133 隅
棟 134 共五重目御屋根之割合を以、夫々法之通新規取附
但、のし板下ハ樺・榿・松等取交、のし板上ハ都而桧二而出
来

但、御天守御修復已前、御疊敷入有之候、然処御疊床損し、表
も痛付候分多御座候故、仕足之義御吟味之上、御有合之分計
重々共敷入候管窺相濟、其通ニ相成申候、為見合惣御疊敷左ニ
相記申候

一、六百拾四疊 初重御本間・御入側共
内八拾疊程細疊、但御入側之間
一、六百八疊 二重目同断
内七拾六疊程細疊、但御入側京間
一、三百八拾四疊半 三重目同断

一、同御屋ね銅葺、平之分巾八寸・長三尺・重ね五寸、丸之分巾八寸・
長老尺五寸、下之方ハ内江、上之方ハ外江老寸ツ、折返し、右折

返し上方三ツ、鉄銅釘交打、其次之丸掛継にして、所々右之通釘之頭不願様ニ葺上、軒平唐草・軒丸御紋いづれも銅板打出し、鬼板御紋付¹³⁵・同鑄¹³⁶・鳥伏間¹³⁷共唐銅¹³⁸ニ而鑄立取附、土居のし¹³⁹下銅鑲打、不残黒長塗ニ出来

但、鬼板・軒丸御紋ハ伺之上五重目ニ准し、公儀御紋を相用ひ候

一、五重目御屋ね銅葺損之分并釘足し繕ひ

一、五重目方四重目迄、本屋ね附共千鳥破風狐格子¹⁴⁰之所、唐

破風軒下とも不残銅包、黒長塗ニ出来、金減金逆輪御紋金物

¹⁴¹煮洗、箔指直し

(朱書)

〔^(註四年)戊十月廿日比方同十一月十日迄〕

一、初重腰屋根惣体土居葺方足瓦入葺直し、惣漆喰かい

但、右腰屋根ハ二重目軒内ニ而納り、風雨之当りも少く、損しも薄く、其上御大宮之義ハ十分ニ不備様ニ致候事之由ニ而、伺之上腰屋根計土瓦にて指置候

一、四重目附破風兩脇之谷々四ヶ所、請筒・立樋取付、三重目谷々江

落し、所々重々ニ而銅樋を以水捌致し、四方ニヶ所ツ、御石垣ニ添立樋遣、樋何も銅ニ而出来、御石垣上ハ白長塗¹⁴²、御石垣下者緑青錆付ケ、所々釣手銅金物ニ而取付

(朱書)

一、四重目御屋根銅下地

西二月四日方
同五月廿六日迄

一、同 同銅葺方

西四月九日方
同八月十日比迄

一、三重目御屋根銅下地

西七月廿三日方
同十二月廿日迄

一、同 同銅葺方

西十一月六日方
戊三月中旬迄

一、二重目御屋ね銅下地

戊五月十九日方
同十月廿日迄

一、同 同銅葺方

戊八月廿日方
同十二月八日迄

右御修復ニ付、御深井丸内諸御役人詰所・御作事本所・諸番所取建方大法

一、榎御多門内御作事方預下多門¹⁴³之内、本所并大工小屋ニ補理、同南之方大工小屋老ヶ所、同下多門方附下し左官方銅方職人小屋取建

一、御蔵構¹⁴⁴南之方、御蔵方附下銅方職人小屋取建

一、御蔵構内東之方、高屏五拾間余取払、上方竹垣結ひ、木挽小屋取

立、垣内諸材木置所ニ相成

押之者・小吏¹⁵⁴差置候小屋、老ヶ所取立

但、両役衆休所不用ニ付、御馬廻り組支度所ニ相用

一、下多門西之方、有来増田組¹⁴⁵小屋并新規仮小屋一ヶ所取建、荒物類其外足代繩等入置

一、榎御多門内御足輕番所・同頭詰所共小屋老ヶ所、同本所西之方御足輕番所老ヶ所取建

一、上御深井丸西北御高塀際三重御櫓¹⁴⁶下、御天守内取払候諸

色入置候小屋三ヶ所・大工小屋三ヶ所新規取立

一、同所御蔵構内御深井丸番人詰所出来、有来番所ハ御作事方物置

ニ相用

一、御具足多門¹⁴⁷下御堀内、釜屋一ヶ所・職人日用支度所式ヶ所

取立、拍子木御門¹⁴⁸通り御堀内竹垣結ひ切

一、透御門¹⁵⁵内西之方、黒御門御足輕番所・同頭詰所共小屋老ヶ

一、上御深井丸内有来御城代同心番所、御作事裁許兩奉行出張所ニ

相用

一、同御足輕番所、釜屋際老ヶ所・木挽小屋北老ヶ所・御深井丸西御

但、黒御門御足輕頭¹⁴⁹・御先手御足輕頭¹⁵⁰・金瘡医¹⁵¹・

御馬廻組¹⁵²・五十人御目付¹⁵³等、日々此所江罷出、両役

上五ヶ所共取建

但、西棧橋¹⁵⁷上老ヶ所箱番¹⁵⁸、黒御門御足輕相勤

一、御修復中

御前御見廻り之節、右出張所夫々致手当、御腰掛所ニ相

成

一、塩蔵御門¹⁵⁹西之方、御城代同心番所・御足輕詰所共小屋老ヶ

所、御弓矢多門下同御足輕番所老ヶ所取立

場¹⁶¹境御壺蔵通り板屏¹⁶⁰り附土戸老ヶ所取建テ

一、御年寄衆・御城代衆・両役衆休息所、并金瘡方・御目付方詰所、

一、西拍子木御門之西板塀土戸取付、同所御城代同心番所・御足輕詰

所共小屋老ヶ所取立

- 一、右小屋都而杉丸太柱掘立、竹たる木(マ)こまい繩162かき、薄柿葺、縁板張、戸障子立入、壁中塗、畳敷入、大工・木挽職人・日用小屋等ハ杉丸太柱掘立、竹たるき木(マ)こまい繩かき、薄柿又ハ取葺163等、各土間手、簀圍ひ二而出来、其外大工小屋諸色置所・仮小屋等臨時取立

- 一、右戌十二月晦日、黒御門御足輕頭組共・御先手御足輕組共引上164り候以後、最初御年寄衆休息所ニ取立候小屋一棟、御作事裁許兩奉行并本所ニ相成、黒御門組番所ハ職人小屋ニ相用、別ニ釜屋老軒・両役所御足輕詰所一ヶ所輕ク取建

但、同節御城代同心御足輕共、有来御番所へ引移、右明小屋御目付方・金瘡方詰所ニ相用ル

- 一、右諸小屋・諸番所共御修復出来以後追々取払
- 右御修復後二付、御本丸内諸々補理方大法
- 一、吹貫御門164・透御門、袖屏165共其俣二而片付置166、透御門内御土居半分切欠キ、車力167通用致候付、追而如元土居築

立、御門二ヶ所袖屏共足木入、足瓦入葺直し

- 一、御藏構東之方高堀取払候分五拾間余、元之通取立切覆板葺直、壁下地中塗・白土上塗迄出来
- 一、御天守入口左右劔屏扣柱拾四本取かへ並へ、瓦葺直し、同屋根足瓦入葺直し、白土上裏繕共
- 一、同所石水道蓋新規切足し
- 一、不明御門傾キ直し、柱根継、蹴放168ニ取替、鉄板足打、かつら石169上ヶ方、足瓦入レ葺直し
- 一、同左右之劔屏傾直し、扣170取替、瓦葺直し、上裏・胴壁中塗・白土上塗迄、同御旗台171御石垣并石段(座)村直し築繕
- 一、御深井丸同心番所傾キ直し、柱根継、板縁過半張直し、内側中塗、外ヶ輪(型)白土上塗、後通り高屏拾六間立直し、其外所々繕ひ、畳拾八畳飛表替
- 一、御堀内御石垣、井楼・足代等二而損し候分、ならし石172置直し惣込石、并御堀際玉縁173切立置、土切芝伏せ
- 一、右之外御本丸内・御深井丸内、所々前件御作事ニ而取降取払候分、都而如元取繕

17

右宝曆二年申三月御修復取掛、同五年亥二月惣出来迄、最初指出候仕様書之趣意を以取扱、其内御作事取掛候已後、猶又申相、追々便利之致方取用之、其余指懸候増仕事之分条数繁多二付、委細之訳紙上ニ難書解候得共、為後覽其荒増を記し置候、以上

(宝曆五年)
亥二月 右御作事裁許

林(充) 治右衛門
山吹(雅) 儀兵衛
丹羽(正) 武右衛門
寺町(忠) 兵左衛門
日下部(方) 兵次郎

註

1 ここである「御用所」は、名古屋城二之丸御殿内にあつた年寄衆御用所のことと思われる。

2 竹腰正武(一六八五〜一七五九)。附家老(両家年寄)、高三万石。実父は石河章長。竹腰正辰の養子に入り、宝永六年(一七〇九)に家督を相続。同七年、従五位下山城守に叙任(藩士履歴の調査には名古屋博物館が編集したデータベース『名古屋城下お調べ帳』(DVD、二〇一三年)を用いた)。

3 林充綱(？〜一七七七)。普請奉行。これ以前に勘定奉行、作事奉行、木曾材木奉行を歴任。

4 山吹雅正(生没年不詳)。普請奉行、高四百石。

5 作事奉行は領内の建築・修繕を司る役職。定員二名で、役高は三百石。堀川堀留付近(現西区幅下)に作事方役所が置かれた(名古屋市役所『名古屋市史 政治編第二』名古屋市役所、一九一五年、一四頁)。

6 遠山景慶(？〜一七七二)。番頭兼御国御用人。明和六年(一七六九)、従五位下伊豆守に叙任。

7 千村伯濟(？〜一七五四)。御国御用人。松平秀雲(君山)とともに藩撰地誌『張州府志』を編纂。

8 「御用所」については注1参照。なお、ここでの「御城」は二之丸を意味する。

9 寺町忠利(？〜一七八一)。作事奉行と木曾材木奉行を兼任。高三百石。これ以前に白鳥材木奉行、勘定奉行を歴任。なお、寺町家に伝わった宝暦修理関係の図面が、明治以降に伊藤次郎左衛門家の手に渡って現存している(解題参照)。

10 日下部方信(？〜一七九六)。作事奉行、高二百五十石。これ以前に勘定奉行を勤め、宝暦五年(一七五五)七月からは木曾材木奉行を兼任。

11 普請奉行は領内の土木を司る役職。定員二名、役高三百石。堀川東岸三ツ蔵(年貢米を納める蔵、現中区栄)の南に普請方役所が置かれた(名古屋市役所前掲、一四頁)。

12 ここでの「上」は、徳川宗勝(一七〇五〜一七一)のこと。尾張徳川家八代当主。実父は尾張家分家の川田久保松平友著。同じく尾張家分家の高須松平家の養

子に入ったのち、尾張徳川家七代宗春の跡をうけ、元文四年（一七三九）に同家を相続（徳川美術館編『尾張の殿様物語』徳川美術館、二〇〇七年、五〇頁）。

¹ 「江戸町人江戸屋」は江戸屋宗助のことか。宝暦頃成立の随筆『江戸真砂六十帖』によれば、江戸屋は古金売買で身を立て、元禄十一年（一六九八）の江戸大火の後、焼釘鉄物を売却して財を成した。享保二年（一七一七）には御持院跡の石垣の払い下げを受け、同十八年には江戸城堀の川渡手伝普請を命じられた秋田佐竹家に雇われて仕事を請け負ったという『燕石十種』第一、国書刊行会、一九〇七年、一二九頁）。

¹⁴ ここでの「当表」は、領国である尾張（名古屋）のこと。

¹⁵ 成瀬正泰（一七〇九〜八五）。附家老（両家年寄）。高三万五千石。大山城主。成瀬正幸の長男として生まれ、享保十七年（一七三二）に家督を相続し、同年従五位下隼人正に叙任（公益財団法人大山城白帝文庫歴史文化館編『大山城と成瀬家』公益財団法人 大山城白帝文庫、二〇一四年、三九頁）。

¹⁶ 大道寺直澄（生没年不詳）。城代、高四千字。享保十年（一七二五）に家督を相続、宝暦八年（一七五八）に致仕。

¹⁷ 加々嶋正信（生没年不詳）。城代並。宝暦七年（一七五七）致仕。

¹⁸ 御国御用人は万治二年（一六五九）に城代の格式を改正した際に設けられ、城代の用務を司った。寛政三年（一七九一）に廃止（名古屋市役所前掲、八頁）。

¹⁹ 年寄は諸職の筆頭に位置付けられ、藩政全般を統括する要職。「執政」とも呼ばれた。「両家年寄」「附家老」と称される成瀬氏・竹腰氏、一万石以上の知行を与えられ「万石已上年寄」と称される石河氏・渡辺氏・志水氏のほか、重臣数名が役高四千字で年寄に任ぜられた（名古屋市役所前掲、六頁）。

²⁰ 丹羽正虎（？〜一七七七年）。作事奉行・木曾材木奉行・白鳥材木奉行を兼

任。高百五十石。

²¹ 上野實清（？〜一七六〇）。作事奉行と市買屋敷奉行を兼任。

²² 城代は定員二名、役高三千字。大坂用達役、城代用取扱役、伏見屋敷奉行、本丸番、具足奉行、鉄炮玉薬奉行、天守鍵奉行、大筒役、掃除中間頭、伏見中間頭、武器製作の扶持職人を支配。当初、尾張藩では藩主留守の時は志水・渡辺・石河の三氏から臨時の城代役を選んでいたが、寛永三年（一六二六）正月に遠山景次を城代として以後、常置の職となった（名古屋市役所前掲、七頁）。

²³ 前田文右衛門は御大工か。

²⁴ 永井弁右衛門は作事奉行支配の御大工小頭代（国秘録 御天守御修復 中）徳川林政史研究所蔵）。

²⁵ 榎多門は西之丸南側の枅形に設けられた二階建ての多門（現在の正門の位置）。「本所」は、榎多門を入れて東に進んだ、西之丸の土居下にあった小屋の一室のことと思われる。この小屋は東西に長い建物で、「御深井丸諸役人詰所御作事元締処諸番所取建方指図」（巻頭図9、以下「取建方指図」）によると、工事の際には東から「物置」「職人小屋」「物置」「御普請奉行・御作事奉行」「本所」「勝手」に区切って使用された。この小屋は、『金城温古録』では「下多門構」と呼ばれ、もともと作事方の物置であったものが、安永年間（一七七二〜八）に御掃除方の管轄になったという。

²⁶ 初重の辰巳（南東）隅の本側柱を基準として、残る三隅の柱の下がり具合を割り出したという意味。その方法については「水準器に水を盛り、その水平面と平行に糸を張って基準レベルの墨をつけて高低差を表した」と推測されている（藤和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」『日本建築学会計画系論文集』第七四巻、第六三八号、二〇〇九年、九四二〜九四三頁）。

頁)

²⁷ 基準とする辰巳隅の本側柱の位置（本水）より七十七分下がついているという意味。「水積墨引 一」（巻頭図2・1）は、辰巳隅本側柱を基準に、各隅柱の高さのずれを示した図面である。

²⁸ 「概之水」は天守の傾き等を考慮して導き出した、本側柱の概ねの引き揚げ位置のことで、柱を引き上げる高さの計画値である。「水積墨引 二」（巻頭図2・2）は、この「概之水」の位置を示した図面である。

²⁹ 「六寸五分五厘下」は誤りで、巻頭図2・2に記された「六寸五分五厘下ケ」が正しいと思われる（藤和善・加藤由香、九四一頁）。

³⁰ 四十二分と三十六分を足すと七十八分となり、もとの下がり幅（七十七分）と一分の差が生じるが、これらの値は実測値なので計測上の誤差と思われる（藤和善・加藤由香、九四二頁）。

³¹ 先に重りを付けた糸（下振糸）を垂らして、柱の傾きを計測したことを意味する。

³² 「高張五六繩」は、天守を引き揚げるための装置（五六、大五六）に用いた繩のことと思われる。注54も参照。

³³ 「井楼」は堀底、あるいは穴蔵から組み上げられた井桁上の木組み。井楼を土台にして足代（足場）や棧橋が組まれた。井楼などの様子は「御天守御修復仕様妻之方ヨリ見渡之図」「御天守御修復平之方ヨリ見渡之図」（巻頭図7、以下「見渡之図」）を参照。

³⁴ 鋸堀は、敵を防ぐため、土堀の瓦の下に先端の尖った三角柱状の金具（鋸）を斜め下向きに取り付けた堀。名古屋城では天守と小天守とを連結する橋台の西面や、不明門の北面に設けられた。

³⁵ 「押廻し」あるいは「折廻し」は、隅を挟んだ石垣両側を指す。

³⁶ 御壺蔵は大天守東側にあった蔵。壺だけでなく茶器の名物も納められていた（『金城温古録』二十一）。

³⁷ 「長塗」（チャン塗）は荏油や桐油などの植物性油を乾燥油に仕立てたのち、松脂を加えて加熱溶解した溶剤に、各種の顔料を混合したものを塗料として施工するもの（窪寺茂「伝統的な塗料の再認識」十七、八世紀台頭のチャン塗技法研究」、保存修復科学センター編『建築文化財における塗装材料の調査と修理』国立文化財機構東京文化財研究所、二〇一二年）。

³⁸ 天守の引き上げ工事に先立ち、天守本体の一部を解体する作業。天守西北の入側などが解体された。

³⁹ 米蔵構は西之丸に設けられた区画で、北・西・東は高堀、南は米蔵が境となっていた。「御蔵構」とも呼ばれた。宝暦の大修理では、米蔵構の北側が臨時の瓦置場とされていた。

⁴⁰ 弓矢多門は御深井丸の北側に設けられた多門。西弓矢多門と東弓矢多門の二つが存在した。

⁴¹ 「上御深井丸御城代同心番所」は、宝暦の大修理の際に、御深井丸に設けられた仮設の番所。不明門の北側にあった。

⁴² 御深井丸の北側に設けられた水汲場。

⁴³ 「管車」は解体した部材を下ろすための滑車。

⁴⁴ ここでの「附」は附破風のことか。

⁴⁵ 天守の柱に大縄をくくりつけ、ろくろ状の装置を用いて大縄を巻き付けることで、天守を引き上げる作業。

⁴⁶ ここでの「御蔵」は天守台石垣の内側に設けられた地階部分のことで、現在

は穴蔵と呼ばれている。『金城温古録』では、御蔵之間と表記されている。

47 「根太」は床板を支える横木のこと。

48 「敷盤」は井楼の上に設けられた装置の足場と思われる。「見渡之図」(巻頭図7)を参照のこと。

49 「切張」は木材を固定・支持するための水平材のこと。

50 「車知」は、人力で綱を巻き上げる大きなくるりのこと。「猫棒」は、車知に取り付けられた持ち手のことか。

51 がら石。細かく砕かれた石材のこと。裏込石などに使われた。

52 未申隅櫓(西南隅櫓)の東側の広い空間。

53 御幕蔵は、本丸御殿の北東端にある土蔵で、北側が広い空間になっていた。

54 「五六」は、柱の根継などをする時、柱を持ち上げるのに用いる装置。ここでは、天守の東側および北側の広い空間に設置されており、天守を持ち上げる際に用いたと思われる。

55 揚方は北側と西側の二度に分けて行われた。まず北側の揚方に着手して、北面石垣の解体と積み替えを行った後、西側の揚方に着手するという手順がとられた。

56 「鳥居木」は鳥居のような形状に立てた木組みで、上部に板を通して足場とした。

57 「あやもちり取」は「ねじり取る」の意か。

58 細長い木材を縄の替わりに用いたものか。「見渡之図」(巻頭図7)に木縄とみられる細長い木材が確認できる。

59 西側の揚方に着手して、西面石垣の解体を行った後、すべての石垣を残らず積み直し、揚方の仕掛けを取り払った。

72 「御天守御石垣取毀方築方起指図」のことか。同図は宝暦大修理の際の石垣解体から積み直しまでの過程を起し図にして示したものである。名古屋城総合事務所編『巨大城郭 名古屋城』(名古屋城特別展開催委員会、二〇一三年)一一〇頁〜一二一頁に、同図の図版が掲載されている。

73 「修羅」は石垣を載せて運ぶためのソリ状の道具。平行に並べた丸太の上を滑らせて使用した。

74 「をしみ綱」(おしみ綱)は、石材を修羅の上に固定して引っ張るための縄。

75 「ならし石」は、平らに横並びにした築石のことを指すと思われる。ここでは、堀底に平行に並べてあるならし石を、一段だけ従来のままにしておいたという意か。

76 天端の築石を平行に並べたという意味と思われる。

77 「御土蔵内通用道」は、御深井丸から天守(御土蔵Ⅱ穴蔵)に入れるように架けられた棧橋のこと。

78 「水杭反板」は、遣方に取り付けられた反板。反板については注63を参照。天守台隅角に設置された遣方と遣方の間に縄を張り、石垣を積み替える際の基準としていた。

79 遣方と遣方のあいだにも、石垣勾配の基準とするため、いくつか反板が取り付けられた。「見渡之図」によると、この反板は五間間隔で設置され、内堀に設置された井楼から腕木を伸ばして固定していたことが分かる。

80 「一かき」は「築石一段」の意か。

81 「胴摺合せ」は、隣の築石と側面がかみ合うように擦り合わせること。

82 「小たゞき」は石垣面の仕上げの一つで、凹凸をなくし、軽く叩いて平に仕上げること。

60 ここでは、西北隅の柱は一尺二寸下がっており、揚方によって六寸六分を引き上げたとしている。注27〜30も参照。

61 西・北・東を巡る本側柱は、事前に定めた概水に従って引き上げられた。注27〜30も参照。

62 「やり形水杭櫓」は、石垣の勾配を示した曲線状の板(反板)を取り付けるための仮設の櫓。「屋形形」あるいは「遣方」とも表記される(以下、「遣方」とする)。宝暦の大修理関係史料には、遣方の形状や設置場所を示した図面が複数残されている。天守台石垣周辺には合計五つの遣方が設置され、西北隅二ヶ所と西南隅一ヶ所は堀底から、東北隅一ヶ所と西南隅一ヶ所は内堀に設置された井楼上に建てられた。

63 「反り板」は、解体前の石垣の形状を示した曲線状の板。石垣勾配の基準とされた。注62も参照。

64 西北隅の天端をはさんで、西方向から北方向へ折れ曲がるの意。

65 本側から見た盛土の状態のことを指すと思われる。

66 「雁木」は階段状の石段のこと。ここでは階段状に石垣を解体したという意。

67 「根敷之隅石」は、いわゆる「根石」ではなく、地面際の隅石のことか。

68 「根固之丸太」は、石垣を築く際、根石の下に敷く丸太のこと。

69 「関板」は、築石や裏ぐり石を取り除いた後、露出した裏土を支えるために設置された横長の板のこと。「見渡之図」によると、井楼から腕木を伸ばして関板を押さえていたことが分かる。

70 「歩み板」は足場となる板のこと。

71 「ならし」は、「平らにする」、もしくは「平らにした場所」という意味で用いられる。ここでは、天端の築石を指している。

83 「飼石」は、築石の胴の間に置いて安定させるための石で、ここでは「鉄飼」と「割石飼飼」を築石に張り合わせたと思われる。

84 「扣石」は築石の側面に入れる石か。

85 ここでの「平之方」は、隅石と対比させて築石のことを指している。

86 「千棒」は裏込石を突き固めるための棒か。

87 「合羽」(あいは)は石と石との接合部分。「合端」とも書く。

88 ここでの「墨かけ」は、築石を削って加工するために、墨で印を付けること。

89 岩崎山は、名古屋城の北約17kmに位置する山(現小牧市大字岩崎)。花崗岩の産地として知られ、尾張藩の石切場となっていた。

90 「小牧村辺」は、同村周辺にある岩崎山等のこと。で、「小金山」は愛知郡上水野村(現瀬戸市上水野町)の小金山のことか。岩崎山については注89参照。

91 江戸時代末に編纂された『尾張名所図会』(後編・四)には、上水野村に小金山という地名がある。また、江戸時代中期に尾張藩が編纂した地誌『張州府志』(巻十一)には、水野村の特産品として「小金石」が挙げられている。

92 白鳥材木場は、堀川沿い(現熱田区熱田西町)にあった、尾張藩が管理する材木場。

93 太鼓櫓は二之丸曲輪の南側中央部にあった櫓。時刻を知らせるための太鼓が設置されていたことから、太鼓櫓と呼ばれた。

94 「大挽」は土台の上に渡す水平材。

95 修理前の天守各層の間取や実測値を示す「名古屋城御天守各層間取之図」(個人蔵・鶴舞中央図書館蔵。以下、「間取之図」)によれば、井戸のある間の西側の仕切り壁の南端(間分は修理前から「かうし格子」戸)であったことが分かる。また井戸を北東方向から撮影したガラス乾板写真(名古屋城振興協会編『懐古園

宝名古屋城」所収。以下同）ではさらに北側一間分も格子になっている。

。修理前からあった、東側南寄りの明かり取り窓一か所のこと。また「間取之図」によれば、この明かり取り窓は「無双」格子（連子を前後二重にはめて、一方を移動することにより開閉できるようにした窓）をはめたものであったことが分かるが、ガラス乾板写真や昭和実測図では無双格子は確認できない。

。明かり取り窓の内側に、石垣の厚み分出来る傾斜面のことか。宝曆修理後に天守内に掲げられていた修理銘板の内容を伝える「御天守御修復之次第并御用懸之輩姓名掛札之留」（前掲「国秘録 御天守御修復留 中」）に所収。以下、「掛札之留」には既存の明かり取り窓は「傾き直床内之方一尺下ケ」たことが記されており、修理により傾斜が急になったことが推測される。

。小猿車。引上戸を開閉するための装置の一部と思われる。注99を参照。
。満（ま）の誤写か。明かり取り窓が新設された、西南隅の間の南側の意味と思われる。

。井戸東側の明かり取り窓を記録した昭和実測図（69・70）によれば、引上戸を開閉するための装置の一部として、窓縁に滑車を取り付けられており、これを指すものか。なお、昭和実測図は「昭和実測図 閲覧サービス」にて画像を公開している。（URL：
https://www.nagoya-jo.city.nagoya.jp/20_etsuran/）

100 「窓子」は、窓の格子のことか。
101 窓の外側に張られていた網のこと。ガラス乾板写真でも確認できる。
102 長塗については注37を参照。黒長塗は、さらに油煙・松煙・酸化鉄などを混ぜて黒色に着色したもの。
103 昭和実測図（69・70）には、窓縁の滑車を介して引き上げ戸の下端と鳥居

形に組まれた装置（鳥居木）が麻縄でつながっており、小猿繩はこの麻縄を指すと思われる。鳥居木を操作することで引上戸が開閉するしくみであったことがわかる。

104 「矢来」は竹や丸太で作った囲い。「間取之図」には井戸の東、階段の間との境に「矢来」が書き込まれている。
105 「胴貫」は柱と柱を結ぶ横材。

106 「引鉄」は柱と大棟・土台を繋結する金具のことか。
107 「巻竹」は土壁の下端。割竹に麻縄を巻き付けて作る。木舞とも呼ばれる。

108 「手打」は木舞に最初に行う下塗りのこと。荒壁ともいう。とくに団子状にした土を手で木舞に打ち付けることを手打ちといい、土蔵など厚い壁を作る際に行われる。
109 「毛伏」は、土蔵などの厚い土壁を作る際に行われる、荒壁の上にさらに等間隔に縄を埋め込む作業を指すものか。

110 「備」は「満」（ま）の誤写か。「掛札之留」にある同様の文では、満（ま）と記されている。
111 「掛札之留」には同所について、「片羽目」から「両面羽目」に仕直したとある。両面羽目は壁になる面の両面から板を張ることで、太鼓羽目とも呼ばれる。

112 「階子」（はしこ）は、階段のこと。とくにここでは北東寄りに位置する階段（表階段）を指す。
113 「掛札之留」ではこの位置の明かり取り窓は新規に設置したとする。また宝曆以前の修理銘板の内容を伝える「御天守二有之候看板之写」（以下「看板之写」と表記する）によれば、寛文九年（一六六九）に二重から三重の上り階段に

明かり取り窓一か所が新設されている。昭和実測図によれば、この場所に明かり取り窓は一か所設置されていた。

114 「備」は「満」（ま）の誤写か。階段のある間の東側の壁の意味。

115 「掛札之留」ではこの位置の明かり取り窓は「有来ル窓」を広げたものとする。また「看板之写」によれば、寛文九年（一六六九）に三重から四重の上り階段に明かり取り窓三か所が新設されている。なお、昭和実測図によれば、この場所には明かり取り窓が五か所設置されていた。

116 「勿蓋」は、楓格子の明かり取り窓をふさぐためのはね上げ式の蓋のことか。

117 鴨居に溜まった水を外に排出するために設けられた穴。

118 「土戸鉄車」は、土戸を開閉するために底部に付けられた鉄製の車輪。

119 土間や地面に敷き並べる平らな瓦。天守入口舁形では口御門を入つてすぐの約二間四方の範囲に鉛の敷瓦が敷かれていたという『金城温古録』十）。

120 四角形の敷瓦。

121 三角形の敷瓦。ここでは四角瓦と併用されていることから、目地が縁に対して四十五度になるように斜めに敷いた四半敷であったことが分かる。

122 ここである「中御門」は、天守入口舁形の内側の門のことか『金城温古録』

（十）によれば、この門の内外ともに土瓦を敷いていたとされる。

123 「高官縁」（たかみやべり）は、藍染された麻の縁。

124 「備後織」は「備後表」のことで、現在の広島県尾道・福山付近で生産される畳表。最上級品とされた。

125 「土居葺」は、瓦葺きの下地として敷かれる薄い板材。一般には柿板や杉皮などが用いられることが多い。

126 「のし板」（熨斗板）は屋根の下端材となる「野地板」のこと。修理前後の屋根の仕様を示す「銅葺野地之図」（巻頭図8）によれば、修理前の屋根には地垂木と裏板の上に「熨斗板」が二重に敷かれ、熨斗板と軒先の野垂木の上に渡した木舞の上に土居葺が敷かれていた。

127 「裏板」は屋根裏に貼り付けた板。注126も参照。
128 「掛札之留」には土居桁とある。「銅葺野地之図」（巻頭図8）によれば、修理後の屋根には裏板の上に土居桁が置かれた。

129 「銅葺野地板之図」（巻頭図8）では土居桁と熨斗板の間に等間隔に横材が置かれており、ここである「種」はこれに当たると思われる。

130 二重目から四重目までの破風の総数と一致する。
131 丸瓦を固定するための土台となる棧木。「銅葺野地之図」（巻頭図8）でも熨斗板の上に「丸棧木」が置かれていることが確認できる。
132 屋根の最上部に位置する水平の棟。ここでは破風の大棟のことか。
133 大棟の両端から軒先に向かう化粧棟。ここでは破風の下り棟のことか。

134 二方向の屋根の傾斜を合わせて軒先の隅に向かう棟。ここでは本屋根の四方の棟のことか。
135 「鬼板御紋付」は鬼瓦の別名。名古屋城の天守では葵紋が配されていた。

136 鱧瓦。鬼瓦の下端左右に付く瓦で、波や雲などの意匠が施される。
137 鳥袋（とりぶすま）。鬼瓦の上に配される、円筒形で反りのある瓦。

138 からかね。青銅のこと。
139 土居熨斗。外壁と屋根が接する部分や棟から雨水が入らないようするために葺かれた瓦。
140 きつね（うし）。妻飾りのひとつ。格子の内側に板を張ったもの。

141 「銅葺野地板之図」（巻頭図8）では土居桁と熨斗板の間に等間隔に横材が置かれており、ここである「種」はこれに当たると思われる。

141 破風板の逆輪(飾金具風の意匠)に施された葵紋のこと。『金城温古録』(十)によれば、宝暦修理で破風板を銅板で包むようになる以前から「木地の面に滅金の御紋を打て付け」ていたという。

142 長塗については注37を参照。白長塗はさらに白粉を混ぜて白色に着色したもの。

143 榎多門を入って東に進んだ、西之丸の土居下にあった小屋のこと。注25も参照

144 米蔵構のこと。注39を参照。

145 「増田組」は『金城温古録』(二十七)にある「益田(ました)方」「益田御中間」のことと思われる。同書によれば、名古屋築城の際、清須近郊の増田村(現稲沢市増田町)から召し抱えた者が城内の掃除を担ったことによる、掃除方の旧称で、同書編纂時点では本丸掃除方のみ伝わる呼称であったという。また掃除方の役所は天明二年(一七八二)以前は、下多門の西北、井戸の近くにあったとする。「取建方指図」(巻頭図9)には下多門の西北に井戸が描かれている。

146 御深井丸西北角に位置する櫓。現在の西北隅櫓。

147 小天守と西南隅櫓の間に設けられていた多門。

148 大手馬出と西之丸の接続部分にあった西拍子木門のこと。「取建方指図」(巻頭図9)には門の西側に板塀があり、これに合わせて、堀内に仕切りが描かれている。

149 黒御門(くろごもん)は二之丸御殿玄関の南側にあった門。黒御門足輕頭は元和九年(一六三三)に初めて仰せ付けられ、寛政五年(一七九三)頃、「持筒頭」と改名(前掲『名古屋城下お調べ帳』)。宝暦修理では見廻り役をつとめた(前掲「掛札之留」)。

150 先手組(さきてぐみ)は慶長十九年(一六一九)大坂の陣の際に鉄砲頭二

十一人、弓頭十二人を供奉させたことにはじまり、元禄から享保の間(一六八八〜一七三六)に先手組の名が付いたという。(前掲『名古屋城下お調べ帳』)宝

暦修理では見廻り役をつとめた。(「掛札之留」)

151 金瘡医(きんそうい)は刀傷などの創傷手当を専門とする医者。「掛札之留」

には天守修復御用掛として金瘡医二名の名がみえる。

152 馬廻組は藩主の警固にあたる役。宝暦修理では見廻り役をつとめた(「掛札之留」)。

153 五十人組は藩主の側にあつて雑使・警護の任にあたる役(前掲『名古屋城下お調べ帳』)。宝暦修理では見廻り役をつとめた(「掛札之留」)。

154 押之者(おさえのもの)と小吏(しょうり)はともに下級の役人。

155 すかしごもん。西之丸と御深井丸の境にあった門。

156 本丸の北辺、大天守の東側に位置する門。

157 修理工事のために御深井丸から大天守内に通じる位置に設けられた仮設橋のこと。

158 箱番所。移動式の簡易な番所。

159 本丸の北側、御深井丸の東端に位置し、搦手馬出とつながる塩蔵構の西辺に位置する門。

160 「取建方指図」(巻頭図9)には、小天守入口に、「此番所御城代組御足輕屋二人夜三人内一人不寝番相動候筈」の注記があり、この位置に番所があったものと思われる。

161 本丸御殿上台所のこと。

162 垂木の上に横に渡し、屋根材を受ける細長い材。

163 とりぶき。屋根のふき方のひとつ。そぎ板を並べて、風で飛ばないように

石や丸太、竹などで押さえた屋根。

164 透門の南、御蔵構の東南隅、内堀の西南隅にあたる位置にあった門。透門と吹貫門の間は、堀と御蔵構の堀に挟まれた直線の通路となっていた。

165 門の左右両側につくられる低い塀。

166 この時、榎多門に続く作事用の通路とするため、吹貫門・透門を袖塀とともに解体撤去したとされており『金城温古録』(二十四)、そのことを指すと思われる。

167 荷物を運搬する人足。

168 溝のない敷居。

169 「かつら石」は建物の基礎の上端に縁材として置かれる長方形の石材。

170 控え柱のこと。

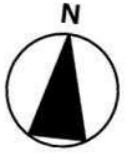
171 「簾台」は、不明門を本丸側に入つた左右、および正面の石垣のうち、上部に建造物のない平らな部分を指す。『金城温古録』(四)は、戦のさいに門の守衛が旗を立てる場所であるとしている。

172 ここでは天守西北堀の外側石垣(御深井丸側)の天端のならし石を指すと思われる。注75も参照。

173 ここでは堀端に設けられた小土居を指す。本丸四方の堀の外縁にはすべて「玉縁」が設けられており、とくに井楼や棧橋が仮設された天守西側の堀では、透門から吹貫門の間で巾六尺の玉縁が設けられていた(『金城温古録』十六)。

■『金城温古録』比定図 配置図

※頁数は、『名古屋叢書続編 第13巻 金城温古録(一)』(名古屋市教育委員会 1965)の頁数を表す

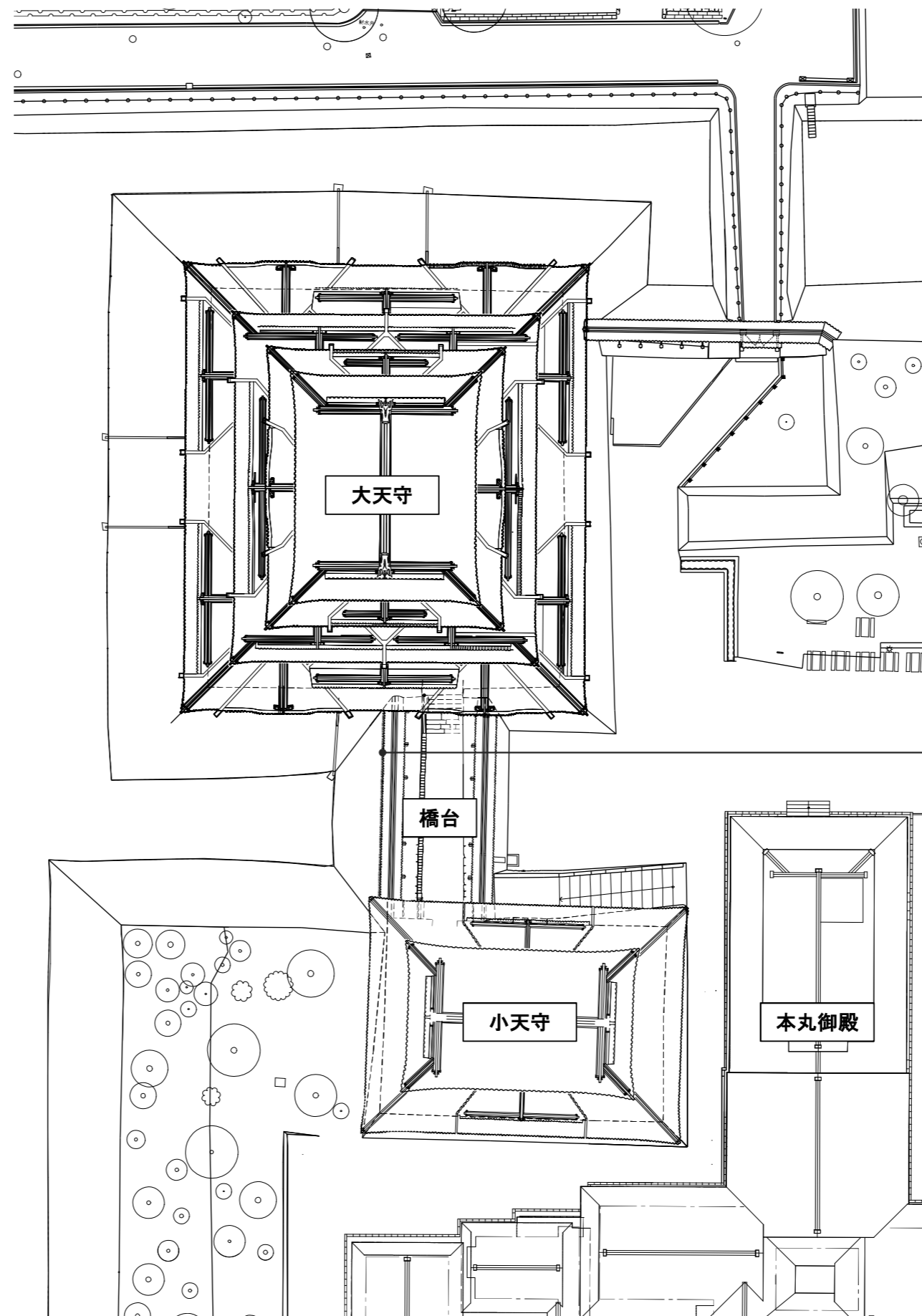


■御天守
土台石垣 高六間余 其胎中を達ませて御物置の土蔵とす。四方石垣なる。榜の表面 白土壁塗葺造り。初重より第二重までは、両層一房の如く、柱を真直に建揚なる故に、初重の屋根は俗いふ「庇に似」、其二重より屋根形顕はる。第三重より台を縮めて屋根形正し、第四重までは土瓦屋根にて、毎重八棟形の樽は屋根の破風懸魚とも、木地の面に減金の御紋を打付け、第五重の外輪狭間窓の上下夕長押を通し、惣地壁と共に白土にて塗葺め、其面に赤銅煮黒めのかなく六葉を打付け。大屋根は銅瓦にて、棟南北に通る。爰に金の鱗シヤチを対に揚ぐ、其下破風も銅包の減金の御紋を打付け。八棟の雨滴を降す銅樋は、二重の屋根限にて放流す。宝曆二年に御手始あり。先二重より四重までの土瓦を銅瓦に取換。八棟の雨滴樋を二重より下銅樋を継足して、石垣の南より西北まで三面を這はせ、御堀底に至て流す。

P233 下 P233 上

■殿守間尺之記
■石垣
(東ヶ輪地形より土台デ高六間五尺 北西 堀底より土台デ高十間五寸)
■天守高
(土台下端より五重ノ棟上端デ 総高十七間四尺七寸五分 東ヶ輪地形より棟上端デ 二十四間三尺二寸七分)
■総坪数
(一重より五重デ 坪千二百八十八 内九百四十四坪八分 本間武者走共 七十二坪附之分)
■段階總数
(南北之方一通分 百十九段)
■窓總数
(一重より五重デ 二百十八 窓内尺 高三尺九寸五分巾三尺 窓子三本ノ立、太サ見付四寸巾三寸)
■屋根瓦
(十六万九千三百八十六枚 但 小道具共 内二万八百七十六枚 清瓦也 銅瓦除之)
■柱總数
(六百七十三本 内百十六本附之分 太サ九寸ヨリ一尺四寸デ 内五十八本カ柱)

P234 下 P234 上 P233 下



■大天守 小天守
天守の名は一にして、其実作二樓を建ふるの法有り、名付て大ヲホ 天守 小ニ 天守といふ。

P216 上

■御堀つるぎい(高八尺)
石垣上御高堀有り。右側は東方にて御曲輪内 向ば 狭間も見ず。左側は西外 向ば 隠し狭間あり、其屋根の外 軒垂木の鼻に、鎧の身を逆に打下して忍び返しとなす。長一尺余 往初は研清して光りありと云。今は黒く錆たり。

P235 上

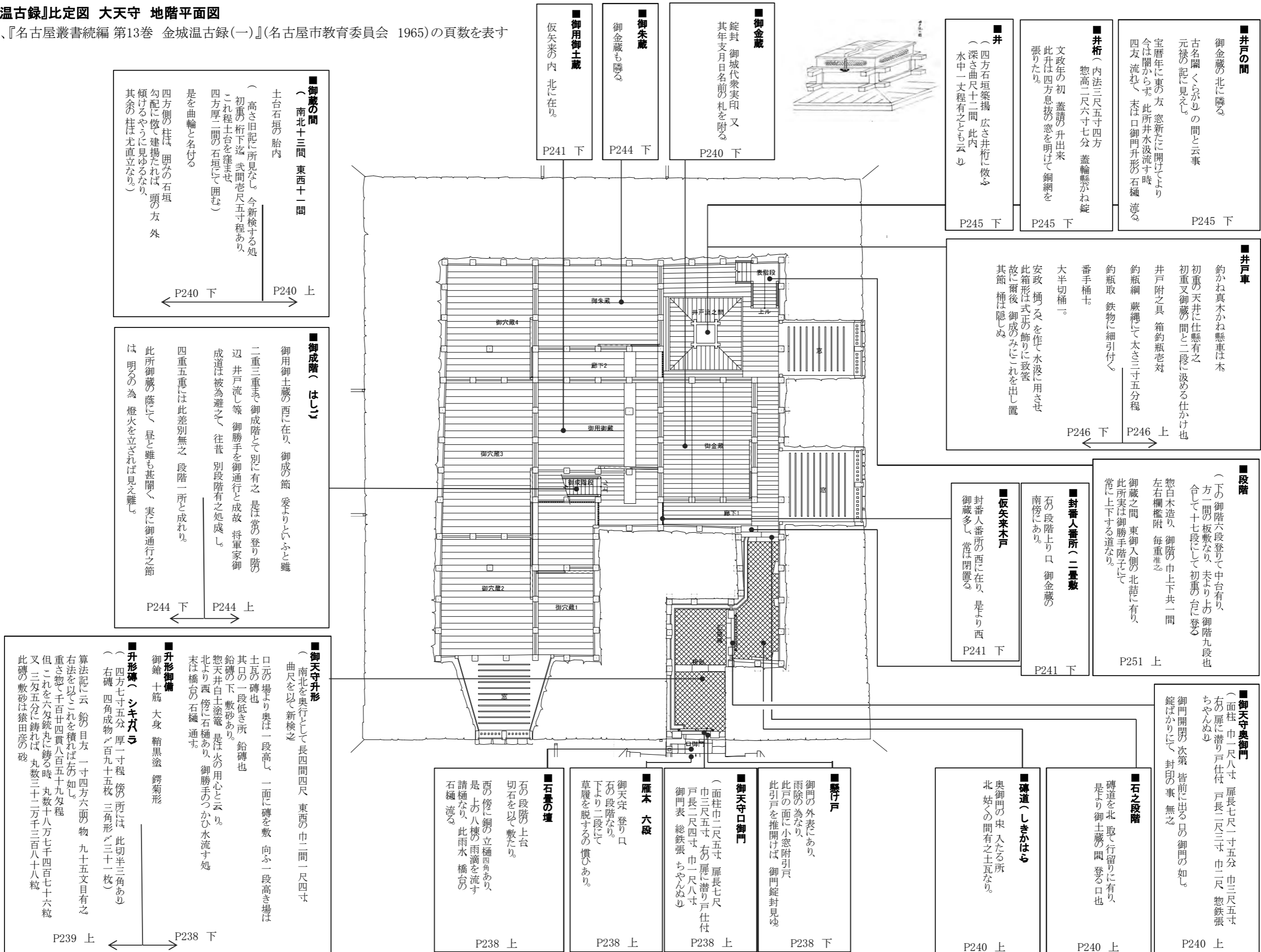
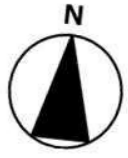
■小天守
土台石垣根敷(東西曲尺長拾七間 南北巾拾式間四尺 高四間三尺程) 小天守台二層 南北に附屋根を置く。此破風に窓無く、只装ひのみにて八棟の略形なり。総塗葺造り大棟東西に通る、悉く土瓦葺 俗に高と云 大瓦なり 鱗シヤチ亦 土瓦なり。是 清正营造のまの姿なるとし。大棟の東の破風に開戸の窓あり、西の破風にはこれ無し。

P220 上

図(資)-4.86 『金城温古録』比定図:配置図

■『金城温古録』比定図 大天守 地階平面図

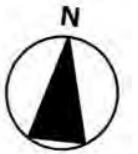
※頁数は、『名古屋叢書続編 第13巻 金城温古録(一)』(名古屋市教育委員会 1965)の頁数を表す



図(資)-4.8.7 『金城温古録』比定図:大天守地階

■『金城温古録』比定図 大天守 1階平面図

※頁数は、『名古屋叢書続編 第13巻 金城温古録(一)』(名古屋市教育委員会 1965)の頁数を表す



■初重
 (御天守間尺の古記に、一重目七尺間にて北南桁行十七間三三三寸、東西梁行十五間三尺二寸、二重目東西南北同断、右二所、平坪二百十三坪と有り、是は初重二重の二層は前にも出し置通り、直立に建揚の事故、縦横共、同じ間尺也)
 (今、平坪を勘れば二百六十九坪六分程、見ゆれば、右二百十三坪は、御座敷御入側の畳敷入場の積に也)
 建揚の高さ(古記一重目リ二重目板敷迄一丈二尺九寸、武者走の入側縁、遷府起稿一丈四尺、)
 (外、輪窓厚一尺、柱と柱の間、壁裏は樺板、厚四寸程、葦掛張り、腰下には隠狭間を穿つ。)
 三角形、内裏腰板開の、三角の隠し狭間形切抜仕はめ、其上に四方窓敷、旧記の面六十二、
 初重は古名土蔵の間と申、勝手物置の所なれば、爰にも御勝手の所に、御物置もあり、又、御武器納置る、
 御敷畳は末に一条出之

P251 上

■御備之具
 御入側之所に有之御品目録、左の如し。
 一 御弓二百張、鏃ニガケ、矢箱附
 一 右は御入側縁の戊亥隅と、
 一 丑寅の隅とに、天え御弓を架す。
 一 御長柄鎗百柄
 一 右は御入側の北、中央に有り、
 一 槍架に載る。
 一 唐金御鉄炮二百挺、六匁玉廿挺入、
 一 十箱
 一 同六匁玉三万六千粒、一箱、千八百入、
 一 二十箱
 一 明絵繩千五百把、五百把入、三箱
 一 右は御入側の東、辰巳隅迄の所に有り、
 一 箱銘に延享四年卯六月改の字あり。

P254 上

■御成階(はし)
 御物置の間戊亥隅に有り、
 公義御成の御設か、
 常に鎖して通用無之故、見難し。

P254 上

■御座敷
 御物置の廻りにあり、委しく図に出る

P251 下

■御物置
 井桁の間より南西に隣りて初重の中央なり、
 古図に板敷とあれば、昔は御物も入置れし処、今は明きなり。

P251 下

■井桁
 天上に車釣瓶を仕かけ置、惣体の趣は、御蔵の間の所に出れば爰に略

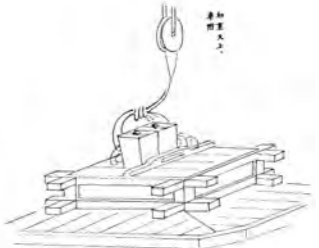
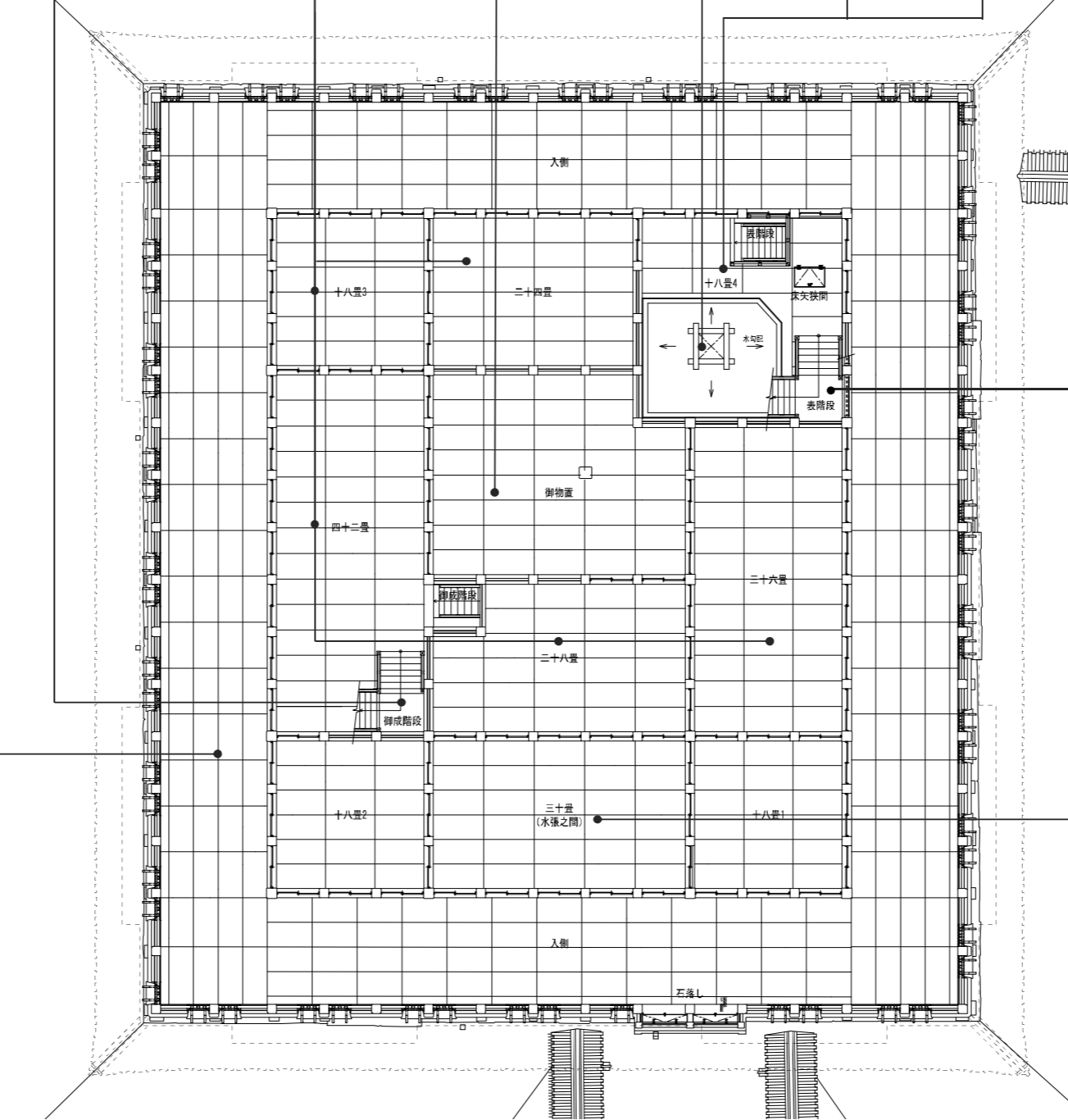
P251 下

■井桁の間
 御蔵の間より段階を登り入所、則此間なり、爰には敷畳、今猶有之

P251 下

■刀架、井桁の間にあり
 二重の台にして銘に、刀置所と有り

P251 下



■階段
 (下の階五段上りて中台二畳、又上階九段、合十六段)
 井桁の間の東南隅にありて、是より二重の台登る。

P254 下

■水櫃入御長持
 八掉を置、一合に一郡を納む、都に八郡八合也

P251 下

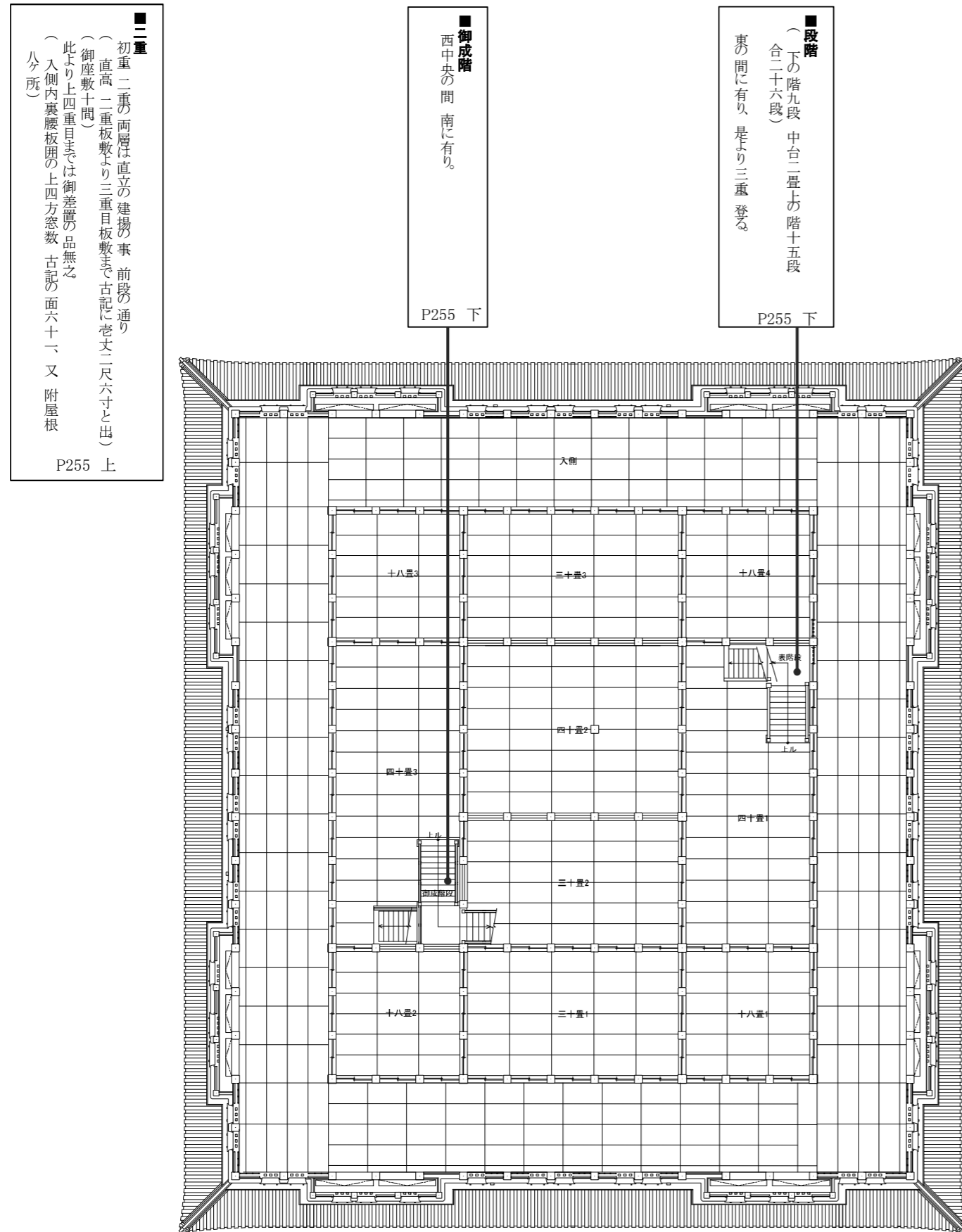
■水櫃の間
 南面の中央にあり。

P251 下

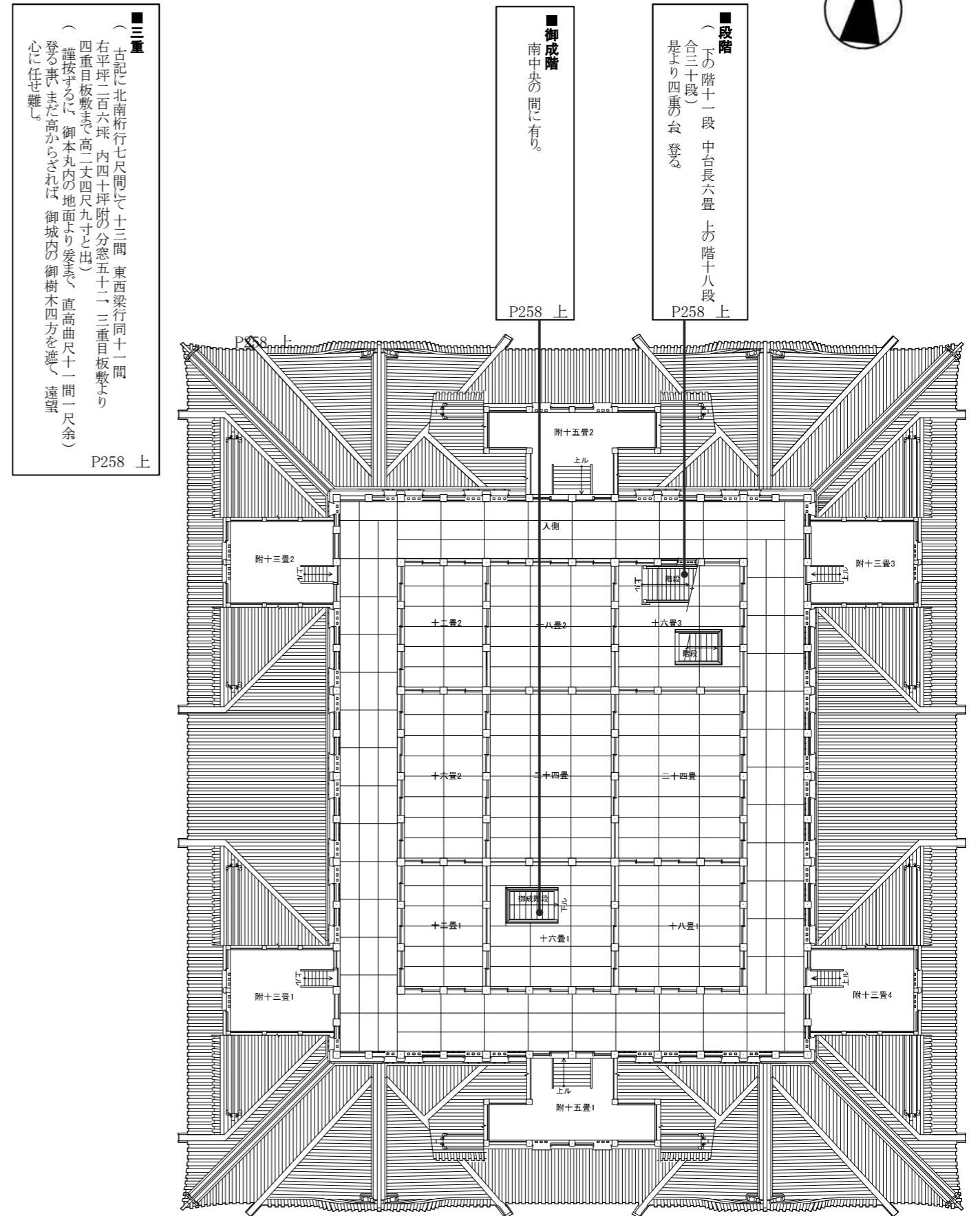
図(資)-4.8.8 『金城温古録』比定図:大天守1階

■『金城温古録』比定図 大天守 2階平面図

※頁数は、『名古屋叢書続編 第13巻 金城温古録(一)』(名古屋市教育委員会 1965)の頁数を表す



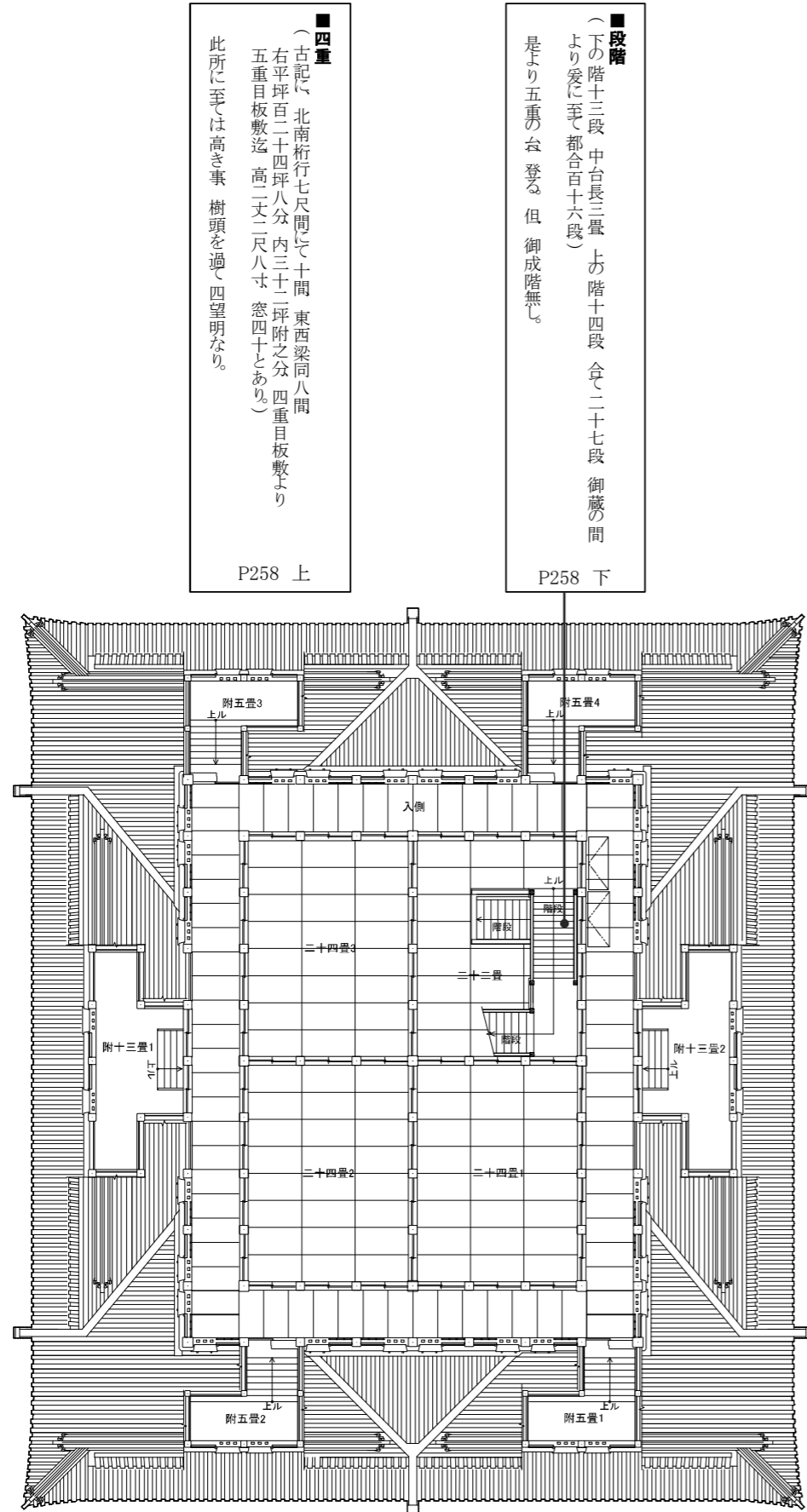
図(資)-4.8.9 『金城温古録』比定図:大天守2階



図(資)-4.8.10 『金城温古録』比定図:大天守3階

■『金城温古録』比定図 大天守 4階平面図

※頁数は、『名古屋叢書続編 第13巻 金城温古録(一)』(名古屋市教育委員会 1965)の頁数を表す



■四重
(古記) 北南桁七尺間にて十間 東西梁同八間
右平坪百二十四坪八分 内三十一坪附之分 四重目板敷より
五重目板敷迄 高一丈二尺八寸 窓四十二あり
此所に至くは高き事 樹頭を過て 四望明なり。
P258 上

■段階
(下の階十三段 中台長三畳 上の階十四段 合て二十七段 御蔵の間
より爰に至りて都合百十六段)
是より五重の登る 但 御成階無し。
P258 下

■三之御間
戌亥隅に在り。
辰巳の所は段階の
口なし。
P269 上

■二之御間
未申隅に在り。
此所 御成の節 御次と成
常々此御間に置物無之故 広。
P268 上

■御守札箱
一の御間丑寅の柱
南面に懸る。
P269 上

■御被褥
古柵は北の長押よにあり
新柵は西の長押よに出来ず
北の柵に伊勢 又今時の
尾張三社の箱被あり。
P268 下

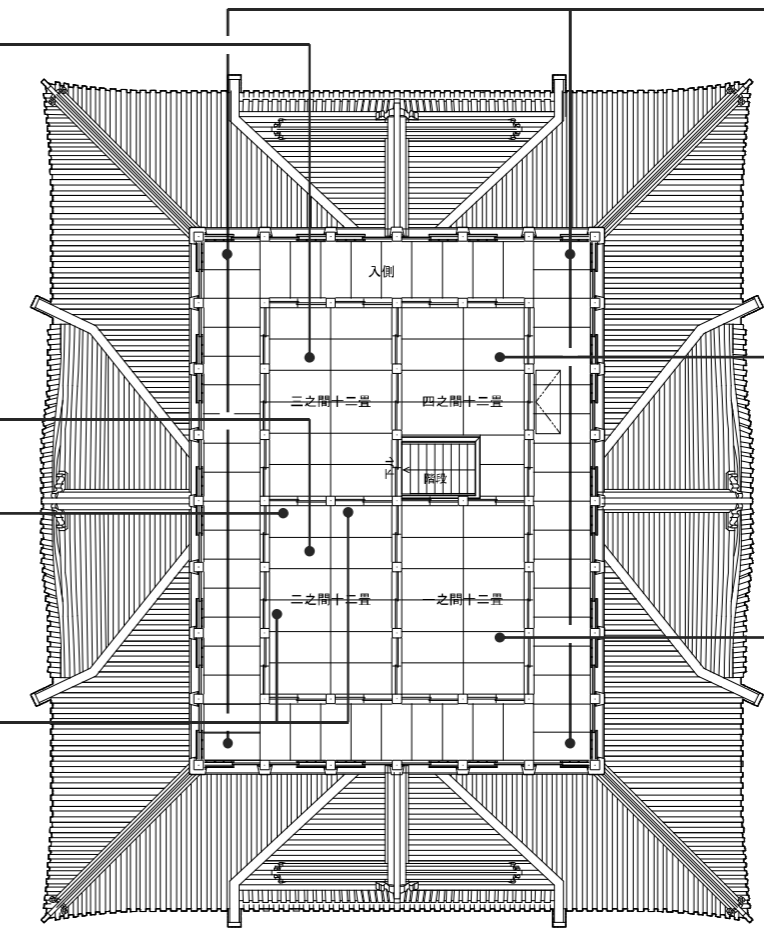
■五重
(古記) 北南桁七尺間にて八間 東西梁行六間
平坪五十六坪 五重目板敷より天井板まで 高一丈三尺
桁上端迄一丈四尺五寸 窓二十八
(四方半戸五十六本 半障子二十八本と云々)
今 此御障子無し 御物置に入とも云 然れども 御成之節も不立
此所御座敷四間 異隅を御本間として 坤乾 艮との順次に
御間取あり
御畳は四間共 一様に綾縁小紋なり
御天井又一様に黒塗縁 かなぐ減金 御紋付小組と承塵 ちりうほ
の板とは白木なり
巽 艮両御間 天井西 付て各一口宛 錠前附の所 天井 上り道
勿ね蓋と成れり
御間内境 御襖無く、常に御四間透過して、外廻り口々は両面の
さん 棧戸 縁黒塗なり
御天守間尺 延享三年之書抜に、五重の武者走七尺と云々 是
御天守の古検にして中一間に當る
昔は御入側物体 御敷畳有り 今は御入側都の通り 爰にも畳無之
板縁なり 此外 廻りに半戸の中窓 前記の通り有之
P258 下

■五重目御入側御窓台四脚
高きは御入側の外輪 狭間 柵ならび
四隅に四脚を置 是遠望の爲
君上着御の所也 台上御半畳 縁は大紋
P272 上



■階之間
丑寅隅に在り 御四の間
此階 上下は三の御間、東御敷居際より有之
此間は三之御間より廻り入にせざれば
階上直には入難し。
P271 下

■一之御間
辰巳隅に在り。
御本間にて御成の節 御座を敷く
(二畳台大紋御襦とも
當は取納め置く)
P261 下

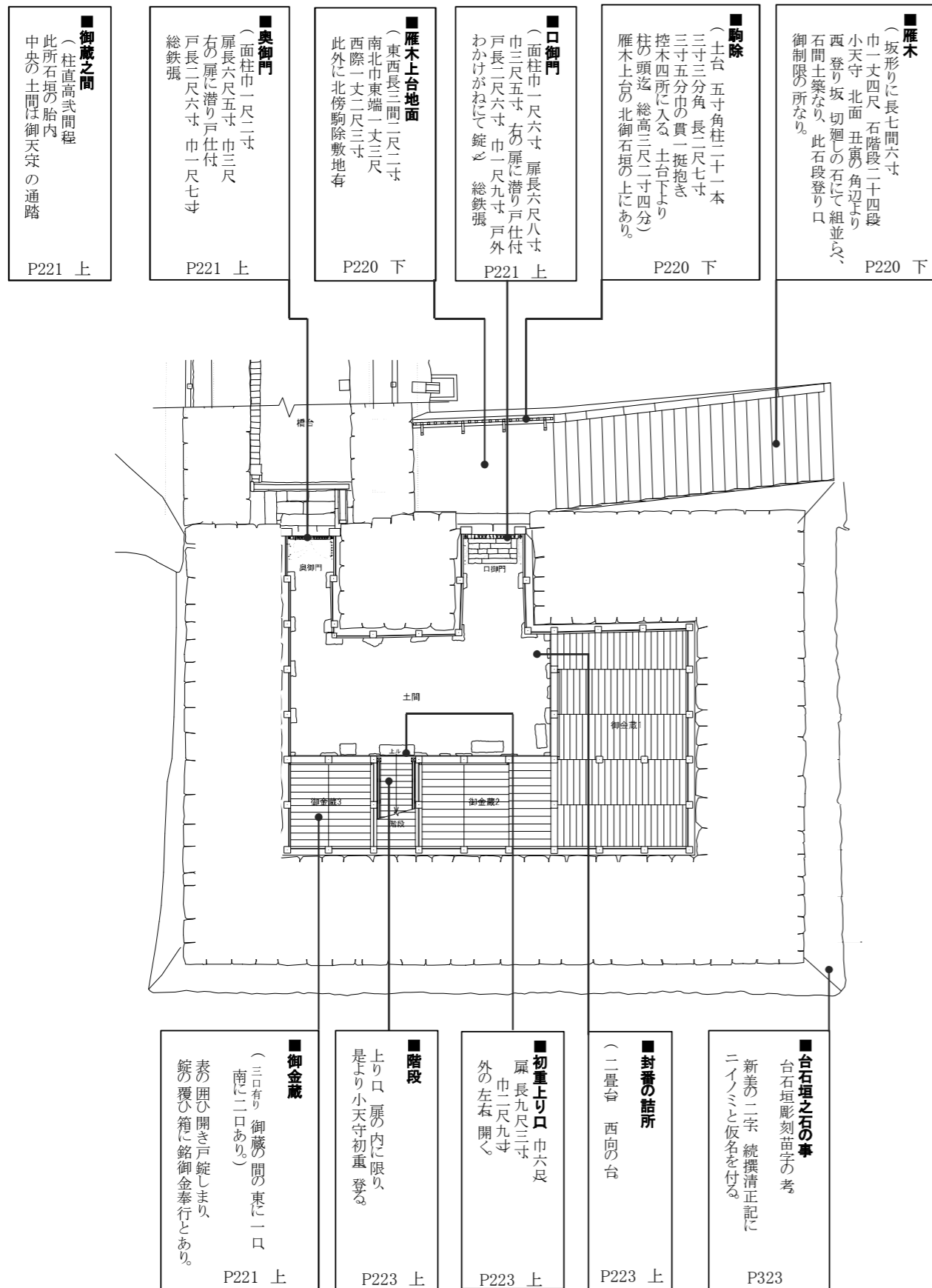


図(資)-4.8.12 『金城温古録』比定図:大天守5階

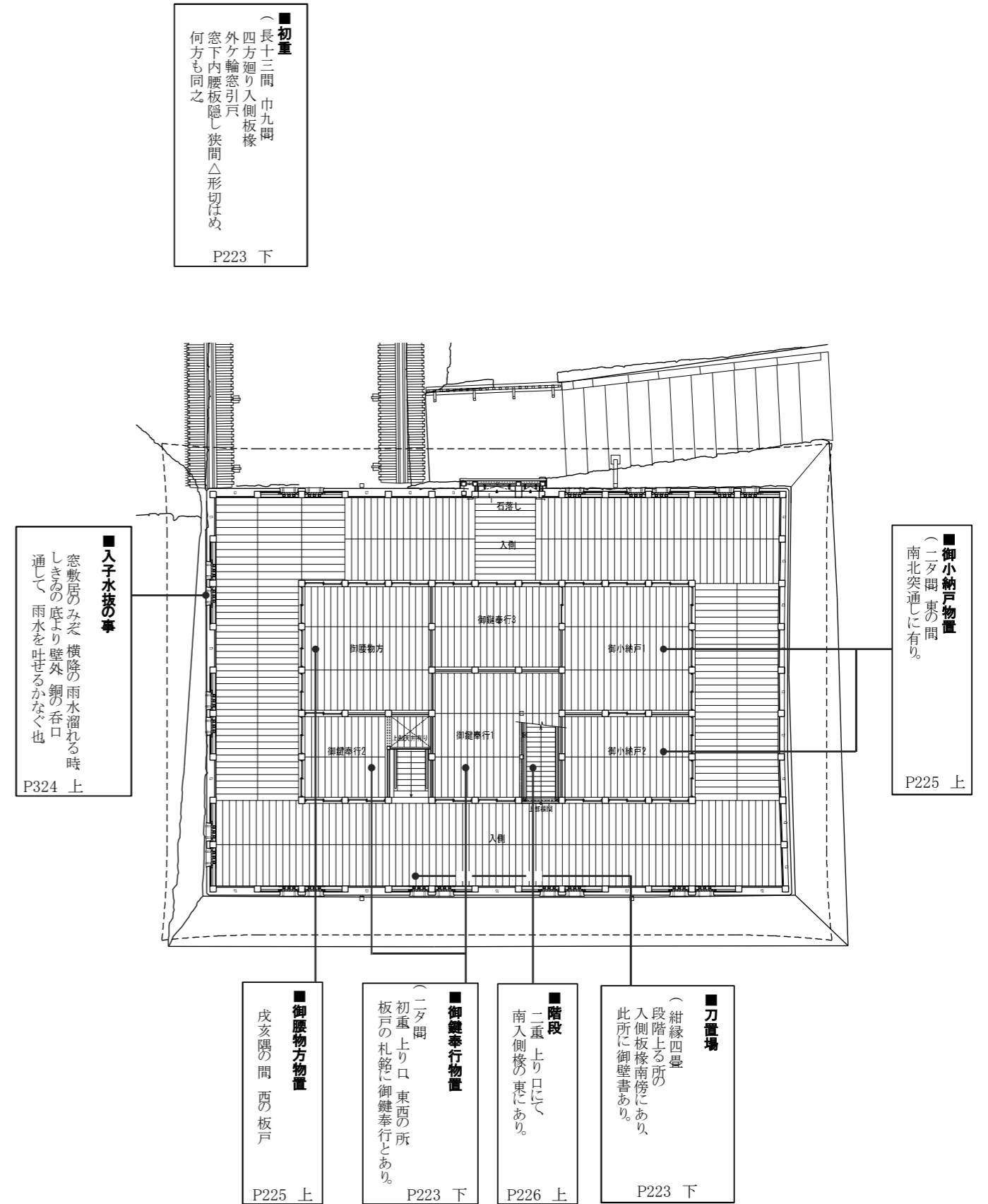
図(資)-4.8.11 『金城温古録』比定図:大天守4階

■『金城温古録』比定図 小天守地階平面図

■金城温古録比定図 小天守1階平面図



図(資)-4.8.13 『金城温古録』比定図:小天守地階



図(資)-4.8.14 『金城温古録』比定図:小天守1階

■『金城温古録』比定図 小天守2階平面図

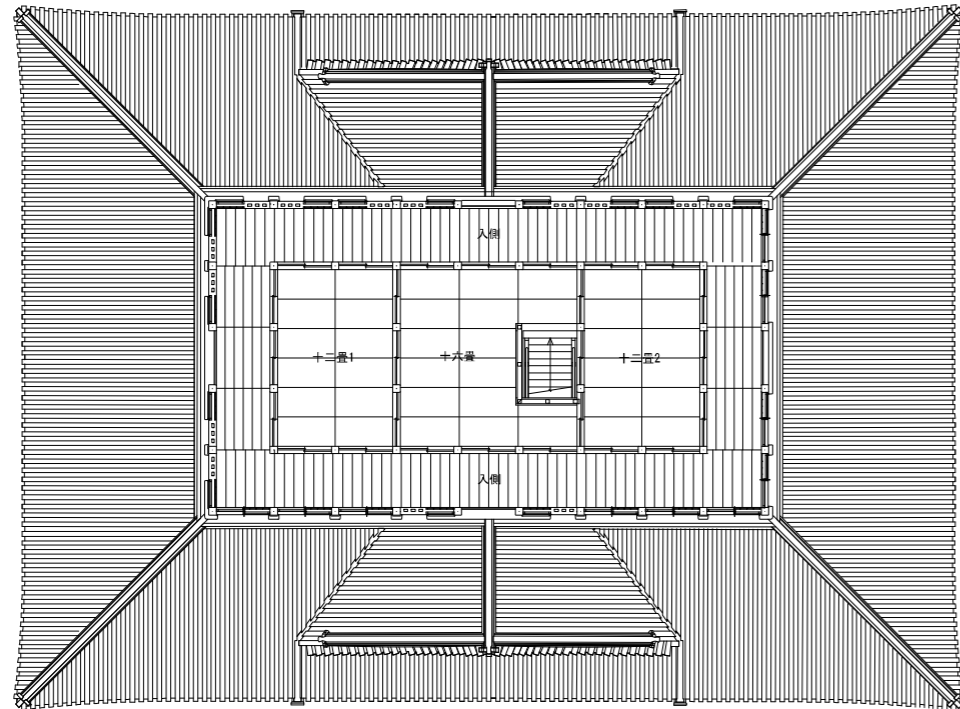
※頁数は、『名古屋叢書続編 第13巻 金城温古録(一)』(名古屋市教育委員会 1965)の頁数を表す

■小天守二重目
御敷置中絶 板の間に成置れし。
文化八年辛未に至り、御具足 爰に納めらる。以前は未申隅御櫓に置せられし。其御櫓の敷置 上紺縁なりし伝をまじ、爰にも上紺縁の御敷敷き注文申上ると雖、此所はもと御天守五重目の如く、御座の間の格に准せらるるにや。今、小紋の綾縁なりと云り。
但、量縁の品事は凡例の編に出ればここに贅せず。

■二重
(東西長九間 南北梁五間
此検尺は古図に見しを写
入側四方廻り板椽なり。
母屋の御間三所 天井白木の小組
御量縁綾小紋高麗なり。
西を上の御間とし、
東を下の御間とするが如し。

P226 上

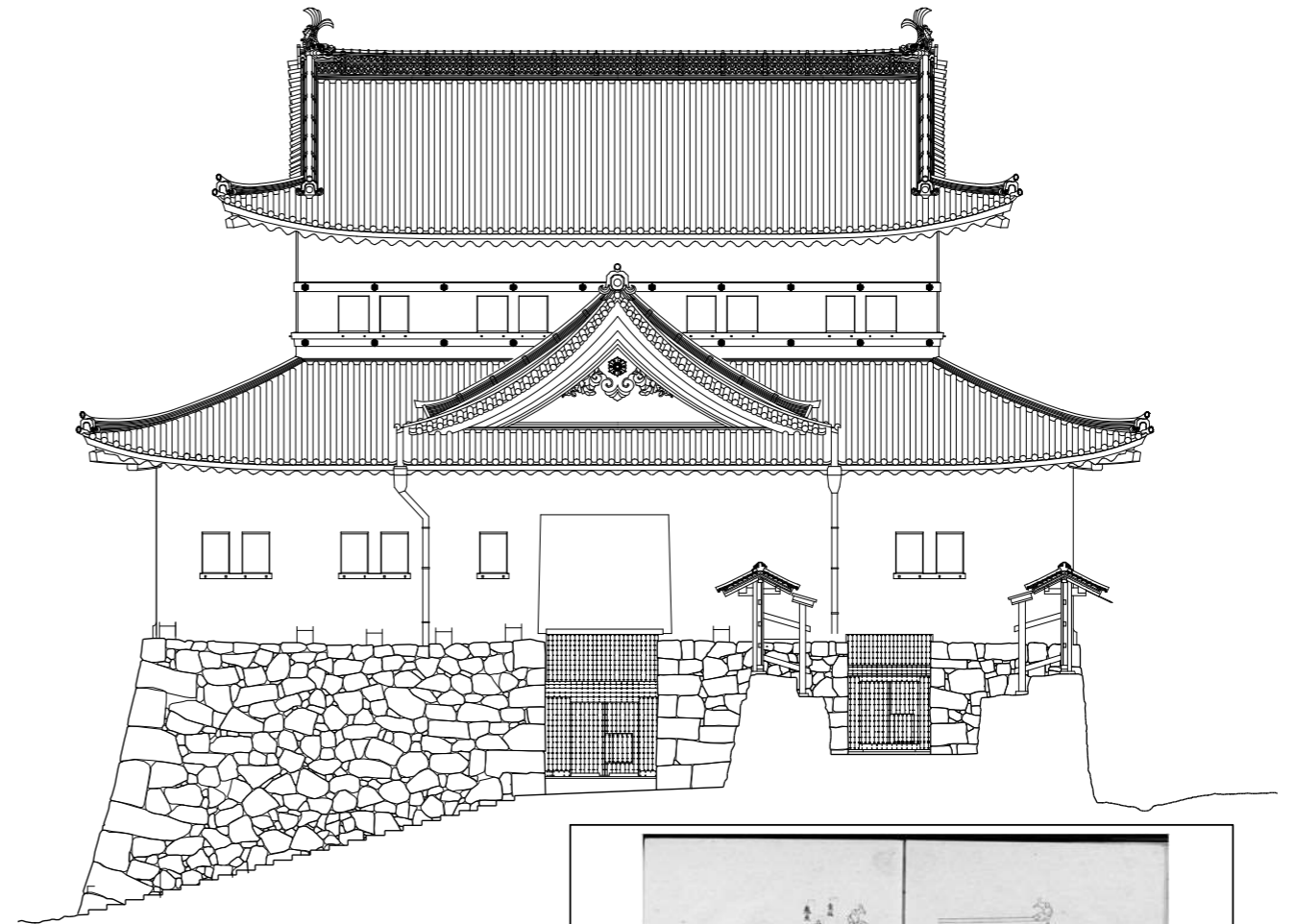
P228 上



■『金城温古録』比定図 小天守北立面図

■小天守
土台石垣根敷(東西曲尺長拾七間 南北巾拾貳間四尺 高四間三尺程) 上に小天守台二層 南北に附屋根を置く。
此破風に窓無く、只装ひのみにて八棟の略形なり。
総塗籠造り大棟東西に通り、悉く土瓦葺(俗に筒瓦と云 大瓦なり 鱸シヤモ 亦 土瓦なり)。
是 清正嘗造之まの姿なるし。
大棟の東の破風に開戸の窓あり、西の破風にはこれ無し。

P220 上



■胸除
(土台 五寸角柱二十一本 三寸三分角 長二尺七寸 三寸五分巾の貫一挺抱き、控木四所に入る。土台下より柱の頭迄 総高三尺二寸四分) 雁木上台の北御石垣の上にある。

P220 下

『金城温古録』巻十四 図彙部 「小天守大体」 P318

図(資)-4.8.15 『金城温古録』比定図:小天守2階

図(資)-4.8.16 『金城温古録』比定図:小天守北立面

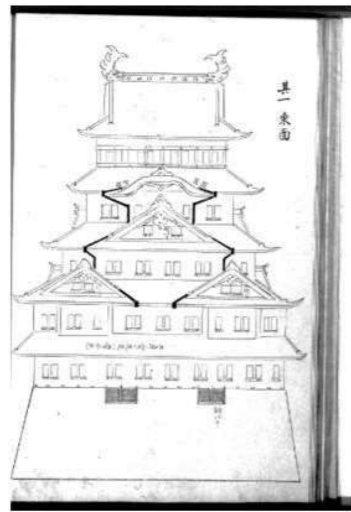
■『金城温古録』比定図 大・小天守及び橋台東立面

※頁数は、『名古屋叢書続編 第13巻 金城温古録(一)』(名古屋市教育委員会 1965)の頁数を表す

■小天守

土台石垣根敷(東西曲尺長拾七間
南北十拾貳間四尺、高四間二尺程
小天守台一層、南北に附屋根を置く
此破風に窓無く、只装心のみにて八棟の略形なり。
総塗葺造り大棟東西に通じ、悉く土瓦葺、俗に筒瓦と云、大瓦なり
賊シヤモ亦、土瓦なり。是、清正营造のまの姿ななし。
大棟の東の破風に開戸の窓あり、西の破風にはこれ無し。

P220 上



『金城温古録』卷十四 図彙部
「御天守大体 其一 東面」

■御天守

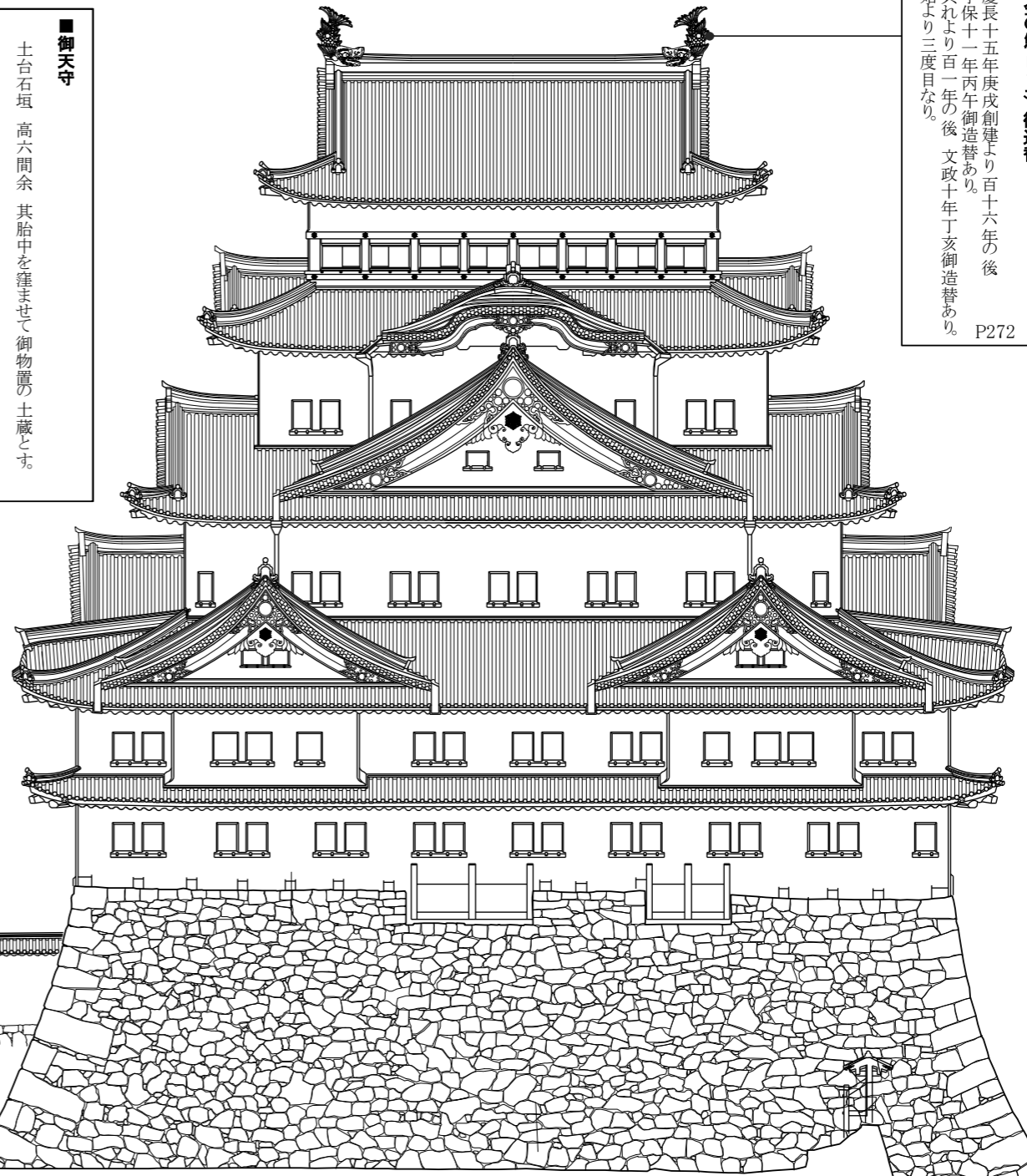
土台石垣 高六間余 其胎中を窪ませて御物置の土蔵とす。
四方石垣なる。
櫓の表面 白土壁塗葺造り。
初重より第二重までは、西層一房の如く、柱を真直に
建揚なる故に、初重の屋根は俗に「ぶっ庇」に似て、
其二重より屋根形類は、
第三重より台を縮めて屋根形正し、第四重までは、
土瓦屋根にて、毎重八棟形の増は、屋根の破風懸魚とも
木地の面に、減の御紋を打て付け、第五重の外、輪状開
窓の上下、長押を通じ、惣地壁と共に白土にて塗葺、
其面に赤銅煮黒めのかなく六葉を打付け、
大屋根は銅瓦にて、棟南北に通る。
爰に金の鱗シヤモを対に揚ぐ、其下破風も銅包の減金の
御紋を打て付け。
八棟の雨滴を降す銅樋は、二重の屋根限にて放流す。
宝曆二年に御手始あり。
先二重より四重までの土瓦を銅瓦に取換
八棟の雨滴樋を二重より下、銅樋を継足して、石垣南より
西北まで三面を這はせ、御堀底に至て流す。

P233 上

■黄金の鱗シヤモ 御造替

慶長十五年庚戌創建より百十六年の後、
享保十一年丙午御造替あり。
其れより百一年の後、文政十年丁亥御造替あり。
始より三度目なり。

P272 下



■御天守橋台

(南北長十一間半中央道巾式開
左右に高く石垣ありて、凹に繋げる
中の道には栗石を敷、南勾配なり。
西傍に石樋を埋み置
是は御天守御門前八棟の雨滴を
流す為と、又、井戸流しを兼ねる備

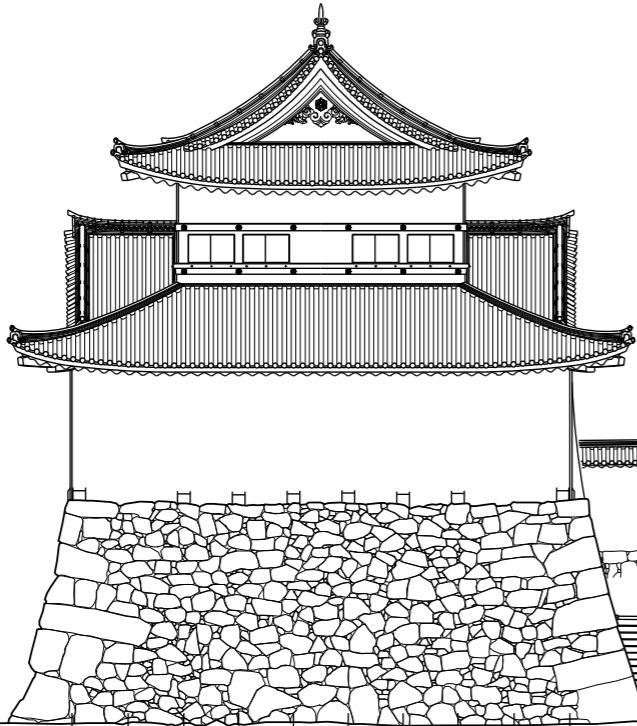
P235 下

■軒高

■2階FL

■1階FL

■地面FL



P233 下

■御天守の御籠

紫の糸打紐で結ぶ、極秘
詳にしがたし。

P273 下

■御天守敷量の事

今、御畳省略之所多故、委く難知
或記に、古人の覚書
一 御天守初重、合五百三十六畳之内
御座敷十間、二百七十畳
入側椽、二百六十四畳
一 同、二重、合五百四十八畳之内
御座敷十間、二百八十二畳
入側椽、二百六十四畳
一 同、三重、合三百八十八畳之内
御座敷九間、百五十六畳
入側椽、百四十四畳
附之間六所、八十畳
一 同、四重、合三百七十七畳之内
御座敷四間、九十四畳
入側椽、七十七畳
附之間六所、四十六畳
一 同、五重、合百畳之内
御座敷四間、四十六畳
入側椽、五十四畳
右御天守御畳物計千七百五十九畳

P274 下

■御天守風通窓開閉の時節

一 夏四月の節に入て
南北の窓戸を常開とす。
其窓に極り有り、図彙に委し。
其口、鳥除のみなあみ戸あり。
此網戸、宝暦の度、新調

P275 下

■土台石垣

此地下に敷松を入り、其上に石を載り組
登る。
地下に石垣の脚埋り入事、凡そ四尺程
其下に松有り。
宝暦御修復の時、これを検るに、右敷松
斫然として不朽
石垣は右御修復の時、過半組直しに成し
かは、今の形を以て、
慶長の古体を論じ難し。
昔、四隅の石に清正家臣の名を彫り附し
も、一隅は宝暦の度、
散失して、今、三隅のみに其石残り。

P234 下

■殿守間尺之記

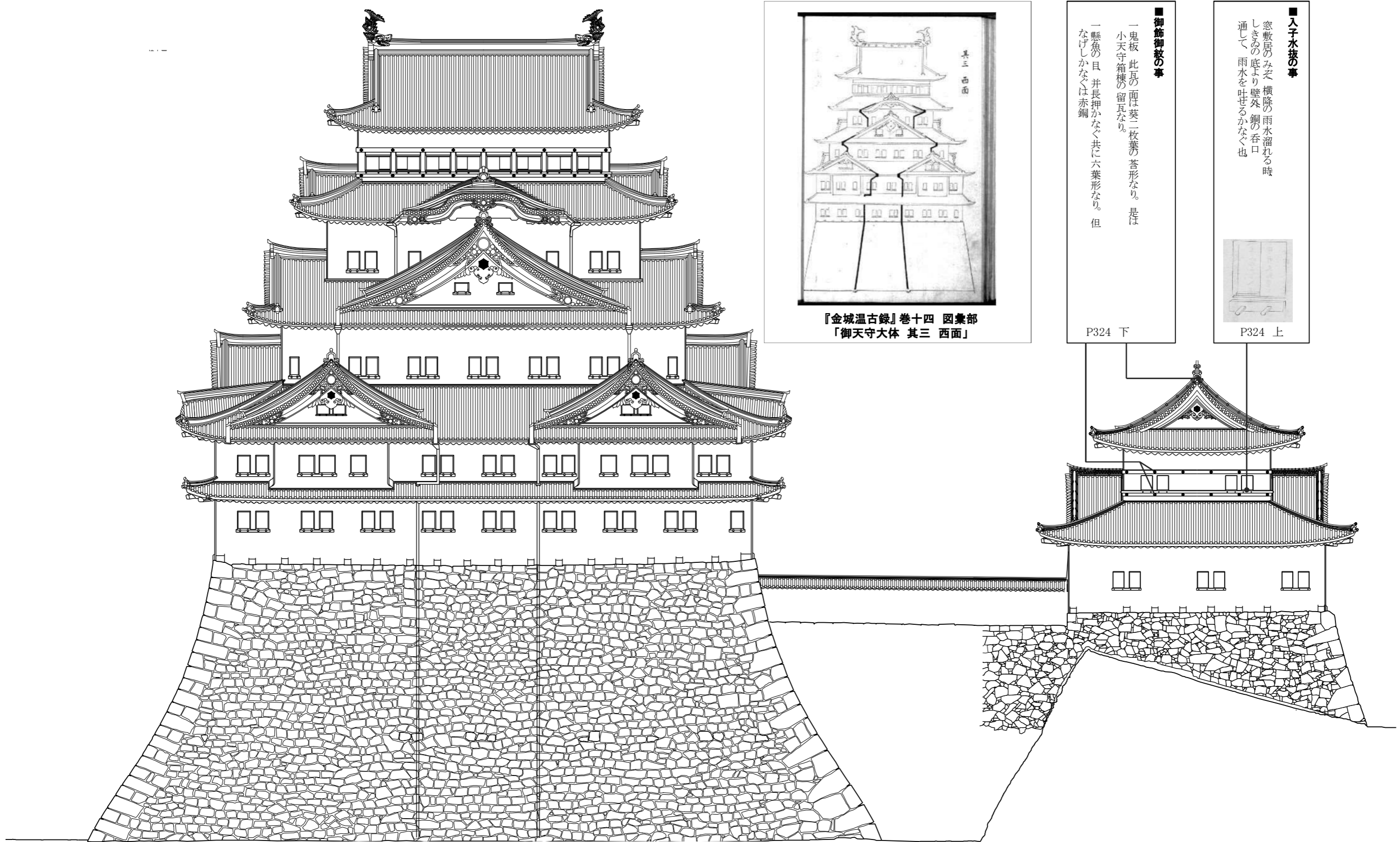
■石垣
(東ヶ輪地形ヨリ土台デ高六間五尺
北西、堀底ヨリ土台デ高十間五寸
■天守高
(土台下端ヨリ五重、棟上端デ
総高十七間四尺七寸五分
東ヶ輪地形ヨリ棟上端デ
二十四間三尺二寸七分
■総坪数
(一重ヨリ五重、デ坪千二百八十八坪八分
内九百四十四坪八分、本間武者走共
七十二坪附之分)
■段階総数
(南北之方一通分、百十九段
■窓総数
(一重ヨリ五重、デ二百十八窓、内尺
高三尺九寸五分巾三尺
窓子三本ツツ立、
太サ見付四寸巾三寸
■屋根瓦
(十六万九千三百八十六枚
但、小道具共、内二万八百七十六枚
清瓦也、銅瓦除之
■柱総数
(六百七十三本、内百六十六本附之分
太サ九寸ヨリ一尺四寸、内
内五十八本、カ柱)

P233 下

図(資)-4.8.17 『金城温古録』比定図:大・小天守及び橋台東立面

金城温古録比定図 大天守・小天守・橋台 西立面図

※頁数は、『名古屋叢書続編 第13巻 金城温古録(一)』(名古屋市教育委員会 1965)の頁数を表す



『金城温古録』卷十四 図彙部
「御天守大体 其三 西面」

■御飾御紋の事
 一 鬼板 此瓦の面は菱一枚葉の苔形なり。是は小天守箱棟の留瓦なり。
 一 懸魚の目 并長押かなぐ共に六葉形なり。但なげしかなぐは赤銅

P324 下

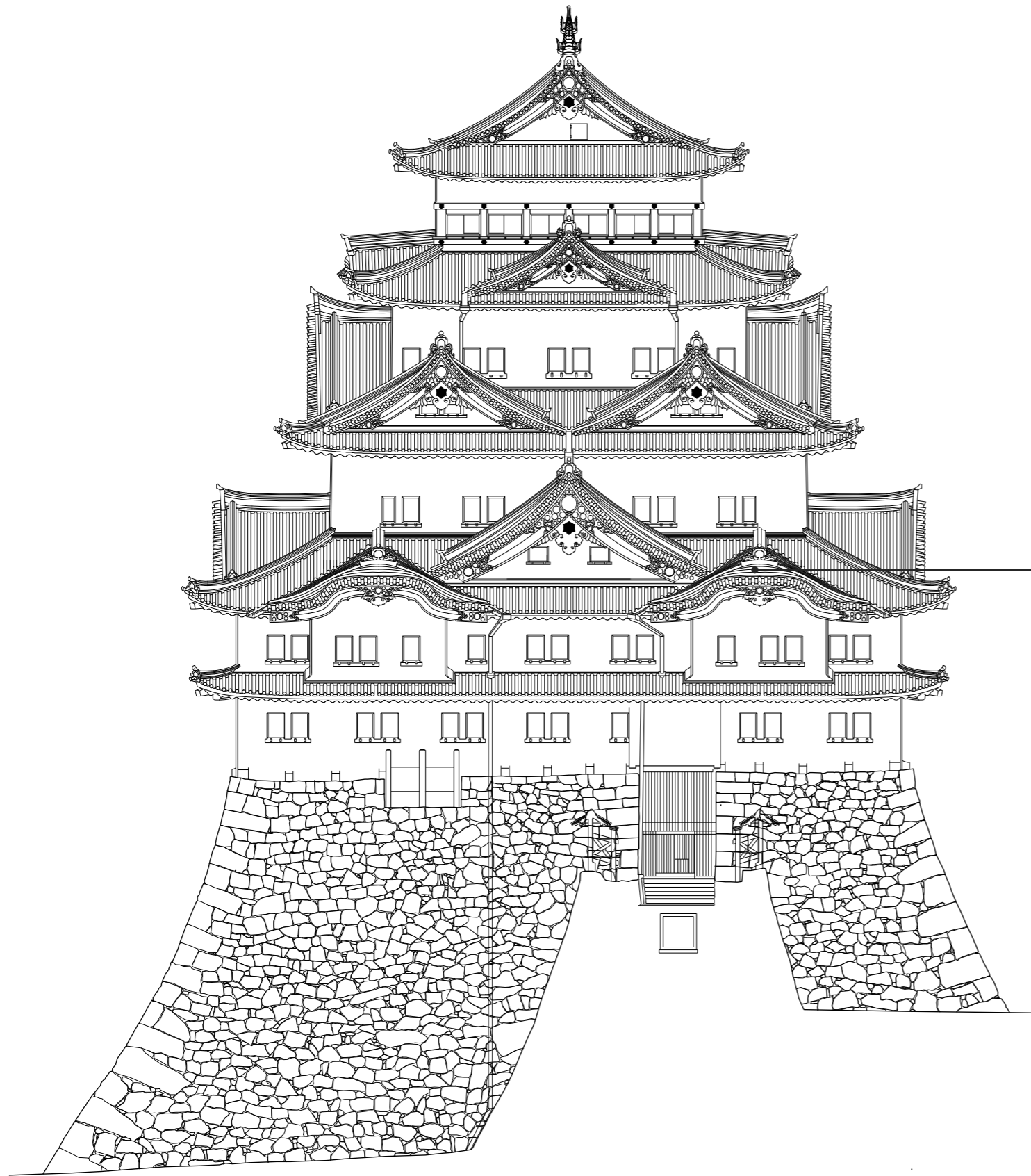
■入子水抜の事
 窓敷居のみぞ 横隆の雨水溜れる時 しまの底より壁外 銅の呑口 通して 雨水を吐せるかなぐ也



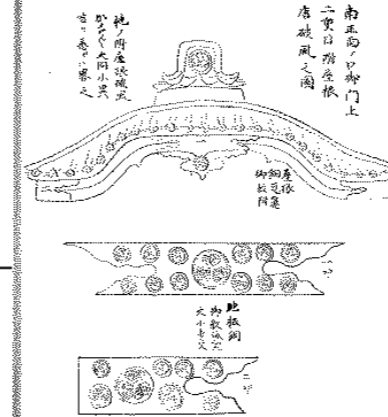
P324 上

金城温古録比定図 大天守 南立面図

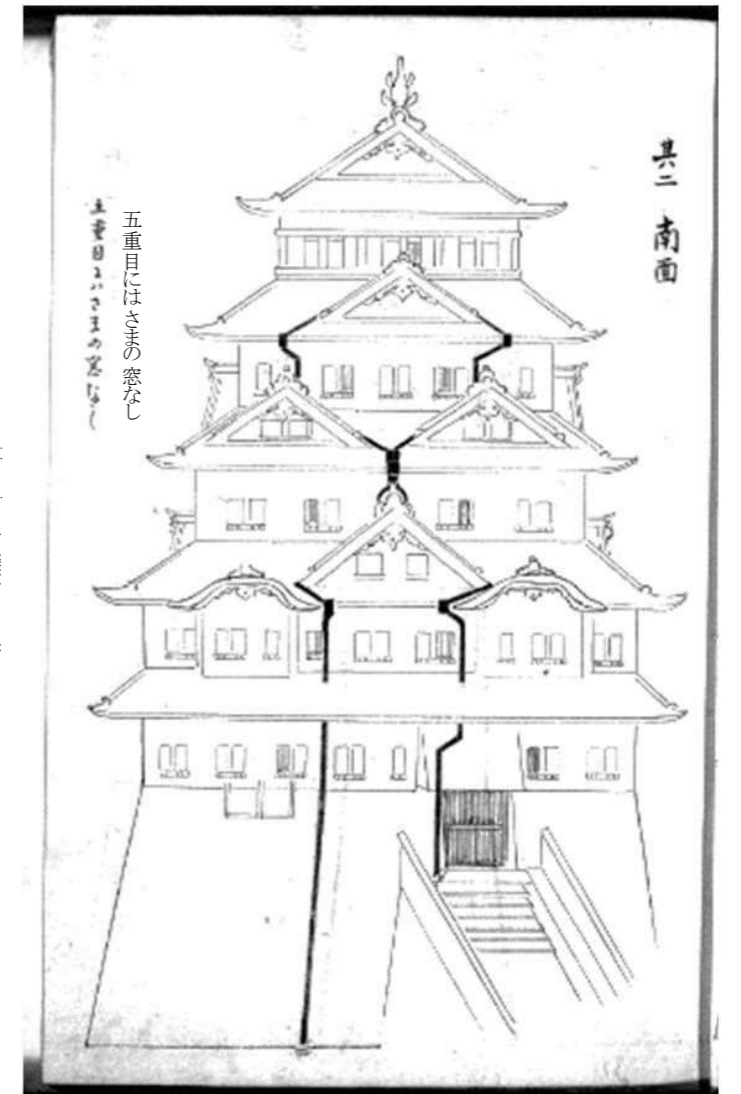
※頁数は、『名古屋叢書続編 第13巻 金城温古録(一)』(名古屋市教育委員会 1965)の頁数を表す



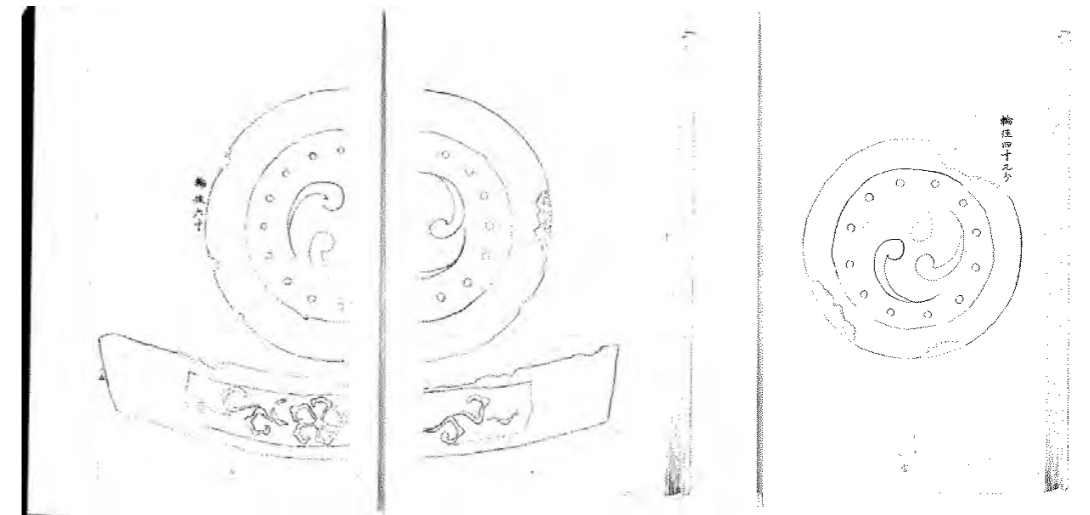
第十四之冊



『金城温古録』巻十四 図彙部
「南正面ノ口御門上二重目附屋根唐破風之図」



『金城温古録』巻十四 図彙部
「御天守大体 其二 南面」



『金城温古録』巻十四 図彙部
「御天守古瓦」